

令和2年度

予算特別委員会会議録

令和2年2月26日 開会

令和2年3月3日 閉会

塩竈市議会事務局

# 令和2年度予算特別委員会会議録目次

【令和2年2月26日（水）】	1日目	
正副委員長互選	.....	3
議案説明（議案第15号から第37号まで）	.....	5
資料要求	.....	29

【令和2年2月28日（金）】	2日目	
質疑		
〔一般会計〕		
鎌田礼二委員	.....	35
菅原善幸委員	.....	53
小高洋委員	.....	67
伊勢由典委員	.....	86
山本進委員	.....	101
土見大介委員	.....	115
小野幸男委員	.....	132

【令和2年3月2日（月）】	3日目	
質疑		
〔一般会計〕		
阿部かほる委員	.....	151
志賀勝利委員	.....	164
辻畑めぐみ委員	.....	180
志子田吉晃委員	.....	196
曾我ミヨ委員	.....	212
浅野敏江委員	.....	223
阿部真喜委員	.....	238

今野 恭一 委員 ..... 252

【令和2年3月3日（火）】 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

鎌田 礼二 委員	.....	271
菅原 善幸 委員	.....	281
小高 洋 委員	.....	291
志賀 勝利 委員	.....	302
辻 畑 めぐみ 委員	.....	313
山本 進 委員	.....	321
伊勢 由典 委員	.....	330
志子田 吉晃 委員	.....	339
阿部 かほる 委員	.....	349
浅野 敏江 委員	.....	356
土見 大介 委員	.....	367
今野 恭一 委員	.....	375

採決 ..... 383

令和2年2月26日（水曜日）

令和2年度予算特別委員会

（第1日目）



令和2年度予算特別委員会第1日目

令和2年2月26日（水曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

阿部 眞 喜 委員	西村 勝 男 委員
阿部 かほる 委員	小野 幸 男 委員
菅原 善 幸 委員	浅野 敏 江 委員
今野 恭 一 委員	山本 進 委員
伊藤 博 章 委員	香取 嗣 雄 委員
志子田 吉 晃 委員	鎌田 礼 二 委員
伊勢 由 典 委員	小高 洋 委員
辻 畑 めぐみ 委員	曾我 ミ ヨ 委員
土見 大 介 委員	志賀 勝 利 委員

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光 樹	市民総務部長	小山 浩 幸
市民総務部 政策調整監	荒井 敏 明	健康福祉部長	阿部 徳 和
産業環境部長	佐藤 俊 幸	建設部長	佐藤 達 也
市立病院事務部長 兼 医事課長	本多 裕 之	水道部長	大友 伸 一
市民総務部次長 兼 総務課長	川村 淳	健康福祉部次長 兼 社会福祉事務所長 兼 生活福祉課長	小林 正 人
産業環境部次長 兼 環境課長	木村 雅 之	建設部次長 兼 都市計画課長	鈴木 康 則
水道部次長 兼 業務課長	並木 新 司	市民総務部 危機管理監	佐々木 誠
会計管理者 兼 会計課長	菊池 有 司	市民総務部 政策課長	末永 量 太

市民総務部 財政課長	相澤和広	健康福祉部 長寿社会課長	志野英朗
健康福祉部 健康年金課長	長峯清文	産業環境部 水産振興課長	草野弘一
産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘	建設部 下水道課長	関陽一
建設部 復興推進課長	鈴木良夫	市立病院事務部 業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲	教育委員会 教育長	高橋睦麿
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長	本田幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志	選挙管理委員会 事務局長	伊東英二
監査委員	福田文弘	監査事務局長	鈴木宏徳

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開会

○香取臨時委員長 ただいまから令和2年度予算特別委員会を開会いたします。

出席者の方々に念のため申し上げます。くしゃみやせきなどが頻繁に出る方を初め、必要な方は、議場内でもマスクを着用していただいで結構でございます。また、体調がすぐれない方は、退席していただくことも可能ですので、あわせてご案内を申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしましょうか、お諮りをいたします。

土見大介委員。

○土見委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。

以上です。

○香取臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がございました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう取り計らうことを決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、小野幸男委員、伊勢由典委員、山本 進委員、阿部かほる委員、以上4名の方に選考委員をお願いをいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時19分 再開

○香取臨時委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いをいたします。



阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 それでは、選考委員会の結果をご報告いたします。

選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には西村勝男委員、副委員長には小高 洋委員のご兩名を選考いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○香取臨時委員長 ただいま、阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には西村勝男委員、副委員長には小高 洋委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香取臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、西村勝男委員より、委員長就任のごあいさつをお願いをいたします。

○西村委員長 ただいま選任をいただきました、令和2年度2月定例会、予算特別委員会の委員長を務めますオール塩竈の会の西村勝男でございます。どうぞよろしく願いいたします。

佐藤光樹市長による新体制の中、2月定例会でさまざまな議案が提案されております。これからの市政運営に対する長期的な展望も踏まえて、第一歩、大きく進む議会だと感じております。今回の議案審査に対しましては、18名の委員の皆様と総意のもとで審査をしていただければ幸いです。また、委員長としてスムーズな進行に向けて努力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

また、小高副委員長には、どうぞ協力のほど、よろしく願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。よろしく願いします。

○香取臨時委員長 次に、副委員長就任のご挨拶をお願いをいたします。

○小高副委員長 ただいま、今回の予算特別委員会の副委員長ということでご選任をいただきました小高 洋でございます。若輩ではございますが、先ほど委員長からのお言葉にございましたとおり、皆様のご協力をいただきながら、円滑な議事進行、そして、活発な議論のできる委員会にしていきたいと思いますというふうに思っておりますので、ひとつ、委員各位の皆様のご協力をお願い申し上げまして、私から一言のごあいさつとさせていただきますと思います。よろしく願い申し上げます。

○香取臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和2年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第15号ないし第37号の23件であります。

それでは、まず令和2年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。日程については、2月26日、2月28日、3月2日及び3月3日の4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、本特別委員会の日程は、2月26日、2月28日、3月2日及び3月3日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

まず、最初に市当局からの説明を求め、次に、さきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

小林生活福祉課長。

○小林生活福祉課長 それでは、生活福祉課から、議案第18号と議案第19号についてご説明させていただきます。

議案資料No.2の「令和2年第1回塩竈市議会定例会議案」並びに議案資料No.14の「第1回市議会定例会議案資料（その2）」をご用意いたします。

初めに、資料No.2の7ページをお開き願います。

こちらは、議案第18号「塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」でございます。

前文には、塩竈市の差別解消に向けた考え方を示しております。

13ページをお開き願います。

議案提案理由につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、

障がい理由とする差別の解消を推進するため、新たな条例を制定するものでございます。

施行期日につきましては、12ページにお戻りいただいて、12ページ、中段に記載のとおり、令和2年4月1日からとなっております。

続きまして、同じ資料No.2の14ページをお開き願います。

こちらは、議案第19号「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」でございます。

前文には、手話言語への理解、後段には、障がい者の特性に応じたコミュニケーションを推進する内容を示しております。

16ページをお開き願います。

提案理由につきましては、手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用しやすい環境を整備するための新たな条例を制定するものでございます。

施行期日につきましては、ページ下段の記載のとおり、令和2年4月1日からとなっております。

具体的な内容につきましては、資料No.14でご説明いたしますので、ご用意願います。

9ページをお開き願います。

中段、2の条例の制定の理由につきましては、(1)、(2)は、議案第18号のいわゆる「差別解消条例」の制定理由としまして、差別の判断基準となる「ものさし」を条例で示すことにより、障がいのある人とない人との双方にとって差別の未然防止につながる。差別の解消には、市民が障がいについて正しく理解し、主体的に行動することが重要となり、市民参加により、条例の制定により市民意識の醸成にもつながると考えております。

(3)は、議案第19号、いわゆる「手話言語及びコミュニケーション条例」の制定理由としましては、手話を言語と認識し、手話の普及を図る内容に加えまして、2点目としまして、障がいの特性に応じてさまざまなコミュニケーション手段を理解することにより、全ての市民が意思疎通を円滑に行うことができ、障がいに対しての理解を深めることができる内容を規定した二本立ての条例となっております。

4のこれまでの取組及び今後の予定につきましては、昨年7月から、障がい者の関係団体との意見交換会、聴覚障がい者へのアンケートの実施、9月中旬には、タウンミーティングを3回実施し、11月には職員研修、12月にはパブリックコメントを実施し、これまで1年かけてさまざまなご意見をいただき、2つの条例案を制定したものでございます。

10ページをお開き願います。

10ページには、議案第18号「塩竈市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」の概要。

11ページをお開き願います。

こちらは、議案第19号「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」の概要を載せております。

議案第18号及び議案第19号の説明につきましては、以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 それでは、議案第26号「令和2年度塩竈市一般会計予算」から議案第34号「令和2年度塩竈市藤倉地区復興土地地区画整理事業特別会計予算」までについて、概要を申し上げます。

議案資料No.14の「第1回市議会定例会議案資料（その2）」をご用意願います。

31ページをお開き願います。

こちらの表は、一般会計及び特別会計当初予算の総括表でございます。

令和2年度の一般会計当初予算額は、231億2,000万円で、前年度比26億3,000万円の減、増減率ではマイナス10.2%でございます。復旧・復興関連予算として、新たに桂島地区防災集団移転促進事業費を計上しておりますほか、義務的経費でございます扶助費や、4月から新たに導入される会計年度任用職員制度に伴います人件費などが増となりました一方で、海岸通地区震災復興市街地再開発事業や浦戸におけます復旧・復興事業など、大型事業予算が、その進捗により、前年度に引き続き大きく減となった影響により、前年度から予算が大きく減となったものでございます。

次に、特別会計であります。表の本年度の列、下から2番目、小計欄にございますとおり、8つの特別会計の予算総額は126億5,080万2,000円となり、前年度比74億8,889万9,000円の減、増減率ではマイナス37.2%となっております。

予算規模が大きく縮小した要因でございますが、下水道事業及び漁業集落排水事業が、令和2年度から新たに地方公営企業法の財務規定等が適用されることにより、公営企業会計に移行したことによるものでございます。その影響を除きますと、前年度との比較では2億4,619万9,000円の減、増減率ではマイナス1.9%でございます。

一般会計、特別会計を合わせた総額は、表の一番下にございますとおり、357億7,080万2,000円となり、前年度比101億1,889万9,000円の減、増減率ではマイナス22.1%となっております。

次の32ページ及び33ページをお開き願います。

一般会計の歳入についての前年度比較表でございます。

主な歳入の内容は、後ほど予算説明書にて、ご説明申し上げますので、増減額の大きい項目についてご説明を申し上げます。

32ページ、中ほどの列、比較の欄をごらん願います。

まず、費目1の市税でございますが、3,098万7,000円の減で、主に法人市民税におきまして、法人企業数の減や法人税割の課税率が3.7%減となったことによるものでございます。

費目6の法人事業税交付金であります。これは、地方の税財源の是正を図るため、宮城県が課税しております法人事業税について、その7.7%分を法人事業税交付金として市町村に配分されるもので、新たな交付金でございます。

費目7の地方消費税交付金は、1億7,480万円の増で、昨年10月の消費税率の改正に伴い、地方消費税の税率が0.5%引き上げられたことによる増でございます。

費目11の地方交付税は、5億8,221万6,000円の減で、東日本大震災によります復旧・復興事業の進捗に伴いまして、その財源であります震災復興特別交付税が大幅に減となったものでございます。

費目13の分担金及び負担金は、8,149万円の減で、幼児教育・保育等の無償化に伴い、保育所入所に係ります保育料が減となったものでございます。

費目15の国庫支出金は、1億7,527万8,000円の減であります。第三中学校の長寿命化改良事業や漁港施設災害普及費の財源であります国庫補助金が、事業費の減に伴いまして減となったものでございます。

費目16の県支出金は、6,988万4,000円の増で、幼児教育・保育等の無償化の財源であります県負担金が増となったものでございます。

費目19の繰入金は、9億7,011万4,000円の減で、震災関連事業の財源としての東日本大震災復興交付金基金からの繰入金の減によるものでございます。

費目22の市債は、10億4,710万円の減で、借換債の減や第三中学校の長寿命化改良事業に係ります借り入れの減によるものでございます。

次の34ページ及び35ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、目的別に前年度と比較しておりますが、後ほど予算説明書にて、ご説明申し上げます。

次の36ページ及び37ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、性質別に前年度と比較したものでございます。

まず、主要な財政指標に影響いたします義務的経費の動きについて、ご説明申し上げます。

費目1の人件費であります。4月から新たに導入される会計年度任用職員制度に伴う人件費の増などによりまして、前年度から2億9,323万4,000円の増となっております。

費目4の扶助費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、施設型給付費等支給事業や施設等利用費等支給事業などの増によりまして、前年度から2億7,920万2,000円の増となっております。

費目8の公債費であります。借換債の減が大きな要因でございます。前年度から6億1,571万3,000円の減となっております。

次に、投資的経費の主な予算といたしまして、費目6の普通建設事業費であります。内訳にございますとおり、補助事業が23億1,687万6,000円の減、単独事業が3億2,889万8,000円の減でありまして、全体として26億4,577万4,000円の大幅減となっております。主な要因であります。浦戸地区におけます復興事業や海岸通地区震災復興市街地再開発事業、海岸通子育て支援施設整備事業などの大型復興事業の事業進捗によるものでございます。

費目7の災害復旧費は、漁港施設災害復旧費の減によりまして、前年度から1億498万9,000円の減となっております。

次の38ページ及び39ページをお開き願います。

投資的経費の内訳一覧でございます。

39ページの合計の下の内訳にございますとおり、普通建設事業費が4億9,160万4,000円、東日本大震災復興交付金事業が6億4,242万2,000円、災害復旧事業が1億8,596万3,000円、合計で13億1,998万9,000円となり、前年度から27億5,076万3,000円の大幅な減となっております。

続きまして、一般会計当初予算の内訳についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案資料のNo.10をご用意願います。

「令和2年度一般会計特別会計予算説明書」のご説明となります。

1ページ及び2ページをお開き願います。

こちらは、一般会計当初予算の総括でございます。1ページが歳入の前年度比較、同じく2ページが歳出の比較となっております。

次の3ページ及び4ページをお開き願います。

まず、第1款市税でございますが、3ページの上段、左から2列目、本年度の欄をごらん願います。57億9,044万1,000円を計上し、前年度から3,098万7,000円の減としております。これは、主に第1項市民税第2目法人が、右側説明欄にありますとおり、法人税割におきまして、法人企業数の減や法人税割の課税率が3.7%減となったことにより、減額となったものでございます。

次の5ページ及び6ページの第2款地方譲与税から、7ページ及び8ページの第10款地方特例交付金までにつきましては、国の地方財政計画の内容、それから、県からの通知額に基づき試算した数値となっております。

7ページ下段の第11款地方交付税につきましては、58億7,392万円で、前年度からマイナス5億8,221万6,000円を見込んでございます。内訳といたしましては、説明欄にあります普通交付税が、基準財政需要額におけます地域社会再生事業費の創設や会計年度任用職員制度導入に係る期末手当分の計上により増となります一方、震災復興特別交付税が、復旧復興事業の減に伴い前年度から大幅に減と見込むものでございます。

次の9ページ及び10ページをお開き願います。

第13款分担金及び負担金につきましては、8,036万3,000円で、前年度からマイナス8,149万円を見込んでおります。第1項負担金第1目民生費負担金におきまして、幼児教育・保育等の無償化に伴い、保育所入所時保育料が減となることによるものでございます。

13ページ及び14ページをお開き願います。

第15款国庫支出金であります。30億2,782万7,000円で、マイナス1億7,527万8,000円となっております。

恐れ入りますが、17ページ及び18ページをお開き願います。

17ページ中段の第7目教育費国庫補助金が、第三中学校の長寿命化改良事業に係ります学校施設環境改善交付金の皆減や、第8目災害復旧費国庫補助金が、漁港施設災害復旧費補助金の減などによりまして、前年度から減となったことが要因となっております。

続きまして、17ページ下段の第16款県支出金であります。14億1,109万3,000円で、前年度から6,988万4,000円の増となっております。第1項県負担金第1目民生費負担金が、幼児教

育・保育等の無償化に伴い、施設型給付費等負担金及び施設等利用費負担金で増となったことによるものでございます。

25ページ及び26ページをお開き願います。

第19款繰入金でございます。繰入金につきましては、25億9,371万7,000円を計上し、前年度からマイナス9億7,011万4,000円となっております。

主な理由につきましては、恐れ入りますが、次の27ページ及び28ページをお開き願います。

第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金が、先ほどご説明申し上げましたとおり、海岸通地区震災復興市街地再開発事業や浦戸におけます復旧復興事業の減などに伴いまして、前年度からマイナス9億4,407万4,000円と大きく減となったことによるものであります。

33ページ及び34ページをお開き願います。

第22款市債につきましては、14億9,470万円を計上し、前年度からマイナス10億4,710万円となっております。これは歳出予算の財源として、全体的な増減はございますが、次の35ページ及び36ページをお開き願います。第7目借換債が前年度から5億3,470万円の減となりましたほか、第三中学校の長寿命化改良事業に係ります借り入れが皆減となったことによるものであります。

次に、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

37ページ及び38ページをお開き願います。

初めに、歳出予算の節の区分について、変更がございますので、ご説明を申し上げます。

地方自治法施行規則の一部を改正する省令に基づきまして、令和2年度予算から、第7節の賃金が廃止されております。このことによりまして、従来の第8節報償費以降の節番号が順次繰り上げとなり、歳出の節の区分につきましては、全28節から全27節となるものでございます。

なお、この取り扱いにつきましては、特別会計につきましても同様でございますので、よろしくお願い申し上げます。

改めまして、37ページ及び38ページをごらん願います。

第1款議会費につきましては、本年度欄にありますとおり、2億1,605万7,000円で、前年度から185万3,000円の増でございます。これは職員人件費の増によるものでございます。

41ページ及び42ページをお開き願います。

第2款総務費でございます。34億4,024万8,000円で、前年度から10億8,461万3,000円の増となっております。主な理由といたしましては、恐れ入りますが、49ページ及び50ページをお開



き願います。第1項総務管理費第7目企画費が、事業内訳にあります内部情報システムの更新に伴う増などにより、前年度から1億4,336万5,000円の増となりましたほか、恐れ入りますが、55ページ及び56ページをお開き願います。第1項総務管理費第12目諸費の同じく事業内訳にあります国庫補助金等返還費が8億6,126万6,000円の皆増となったことによるものであります。これは、これまで交付を受けておりました復興交付金のうち、執行額が確定した分を除き、その残分を国に返還するための予算となっております。

次に、71ページ及び72ページをお開き願います。

第3款民生費につきましては、83億5,170万7,000円で、前年度から1億1,118万8,000円の減となっております。減の要因であります、恐れ入りますが、87ページ及び88ページをお開き願います。まず、第2項児童福祉費第2目児童措置費であります、前年度から2億4,010万5,000円の増であります。これは、幼児教育・保育等の無償化に伴い、施設型給付費等支給事業や施設等利用費等支給事業が増となったことによるものでございます。一方で、次の89ページ及び90ページをお開き願います。第2項児童福祉費第4目保育所費であります、前年度から4億142万2,000円の減となっております。これは、海岸通子育て支援施設整備事業が大幅に減となったことによるものでございます。

次に、101ページ及び102ページをお開き願います。

第4款衛生費でございますが、18億2,834万9,000円で、前年度から9,960万3,000円の増であります。内容としましては、次の103ページ及び104ページをお開き願います。第1項保健衛生費第2目予防費であります、予防接種事業費が増となりましたことによりまして、前年度から4,899万1,000円の増となっておりますほか、恐れ入りますが、111ページ及び112ページをお開き願います。第2項清掃費第2目塵芥処理費であります、廃棄物適正処理推進費の増などにより、3,352万5,000円の増となったことによるものでございます。

次に、121ページ及び122ページをお開き願います。

第5款労働費でございますが、6,500万円で、前年度と同額となっております。

次の123ページ及び124ページをお開き願います。

第6款農林水産業費でございますが、4億1,988万9,000円で、前年度から8億4,755万9,000円の減であります。主な理由としましては、恐れ入りますが、129ページ及び130ページをお開き願います。ページ中段に記載しております復興交付金事業費8億6,360万円が前年度から皆減となったことによるものでございます。内容につきましては、桂島地区・野々島地区並びに

寒風沢地区におけます漁業集落防災機能強化事業、及び野々島地区・寒風沢地区の漁港施設機能強化事業の皆減でございます。

次の131ページ及び132ページをお開き願います。

第7款商工費でございますが、6億873万4,000円で、前年度から2億1,470万3,000円の減でございます。主な理由でございますが、第1項商工費第2目商工振興費におきまして、公共駐車場取得事業1億9,744万8,000円が全額減額となりましたほか、中小企業対策融資事業が3,000万円の減となりましたことにより、前年度から2億4,828万7,000円の減となったことによるものでございます。

次に、139ページ及び140ページをお開き願います。

第8款土木費につきましては、31億2,840万5,000円で、前年度から14億2,457万9,000円の減であります。大幅減となりました主な要因であります。153ページ及び154ページをお開き願います。第5項都市計画費第4目下水道費について、下水道事業特別会計におけます復興交付金事業が減などとなりましたことから、一般会計からの繰出金が、前年度から4億7,098万7,000円の大幅減となっております。また、次の155ページ及び156ページ、第6目土地地区画整理費につきましても、北浜地区復興土地地区画整理事業特別会計への繰出金が、事業の進捗により減となり、前年度からマイナス1億6,149万9,000円となっております。その下、第7目復興交付金事業費におきましては、新たに桂島地区防災集団移転促進事業費を計上する一方で、海岸通地区震災復興市街地再開発事業が、大幅減となりましたことから、前年度から6億8,681万8,000円の減となったことなどによるものでございます。

次に、159ページ及び160ページをお開き願います。

第9款消防費でございますが、6億8,980万6,000円で、前年度から2,479万5,000円の減であります。これは、第1項消防費第2目非常備消防費につきまして、消防団の車両購入費が、全額減額となりましたことにより、前年度から2,564万5,000円の減となったことによるものでございます。

次に、165ページ及び166ページをお開き願います。

第10款教育費でございますが、15億8,338万7,000円で、前年度から4億6,946万2,000円の減となっております。減の要因につきましては、恐れ入りますが、173ページ及び174ページをお開き願います。第3項中学校費第1目学校管理費であります。第三中学校の長寿命化改良事業4億2,903万2,000円が全額減額となりましたことから、前年度から4億3,500万5,000円の減

となったことによるものでございます。

次に、197ページ及び198ページをお開き願います。

第11款災害復旧費でございます。1億8,596万3,000円で、前年度から1億498万9,000円の減であります。内容としましては、第1項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費につきまして、事業の進捗により、前年度から減となったことによるものでございます。

次の199ページ及び200ページをお開き願います。

第12款公債費でございます。24億3,615万2,000円で、前年度から6億1,571万3,000円の減であります。これは、第1項公債費第1目元金が、前年度から6億1,134万7,000円の減となったことによるものでございます。償還元金のうち、借りかえ分が、財源内訳の地方債欄にありますとおり、6億3,570万円でございます。前年度から5億3,470万円の減となったことが、主な要因でございます。借りかえ分を除きました純粋な元利償還金につきましては、前年度から8,101万3,000円の減でございます。前年度に引き続き、公債費の減となっております。

次の201ページ及び202ページをお開き願います。

第13款諸支出金でございます。1億4,630万3,000円で、前年度から808万1,000円の減となっております。これは、交通事業特別会計への繰出金が、船舶建造に係ります借入元金の償還が開始いたしますことなどにより1,851万9,000円の増となる一方で、公共用地先行取得事業特別会計への繰出金が、地方債償還額の減に伴い、2,660万円減となることによるものでございます。

次の203ページ及び204ページをお開き願います。

第14款予備費であります。自然災害などへの備えとして、前年度から500万円増額し、2,000万円としてございます。

次の205ページをお開き願います。

205ページ以降につきましては、給与費明細書、債務負担行為、それから、地方債残高の調書でございますので、後ほど、ご参照願いたいと思います。

一般会計予算の内容につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、議案第27号「令和2年度塩竈市交通事業特別会計予算」についてご説明をさせていただきます。

資料No.10「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」の224ページ及び225ページをお

開きください。

こちらが、令和2年度交通事業特別会計の歳入歳出予算事項別明細書となります。

表中の本年度予算額の欄にありますとおり、歳入歳出ともに2億1,980万円を計上しております。前年度と比較いたしまして1,390万円の増となるものでございます。

続きまして、各予算の主な内容についてご説明をいたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、同じ資料No.10の228ページ及び229ページをお開き願います。

第1款事業費に2億382万2,000円を計上してございます。前年度と比較しまして202万5,000円の減となっております。

減額の主な内容についてご説明いたします。

230ページ及び231ページをお開き願います。

第1款事業費第1項離島定期運航費第2目運航費が、昨年との比較で220万4,000円の減となっております。これは、第10節需用費にございます燃料費が、原油価格の低下等を反映し、約280万円の減額となっていることや、昨年度予算で計上いたしました風速・風向計の整備費用の660万円が、減額されていることの一方で、中型船「しおじ」が5年に一度の定期検査を行うため、需用費に計上しております修繕料が、昨年と比較して約580万円増額されておりますことが、大きな要因となっております。

次に、各項目についてご説明いたします。

228ページ及び229ページにお戻りください。

第1款事業費第1項離島定期運航費第1目総務管理費に1億5,609万5,000円を計上してございます。前年度と比較して17万9,000円の増となっております。

次に、230ページ及び231ページをお開きください。

第1款事業費第1項離島定期運航費第2目運航費に、4,772万7,000円を計上してございます。前年度と比較して220万4,000円の減となっております。主な理由といたしましては、先ほどご説明いたしました風速・風向計の整備費及び燃料費の減額により予算減となっております。

次に、232ページ及び233ページをお開きください。

第2款公債費第1項公債費第1目利子に、3万3,000円を計上しております。これは、平成29年度の「しおね」建造に伴います長期債償還利子及び一時借り入れを行った場合の公債費利子となっております。また、令和2年度からは、元金の返済が始まりますことから、1,594万

5,000円を計上してございます。

続きまして、歳入予算について、ご説明いたします。

226ページ及び227ページをお開きください。

第1款事業収入には、7,586万6,000円を計上しております。前年度と比較しまして261万3,000円の増となっております。昨年10月の消費税改正に伴います乗船料改正等による収入増となっております。

第2款国庫支出金には、3,809万5,000円を計上しております。前年度より22万円の減となっております。これは、離島航路補助金の算定基礎となる標準単価等の変更に伴います減額となったものでございます。

第3款繰入金には、1億580万3,000円を計上しております。前年度より1,851万9,000円の増となっております。これは、船舶修繕費の増及び公債費の元金償還が始まりましたこと等に伴いまして増額となったものでございます。

第4款諸収入には、3万6,000円を計上いたしております。内訳は、広告料収入として3万6,000円を計上しております。昨年度計上いたしました海上交通バリアフリー施設整備助成金につきましては、同補助金により各栈橋に整備したアルミ製タラップの整備が終了いたしましたので、令和2年度では計上いたしておりません。

以上で、交通事業特別会計予算につきましてのご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第28号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明させていただきます。

資料No.9「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算」及び資料No.10「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」をご用意願います。

初めに、資料No.9の12ページをお開き願います。

令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,160万円と定めております。

第2条につきましては、地方自治法の規定による一時借入金の借入額の最高額を5億円と定めております。

次に、主な内容についてご説明いたします。

資料№10「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」の240ページ及び241ページを開き願います。

説明は、こちらの歳入歳出予算事項別明細書の総括にて、ご説明させていただきます。

まず、主な歳入でございますが、240ページをごらん願います。

第1款国民健康保険税につきましては、被保険者の減少などにより、前年度より4,730万2,000円の減の8億9,928万5,000円を計上しております。

次に、第4款県支出金につきましては、被保険者の減少により、前年度に比べ1億9,572万円減の43億2,961万2,000円を計上しております。

第6款繰入金につきましても、被保険者の減少などにより、2,794万1,000円減の5億7,938万3,000円となっております。

次に、主な歳出についてご説明申し上げます。

241ページをごらん願います。

初めに、第1款総務費につきましては、前年度と比べ836万円の増額となっております。これは、オンライン資格確認システムの整備のほか、会計年度任用職員分の増額があり、5,576万8,000円の計上となっております。

第2款保険給付費につきましては、被保険者の減少により、給付費全体でも減少しており、前年度より1億6,560万9,000円減の42億9,045万6,000円となっております。

第3款国民健康保険事業費納付金は、県単位化後の県全体の国保運営に必要な納付金でございますが、こちらも被保険者の減少などにより、前年度比1億1,625万4,000円減の13億1,803万5,000円を計上しております。

第4款共同事業拠出金につきましても、県単位化により、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業が廃止され、国保連への納付金分のみを計上しております。

第5款保健事業費は、特定健診や保健指導、人間ドック、インフルエンザ予防接種助成事業などの各種事業の受診状況などを考慮し、前年度より254万円増の1億1,632万8,000円を計上しております。

第8款諸支出金につきましては、保険税還付金など、前年度同額を計上しております。

以上のことから、令和2年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算案につきましては、前年度より2億7,100万円減の58億2,160万円を計上しております。

国民健康保険事業特別会計についての説明は、以上でございます。よろしくご審査ください

ますよう、お願い申し上げます。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 私からは、議案第29号「令和2年度塩竈市魚市場事業特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.10「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」の274ページ及び275ページをお開きください。

こちらは、歳入歳出予算事項別明細書の総括表となります。

この表中の本年度予算額の欄にありますとおり、令和2年度予算といたしまして、歳入歳出ともに1億7,360万円を計上しております。前年度当初予算に比べまして170万円の増となるものでございます。

続きまして、歳出予算の内容をご説明いたしますので、280ページ及び281ページにお進みいただきたいと存じます。ページの左端をごらんください。

第1款市場費といたしまして、1億4,417万9,000円を計上しております。

内訳でございますが、その下段、第1款市場費第1項市場管理費には、主に施設の維持管理等に係る経費といたしまして、前年度から35万8,000円減となります1億3,917万7,000円を計上しております。減額の主な要因につきましては、施設管理に係る需用費等の減によるものでございます。次の282ページ及び283ページをお開きください。第2項漁船対策費として、遠洋底曳網漁船誘致促進事業補助金など500万2,000円を計上しております。

1ページお進みいただきまして、284ページ及び285ページになります。

第2款公債費につきましては、新魚市場建設に係る元利償還金の増額に伴い、前年度から205万4,000円増となります2,942万1,000円を計上したところでございます。

続きまして、歳入予算の内容をご説明します。

恐れ入りますが、276ページ及び277ページにお戻りいただきたいと存じます。

まず、第1款使用料及び手数料につきましては、前年より133万6,000円増となります9,952万5,000円を計上しております。

第1款使用料及び手数料第1項使用料第1目魚市場使用料は、水揚げ金額を120億円ベースと見込みまして、6,000万円を計上しているところでございます。また、第2項手数料につきましては、入場車輛登録許可証手数料など774万4,000円を計上しております。

第2款県支出金につきましては、漁港施設使用料徴収費に係る委託金など93万5,000円を計

上するとともに、ページの下の段になります、第3款財産収入につきましては、漁港整備基金の利子1,000円を計上しているところでございます。

恐れ入ります、1ページおめくりいただきまして、278ページ及び279ページ。第4款繰入金でございますが、一般会計繰入金といたしまして、前年度から111万4,000円増の6,082万4,000円を計上してございます。増額の主な理由といたしましては、新魚市場建設に係ります元利償還金の基準内繰入金の増加によるものでございます。

第5款諸収入につきましては、排水処理料、漁港施設利用料などいたしまして1,231万5,000円を計上しております。

魚市場事業特別会計の説明は、以上でございます。よろしくご審査くださいますよう、お願いいたします。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 それでは、議案第30号「令和2年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

同じ資料No.10でございますが、293ページ及び294ページをお開き願います。

令和2年度の予算額は、4,050万円でございます。前年度と比較し2,660万円の減となっております。

歳出からご説明申し上げます。

299ページ及び300ページをお開き願います。

第2款公債費であります。第1項公債費第1目利子といたしまして、公社用地の取得に係る長期債償還利子2万9,000円であります。また、第2目元金では、4,047万円を計上いたしまして、前年度から2,647万円の減となっております。

これは、平成20年度から進めました塩竈市土地開発公社健全化計画によります土地の再取得における地方債の償還が終了を迎えるためでございます。令和2年度をもって、償還が終了するものでございます。

次に、歳入でございます。

295ページ及び296ページにお戻りいただきたいと思っております。

第1款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金では、長期債の償還利子及び償還元金の財源といたしまして、一般会計から4,050万円の繰入金を計上してございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。



○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 それでは、議案第31号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

資料No.10「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」の302ページ及び303ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計では、2つの事業勘定を設けておりますが、初めに、保険事業勘定に関する総括でございます。この勘定は、介護保険の保険者としての事業勘定でございます。歳入歳出の合計それぞれ56億6,970万円を計上しております。前年度と比較して1億9,130万円、3.5%ほどの増でございます。

それでは、説明の都合上、主な歳出の部分から説明いたします。

恐れ入りますが、308ページ及び309ページをお開き願います。

第1款総務費でございます。本年度は9,150万3,000円で、前年度と比較しまして581万1,000円、6.8%ほど増の計上となっております。主な要因といたしましては、今後の介護認定調査の際にタブレット端末などを使用することで、作業の短縮化と効率的、効果的な業務遂行が図られるよう、電子機器などの導入に伴う委託によるもの及び第8期介護保険事業計画策定作業の委託によるものでございます。

次に、312ページ及び313ページをお開き願います。

第2款介護給付費でございます。本年度は51億8,770万7,000円、前年度と比較して1億6,857万1,000円、3.4%ほどの増となっております。主な要因といたしましては、居宅介護サービスなど給付費などの利用増を見込んでございます。

続きまして、318ページ及び319ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費でございます。本年度、3億7,773万9,000円は、前年度と比較して1,691万9,000円、4.7%ほどの増でございます。主な要因といたしましては、各予防事業の実績などから積算内容の精査を行い、第5款全体といたしましては、増となったものでございます。

こちらの第5款の主な計上内容は、第1項介護予防・生活支援サービス事業費と第2項一般介護予防事業費では介護予防・日常生活支援総合事業の関係を、1ページめぐりまして、320ページ及び321ページでございますが、こちらの第3項包括支援事業費第1目総合相談事業費は、地域包括支援センターなどの運営費に関するものでございます。次に、322ページ及び323

ページをお開き願います。こちらの第4目在宅医療・介護連携推進事業費から、次のページ、324ページ及び325ページにございます第6目認知症総合支援事業費までの部分につきましては、特に地域包括ケアシステムの構築を見据えた計上でございます。

次に、主な歳入の予算の部分について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして、304ページ及び305ページをお開き願います。

まず、第1款保険料でございますが、11億1,968万円で、前年度と比較しまして5,682万8,000円、4.8%ほどの減となっております。減の要因は、昨年、6月定例会でお認めいただきました非課税世帯の被保険者を対象とする介護保険料の軽減によるものでございます。

次に、第3款国庫支出金から第5款県支出金までにつきましては、保険料の軽減分や、それぞれ歳出の介護給付費並びに地域支援事業費などの法定負担割合により計上しているものでございます。増の主な要因といたしましては、介護給付費の増や、第1款の保険料の部分で述べました被課税世帯の被保険者を対象とする介護保険料の軽減分を補います国や県の定率負担によるものでございます。

次に、306ページ及び307ページをお開きを願います。

第7款繰入金でございます。9億3,184万5,000円で、前年度と比較して1億700万6,000円、13%ほどの増でございます。

増の主な要因といたしましては、第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金の8億6,936万8,000円の部分で、前年度と比較しまして8,843万9,000円の増によるものでございます。これは、主に、先ほどから触れております、保険料軽減負担金の市が負担するべき定率補填分が増加したことなどによるものでございます。また、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金は、6,247万7,000円で、前年度と比較しまして1,856万7,000円の増額でございます。これは、歳入歳出の収支差を埋め合わせる補填財源として計上しているものでございます。

以上が、介護保険事業特別会計の保険事業勘定分でございます。

続きまして、恐れ入りますが、ページは飛びまして、340ページ及び341ページをお開き願います。

こちらは、介護保険事業特別会計のうち、2つ目の介護サービス事業勘定に係る歳入歳出予算の総括でございます。この勘定は、本市直営の浦戸地区の地域包括支援センターが実施してございます要支援認定者、それから、総合事業対象者に関しますケアプラン作成に係る事業勘定でございます。歳入歳出合計それぞれ90万円を計上しております。前年度と比較して20万円

の減額となっております。減の要因は、従事職員の人件費に係るものでございます。

以上が、介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定分でございます。

介護保険事業特別会計の2つの勘定は、以上となります。よろしくお願いたします。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 それでは、続きまして、議案第32号「令和2年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

資料No.10「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」の355ページ及び356ページの歳入歳出予算事業項目別明細書の総括をお開き願います。

歳入歳出ともに前年度より620万円増の7億2,470万円を計上しております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1枚ページをめくっていただきまして、357ページ及び358ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者は微増しているものの、所得が低い方に対する軽減制度が拡充されることから、前年度より574万円減の5億4,108万4,000円を計上しております。

次に、第4款繰入金につきましては、今、ご説明いたしました所得が低い方に対する保険料の軽減基準が拡充されることから、この分の軽減繰入金である保険基盤安定繰入金が増加することなどにより、前年度より1,194万円増の1億8,250万8,000円を計上しております。

次に、主な歳出についてご説明申し上げます。

資料を1枚めくりまして、359ページ及び360ページをお開き願います。

まず、第1款総務費では、第2項徴収費第1目徴収費第12節委託料の平成30年度税制改正による個人所得税の見直しに伴う後期高齢者医療制度のシステム改修の増加などより、前年度と比べ310万3,000円増の3,009万8,000円を計上しております。

次に、資料を1枚めくりまして、361ページ及び362ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の第1款後期高齢者医療保険料などと連動しており、被保険者からお納めいただいた保険料に、第4款繰入金第1項一般会計繰入金第2目保険基盤安定繰入金などを加え、宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比べ309万7,000円増の6億9,300万1,000円を計上しております。

以上のことから、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算案につきましては、歳入歳出ともに前年度より620万円増の7億2,470万円を計上しております。

後期高齢者医療事業特別会計についての説明は、以上となります。よろしくご審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 続きまして、私から、議案第33号「令和2年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計予算」並びに議案第34号「令和2年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算」について、ご説明させていただきます。

まず、北浜地区からご説明させていただきますので、資料No.10「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」の368ページ及び369ページをお開き願います。

本会計に係ります令和2年度予算額といたしましては、歳入歳出同額で1,000円を計上しており、前年度と比較いたしまして1億6,149万9,000円の減となっております。こちらは、北浜地区復興土地区画整理事業が完了するまでの間、予算科目のみを設定し、特別会計を維持する趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

次に、藤倉地区についてご説明させていただきます。

同じ資料No.10、375ページ及び376ページをお開き願います。

本会計に係ります令和2年度予算額は、歳入歳出同額で1,000円を計上しており、前年度と同額でございます。こちらは、藤倉地区復興土地区画整理事業におけます決算が完了するまでの間、予算科目のみを設定し、特別会計を維持する趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

北浜地区並びに藤倉地区土地区画整理事業特別会計に係ります内容につきましては、以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それでは、下水道課から、議案第35号「令和2年度塩竈市下水道事業会計予算」についてご説明いたします。

資料No.11の「令和2年度塩竈市下水道事業会計予算」をご用意願います。

1ページをお開き願います。

第2条、令和2年度の業務の予定量を記載しております。内容としましては、下水道処理区域内の戸数を2万3,445戸、年間処理水量を705万7,033立方メートル、1日平均処理水量を1万9,334立方メートルでございます。

また、主要な建設事業といたしまして、公共下水道事業に5,900万円、流域下水道事業に

2,000万円、災害復旧事業に2億3,345万5,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、第1款下水道事業収益は、42億7,097万7,000円を予定しております。うち、第1項の営業収益といたしましては、下水道使用料、雨水処理等に関する負担金として、一般会計からの繰入金など、合わせまして21億4,052万6,000円。第2項の営業外収益としまして、汚水事業に係る一般会計からの繰入金、保有資産の減価償却費相当額の長期前受金戻入などで、21億2,337万4,000円を計上しております。

支出でございますが、下水道事業費用は、下水道の経営活動全般から生じる費用で、管渠やポンプ場などの維持管理費用、それと、保有資産の減価償却費、企業債償還金に係る利息分の返済などで、39億3,274万5,000円を予定しております。

第4条につきましては、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、23億2,227万6,000円を予定しておりまして、建設改良事業の財源として、企業債、補助金などを計上しております。

支出につきましては、37億1,216万6,000円を予定しており、建設改良費として7,948万1,000円、災害復旧事業費に2億3,345万5,000円、企業債の元金償還に33億8,923万円などを計上しております。

この結果、収支として不足する13億8,989万円は、中段やや下に、第4条にも記載しておりますが、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額で補填をいたします。

次に、2ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為でございます。こちらは水洗便所改造資金損失補償及び利子補給金などを定めております。

第6条は、企業債になります。公共下水道事業、流域下水道事業、資本費平準化債、災害復旧事業及び借換債につきまして、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額で、7億円といたしております。

第8条は、予定支出の各項間で流用ができる範囲を、第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第10条は、災害復旧事業のため、一般会計から補助を受ける金額を、第11条は、利益剰余金の処分について、それぞれ定めるものでございます。

3ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっております。

6ページをお開き願います。

6ページには、予定キャッシュ・フロー計算書を記載してございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

12ページ及び13ページにつきましては、令和2年度予定貸借対照表となっております。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思えます。

14ページは、令和2年度予定損益計算書となっております。

続きまして、15ページ及び16ページでございますが、令和2年4月1日現在の予定開始貸借対照表となっております。

17ページ以降は、予算説明資料ということで、後ほど、ご参照いただければと思えます。

以上で、下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いたします。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 続きまして、市立病院から、議案第36号「令和2年度塩竈市立病院事業会計予算」についてご説明をさせていただきます。

資料No.12「令和2年度塩竈市立病院事業会計予算」をご用意願います。

資料No.12の1ページを、まず、お開き願います。

こちらには、令和2年度の業務の予定量を記載しております。

まず、第2条の(1)の病床数でございますが、病床機能の転換により、令和2年度より、一般病床を161床とするものでございます。

(2)の年間の患者数につきましては、入院患者数は4万7,450人、外来患者数は6万7,141人を予定してございます。

(3)の1日平均患者数ですが、入院では、1日平均130人、病床利用率は80.7%を予定してございます。外来につきましては、1日平均患者数276.3人を予定しております。

(4)の主要な建設改良につきましては、医療機器購入といたしまして1億3,275万6,000円を、施設改良費といたしまして2,000万円を予定しております。

2ページをお開き願います。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款病院事業収益として、31億2,404万9,000円を予定しております。

支出は、第1款病院事業費用といたしまして、31億2,191万2,000円を予定しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款資本的収入といたしまして、1億9,518万6,000円を予定しております。第1項の他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。第2項の企業債につきましても、医療機器購入等の財源となるものでございます。

支出は、第1款資本的支出といたしまして、2億3,170万6,000円を予定しております。第1項の建設改良費は、医療機器購入などの予算でございます。第2項の企業債償還金は、企業債の元金償還分でございます。第3項の長期借入金償還金につきましては、一般会計からの長期借入金に対する元金償還分となっております。

この収支の差し引きによりまして、3,652万円が不足いたしますが、当年度分損益勘定留保資金で補填をすることとしてございます。

第5条は、債務負担行為でございます。医療機器等リース等5件に係る、期間、限度額等を定めるものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

第6条は、企業債です。建設改良費の財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を定めるものでありまして、10億円としてございます。

第8条は、予定支出の各項の間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸資産購入限度額を定めるものでございます。

4ページ及び5ページをお開き願いたいと思っております。

4ページにつきましては、収益的収入及び支出の予算実施計画を、5ページにつきましては、資本的収入及び支出の予算実施計画を記載してございます。

収益的収入と資本的収入の備考欄に、括弧書きで一般会計からの繰入金の額を記載してございます。これらを合計いたしますと、令和2年度の一般会計繰入金は4億6,067万4,000円となるものでございます。

次に、6ページをお開き願いたいと思っております。

6ページにつきましては、令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書を記載してございます。

1の営業活動によるキャッシュ・フローの当年度純利益をごらんいただきたいと思っております。

令和2年度におけます当年度純利益につきましては、213万7,000円を予定しているところでございます。

次に、12ページ及び13ページをお開き願います。

12ページ及び13ページにつきましては、令和2年度末の予定貸借対照表でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

14ページにつきましては、令和元年度の予定損益計算書となっております。

続きまして、15ページ及び16ページをごらんいただきたいと思っております。

15ページ及び16ページにつきましては、令和元年度末の予定貸借対照表となっております。

なお、予算編成の取り扱い方法などを、注記といたしまして22ページ及び23ページに記載しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思っております。

以上で、塩竈市立病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審査を賜りますようお願いいたします。

○西村委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道部からは、議案第37号「令和2年度塩竈市水道事業会計予算」についてご説明をいたします。

資料No.13の「令和2年度塩竈市水道事業会計予算」をご用意願います。

資料No.13の1ページをお開き願います。

第2条には、業務の予定量を定めております。(1)給水戸数については2万6,291戸、(2)年間総給水量は703万9,773立方メートル、(3)1日平均給水量を1万9,287立方メートルと設定しております。(4)の主な建設改良事業につきましては、第7次配水管整備事業として1億1,100万円を、第2次老朽管更新事業として1億4,327万円を、災害復旧事業として1億617万円、排水処理施設及び電気計装類更新事業として6億8,209万5,000円を予定しております。

第3条には、収益的収入及び支出を定めております。

収入につきましては、第1款水道事業収益として、前年度当初予算から1,114万8,000円の増となる、16億9,680万5,000円を予定しており、その内訳といたしまして、第1項営業収益として、水道料金や水道への加入金など15億8,516万8,000円を、第2項営業外収益として、他会計補助金や受託工事収益などで1億1,162万6,000円を計上してございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用として、前年度当初から6,034万4,000円の減とな



ります、15億1,524万円を予定しております。

第4条は資本的収入及び支出を定めております。

収入につきましては、第1款資本的収入として、前年度当初から2億7,291万3,000円の増となる、8億7,566万6,000円を予定しております。増額の主な要因ですが、東日本大震災に係る災害復旧事業は、完成に向けて、工事件数の減など、国庫補助金も減少しておりますが、4カ年事業として実施しております梅の宮浄水場電気計装類更新事業におけます機器製作等が本格化し、年度計画によって進めております支払い額が大幅に増加することに伴い、その主要な財源となる企業債が大幅増となるためでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出に、前年度当初から3億8,656万7,000円の増となる15億215万7,000円を予定しており、その内訳としましては、水道改良費として1億1,962万2,000円を、第7次配水管整備事業として1億1,100万円を、第2次老朽管更新事業として1億4,327万円を、災害復旧事業費として1億617万円を、排水処理施設及び電気計装類更新事業費として6億8,209万5,000円を、企業債償還金として3億3,000万円を、それぞれ計上しております。

資本的収支の差し引きにより不足する6億2,649万1,000円につきましては、第4条の本分中に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填をいたします。

次に、2ページをお開き願います。

第5条は、債務負担行為でございます。令和2年度末で現行契約が満了となる会計システム賃貸借等について計上をしております。

第6条は、企業債です。第7次配水管整備事業費など、主要な建設改良事業である4事業の財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めております。

第7条は、一時借入金の限度額で、1億円としております。

第8条は、予定支出の各項目で流用ができる範囲を定めるものです。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるものです。

第10条は、災害復旧事業のために一般会計から補助を受ける金額です。

第11条は、たな卸資産購入限度額を定めるものです。

3ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっております。

また、16ページ以降は、予算説明資料となっておりますので、後ほど、ご参照いただきます

よう、お願いを申し上げます。

水道事業会計予算の説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

以上で、各議案及び各会計予算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の「令和2年度予算特別委員会資料要求一覧（その1）継続分」及び「同資料要求一覧（その2）新規分」のとおりとなっております。

なお、新規分については、日本共産党塩釜市議団から25件、創生会から5件、オール塩竈の会から1件の資料要求がありましたものを、内容を精査し、予算特別委員会として当局に要求するものであります。

当局において、内容の確認をお願いいたします。小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 ただいま資料要求を頂戴いたしました「令和2年度予算特別委員会資料要求一覧（その1）継続分」につきましては、資料No.16といたしまして、本日の予算特別委員会終了後、直ちに議会事務局へ配付をさせていただきたいと存じます。

なお、あわせまして、実施計画につきましても配付をさせていただきたいと思っております。

続きまして、「令和2年度予算特別委員会資料要求一覧（その2）新規分」につきましては、何点か、内容の確認をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

最初に、1番、表頭の表側の1番でございます。時間外勤務の状況と前年度対比につきましては、増減の原因を特定することができないため、時間外勤務の状況と前年度対比を提出させていただきたいと存じます。

続いて、3番目の会計年度任用職員の採用人数につきましては、この後配付をいたします「予算特別委員会資料（その1）継続分」のNo.3の資料、臨時的任用職員、非常勤職員の人数と支給額において提出をさせていただきたいと存じます。

続いて、4番目、市内民営事業所数と従業者数の推移につきましては、過去10年間に実施されました経済センサス基礎調査・活動調査の集計結果ということで提出をさせていただきたいと存じます。

9番目、令和元年度随意契約130万円以上の契約書及び仕様書につきましては、資料が膨大でございますので、別冊として提出をさせていただきたいと存じます。

なお、別冊につきましては、議会事務局に閲覧用として一部提出をさせていただきたいと存

じます。

12番目でございます。塩竈市人口の推移につきましては、この後、配付をいたします「予算特別委員会資料（その1）継続分」のNo.15の資料、塩竈市の人口推移において提出をさせていただきたいと存じます。

続いて、22番目、災害公営住宅整備費の財源内訳と起債償還予定表の起債償還予定表につきましては、10カ年単位ということで提出をさせていただきたいと存じます。

25番目につきましては、No.24の資料、下水道使用料改定時の計画という資料とあわせて提出をさせていただくような形で調整をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、これらの資料、新規分につきましては、資料No.17としまして、あしたの2月27日の午前9時までに、議会事務局へ配付をさせていただきたいと存じます。

私からは、以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○西村委員長 それでは、お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、2月28日午前10時より再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、2月28日には、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時48分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年2月26日

令和2年度予算特別委員会委員長 西村勝男



令和2年2月28日（金曜日）

令和2年度予算特別委員会

（第2日目）



令和2年度予算特別委員会第2日目

令和2年2月28日（金曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

阿部 眞 喜 委員	西村 勝 男 委員
阿部 かほる 委員	小野 幸 男 委員
菅原 善 幸 委員	浅野 敏 江 委員
今野 恭 一 委員	山本 進 委員
伊藤 博 章 委員	香取 嗣 雄 委員
志子田 吉 晃 委員	鎌田 礼 二 委員
伊勢 由 典 委員	小高 洋 委員
辻畑 めぐみ 委員	曾我 ミ ヨ 委員
土見 大 介 委員	志賀 勝 利 委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光 樹	市民総務部長	小山 浩 幸
市民総務部 政策調整監	荒井 敏 明	健康福祉部長	阿部 徳 和
産業環境部長	佐藤 俊 幸	建設部長	佐藤 達 也
市民総務部次長 兼総務課長	川村 淳	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林 正 人
産業環境部次長 兼環境課長	木村 雅 之	建設部次長 兼都市計画課長	鈴木 康 則
市民総務部 危機管理監	佐々木 誠	会計管理者 兼会計課長	菊池 有 司
市民総務部 政策課長	末永 量 太	市民総務部 財政課長	相澤 和 広
市民総務部 税務課長	木皿 重 之	市民総務部 市民安全課長	尾形 友 規



健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美	健康福祉部 長寿社会課長	志野英朗
健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 保険年金課長	長峯清文
産業環境部 水産振興課長	草野弘一	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘
建設部 定住促進課長	星和彦	建設部 土木課長	星潤一
建設部 下水道課長	関陽一	建設部 復興推進課長	鈴木良夫
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲	教育委員会 教育長	高橋睦麿
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長	本田幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史	教育委員会教育部 市民交流センター館長	井上靖浩
選挙管理委員会 事務局長	伊東英二	監査委員	福田文弘
監査事務局長	鈴木宏徳		

---

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
事務局長	武田光由
議事調査係主査	平山竜太
議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開議

○西村委員長 おはようございます。ただいまから令和2年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参されている方は、電源を切るようにお願いいたします。

暫時休憩いたします。

市長より、新型コロナウイルス感染症への対応について説明したい旨、申し入れがありましたので、北側委員会室において市議会全員協議会を開催いたします。

午前10時01分 休憩

---

午前10時10分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査区分1、一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、おおむね50分以内となっておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。予算特別委員会、トップバッターで質疑をさせていただきます。

まず、先ほど、この中継を見ている市民の方は、「どうしたんだろう。」ということで関心を持って見ている方が、大分いらっしゃるのかなというふうに思います。今、市議会全員協議会でコロナウイルスについての報告がありましたが、しょっぱなに、これを、まずお聞きして進んでいこうかなというふうに思っていました。私の時間を使って構いませんので、できる範囲で、この塩竈市としてのコロナウイルスに対する対応、それから、今後の方向性、やはり大震災追悼式は、どういうふうな形になるのか、卒業式は出られるのか、出られないのかとか、休校は本当にするんだろうとか、そういった疑問を持っていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃると思うんですよ。そんなわけで、私の時間をどんどん使って構いませんので、報告でき

る範囲で、まずは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ご配慮に心から感謝を申し上げます。

昨日、安倍総理から、3月2日以降、小・中学校、高校、特別支援学校について、一斉休校ということで発表がございました。今は、そちらの対応に、教育長を初め、健康福祉部長にも対応していただいているところがございます。まずは、少しでも混乱のないようにさせていただきたいというふうを考えてございます。

一連のコロナウイルスの発生以降、私ども塩竈市役所の中でも、最悪のシミュレーションをさせていただきながら、その対応を検討してまいりました。実は、こういうふうな状況にまで来るだろうなということもシミュレーションの中に入れてございまして、学校の一斉休校というのは、突然でございましたが、正直申し上げますと、まずは中学校の卒業式もある、3月1日には高校の卒業式もあるということでございますが、その後3・11の追悼式、小学校の卒業式等、どう対応するか検討はさせていただいていました。それがあつたものですから、きょうの地元紙の発表の中に、追悼式については、やはり500人以上が集まるような状況では、感染の危険が広まるだろうということもありましたので、「自由献花方式」ということでやらせていただく方向で調整をさせていただきながら、きのうの時点で、おおよそ、その方向性が固まつたものですから、本日の地元紙にああいう掲載がなされたという経緯がございました。そして、このような発表になつたということでございます。

心配なのは、やはり世界的に、株を含めて経済状況が、もうすごい勢いで、大変厳しい状態に向かっていると、きょう1日で日経平均の株価も700円以上落ち込んでいると、これはもう、ゆゆしき事態ですし、実は、関係部長にも指示を出しまして、それぞれ所管する業界の皆様方に訪問するなり電話をかけて、今の状況を聞くなりという指示は出させていただいております。そのような中で、やはり観光業界、旅行業界、そして最近では、そこに納入をされている水産や水産加工、食材、飲料、そういった皆様方がすごい打撃を受け始めているという報告を伺っております。そういった状況の中で、きのうも、実は、塩釜金融協会の代表の方にも来ていただいて、今後どうしたらいいかということで、商工会議所と金融協会と市で、まずは、「連絡協議会」を立ち上げて情報の共有をしたほうがいいだろうというお願ひをさせていただいております。その方向で、今調整をさせていただいているという現状がございます。

なので、今後心配されるのは、これは県のほうとも、実は、今、県議会が開会中ではござい

すが、担当部長と連絡はさせていただいております、何とか、今ある金融支援、融資を含めた金融支援ができないかということで、できれば県と協調しながら、やれる方法もいんだけど、という話し合いはさせていただいております。信用保証協会を初め、そういった機関とも連携をとらせていただきながら、今は運転資金等々の資金が、年度末に向けて、大変厳しくなるだろうと想定されますので、そちら関係のほうに、市としてどういう形の応援ができるのか、今、庁内で検討させている状況でもございますので、ありとあらゆる想定をさせていただきながら、この緊急、厳しい対応に、市議会の皆様方からのご指導も仰ぎながら対応させていただきたいと。粗々、今の時点ではそういうような状況でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そうすると、学校は休校になるだろうということなんだろうと思うんですが、保育所や放課後児童クラブ、やっぱり心配されている保護者がいるのではないかと、どうなるのかなというふうにですね。その辺も、よければ、お聞きできればというふうに思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、保育所、放課後児童クラブの件でございましたが、保育所につきましては、通常どおり運営を継続させていただくということでございます。また、放課後児童クラブにつきましては、小学校が臨時休校となりますことから、その受け皿として、引き続き運営を継続したいというふうに思っております。普段の春休みや夏休みなどの期間と同様に朝8時から運営できないか、今、指定管理者と調整をさせていただいているところでございます。放課後児童クラブということでございますので、本来は、放課後の児童の皆様方の集まる場所ということになってございますが、その時間的な職員の方々との調整を、今、指定管理者の皆様方とさせていただいている最中だということでご認識をいただければと思います。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

そろそろ、自分の、その予算に対する質疑に移っていきたいというふうに思います。毎年、この予算特別委員会になると、私は、古い方はご存じだとは思いますが、基本的な考え方がいいですね、去年であれば、予算に対するコンセプトについてお聞きをしました。どういったコンセプトを持っているのか、基本的な考え方を持っているのか、市長の思いでも構いません、そういったところを、まず、この令和2年度の予算のコンセプト、あるいは、それに対する思

い、ないしはどこに力を入れてくるのか、そういったところをざっくばらんに、まずはお話しただければというふうに思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 思いということもございました。4月からの新年度に向けた方針としては、もう皆様にもお配りさせていただいている当初予算の概要の中にも、子供からお年寄りの方々まで全ての市民の皆様の笑顔が花開くよう、未来への種をまき、新たな塩竈創造に向けて取り組みますと、その中でも子育て、教育、復興の完遂、重点課題解決に向けて積極的に取り組みますという3点を掲げさせていただきました。ただ、私の中では、一般質問の中での議論にもなりましたように、やはり4月からの新年度に対しましては、冷静にこれまでの市政の課題というものを見きわめる必要があるだろうというふうに思っております。ですから、新たに大きなものとか、真新しいものはないかもしれません。でも、私としては、今の市政の大きな課題というものに、現状をしっかりと把握することを、この1年かけてやらせていただきたいというふうにも思っておりますし、そんな中でも、未来への種をまくための小さな投資ということの言葉が、的確かどうかはわかりませんが、そういうような予算配分はさせていただけたものというふうに認識してございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。今、課題ということで話が出ました。私としては、人口減少やら市立病院やら、公共施設関連の老朽化あたりなのかなというふうに思うわけですが、その課題として捉えている大きなものを3つぐらい、できれば挙げていただければと思います。どういったところを課題と考えているのか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 3つでは足りないかもしれませんが、やはり喫緊の課題ということも含めて、公共施設の老朽化につきましては、大変心配しているのは、その建設した日時が、ほぼ同じ時期に建てているということでございまして、そのことについては大変危惧をいたしておりますが、市立病院、これも喫緊の課題だと捉まえておりますし、また、ごみ処理の問題につきましても、やはり、もう焼却施設が限度を超えている、25年と言われているものが、今43年目ということもございます。中倉のごみの処分場につきましては、皆様方にいろいろお知恵を拝借しながら、何とか、あと4年分ぐらいはもつのではないかと、それでも、その先がどうなるんだということを考えますれば、当然、大きな問題として捉まえております。

また、やはり教育現場、これだけ少子化が進むと、これまでの学校の施設の活動を維持し続けることができるのかどうか、将来に向けた学校の再編というものも視野に入れながら検討しなくてはいけない。

3つと言われましたけれども、そのほかにも浦戸の問題等を含めて、大きな課題が残っておりますので、しっかりこの1年かけて、その方向性を見出していきたいというふうに考えてございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

用意していた質疑が20項目近くあるんですけども、ちょっと残り37分なので、駆け足で行きたいと思います。端的に聞いていきたいし、それから回答についても、時間もないので、端的に短くお願いしたいと思います。

まずは、資料16番から行きたいと思います。2ページで技能労務職の配置数がずっと書いてあります。ここで、まず第二小学校にいないんですね、なぜいないのか。それから、包括施設管理業務委託を、私は、学校関係、全部やったらというふうに思っているんですよ。そんな質疑を去年の予算特別委員会でも話したんですが、そういったことを検討してきたのかどうかを、その2点ちょっと端的にお答えください。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 第二小学校の学校用務員がゼロというところなんですけれども、こちらの技能労務職について、退職不補充ということになっておりますので、今現状、ゼロということではございますが、非常勤職員を配置して、学校用務員の体制を整備しているところでございます。

用務業務の包括的な委託については、業務の指示命令系統等、そういったことも整理しながら進めていく必要があると考えておりますので、今、検討中でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり、学校の一つ一つの管理より、いろいろな細かな管理があると思いますので、学校全体の管理を全部、学校用務員さんも含めて、これは包括施設管理業務システムと言うんですけども、ほかの民間の会社にお願いと。そういったものを全部、細かなことを全部、工事やら何やら補修やら全部やっていただくという、もう込み込みで幾らというふうな形で、もう依頼も一つで済むという、そういう形でやっていければ人も削減できますし、それから手

間暇も削減できるのではというふうに思いますので、今後も検討をしっかりとよろしくお願ひ  
したいと思います。

次に、資料No.16の7ページですね、ここで令和元年度の工事関係が出てくるんですが、こ  
こで落札率が99.9%、それから100%というところが学校関係の設備、空調工事ですけれども、  
なぜこういった数値になるのか。ちょっと一般では余り考えられないなというふうに思います。  
この落札率が、こういうふうになること自体、これどうなのかを簡単に説明をお願いします。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 落札率が高い原因でございますが、小中学校空調設備整  
備事業につきましては、一般公募のプロポーザル方式で行っております。ですので、工事等に  
係る費用について、また、業務のエアコン設置の仕様等についても、業者の提案をベースに採  
択された業務、業者をベースに仕様を策定しますので、基本的に業者の提案した価格が算定の  
基礎となってまいりますので、100%、また99%と高い落札率になるということでございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

次に、資料No.16の18ページに移らせていただきます。二市三町の過去の国保の保険証、資格  
証明書についての発行状況です。これ、何度も私は質疑させていただいているんですが、  
(「特別会計」の声あり) そうですね、じゃあこれは飛ばします。

次は、人口の推移、資料No.16の20ページに移らせていただきます。先ほど話題に出しまし  
たが、この人口の推移、ずっと減り続けているわけですね。令和2年1月末には、総人口5万  
3,956人という数字になっておりますが、ずっと減り始めていると。そして、人口対策につ  
いても、いろいろやってきたというところがあります。この数値全体を見て、市当局としては、  
どう分析しているのか、今までやってきた、その対策が効いていると思っているのか、思わ  
ないのか。効いてはいるが、足りないと思っているのか。この状況、ここ数年の状況をこの表を  
見てどう捉えるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 私から回答させていただきます。

まず、総人口としましては、今、委員のご指摘のとおり、ずっと右肩下がりの状況でござ  
います。資料の中ほどにございますとおり、社会増減と自然増減の特徴も大きなこの人口の推移  
の内容になっているかと思ひます。自然増減につきましては、ずっと右肩下がり、亡くなる方

のほうが多くて、マイナス300人ないし400人単位が続いている。それに対して、社会増減に関しましては、ここ近年、塩竈市としては、何とかとんとん、プラス・マイナスを行き来している状況になっているかと思います。幾つか事業が奏功している部分はあるのかもしれませんが、ここを何とか、さらに伸ばしながら、塩竈市として、不可抗力の部分の人口減の部分はあるかと思いますが、その辺は努力しまして人口減を食いとめていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 去年も同じ質疑をしているわけですけども、私は、やっぱり、この人口増加策、足りないというふうに思うんですよ。自然減も、もちろん仕方ないところはありますけれども、これについても、やはりいつまでも元気で暮らしていただくような施策、それもふやす必要があるだろうと。ですから、もう右側のこの自然増減については仕方ないというふうな考え方ではなくて、どんどん生まれる方をふやす、それから亡くなる方を減らす、健康でいていただいでですね。それから、外部から入ってくるという社会増を増やすと。この施策を、もうこれはずっと今までやってきたものを洗い出しをして、どこが悪いのか、どれがいいのか悪いのか、効いているのか効いていないのか、そういった一つ一つの施策の検証を、エスプで集まって点数をつけたりしてやってはいるものの、どういうふうに捉えているのか。そういった内部での検証をどうされているのかをちょっとお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 内部の検証と申しますか、各事業に関して、人口増加策と定住促進策というのは、今回も政策経費としての事業としては計上しております。そういった事業効果について、もちろん結果が出ていないからこそその現状だというのも我々としては受けとめなければいけないところだというふうには考えますけれども、さらに今年度、来年度をもちまして、きちんとその辺の問題の解決について、真摯に取り組んでまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は、やはり現状をしっかりと把握すべきだと思いますよ。そして、塩竈から引っ越す方についても、いろいろ書類をとりに来たりすると思うんですよ。そういった方、あるいは



転入される方、どういう理由で、それはあんまり細かなことは書けといたら、もう嫌になってしまうので出さないだろうけれども、簡単な、もう丸つけるだけぐらいのでも構わないので、そういったアンケートをつくって、郵送の切手も張って封筒もつけてアンケートをとったらいいのではないかと私は思うんですよ。そういったたぐいのことはやられていますか。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 実施しておりません。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は、即、実施すべきだと思います。やっぱりその理由、なぜ、何で入ってきたか、どういう理由でね。それは定住政策で、これで来たという人もいるのかもしれないし、ああこれは効いているんだとわかるだろうしね。引っ越した人については、「ああ塩竈はやっぱり住みにくいんだ」というふうなことになるかもしれないし、それはどうして改善するかという材料になる一番のポイントになる場所だと私は思うんですよ。即、そういった簡単なアンケート、そして手間暇もかからないアンケート、そして郵送料も出す、封筒に入れてすぐ送れる、そういうアンケートを今後つくっていただけませんか。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

庁内的に議論をさせていただきまして、今後、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は、施政方針でも言っているんですけども、検討で終わってしまうのではないかと心配をしているわけです。市長いかがですか、これだったら簡単な話ではないですか。すぐにでもできる話だと私は思うんですよ。経費的にもそんな何百万円、何千万円かかるような施策ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、尾形課長がお答え申し上げましたように、検討することは、もう大変重要だと思います。それと同時に、プライバシーに入り込まない程度の形で、どういう状況の中で引っ越されるんですかということにつきましては、検討して、どういう形がいいか話させていただければというふうに思います。原因を知らないと、そこは、やはり次の改善に取り組みないものですから、そういったことはしっかり把握させていただきたいというふうに思います。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり、前書きに塩竈の将来のために、住みよい塩竈をつくるためにやるんだというふうなことをつけ加えて書いていただいて、そういったものを即実施していただきたいというふうに思います。

次に、資料No.16の21ページに移らせていただきます。

生活保護受給者についての一覧表があります。金額もあります。これをずっと計算してみると、一人当たりどのぐらいもらうのかなというふうに思ったりして計算をさせていただきました。生活扶助と一緒に住宅扶助もあるのだろうし、それに医療扶助も加わると。これを全部ひくくめて、人数で単純に割ると、かなりの負担で、それが大きいのは、私が心配するのは医療扶助です。これはかなりの金額になりますね、これは生活扶助より大きいわけです。ですから、この辺の実態どういうふうになっているのか、そして私は、塩竈も国民健康保険税が高い時期があつて、私も連続で一般質問で取り上げさせていただいて、納入率も上がって金額もある程度下がってきました。この医療扶助についても、どういった使われ方をしているのか、同じ病名で病院を2件、3件も歩いているのではないかというふうな、国民健康保険税でいっぱいありました。そういうこととかなないのか、そういった調査とかなされているのか、実態どうなのかをお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま生活保護費の医療扶助費についてご質疑ありました。

まず、基本的に医療費扶助につきましては、医療費の全額がこちらのほうから支払いということですので、例えば、お一人が入院なされた、あるいはがん患者ということで入院なされたという状況ですと、非常に大きな金額が発生するといった内容でございます。ただ、過去を見ますと、約5億円から6億円ほど経過していたところなのですが、今年度は入院患者、あるいはがん患者等で多くなっている状況です。

あと、もう1点、重複入院、そういった方々、確認しているかということなんですが、昨年度分から国民健康保険と同じように医療費分析を始めていまして、そういった重複の方等につきましては、確認しながら、訪問等でお伺いしてお話を伺っているといったような状況となっております。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 憲法第25条だっと思ったんですけども、国民、日本人として最低限度の生活を保障するというので、この生活保護については、扶助については、国からお金がおけると。しかし、それを運営するのが市であって、市の負担も大きくなるというところがありますから、やはりある程度は、その辺確認していただいて、今後の方向性をよくしていただきたいなというふうに思います。

それから、資料No.16の23ページに移らせていただきます。

ここで、公立保育所・私立保育園の定員及び年齢別というふうになっています。ここで、この入所率が、この上に公立が書いてありまして、下に私立関係が書いています。私立は100%なのに、こちらは85%だと。この差はなぜ、この数値の差が出るのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 答えいたします。

公立保育所5カ所について、東部保育所が70%になっております。東部保育所は、保育士が1歳児につきまして保育士がもう1人見つかりましたら10人受け入れることができますが、そういう関係で5人の受け入れとなっております。また、3歳から5歳児につきまして、この年代で40人のお子さんを受け入れることができますが、保護者のご希望によりまして、東部保育所を利用したいという方の調整を行いまして、3歳から5歳までそれぞれ9人を受け入れるということになりますので、そういった関係で入所率が70%に抑えられているということになります。

それから、新浜町保育所に関しまして、昨年度は48%、それから来年度につきましても、うみまち保育所が70%ということになっております。今年度、令和元年度の新浜町保育所につきましては、来年度から新浜町保育所が閉所するということになりますので、転所を来年度するという前提での、それでも新浜町保育所を希望したいという場合に受け入れますということで、入所調整を行った結果の数字になっております。また、うみまち保育所につきましても、年度の途中で場所が変わるという条件で、新たな保育所に移るまでは新浜町保育所で保育をするという前提での受け入れをした結果、ご希望の結果として28人の受け入れで70%の入所率ということになっております。

以上になります。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は、ざっと見て、細かなところは話を聞いてもよくわからないんですが、この数値が、民間と公立のその保育所で差が出るというのは、本来だったら公立に入れたがるじゃないですか。なぜ、この差が縮められないのか。やっぱり、どこかに原因があるので、それを調査して早急に、やっぱり公立に来てほしいよねというふうな形にしたいんですよ。そういうふうにする気があれば、すぐできてしまうというふうには私は思うんですけども、そんな難しいことですかね。簡単に、難しいのか、難しくないのか、お願いします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 民間の保育園のほうが、経営等がございますので、まずは民間を優先的に入所調整を行いまして、あとは、待機児童も出ていることから、できるだけ公立保育所でも受け入れをしたいということで調整はしますが、なかなか東部保育所に、空いていても利用したいという方がいないという現状がありますので、入所をしていただけるような保育環境を整えていきたいということを考えております。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料No.16の24ページに移りますけれども、ここで申し込み数について、新浜町保育所、現在のところは47%でしたけれども、60名定員なんですね。今度、うみまち保育所として名前も変わって海岸通に移る、こっちに移るわけですがけれども、駅前にね。今度定数が40人にもなる、減るにもかかわらず、この入所率で45%と、こっち下がっているんですね。本来だったら、定数が下がるので上がるべきだと思うんですが、これはどういうこと、どういう実態を物語っているのかなという、その辺をお聞きしたいと思ひます。本当に簡単でいいんです、短時間でお願ひします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 こちらの入所申し込み数も、第1希望の申し込みについてまとめたものになっております。第1希望でうみまち保育所を希望している保護者が少なかったというようなことなのかなということを感じております。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、ですから、何で少ないのか、そこをちゃんと分析していただいて、考えていただいて、いい対応を、住みやすい塩竈にさせていただきたいなというふうに思うんですね。

では、この資料No.16の42ページにちょっと移らせていただきます。

これは、令和元年度における小中学校学年別の要保護・準要保護についての数値がありますけれども、この数値を見て、「塩竈はこうなんだ」という実態はわかるわけですが、これ一般的な他市と比べてどんな状況にあるのか、位置的にね。これ多いのか、少ないのか、そういった状況を端的にお願いしたいと思います。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 お答えいたします。

学校教育課長が今おりませんので、詳しい数字はちょっとわかりませんが、本市はほかの町と比べますと、やっぱり要保護・準要保護の数字が高くなっているという状況にあります。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

それから、下の不登校について、これについても、これを見るとこんな程度なのかなというふうに思ったりもするわけですが、これについても他市町村と比べてどうなのか、多いのか、少ないのか。それから、その基準とするところは、大体ほかの学校も、例えば、1カ月以上休んだら不登校だとか、そういった基準があると思うんですが、考えている基準についても他市と余り変わらないのか、それは同じなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 基準は、30日以上欠席しますと不登校ということの扱いになります。

また本市は、以前、宮城県が全国で一番不登校が多かったんですけども、その中でも塩竈が一番ワースト1ということで、本当に全国で最も不登校の多い自治体ということだったんですけども、小中一貫教育ですとか学びの共同体の成果がありまして、ごらんのように今回初めて全国平均を下回る数字ということになっていまして、今年度は、昨年以上に不登校の数が減っているという状況で、周辺の自治体と比べますと、塩竈市は少なくなっているという状況です。もちろん、県の中でも平均よりも少なくなっています。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

今度は資料No.17に移ります。この中で、まずは1ページ目、職員の時間外勤務の状況なんです。これは去年も聞いているんですけども、長寿社会課や観光交流課が時間的に大きいと。そして、これは人数もあることからですけども、1人当たりですか、それが右側の表に整理されています。この中で、断然トップなのが観光交流課の710.9時間、これが1人当たりの時間としては一番大きいと。2番目に、この長寿社会課ですけども、この実態について、どういうふうになっているのか、簡単に説明をお願いします。

○西村委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 時間外勤務の状況についてでございますが、まず一番多い観光交流課、こちらにつきましては、民間事業者の方々との会合等が夜行われるような実態、あるいは土日も含めましたイベントの開催等々、時間外がふえる要素が非常に高いというふうに捉えているところでございます。

また、長寿社会課でございますけれども、こちらにつきましては、現在の高齢化社会の中にあって、介護保険申請等が伸びているというような状況を背景といたしまして、時間外勤務がふえているというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 去年も同じようなことを話したのかもしれませんが、私も会社員時代はフレックスタイムがあったり、時差出勤も希望によってやれるところもあったし、そういったその勤務システムを変えて、出勤は午後からでいいよとか、そういうあれにはできないんですか。

○西村委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 今、フレックスタイム等の導入についてお話ございました。人事ヒアリングの中で、関係課長と話をする中で、委員からご提案ございましたフレックスタイム等々を試行的に導入するような方向を今検討しているところでございます。それによりまして、時間外の縮減に結びつけられればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 検討しているということで、よろしくお願ひしたいと思います。やはり、フレック

スタイムにして、午前中は自分の私的な時間がとれて、あと午後から夜にかけて一生懸命仕事するとか、充実を図られると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、資料No.17の6ページに移らせていただきます。

ここで、事業が6ページから8ページまで、ずっと継続している事業、それから廃止になった事業、終了した事業が書いてあるわけですがけれども、この終了や廃止の中で、一つ一つ聞くと時間がなくなるわけですがけれども、何点か、どういった理由で、大きかった事業でなぜ廃止したのか、その辺を教えていただきたいと。ほんの数点で結構です。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 資料のとりまとめは政策課ですので、私から報告させていただきます。

それぞれ、個別の、この備考に書いてある理由でございまして、さらに詳しい内容について、ご質疑があれば、担当からということになるかと思いますが、内容として、今回、政策経費については、やはりスクラップ・アンド・ビルドを、まず一つの基本の考え方として、大きな事業としても事業効果がないものについては、例えば、それを縮小したり廃止したり、あとは他の事業に振りかえる、そういった意味で数字的にはゼロになっているというふうな部分がございます。

具体的に、例えば、1番目、2番目のNEWしおナビ100円バス運行事業と長期総合計画推進事業で見ますと、NEWしおナビ100円バスに関しましては、これは予算の組み方をかえました。これまで料金収入分を、基本、まず最初はゼロとして、実際に料金収入がかかってきたら、その金額相当分を事業費を減らしていくという予算の組み方をしていたんですけれども、これを今回からは、昨年度ベースでは予算、大体の収入としてはこのぐらい入るだろうという見込みを最初に立てまして、それをきちんと最初から歳出から抜いて予算計上した。もちろん、歳入の増減によって、年度途中での補正も出てくることにはなるかと思いますが、そういった形での組み方の組み直しをしたということで大きく減っております。

あと、長期総合計画に関しましては、ご承知のとおり、策定途中ではございますけれども、令和2年度、いよいよ策定の本格化に当たりまして、もちろん長期総合計画の事業は、また別にあるんですが、そこに予算を組み替えたために、この見た目上ゼロになって皆減になったというふうなことでございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 一つ一つ理由があるんでしょうけれども、以前にも一般質問か何かで話をしたような気がするんですが、前はスクラップ・アンド・ビルドがもてはやされた時期が結構ありましたけれども、今もあるのかなと思ったりするんですが、今は、この間、去年まで、私、財政関係についてセミナー、そっちこっち歩きました。その中で言われたことは、もうスクラップ・アンド・ビルドなんか古いんだよという、いわゆる新たな事業を立ち上げると、政策を立ち上げると、その中にそれをチョイスしていくとか盛り込んでいくというふうな形だったと思うんですよ、名前は忘れてしまったんですけどね。そういった手法もあるので、全部ただ単にこの事業が悪いからやめてしまうとか、こうではなくて、新たな事業を立ち上げてそこに取り込むという形を、手法をとったほうが効率的なのかなというふうに思っていますので、そういうふうな手法もあるんだということを頭に入れて今後に生かしていただきたいなというふうに思います。

それから、次に資料No.17の9ページに移らせていただきます。

ここは、基金についての表です。ここの中の財政調整基金がありますけれども、大体17億円ぐらいずっと来ているわけですが、10億円からですね。基金というと、基金なので貯金になるのか、ないしは何かの計画的に積み立てをやっているのか、あとは借金の支払いのための減債基金なのか、この塩竈市の基金、今回の令和元年度の17億円、18億円弱ありますけれども、どういった形で使われてきたのか、使っているのか。それから、今後、令和2年度のこの基金についても、方向性的にはどういった内容なのかを、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 財政調整基金の使い方といたしましては、当初予算の所要一般財源として使用しております。また、基本的には、財政調整基金につきましては、標準財政規模、塩竈でいいますと120億円程度なんですけど、その10%が基本的には標準的な備えとして必要な規模ということになりますので、塩竈市の場合は12億円程度ということになります。

ただ、今般、コロナウイルスとかそういった臨時的な対応も迫られますことから、十分なそういった10%程度のことを標準的なものとして捉えながら、全体的な財源調整のための確保ということで活用しているというふうな状況でございます。

○西村委員長 鎌田委員。



○鎌田委員 今、回答の中で出ましたけれども、コロナウイルスの、これがちょっと悪化した場合、どこからお金が出るのかどうなのかというふうなことも聞こうと思っていたんですが、やはりこの基金かなというふうに思います。

この中で、もう一つ庁舎建設用の資金がありますけれども、これも積み立てがありますけれども、昨今、全然ふえていないと。なぜふえていないんですか。本来だったら、何としても自分の家を持つとしたら、少しでも貯金をして頭金をそれに充てて家を買おうとかいうのが普通であって、庁舎についても同じだと思うんですよ。なぜふえてこないのか、ふやせない経済的な状況があるのか、ふやす必要ないよと、この庁舎で永久にいいよとかいうのであればあれですが、どういった考え方なのか、その基金についてよろしくをお願いします。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、鎌田委員からご発言をいただいたとおり、これまでは、なかなか庁舎建設基金として積み立てるといふ財源的余裕がなかったというのが正直なところだったかと思います。ただ、市長が申し上げているとおり、来年度から庁舎の再編に向けたプロジェクトチームといいますか、検討の会議をスタートさせたいというふうに考えてございます。その議論の中で、どういった財源として、どのぐらい庁舎建設基金として必要なのかといったことも含めて議論をさせていただきたいと思いますので、その経過については、随時、議会にご報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それで、ちょっと資料を見れば出てくるんだろうけれども、ことしのその庁舎建設基金、どれぐらい積み立てをするのか、しないのか、そこだけちょっと回答を簡単にお願いします。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 お答えいたします。

今年度につきましては、100万円ちょっと程度を積み立てるといふことに予定してございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ですから、ちょっと一桁違うのではないというふうに思ったりするわけですから

ども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料No.17の12ページに移らせていただきます。

これは、財政見通しについてです。これは、ここ何年間で、これだけお金がかかるよと、ここでいくと何ぼ足りないよというふうな金額が出てくるわけですが、そしてこの歳入、この財源の対策について、いろいろ数値がこう上がってきています。その中でも入ってくるやつですね、市税関係とか市有財産の有効活用とか、基金とかいろいろ出てきますが、これ現実、本当にいけるのというふうな、ちょっと心配があるわけなんです。これについての見通し、対策、こういった対策を挙げていますけれども、本当にいけるのでしょうか、よろしくお願ひします。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 実際どうだったのかということ、平成30年度決算の時点で検証させていただいておりますが、おおむね、この財源措置については達成できているというふうな考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり、財政的に苦しいと何もやれないので、この辺がやっぱり難しいところなのかなというふうに思ひます。これで論議したら、多分時間も時間ですけれども、もう何十分とかかると思ひるので、これはやめさせていただいて、次に飛ばさせていただきます。

次は、資料No.17の71ページの廃棄物埋立処分場、これも先ほど市長が問題視されましたが、これ延命措置、この方法しかないのか、何かいい方法がないのかなというふうに思ひますが、やはり、あの埋立地がなくなると大変なことですが、これしかないんですか、やはり、この手法しか。と思ひますが、いかがでしょうか。

○西村委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、中倉埋立処分場の見通しということで、こちらの資料では残り4.3年程度ということですが、延命の方法につきましては、やはり、ごみの量を減らし、そこに埋め立てる、埋め立て量を減らすということが一番の効果になってくると思ひます。ですので、市民に対しても啓発活動を強めていきたいと思ひますので、考えております。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 残り2分となりました。実施計画に行きたいと思います。

まず、実施計画の23ページ、老人クラブ助成事業、これが減っているんですね。やはり、高齢者がふえているという状況にあるのですが、やっぱりふやすべきだと思うんですが、なぜ減らすんですか。端的にお願いします。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 助成金が減った理由についてでございますが、解散した老人クラブがございまして、この単価分に係る分が減っているというところでございます。従前どおり基準は変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうなら、減ったなら減った分について、また分け前ということはないですけども、補助率を上げて、金額を同じやつで割って、それぞれの団体に多くすればいいのではないですか。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 こちらの補助金につきましては、交付要綱を定めておりますが、こちらの上限がございまして、これに限りなく接近した形で、今設定をしておりましたので、大変申しわけありませんが、今年度につきましては、総額では減、ただし単価としては変わらずということでございます。ご指摘の部分につきましては、再来年度以降の部分について検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり、この高齢者の健康維持のためには必要なことですので、基準を変えればいいので、どんどん変えていただいて、いい方向にお願いしたいと思います。

次に、実施計画の34ページ、安心・安全まちづくり推進事業、これはなぜ減額なのか、ここをちょっとお願いしたいと思います。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

安全・安心まちづくり推進事業、こちらは防犯カメラの設置助成事業になってございまして、平成31年度8台分の予算計上をしておりましたが、令和2年度につきましては3台分ということでの減少となっております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私からも質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料No.10から質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料No.10の10ページ、歳入の第14款使用料及び手数料第1項使用料第5目土木使用料第1節道路橋りょう使用料の公共物使用料400万円についてですが、どのような使用料なのか、内容について確認させてください。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、塩竈市公共物管理条例により、道路法などの法に基づかない市の管理道路や水路の公共物を使用した際に、その使用料となります。主な使用の用途でございますが、電力・電信柱、あとは建築物の敷地、または駐車場となっております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ということは、塩竈市の市有地に、この電信電話会社や電力会社に、そういうものが設置して、それを貸し出し、貸すという形で、それで400万円の利益を与えるということによろしいでしょうか。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 そこで、この塩竈市の市有地でございますけれども、いろいろなところに、今現在、市有地がございます。その中で、土地を貸し出しすることで、この400万円というものが税収が上がるわけなんですけれども、塩竈市が、そのほかに市有地、土地、それから、今現在、市が所有している土地はどのぐらいあるのか、ちょっと確認できますでしょうか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 財政課所管の予算という関連でお答えさせていただきますが、現在、普通財産として大体200筆程度の土地を所有しているということでございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 200筆ぐらいの市の普通財産があるということでございます。私も、よく通るところがございまして、それは、ちょうど市の土地になっていると思うんですが、伊保石の、昔、仮設住宅が設置されていたところがございます。たしか2～3年前に仮設プレハブも取り崩されて、現在は空き地になっているんですけども、今後、この土地をどのように使うのか、計画があるのか、その辺はありますでしょうか。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

こちらの施設につきましては、平成13年に、当時の越の浦春日線整備にあわせて築造された伊保石パーキングかと存じます。こちらにつきましては、震災後、委員がおっしゃるとおり、仮設住宅を建築しておりましたが、平成30年3月末に全て撤去し、土木課に引き渡しを受けているところでございます。撤去後につきましては、仮設住宅が建築される前と同様に、迷惑駐車防止を図るために、現在封鎖しております。

今後の利用につきましては、新たな利用につきましては、今月中旬に宮城県と協議を進めているところでございます。今後も有効な利用について、県と引き続き協議をして、有効な活用をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 これから県と協議して有効活用するというところでございます。私もあそこをよく通るんですけども、あれだけの敷地がそのままになっている状態が2～3年続いたということで、そういうのも貸し出しとか、例えば、土地を売却するという形とか、そういったものができれば、塩竈市に市の財産がたくさんあるわけございまして、そういうのが可能なのか、可能でないのか、確認させてください。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 先ほど、大体200筆ぐらいが財政課の所管として持っているということをご紹介させていただきましたが、これまで、比較的販売できる土地等につきましては、順次進めてきておりますが、今現在、残っている土地としては、例えば、そこまでの道路がないですとか、山林ですとか、なかなか売却できない土地が、今残っているということでございます。ただ、それも、例えば、売れる形に、例えば、道路をつける、あるいは埋設物があつて

売れないというのもありますので、そういったものを除去して、きれいにした形で土地を売るといった検討をさせていただきながら、毎年順次、そういった売却に向けた取り組みをさせていただきたいと思いますが、全部ということは、さっき言った事情で、なかなか難しいということをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。なぜこれを、市有の土地が売却とか、それから貸し出しがという、やはり今の財政、大変厳しいような財政が、今あるわけでございまして、少しでも財政を豊かにする意味でも、そういったことも検討していただきまして、ほとんど今、先ほど言ったように道路に面していないとか、多分あるかと思いますが、例えば、赤坂交差点のところにも、私、あそこを通るんですけれども、多分、市の土地があるわけでございまして、そういった部分では、もう門が閉まっているような状態で、門を外せば、貸し出すとか売り出しにすることは可能だと思うんですけれども、その辺も、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、市長どうでしょうか、貸すとかそういうのは検討されていますでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 市の貴重な財産であるということが前提としてあるわけでございますが、今の市の財政状況なり、今後のさまざまな諸課題に対する対応なり、そういうことを考えていけば、有効利用というのは、もちろん考えていかなければいけないと思っておりますし、先ほど委員がおっしゃっていただいた伊保石の土地につきましても、道路用地として購入をさせていただいている場所でございますので、県との協議というのは、調整がつけば、市のほうでさまざまな活用ができるのではないかというお答えでございました。場所がやはり利府中インター、最終的には私どもとしても国道45号線に直結をさせたいという希望を県に、当然、申し上げておりますし、利府中インターがあるという立地状態を考えれば、さまざまな形で有効活用できる、今、市で持っている最大の土地ではないのかなという認識がございます。

私としては、これはちょっと踏み込んだ話になるかもしれませんが、売却というよりは、果実を生む使い方のほうが、将来、塩竈にとっても、大変重要な土地になってくるだろうという認識はございますので、さまざまな条件が整えば、そういう状況下の中で、でき得る最大限の活用方法は考えていきたいというふうに思っております。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただければなと思いますので、よろしくお

願います。

では、次の質疑に移らせていただきます。同じ資料No.10の132ページの中小企業対策融資事業4億1,000円でございます。これも、さきほど市長から、コロナウイルスで中小企業が大変苦勞されているということでお聞きしましたけれども、この中小企業の融資に関しての事業内容をちょっと確認させてください。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 中小企業の振興資金の融資の事業についてですけれども、こちらの約4億円につきましては、各金融機関に預託をいたしまして、中小企業の事業資金を必要とする方に対しまして、円滑に助成するというので、経営の安定化と健全なる振興発展に資することを目的とした融資の事業でございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 この事業なんですけれども、事業者であれば、誰でも融資が可能なのか、またどこが窓口になるのか、その辺の流れとかシステムとか、そういう部分をちょっと確認させてください。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 融資の対象ですけれども、中小企業ということであれば対象にはなりますが、条件といたしましては、市税の滞納をしていないことということが条件になります。

あと、基本的な流れですけれども、申し込みにつきましては、各市内の金融機関で申し込みをしていただいて、保証つき融資になりますので、信用保証協会の承諾を得てから融資という流れになってございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。今回、やはり新型コロナウイルスが中小企業に対して、また商店街とか、本当に大変な経営状況にあると思います。私も友人が商店街で店を出しているところがあるんですけれども、本当に大変で、やはり人が集まらない、人が歩いていないという状況が続いているということでございます。そういった中で、こういう中小企業の融資事業というものが、やはり一番、ある程度、助けられるのかなと思います。そのほかに何か、商工

会議所も多分いろいろやっていると思うんですけども、企業対策というものがありますでしょうか。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 コロナウイルスという点での対策ということ。（「企業に対する支援策としてもっとほかはないものかということですよ」の声あり）これ以外に。（発言あり）国のほうでも、ちょっと今後セーフティーネットなどとも考えているようですし、県においても労働環境の整備に係る緊急要請をしているところでございます。

市といたしましても、相談窓口を商工会議所と連携しながら設置しております、中小企業の経営支援をしていきたいというふうに考えています。あと、先ほどの中小企業振興資金につきましては、今、検討中でございますけれども、保証料の補給を現在しているんですけども、それをかさ上げなどの支援ができないかということで、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。先ほども市長から、商工会議所と行政と、それから銀行という形で連携を組んでいって、そういう企業の対策をしていくということでございましたので、ぜひとも皆さん大変な状況がこれからも続くかもわかりませんので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次の質疑に移ります。資料No.14の48ページ、「全国醤油サミット2020 in 塩竈」というのがございます。まず、この全国醤油サミットというのは、私もこのサミット初めて聞くんですけども、どのような内容なのか、まず確認させてください。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 全国醤油サミットにつきましては、そちらの議案資料にも書いてありますとおり、3の内容案の（1）全国醤油産地市町村協議会というものが存在いたしまして、それに全国の16自治体、あと36の事業所、団体が加盟しているという協議会でございます。その加盟自治体におきまして、これまで、平成19年から8回各地で開催されてまいりました。目的といたしましては、記載してあるとおり、日本の食文化の原点である「醤油」の関心を高めるためにサミットを開いてきたというものでございます。

以上でございます。



○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。今回、塩竈が選ばれたということでもございまして、本当に感心するわけでもございますけれども、11月ということで、まだ遠いかなという部分があります。

この塩竈が開催地になった要因というのは、何かございましてでしょうか。あと、また実行委員は誰がしていくのか、ちょっとこの2つお願いします。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 まず、本市で開催することになった経緯でございますが、東日本大震災以降、災害地相互応援協定を締結しまして、これまで多くの職員を派遣いただきました愛知県碧南市様が、第7回の醤油サミットを開催いたしました。その開催の次回の開催地を、その開催地の碧南市様が決定できるということで、推薦できるということで、そのときに本市の開催について打診をいただいたというものでございます。正式には、平成30年に千葉県香取市で開催されましたサミットで引き継ぎをしたというものでございます。

あと、実行委員会ということでございますが、今後、議会のご承認いただきましたら、4月をめどに実行委員会の設立をしていきたいというふうに考えております。市長を実行委員長といたしまして、市内の醸造業者さん、商工会議所さん、水産関係、飲食関係のさまざまな方に実行委員会になっていただいて、事業の組み立てを進めていきたいというふうに考えております。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 丁寧ありがとうございます。実行委員長は市長ということでございます。開催地ということだと思えますけれども、そこで、やはり、このサミットが行われるということで、どれだけの人が集まってくるのか、また、どれだけの目標で、また碧南市ですとどのぐらいの地域で、規模でやられたのか、そういった集客力というんですか、集客数というんですか、そういうふうなものが、どのぐらい目標としてあるのか、それから、どのような人が参加されるのか、一般の人もこのサミットに参加できるのか、そういった部分でちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 具体的な集客数というのは把握していないんですけれども、基本的には、先ほど申し上げました全国醤油産地市町村協議会の加盟している方にはご案内をさせていただきます。基本的な流れなんですけれども、1日目は、この総会とディスカッション

などを開催いたしまして、もちろん、ディスカッションにつきましては、一般の方も参加できるという内容になっています。2日目に、市内の各所でイベント等を実施して、集客を図っていききたいというふうに考えております。内容案の(2)に書いてあるとおりのイベントなどを、現在計画をしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 私も、この碧南市の新聞記事があったので確認させていただきました。この中身を読んだら、やはり第7回の醤油サミット in 碧南ということで開催されたということです。醤油サミットということで、同市が高級の和食に欠かせない白しょうゆの発祥地として特産地であることから、開催地に設定されたということでございました。1日目の全国醤油産地市町村協議会の総会とか、講演、パネルの討論とか、2日目にはレシピのコンテスト表彰とか、さまざまなイベントを組んで、まちおこしみたいにしてつくられたということで、それがこの碧南市の一つの柱になっていったというのが書いてありました。ですから、今回11月で、まだほど遠いんですけれども、塩竈市も全国に発信するチャンスだと私は思っていますし、それから機会があれば、塩竈のすしと魚がやはり主流になってくると、しょうゆも必ず必要になってきますので、そういうのも含めて、何か抱き込んだものをやられてもおもしろいのではないかなと思いますので、その辺、お考えはありますでしょうか。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 まさに委員のおっしゃるとおりで、しょうゆを通して塩竈の食文化や歴史をぜひ広くPRしていきたいというふうに思っております。サミットに向けましては、フェイスブックで今PRをしておりますし、イベント的なものとしていたしまして、秋には「しおがまさま神々の月灯り」のときに「しょうゆカフェ」なども開催してPRをしていると。また、先日、「木桶プロジェクト」ということで、醤油サミットのPR事業として木桶を製作したということもありますので、それらを今後もイベントとして実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ成功を祈っておりますので、よろしく申し上げます。

次の質疑ですけれども、資料No.10の132ページの中心市街地商業活性化事業346万円でございます。

ます。この事業の概要についてちょっとお伺いしたいと思います。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 中心市街地商業活性化事業の内訳ですけれども、こちらにつきましては、まず、そのうち276万円がシャッターオープン・プラス事業になります。あと、50万円が商人塾事業、残り20万円が門前町との連携を図っていくというものの事業ということになっております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。その中身といいますと、やはりシャッターオープン・プラス事業、商人塾、それから門前町の意見交換とかいろいろな集まりだと思います。そこで、現在の、今シャッターオープン・プラス事業がずっと継続されているわけですけれども、今現在の企業が参加されているシャッターオープン・プラス事業、継続していると思うんですけれども、多分3年でこれ切れるわけでございますけれども、今現在、何店舗ぐらいの企業が入っているのか、また継続中なのか、状況も含めてよろしくお願いします。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 シャッターオープン・プラス事業ですが、これまで30社の創業者の皆様に活用をいただいております。これまで、決算特別委員会等でもお話しはしていましたが、30社の活用いただいている方のうち、今現在、24社の方が事業継続いただいているという状況でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 今、参加されている人の状況なんかはいかがでしょうか。皆さんのお声は聞いたことございますでしょうか。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 ご活用いただいているという、創業に対しましては、さまざまな宮城県の補助金とかもあります。市の補助金につきましては、3年間継続して補助を出されるということで、これは有効的な活用ができる補助ではないかということでは、事業者の皆様からはご意見をいただいております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 私も、この商店街を回らせていただいたこともございます。それで、シャッターオープン・プラス事業も参加されている方もいました。その声を拝見しますと、この3年後が大変だと、もう補助金の3年間は、ある程度、我慢ができるけれども、その後が、やはり大変だと。何か応援とかございますかといったら、商工会議所がたまに来て声をかけてとか、いろいろな事業の相談なんかもしているみたいでございます。そういった中で、このせっかくのシャッターオープン・プラス事業でございますので、やはり携わっている方がどのようなことを今現在行って、新しい取り組みもされているのかという部分、やはりいろいろな意見交換もしていかなければ、多分このシャッターオープン・プラス事業というのが途切れていくのではないかなと思いますので、その辺でお考えなんかございますでしょうか。結構、回られているとは思いますが。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今後も、事業者の皆様の声聞いていきたいというふうに思っておりますし、ハンズオン支援策といたしまして、さらに小規模サポート事業や、先ほどちょっと申し上げました商人塾などで、個店の経営力を高めるための取り組みも行ってまいりますので、創業者の皆様にはそういったものも引き続きご案内を差し上げながら、持続的な経営に取り組んでいただきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 それでは、今度は、門前町の意見交換は、今現在どのようにされているのか、20万円、今までもあったと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 門前町との意見交換ということですが、先日、市長とともに私も門前町の一町内会と懇談会をさせていただきました。さまざまな意見をいただきながら、今後の市政の事業に生かせるようなものはないかということで、今後考えていかなければならないというふうに思っておりますが、令和2年度の予算につきましては、まず門前町ということで、本町、宮町、西町の市民や商業者の方と一定期間、意見交換をさせていただきながら、次の段階で、その出た課題について、具体的な課題につきましてワーキンググループ的なものを発足を検討しているところでございます。その課題解決に向けたものが、何かいい案が出てくればということで、それを今後の事業に生かせるようにしてまいりたいというふうに考えてお

ります。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 本町だけ見れば、本当に人が少なくなっているというのは見えるわけでございますけれども、やはり皆さんがどういう意見、考え方をしているのかということも、この活性化というか、商店街の活性化につながっていくのではないかなと私は思いますので、ぜひとも継続しながらやっていただければなと思いますので、またそういう意見がまとまったら、どこかで皆さんの声を市政のほうに、発表を議会にさせていただければなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次の質疑に移ります。同じ資料No.10の146ページでございます。

道路橋りょう費のうち、145ページの第2目道路維持費1億2,369万円、飛びますけれども、147ページの道路新設改良費7,377万6,000円について、この内容について質疑させていただきたいと思います。

まず、初めに道路維持費と道路新設改良費に計上されております道路維持費、また道路維持費の補修工事費、それから市道整備事業費というふうに分かれていますが、各概要についてどのような作業というか業務を行っているのかお伺いしたいと思います。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

初めに、資料No.10の146ページの道路維持費でございます。金額申しますと6,249万3,000円となっております。こちらの主な事業でございますが、第12節委託料の説明欄の上から2番目の清掃業務委託費、こちら側溝の清掃となっております。主なものとする、上から4番目の樹木剪定・伐採委託料、5番目の草刈作業委託料、上から8番目の路面補修等委託料となっております。この路面補修等委託料につきましては、主に道路のメンテナンスということで、その都度、道路が傷んだ場合、すぐに補修するような業務となっております。

続きまして、事業内訳の上から3番目の道路維持補修工事費、金額が3,980万円の主な内訳でございますが、第14節の工事請負費、市内各所道路補修工事2,760万円、こちらが主に先ほどの道路維持補修工事費より規模の大きい舗装の修繕なり、のり面の修繕ということで2,760万円を計上させております。

次に、資料No.10の148ページをおめくり願います。

事業内訳欄の市道整備事業費4,391万9,000円でございます。こちらの説明につきましては、

資料No.14の53ページ及び54ページをお開き願いたいと思います。

市道整備事業費等ということで、1の概要、2の事業費及び財源内訳ということで、それぞれ事業のメニューが載っております。①の市道整備事業（公共施設等適正管理推進事業）ということで、整備概要として新浜町泉沢線舗装修繕工事でございます。こちらにつきましては、楓町地区と松陽台地区の舗装の修繕を105メートル整備する予定となっております。①の事業費が、下のほうに載っていますとおり2,500万円となっております。

②の市道整備事業、こちらにつきましては、側溝整備事業ということで、継続的に実施させていただいております清水沢三丁目、赤坂、大日向町地区の側溝の再整備ということで、各地区約50メートルを3地区整備しております。こちらが事業費が800万円となっております。

③の、同じく市道整備事業、新浜町地区側溝整備事業ということで、新浜町地区の新浜町二丁目の側溝整備ということで100メートル、こちらにつきましては今年の台風第19号の被害により排水機能がちょっと低下している路面排水について、改良をしてまいりたいと考えております。こちらが、事業費が下のほうに載っていますとおり991万9,000円となっており、合計4,291万9,000円となっております。

残りの100万円につきましては、資料No.10の148ページにお戻り願いたいんですけども、第18節負担金補助及び交付金の説明欄の一番上の私道等整備補助金100万円で、合計が4,391万9,000円となっております。

以上でございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。丁寧にやっていただきまして、ありがとうございます。その道路関係事業の予算額といいますと、約2億円かなと、私も計算してみたら、そのぐらいになると思うんですけども、本当に、今、塩竈市も、私もいろいろな幹線道路とか通るんですけども、だんだん道路が、車に乗っていても、何かいい道路になってきたなという感じがするんですけども、前はちょっと凹凸があつて、いろいろな凸凹があつたんですけども、そこで、この塩竈市の全体を見て、どれだけの道路整備が既にされているのか、何割ぐらいが終わっているのか、その辺、ちょっと確認させてください。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

道路の修繕の整備に関しましては、過去に「道路路面調査」ということで実施させていただ

いております。そのうち、幹線道路の一級・二級道路につきまして、修繕の計画を立ててまいりたいということで、計画を立てています。その計画の優先順位につきましては、交通量、緊急輸送路やバス路線、または路面の劣化状況、市民のニーズ等を整理して計画を立てております。それで、幹線道路の一級及び補助幹線の二級道路で、短期・中期的に整備が必要な3.5メートルを抽出しております。それで、平成25年度から、その舗装修繕工事を開始させていただきました。今現在、今年度末で約1.6キロメートルの修繕工事を終えております。今、計画の約46%を達成しております。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。半分は、もう整備されたということでございます。しかしながら、ちょっと幹線道路から入ってしまうと、市道の部分でも、ちょっと亀裂があったり、凸凹が結構あるところもありまして、また、せっかく修復したのに、その修復の後の切れ目のところが、雨とか降って沈んでしまうということで、また段差ができてしまうというのが、市民の方から結構、お話されることがありますので、その辺もしっかりと整備していただければと思うんですけれども、しかし、ある程度、予算というのは、限られておるとは思いますけれども、年次計画も多分立てられると思うんですけれども、ぜひともいい道路をつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質疑に移ります。資料No.10の152ページ、都市計画道路見直し検討事業でございます。これは、資料No.14の55ページにも書いてありますけれども、この事業、新規事業でございます。都市計画道路の見直し検討事業ということで、初めて聞く事業というんですか、どこを、何をするのか全然わからないんですけれども、その辺の事業内容を確認させてください。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部次長兼都市計画課長 菅原委員にお答えいたします。

都市計画道路、戦前から高度成長期にかけて、高度成長期、都市が拡大する前提で大きな道路の計画がされました。それ以来、時代状況が変わりまして、計画当時と交通環境、社会情勢が変わりましたので、現状に合わせまして、未整備の道路が43%ほどございますので、それを今後どうしていくかを改めて見直していこうという事業でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 未整備のところは44%ということでございますけれども、この43%というのは、そ

の見直しの必要性というのは、具体的にあるのでしょうか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部次長兼都市計画課長 全体の中の、今43%が、まだ動いていないという状況でございます。ただ、その中で本当に必要な道路かどうかを見定めて、それをこの3カ年かけまして、広域をまたぐ道路も10路線ございます。となりの多賀城市さん、利府町さんをまたぐ道路が10路線ございますので、一緒に協調いたしまして、そこを見直す路線を、まず選定をしていって、計画を立てていくという考えでございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 今、まだ計画段階ということでございまして、それで予算組みということでやっていると思います。私も、ちょっとこれを調べたら、都市計画道路というのは、個別の、固有の整備目的があると思います。そこで、今後、検証とか見直し作業が令和2年から令和4年まで3カ年間でやっていくわけでございますけれども、やはり実施することはできないもので、本当にこまめに実施することはできないのか、加えて、検証とか見直し作業の中で、見直しをしない多くの路線に関しても、重要性とか位置づけも明らかにしてもらいたいと考えるんですが、そうすることによって、関係する地権者の付近の住所を含め、都市計画道路の理解も深まってくるのではないかなと私は思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部次長兼都市計画課長 市内には、今、25路線の都市計画道路ございます。その中で、半分ができているもの、暫定整備でできているもの、いろいろございまして、例えば、新浜町杉の下線、藤倉の都市区画整備事業の道路ができています道路なんですけれども、第二小学校の下を通過して、今長沢町で終わって、そこまでは完成してございます。その先に、一森山を通過して、泉沢町まで抜ける、その路線ができないと完成とならない状況でございます。その道路が、実際、今必要なかどうか、そういったことも見定めまして、その計画をどうするかということ、今回の計画で決めていきたいところでございますので、そのほかの路線につきましても、現状で、本当に必要なかどうかをちょっと見定めまして、現実に沿った計画道路を、計画をつくっていききたいというふうに考えているものでございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。他市町にまたがっていくと思ひるので、ぜひとも、その辺も含めて計画を立てていただければと思ひます。



次の質疑でございます。資料No.16の7ページでございます。

先ほど、鎌田委員からも質疑があったんですけども、小中学校の空調設備整備事業でございます。工事請負の部分で、先ほど、鎌田委員も質疑したんですけども、落札率が100%と、99.9%があるということで、先ほどの答弁でもございますけれども、プロポーザル方式をやっているんで、相手の額に合わせるという形で、先ほど、答弁があったんですけども、この表を見ますと、当初契約額というのがあります。このNo.5以降に小中学校の空調設備があるんですけども、それを全部足すと3億6,486万4,800円でございます。変更後の契約額というのが5億296万5,100円ということで、この差額が約1億3,800万円に上るんですけども、これというのはどういうことなんでしょうか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 お答えいたします。

当初、プロポーザルを行いまして、国の空調整備にかかわる交付金が、最初、普通教室を、当初に交付されました。それをベースに普通教室の整備を進めておったところだったんですが、おくれて特別教室の整備について、この前の総務教育常任委員協議会でも報告させていただきましたが、特別教室、音楽室ですとか図書室ですとか、そういったところの整備について、追加で交付ございましたので、その教室分を追加して、変更契約をさせていただいたので、合計で5億円ほどになったということでございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ということは、当初、190教室で、減ったんですよね、たしかね。そこから減ったと思うんですね、多分減ったと思うんですよ。その部分が、また、もとに戻ったという部屋数ということですかね、それで金額が上がってしまったという、そういうお答えでしょうか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 当初から190室程度、普通教室を見込んでおりまして、その後、特別教室の追加分がございましたので、ふえたということに、契約は増額してふえたということでございます。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。そこで、この熱の、これどのように熱効力、私も2年前の12月定例会で総括質疑をさせていただきました。熱源に対して、どのようにされるのかということで問いましたら、熱源は調査をしてから、コストを安いほうでいこうということで決定して、多分

ガスのほうになったのかなど。一部、浦戸は電気という形になってはいますが、このガスというのは、これだけ金額がオーバーになってくると、そのガスというのは、今までのガス管で行くというのは、継続されるわけでしょうか。今回の補正もあると思うんですけども。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 お答えします。

空調整備については、5月の総務教育常任委員協議会でランニングコストも含めて、普通教室と特別教室については、それぞれ熱源を都市ガス、プロパンガス、電気方式ということで進めさせていただいております。こちらの空調整備等々のところでございますが、補正のほうでお話しさせていただきました管理施設のほうについては、熱源とあわせて、あとは、東日本大震災からの、そういった復旧のプロセス等を考慮しまして、20室程度の規模でもございますので、電気方式で整備していきたいと、危機管理も含めて、早期復旧のために電気方式で考えていきたいと考えております。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 このランニングコストが下がるということで、ガス方式になったと思うんですけども、今度、新しく設置するのは、電気ということで、ちょっと矛盾しているのかなという部分が、多少、私なりにあるんですけども、その辺も含めてガスになるというのは、安全とか、また、メンテナンスもこれからかかってくると思うんですけども、電気は、ある程度のコストというのは、かかってこないんですけども、その辺も踏まえてこれからもしっかりと子供を守っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、午前中最後となりますが、私からもお聞きをしてみたいと思います。

まず、初めに教育施策の関係でお伺いいたします。実施計画がわかりやすいかと思っておりますので、実施計画の67ページでございます。小中一貫教育推進事業につきまして、実施されていて成果等についても、今、お言葉が出てくるようになってまいりましたので、そういったことを踏まえまして、改めて、まずその目指すところというところを一度整理したいと思うのですが、よろしくお願いをしたいと思います。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 まず、本市で小中一貫教育を始めたきっかけといいますのは、先ほどもありましたように、不登校問題があつて、不登校を減らす方策として小中一貫教育に取り組んでまいりました。そういった中で、先ほどもご説明いたしましたように、不登校の数が減ってきたという効果がありましたし、あとは、今現在、行っております学びの共同体という中で、子供たちがお互いに学び合うという形の中で、学力のほうも向上させるということになっています。

それで、私事で大変恐縮なんですけれども、実は、学びの共同体が始まった年に、私の子供がたまたま中学校3年生でした。それで、私もどういった教育になるのかということで、すごく期待していたところがございます。それで、子供が学校で学びの共同体を行って来て、すごく学校から帰ってくるとにこにこしているんですね、すごく楽しいと。なぜ、そんなふうに楽しいのかという話を聞くと、今までみんなでグループになって、男女がたすき掛けになって教え合ふんですけれども、今までいじめてきたような、いじめとか嫌がらせとか、そういう男の子が、今すごく優しいんだというんですね。どうしてかというと、女の子たちで男の子に勉強を教え合ふんですね。そうすると、男の子も教えてもらうものですから、今までちょっと嫌がらせとか、そういうことをしたのをしなくなるんですね。そうすると、それがどんどん相乗効果がよくなって、子供たち同士のコミュニケーションがよくなって、それでそういういじめも減少するということがありました。

ですから、人に教えるということは、すごく自分が勉強していないとだめなんだという部分ありますので、自分も勉強するし、相手からもそういうふうに、相手のほうもそういう関係ができて、ただ単に学力が上がるということだけではなくて、そういういじめの問題だとか、あとは、そういう不登校の問題も解決するということですので、今、始まって3年目に入りますけれども、この取り組みをどんどん、どうしても先生方、異動で変わりますので、先生方に絶えず学びの共同体の教え方を教授していかなくてはならないという問題点はあるんですけれども、これをどんどん積み重ねていく中で、塩竈の学力向上と、あとは、やっぱり子供たちのそういったいじめとか不登校とか、そういうのをどんどん減少させていければなというふうに考えています。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ご自分のご体験も踏まえまして、いろいろとお話を聞かせていただきました。

それで、その成果ということでいいますと、先ほどおっしゃられたように、その学校内での過ごし方ですとか、あるいは、その施政方針にも書いておりましたけれども、例えば、その不登校の出現率等々、そういったところにもあらわれていくということでのお話あったんですが、その先生の多忙化等、さまざま懸念はあったわけなんですけど、一定そういった効果も出てきていると。

それで、その成果というものをどのように捉えていくかというところで、若干、気になったところがありまして、一つはその不登校として、その出現率がこのように減っていく、そこは一つの大きなあらわれだろうというふうに思うわけなんですけど、一方で、平成31年度の全国学力・学習状況調査、その平均正答率についての成果として、この小中一貫教育について、そうした意味での成果のお話があったわけなんですけど、この点については、ちょっと改めてお伺いをしたいと思います。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 小中一貫教育につきましては、3つの取り組みがあります。まずは、小学校と中学校が交流することによって、中1ギャップとかそういったものがなくなるよという、その不登校の問題ですね。あとは、学力を向上させようということでの学びの共同体、あと幼・保・小連携ということで、やっぱり幼稚園とか保育所の子供も、小学校に上がるときにギャップがあるので、そこで保育園とか幼稚園と小学校が連携して、そういったギャップをなくす、そういう取り組みの中で行っています。それで、それをもっと発展させて、今度は地域とか、あとは、保護者とかとも連携しようという取り組みが最終形なんですけれども、その中で学力向上のほう、去年やっとなんですけど、去年の4月の全国学力・学習状況調査の中で、そういった成果が出たということなんですけれども、今回は、コロナウイルスの問題があって、4月にどういいう結果が出るか、きょうも教育長が心配していたんですけど、できれば、今度の学力調査の中でも、よりよい成績を目指して、やっぱり、この取り組みが正しいんだというか、やっとなんかなくてはいけないんだという成果を出して、皆さんにお示しできればなというふうに考えておりました。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 その全国学力テストの、いわゆる「平均正答率」に関してのお話だったんですけど、その小中一貫教育の取り組みにおいて、どういった成果を目指すというところについて、否定

をするつもりは全くないんです。ただ、その評価という部分について、そのテストの正答率の向上、この点について、そこも否定をするつもりはないんですが、その点を大きくフォーカスして、成果なんだよということにちょっと違和感を持っているということなんです。

前段、教育長のご答弁の中でも、「一人も取り残さない」というお言葉がよくいただいているわけなんですけれども、平均点で競うということに、ちょっとフォーカスし過ぎるというのは、果たしてどうなのかという思いがありまして、その平均点ということは、必ず平均以上、以下というのが出てくるというふうになったときに、一人一人の子供たちが、じゃあ平均点をベースにして、私はこのぐらい上だったと、必ず、逆に下だったと、そうした捉え方をしたときに、「私、点数は前回より上がったんだけど平均には届かなかったんだよね」ということでの、いわば、諦めにつながってしまうような、そういった中身になりかねないのではないかと、いうことを懸念しておりまして、そういったことを考えますと、そこにフォーカスする中で、全員が満点を取らない限りは、必ずこうした思いが出てきてしまうように思っておりまして、その点については、ちょっとご留意をいただきたいというふうに考えておりました。

それで、関連して一つお聞きをしたかったのは、いわゆる「支援を必要とする児童生徒」、特に校内で、例えば、別教室等で受けられている生徒なんかもおられるかと思うんですが、そういったお子さんと、あとは、学力テストのかかわりというのは、どういうふうになっていますでしょうか。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 どうしても、コラソンとか、ほかの教室に通っている子供たち、あとは、けやき教室にも通っていますけれども、どうしても、そういった部分での、その学力差とか出てきてしまいます。ですから、教育委員会としましては、極力、学校のほうに復帰して、勉強も一緒にできるような環境をつくって、そういう学力を保っていければなというふうに考えております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。それで、そういう形で一定学校の外で、通所するような形で、そうした教育に向き合っておられるお子さんのほかに、今、校内でもたくさんそういった形、例えば、通級指導教室ですとか、そういったところを利用しながらの子供たちも、今、たくさん今おられるかと思うんですが、そうした子供たちと、この学力テストというのが、どう

いうふうになっていくのかというあたりで、ある意味では、ちょっと置き去りになってしまうのではないかというような懸念も持っておりまして、はっきり言ってしまえば、私どもの考え方では、全国学力テストの平均点でもって子供たちをずっと評価していくというのは、ちょっと賛同できるものではないなというふうにも思っておりました。結果に対して、例えば、弱いところを分析して、どこをどういうふうに勉強すればいいかとか、そういったことを否定するつもりはないんです。ただ、一方で、その児童生徒の状況一人一人に合わせて、一步一步前に進むというところにもしっかり目を向けてほしいと。どんなお子さんでも前に進めるんだと、できるんだというような思いを、成功体験を積んでいけるような、そうしたところに重点を置いた形での取り組みということで、これは、ぜひひとつお願いをしておきたいというふうに思っております。

それで、支援を必要とする児童生徒というところにつきまして、この間、大変増加をしておると。また、本市において、その出現率が非常に高いというようにお話、この間ございましたけれども、その点については、どういった分析がされておられるかお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 お答えします。

塩竈市内でそういった出現率が高いという直接の原因は、まだちょっとわかっていないというような状況はあります。ただ、どうしてもひとり親世帯が多いとか、要保護世帯が多いとか、何かちょっと具体的に原因はわかっていないんですけれども、やっぱり周辺都市と比べると多いというような状況でございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。その、なぜふえるのか、あるいは多くなるのかというところで、私もこの間、さまざま論文等も読ませていただきながら勉強しているところではあったのですが、なかなか、いろいろなところの相関が見えてきてしまって、はっきりとこうだということはないのかなというふうに思ってもおりました。そういう中で、一つには出現率が上がる要因の一つとして、例えば、その塩竈市における教育の体制の中で、一定そういうところをしっかり見る目を向けていくということが、ある意味では発見率といいますか、出現率といいますか、そういったところにつながっているというのが、一方あるのかなという思いもございまして、ただ一方で、先ほどおっしゃられたように、例えば、他市町村と比べて平均所得の関

係ですとか、あるいはひとり親の親御さんの関係ですとか、さまざまあるのかなということで考えておりました、そのあたりをしっかりと分析をしながら政策に生かしていくということが、やはり、これは必要なことなのかなというふうに考えております。

それで、具体的な取り組みということでちょっとお聞きをしたかったのですが、例えば、子どもの心のケアハウス運営事業、この実施計画のページのところにもございますが、また、けやき教室等、さまざま事業に取り組まれておりますけれども、こうした取り組みについては、学校外で通所しながらといったような支援を受ける取り組みであるわけですが、一方で、支援を必要とする児童の増加の中で、まさに学校内、現場で向き合う、どういうふうに対応していくかというところが、一つ大きな課題として挙げられているのではないかなというようなことを、この間ずっと感じておるんですが、校内での取り組みというところについてお伺いをしたいと思います。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 校内につきましては、スクールカウンセラーですとか、あとは、学び適応サポーターですとか、そういった専門の担当をつけまして、子供の心のケアという部分について対応しているところでございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 お答えをいただきました。これまでの取り組みの中でも、先生方が非常に忙しい中で、果たして、どこまでできるんだろうなという思いもありまして、まず一つには、私も小学生、中学生の親ですので、担任の先生の、まさに血のにじむようなご努力がありまして、また加配の支援員さんですとか、あるいは先ほどもおっしゃられました学び適応サポーターだとか、あとは今、通級指導教室というものが非常に大きな役割を果たしているというところで、こうした取り組みが、まさに今、力を発揮しているというところについては、もう非常に実感をしております。

そうした中にありまして、また、例えば、その学び適応サポーターさんにあっては、やはり兼務から専任というところでしっかり取り組んでいくということが必要なのではないかと、あるいは通級等に関しましても、県の予算ということにはなってくるんだろうと思うんですが、一定、国で加配定数から基礎定数へというお話、この間ございまして、10年間かけているということで、非常にもっとスピード感を持ってやらなければいけないのではないかなという思い

はあるんですけれども、その辺につきまして、ぜひ本市の取り組みを一層強めていくのと同時に、これはもう市長もぜひお願いしたいんですが、そういったところにつきまして国・県に対してもっと現状、危機感を訴えながら、このあたりについてお話をしていただければというふうに思っております。

次に移ってまいります。子育て支援施策ということでお聞きをしたいと思います。実施計画の12ページの子育て世代包括支援センター設置準備事業についてお伺いをいたします。

国のガイドラインをさっと読ませていただきますと、このセンターについて、各地域の強みや特性に応じて、柔軟に運営されるべきものであり、各市区町村の創意工夫が求められるというふうにされておりますが、それでは本市においては、こういった観点でどのような取り組みをしていくべきなのか、これはぜひ大いに議論していただきたいし、また私たちも議論させていただければというふうに思っておりますが、この創意工夫といったところも踏まえて、現状お答えがありますれば、ぜひお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 子育て世代包括支援センターについてのご質疑でした。各地域の特色を踏まえてどのような包括支援センターを展開していくかというご質疑かと思っております。

私ども、これまで子育て世代包括支援センターのあり方につきましては、部内、特に健康推進課、そして子育て支援課と、これまで、たび重なる協議を行ってきたところでございます。本市の特色といたしましては、やはり庁舎が分散しているというところで、それぞれ1カ所に部署がないというところでは、日々職員たちは努力をしておりますけれども、なかなか連絡・連携というのが難しいというふうな現状が実感としてございます。

今回、この子育て世代包括支援センター、本市の特色を生かしてというところでは、まず場所として壺番館1階にそのセンターを設置をするということで、壺番館内で子育て、それから、いろいろ障がいに関すること、生活保護に関すること、教育、そういったものの連携を一層強化して、また海岸通のビルに移設されます子育て支援センターこころんとも一体的な運営を行うことによって、より利用者目線に立った運営が可能になるのではないかと考えているところでございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。また、そのセンターについては、原則、全ての妊産婦、あるいは乳幼児、就学前と、その保護者を対象とするということを基本とすると。地域の実情に



応じて18歳までの子供とその保護者についても対象とする等柔軟に運用する。その中で、妊娠期から子育て期、特に3歳までの子育て期について重点を置くという、これもガイドラインにあったのですが、このあたりについて、例えば、その18歳までというところについては、どのように考えていくのかだとか、そういったところについても、もしありましたらお答えお願いいたします。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 今度、新しく設置いたします子育て世代包括支援センターにつきましては、重点を置きますのが妊娠期から乳幼児ということで重点を置くことと考えております。まず、議員がおっしゃいましたように、全ての妊産婦さんと対面で面談を行い、そして子育ては、日々刻々状況が変わってまいりますので、大変なときに大変だと言えるような状況がすぐにつくれるように、妊婦さんとこの子育て世代包括支援センターのスタッフがきちんと関係性を築いていくということを考えております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。基本的には、妊産婦、あるいは乳幼児というところでの取り組みを基本にされるということで、今、お答えを頂戴したわけではありますが、一方でそのガイドラインを見ますと、実情に応じて18歳までも一定程度、取り組むことが必要ではないかというような中身で、私、読んだわけなんです、その前段、支援を必要とする子供たちということで少しお話をさせていただきまして、その出現率の高さというところもお伺いしたわけなんですけれども、そういったところについて、当然、早いうちからケアをしていくというところが、ある意味、有効な話であるということもございまして、例えば、そういった相談が来た際に、どういったケアが必要なのかと、あるいはどういった機関につないでいくのかというところにつきましては、先ほど子育て支援課等々とも議論を重ねるということでおっしゃっていただきましたので、そういった連携というのがどんどんこれからまた深められていくのかなというふうに思っておりますが、そうした多岐にわたる業務を想定いたしますと、やはりその、前段、総括質疑でしたか、母子保健係で移動してということでの話いただいていたかと思いますが、果たして、その体制上、きちんとしたものができるのかなということで心配をしております。この点については、例えば、その財政上の観点等々を踏まえるといういろいろあるのかもわかりませんが、ぜひここは市長さんを初め、お願いをしておきたいと思うんですが、この取り組みを本当に成功させようとした場合に、既存の組織を一定動かすということで果たしてできる

ものなのかどうか、そこは、私は難しさがあるのではないかというふうに思っております、そういった点につきましては、一定財政的な観点でも見ていただきながら、しっかりと取り組めるセンターをぜひつくっていただきたいということをお願いをしておきたいと思いますが、もし一言あればお聞きしたいと思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私の方針でもお出しさせていただいているところでございますが、やはり、これだけ少子化、高齢化社会が加速度的に進んだ場合に、塩竈にいかにして若い世代の皆様方に住み続けていただけるか、移り住みたいと思っただけか、これが非常に重要な視点だと思っております。その点について、子ども・子育て、教育については、特に力を入れていきたいという方針がございます。

運用をしていく中で、やはり、いろいろなふぐあいというものも、当然出てくるだろうと思っております。その時々で、しっかりとそういったものに、どのように対処していくか、皆様方からいろいろなご指摘をいただきながら、利用者、もしくは私ども職員からも、常に意見交換をさせていただきながら、常に改善をさせていただくと、そういう視点を持ちながら運営に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導いただきたいというふうに思っております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 その点につきましては、重ねてお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それで、次に移ります。実施計画の15ページ、また68ページなんですが、塩竈アフタースクール事業ということで、その子育て支援の関係と学校の関係とで2つ載っております。それで、これまでの取り組みで、こういった成果があったのか、今後の進め方をどういうふうにしていくのかというところで、少し簡単にお答えをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 こどもほっとスペースづくり支援事業からお答えいたします。

今年度につきましては、3団体が助成金を活用しまして活動を行っております。子どもカフェ、こども食堂、それから居場所というか体験型の事業を行うという団体、3団体がございまして、特に子どもカフェなどは、毎週、子供たちが放課後に集えるような居場所をつくっているという状況でございます。また、昨年度助成金を受けた団体につきましても、助成金を、今

年度は受けないで活動を続けておりまして、一定程度の子供の居場所がつくれているということを考えております。

以上です。

○西村委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 では、わくわく遊び隊の教育分野のほうについてご説明申し上げます。

ご存じのように、平成29年度に全ての学校でわくわく遊び隊が立ち上がりまして、順調に地域と学校と、そして教育委員会の連携がとれているというふうを考えております。これは、子供等のアンケートからなんですが、子供から、自分がすごく走るのが早くなったとか、いろいろな遊びができるようになった。あと、親からは、外でよくほかの子供たちと遊ぶようになったということで、非常に高評価を得ているというふうな成果を得てございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。今後の取り組みというところにつきましても、非常に期待を申し上げるところでございます。

それで、ちょっと関連いたしまして、この塩竈アフタースクール事業を来年度、どのように取り組んでいくのかという中の方向性として、これも施政方針書の中にも入っておりましたのですが、地域全体で子供を育てる仕組みづくりという文言がございました。そういった点では、先ほど課長がおっしゃいましたとおり、一つは各小学校区というところを一つの軸というか、そういった位置づけとして、そういった中での子育ての仕組みの一端というものができてきているのかなというふうにとめております。

その核家族化ですとか、あるいは共働きの家庭というものがどんどんとふえる中で、一つには家庭内で子供たちが孤立してしまうというようなことでの問題も言われております。そういった意味で、この取り組みというものをもっと発展をさせていただいて、地域に押しつけるだとか負担をかけるという形ではなくて、あくまで自然な形で、ぜひこの地域での子育てというものを各小学校区ごとにしっかりと、こういった形がというのは、私がなかなか不勉強で言うところではないのですが、ぜひこれ広げていってほしいというところで、発展を期待するものであります。

それで、次に移りたいと思います。保育関係についてお伺いをいたします。資料No.16の23ペ

ージ、24ページ、それとあわせまして資料No.17の23ページ、25ページのあたりを、ちょっとそのあたりからかいつまんでお話をお伺いしたいと思います。

それで、保育の供給量と申し込み数の関係というところで、ざっとこのあたりを見ますと、増加傾向にあるというところについては、一目で見てとれるわけなんです、令和2年度については、その新浜町保育所の関係で、定数というところで見ると60件となるということがわかりました。一方、申し込み数を見させていただきますと、昨年4月1日の時点で申し込み数804人、これが4月1日時点になると849人ということかなというふうに見たんですが、ことしは2月1日の時点で840人に達しているという数字もあったふうに思います。このままいくと、これ年度当初の待機児童というのも一定の数になってしまうのではないかというような危惧があるわけなのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 年度当初の待機児童の数ですが、今現在、2月1日に入所決定の通知をお送りしているところですが、それに対して取り下げなどをしてきているご家庭もございます。そういったところで、実は、申し込まれていても入所決定できていないご家庭もありますので、そういったところで順次調整をしながら、待機児童が出ないような調整をしていきたいと努めているところですが、ちょっと今の状況では、特に低年齢児で待機児童が発生するような見込みとはなっております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 そういったことなんだと思います。それで、目標ということで掲げているのは、今、年度当初のお話でさせていただきましたけれども、目標としては、年間通じての待機児童ゼロが目標であるということに変更はないということによろしいですか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 目標としては、年度を通した待機児童ゼロということになります。ただ、令和2年度の定員というのは決まっておりますので、その中でいかにうまく調整するか、あとは認可外など、幼稚園なども活用しながら調整を進めたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。そうした中で、先ほど、その定員が決まっている中でというふうな

ところでのお話ございましたけれども、実施計画の12ページのところで、これまでも取り組まれてまいりました待機児童ゼロ推進事業ということでの取り組みが紹介をされてございます。そうした中で、予算ベースで見ますと、当初517万2,000円というところから1,733万4,000円とされると、ことしはそこから微減と、こういうことで、この額が載っているわけなんです、その待機児童ゼロというものを達成するに当たって、改めて、この予算をどのように活用して待機児童ゼロというものを目指していくのか、改めてちょっと確認をさせてください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 待機児童については、特に先ほどもお話ししましたとおり、低年齢児の部分で多くなっておりますので、公立保育所に関しましては、保育士を確保することができましたら、ゼロ歳児、1歳児などで受け入れをさらにふやすことができますので、そういったところでの人件費としての確保するための予算として使いたいと考えております。

また、令和2年度につきましては、民間の保育園で保育士の宿舎を借り上げた場合の民間保育園に対する助成金の制度を設けたいと考えておまして、全ての園に対しての助成とはなりません、試行的にそういった宿舎借り上げの助成についての制度を始めたいということを考えております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 そうした事業も考えておられるということでしたが、その年度当初の待機児童の最大数なんかを踏まえてみたときに、果たして、その定数で足りるのかなという心配も一つにはあるわけなんです。そうした状況の中で、のびのび塩竈っ子プラン等々を踏まえましても、少子化、人口動態等々を踏まえながら、その供給量というものを制定されておられるという中で、例えば、その供給量につきまして、ちょっと長い、大きな話になってしまうんですけども、第5次長期総合計画の人口の将来展望、合計特殊出生率が、例えば、平成42年で1.80ですとか、平成52年で2.07、こうしたところで上昇するものと想定しながら、長期総合計画の中では目標人口というのを立てていると、こういうことになってございます。そうした中で、こうした出生率を目指していく中で、のびのび塩竈っ子プランというのものも、そういった目標に合わせて立てていくものなのかどうなのか、そこについてお伺いをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 新しいのびのび塩竈っ子プランは、令和2年度から5年間の

計画になります。そして、こちらでは5年間の人口ですとか子供の数の推計によりまして、どれくらい保育量が必要なのかという量の見込みを立てたものになっております。そういった5年間の中での量として捉えてはおりますが、長期総合計画とも連動しながら、少し計画の見直しなども中間などの見直しの中で行っていくこともあるかとは考えております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 といったのを申し上げましたのも、その一方では総合計画の中で人口減・少子化が問題であるという中で、例えば、定住をいかに定住していただいて、ずっと住んでいただくかという一方で、やはり塩竈市の中でしっかりと子供たちをふやしていくというようなことが、やはり重点項目に挙げられる中で、そこと余り供給量をどう設定していくかというところが、ここまでふやすんだという目標で取り組む一方で、保育所の数の設定というのが、そうした努力に対して、じゃあ、その受け皿を準備するからねというふうになっているのかどうなのか、その点について、ちょっと一つ思いがあったので、そういったことについてお聞きをしたわけです。

それで、この間、国の政策等々さまざま見てまいりましても、幼保一元化、無償化、こうした政策が非常に大きく影響する中で、一定の見通し持って、もちろん計画がつくられておられるのだと思うんですが、なかなか、これが実態に見合っていないと、そのご苦労というのは、大変よくわかるつもりであります。そこで、ぜひ考えていただきたいのは、その子育て世代をどうやって支援していくかという点で、やはり、その政策的観点からも、ぜひ、これは考えていただきたいと。待機児童問題もこれだけクローズアップされておりますけれども、保育の充実も含めた子育て支援の充実が、今、定住の大きな要素となっているのではないかというふう考えております。

資料No.16の20ページのところで、人口の関係で資料がございますが、社会増減なんかを見ましても、1月末時点で151名が転入超過となってございます。これ、ある方から、私も言われたことなんです、塩竈市の特性を考えましたときに、国道が通っていると、高速道路の入り口も一定近いところにあると。鉄道の駅についても、その面積について4カ所、非常に多いと。また、100円、ワンコインで利用できるバスが市内を一定カバーしていますと。地価、家賃も一定低廉で、近隣の市町と比較して、まだその上、待機児童も少ないんだと。そういう意味では、塩竈市は、まだまだポテンシャルがあるんだよということで勇気づけていただいたことが

あったわけなんです、そうした中で、今の段階では、保育施設はある一定のところまでだとは思いますが、供給量をふやすと、それに伴って需要もふえていくような、そうした傾向も一つ見えるのではないかなというふうに考えております。

そうした中で、この年度途中も含めて、これだけ待機児童が出てしまったと、そういったものが、一つには転入超過という一筋の光があらわれましたけれども、そういったものも遮ってしまうことになりはしないかというふうに懸念をしておりますが、そのあたりについて、ちょっと聞き方がどうかと思うんですが、おっしゃられるようなことがあればお聞きしたいと思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 小高委員がまさにおっしゃっているとおりだと思っております、現実問題として、これはうれしい誤算だと思いますけれども、三世帯同居・近居、この政策が多くの方々にご活用いただいて、予想を超える方々においでをいただいているという現状がございます。ある程度、健康福祉部でも、それでふえるだろうと見越していた部分を超える形になってしまったと、それは、結局は、待機児童が一時期32名だったのでしょうか、までに伸びてしまったと。これは、庁舎的に考えれば、やはり縦割り行政の弊害という問題も、一方ではあるのではないかなというふうに思っておりますし、私どもとしては、子ども・子育てに力を入れていきたいという方針は変わりございませんので、こういったミスマッチが起こらないように、その時々に対応をしっかりと考えさせていただきながら調整をしていくと、そういったことに全力を尽くしていく必要があるだろうというふうに思っております。

おかげさまで、人口がこのような形で少しでも希望的な増減が見えてくるようになれば、これから先のそういった政策にもどんどん力を入れていく一筋の光が見えてきているのかなというふうに思いますので、これからもいろいろな情勢、状況を鑑みながら、ミスマッチのないように庁舎内でよく横の連携をとりながら頑張っていきたいというふうに考えてございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 その点につきまして、ぜひ、その横の連携というところも含めまして、一定大胆な取り組みについてお願いをしたいというふうに思っております。

それで、資料No.14の13ページ以降のところ、保育所の廃止・移転、そうした関係のところ、掲載がございます。それで、この間、1年以上になりますが、新浜町保育所の廃止・移転というところにつきまして、何度も市民、保護者、業界の方々の思いに答えてほしいということ

でお伝えをしてみいました。その新浜町地区を含む杉の入小学校区に保育施設をと、この声にどう応えていくのかというところで、この間、私も毎回やってきたわけですが、例えば、「塩竈市の設定市域は、市全体で1つなんですよ。」というようなお話もあったわけですが、そうであったとしても、これは地域を考慮して整備をするということを守るものではないはずです。

本市の基幹産業であります水産業・水産加工業、この集積地である新浜町地区を含むのが、この学区であります。人手不足も叫ばれておる昨今、ぜひこの地域で子供を預けて働いてほしいと、就労促進という観点からも、そういった見方ができるのではないかとというふうに考えてございます。また、市内各地域でも、ここは、今子供たちがふえているということで、実は、昨年の入学式の際に、「杉の入小学校が市内で一番児童数が多くなったんだよ。」ということでのお話もお聞きをしたのが、非常に印象に残っております。

それで、前段、塩竈アフタースクール事業のところでも、地域全体で子供を育てる仕組みづくりということでお話もございましたが、これをぜひ、保育所も巻き込んでやっていただきたいということの意味合いをもっても、やはり各小学校区ごとの保育所という考え方は必要なのではないかなというふうに考える次第であります。

それで、この間、国の補助金の関係、かなり厳しいものがあるということでお話もお伺いをしてきました。何ら補助を要請できる状況ではないということでご答弁もいただいてきたわけなんです。ただ一方で、確かに、その公立保育所の運営費の一般財源化2004年、整備費の一般財源化2006年と、全額地方負担、確かにこうなっておりますけれども、一方で2015年当時に高市総務大臣が、我が党の国会議員の質問に対し、「その整備費については、事業費の半額を地方債で手当てをすると、その元利償還を地方交付税措置すると、市町村に影響を与えないようにしている」という答弁もしたと。私自身もそれをお聞きして、果たして、どこまでそういった取り組み、国のほうで本気で考えているのかなという疑問はございます。ゼロではないけれども、国の考え方、進め方のもとで、自治体が全ての保育を担うというのは、確かに現状、難しい側面があるのだろうというふうに理解もしております。

毎年、直接省庁と交渉も行ってまいります。そうした中で、こうした要望を繰り返しながら、私自身が痛感してきたところでございます。しかしながら、そういった中で、じゃあ、安易に民営化ですとか、そういった部分で、ただ保育を市場原理に委ねてしまうということは、私はこれは認められない。児童福祉法第24条の条文を引くまでもなく、保育の質の担保を前提



としながら、やり方はさまざまあるのでしょうかけれども、自治体がしっかりその責を負っていくと、これは明確なことだと思っております。そういった点で、こうした法の上からの責務、あるいは先ほど申上げました政策的観点、こうしたところを踏まえまして、この同学区に保育施設をと、例えば、事業実績の優良かつ豊富な福祉法人等々も含めまして、民間等へのお声がけなどもあるのかと思います。そうした点について、ぜひ、これは改めてお願いをしたいと思うのですが、市長、このあたりについてはいかがでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 地域全体で育てるということは、公立だろうが民営だろうが、その垣根をもってやるということ、いろいろな問題があったにせよ、私としては地域全体で育てるという基本方針は何ら変わっておりませんので、民間の皆様方がいろいろなことでお悩みになったり問題点があるとすれば、これは市全体としても考えることが必要だろうというふうには認識しております。ただ、いろいろな条件のもとで運営させていただいているのも事実でございますので、そういった整合性もしっかりと図らせていただきながら、地域全体で育てるという方針に沿って、お子様方、子育て世代の皆様方に安心していただけるような塩竈市になるように努力はさせていただきたいというふうに思っております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか一定明確なといいますか、そういったお答えが難しいということは、重々承知をしておるんですが、そういった点につきましては、今、議会で具体的な条例も上程をされておりますので、一定何らかの意見表明といいますか、決議といいますか、そういった点も必要なのかなというふうに今感じております。このことを述べて次に移りたいというふうに思っています。

道路整備の関係で、先ほども質疑あったわけなんですけど、資料No.14の53ページ、先ほど菅原委員のところでもございました。新浜町泉沢線の舗装修繕工事、ちょうど①番のところですね、この点につきましてちょっとお伺いしたいと思います。

それで、特に、このお隣の地図だとちょっと小さくなってしまいますが、松陽台から下ってきて楓町へと続いていく交差点の坂が、非常に勾配がきついということで、今年度の当初予算で社会資本整備総合交付金の関係を活用しての3,000万円でしたか、予算化をしていただいた経過がありまして、「あれ、いつになったら工事始まるんだべな。」なんていうことで、地域の方々ともお話をしておったのですが、なかなか内示がおりないという中で、実は、この

間、期待の声、そして、その後、落胆の声と、こういうところでいただいてまいりました。

それで、今回、この点で、この資料の中身を見させていただきますと、起債を打って、総額で2,500万円の予算ということになっておりますが、このあたりの経過と、あとは、今後について改めて伺いをしたいと思います。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 答えいたします。

今、委員がおっしゃるとおり、今年度、社会資本整備総合交付金の活用をもって事業を進める予定でしたが、新年度は、起債事業により事業を進めてまいりたいと考えております。先ほど、坂がきついというお話がございましたけれども、必要な措置を、滑りどめとかそういういったものができるように整備をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ぜひお願いをしたいと思います。

それで、予算ベースで伺いますと、前回から500万円ほど下になっているというのは、例えば、暫定舗装ということで直していただいたんですが、暫定舗装みたいな形で穴を埋めるような形でやっただけでいるんですが、そういったものとの関係で500万円、何か事情があったのかなということでは、どういうことだったのでしょうか。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 こちらの事業に関しましては、やはり県との調整ございまして、2,500万円ということで事業を進めるべきだということで、今回500万円ほどちょっと減額させていただいているところでございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ことしは暖冬ということで、余り積雪、凍結等が少ないかもわかりません。ただ、一方で、夜間には一定道路の凍結ですとか、そういったところも見られておまして、また、大型車の通行による騒音問題、こういったところもたくさん声、いまだ寄せられておりますので、そのあたりを踏まえましての事業を、ぜひお願いをしたいと思います。ご期待申し上げて、最後の質疑に移りたいと思います。

最後に、資料No.17の27ページを開いていただきたいと思います。

それで、ここに水産加工品生産額及び水産加工業者数の推移ということで、生産額を見ますと、震災後横ばい、あるいは多少、上昇というところも見えなくはないのかなというグラフになっておるのですが、一方で、その下の水産加工業者数というところを見ますと、特に、この3年ほどが非常に減少しているような傾向が見てとれると。これは非常に、大変なことだなというふうに捉えてございます。

こうしたところに対して、じゃあ果たして、本市がどういった手を打っていくのかということでは、新しい市長さんのもとで、さまざまに取り組みというものが議論、検討されているところだろうというふうにも思っております。

それで、こうした産業振興の部分に関連をいたしまして、これまで何度かお伝えをさせていただいてきましたけれども、一昨年100人ほどの市民、業界の方々に集まっていたいで水産シンポジウムを開催した中で、いろいろと私どももお話を聞かせていただきました。そうした中で、そうしたお話、本当に幅広い分野の方々のお話をお聞きしてきた中で、やはり、これは、今までの枠を超えた基幹産業再生のための総合的な戦略策定が必要ではないかということで、実は、昨年の改選前のことでありまして、そういったことをご提案申し上げたと。例えば、行政、事業者にとどまることなく、組合もそうですし、市民の方々、あるいは識者、流通界、例えば、教育界、そういったところも含めて、さまざま巻き込んでやるべきではないかと、横断的にそうしたところを議論していくべきではないかということで申し上げまして、これは前市政のもとでのご答弁ではあったわけなんです、組織のあり方等について、その時点では、全庁的に議論していますということでのお話を頂戴いたしました。

それで、その後、9月の時点で改選ということになったわけですが、実は、この間、その一昨年の水産シンポジウムの参加者の方からも、ぜひ、その参加した方からお声を頂戴いたしまして、新しい市長さんのもとでも、ぜひそういったことを、広い意味でのプロジェクトを議論してほしいということでの答えも改めて頂戴をいたしまして、改めて佐藤新市長に求めたいというふうに思うわけでありまして。この間、議会の議論の中でも、市長みずから足を運んでいただいて、関係業界の方々、あるいは市民の皆さんも含めて膝を交えてお話をし、お言葉をたくさん頂戴しているということでの話はお聞きをしておったわけなんです、さらに、これを一步進めるといってちよっとおこがましい感じもしますが、進めていただいて、大きな一つのプロジェクトとして、これをご検討いただきたいというふうに思うわけですが、ぜひそういった点も含めて、新市長のお考えについてお伺いいたします。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 小高委員を初め、皆様方が水産の協議会をされたことは、よく存じ上げております。また、私も県議時代に水産の皆様方と、毎年恒例的に懇談をさせていただいた経緯、経過がございます。市長にならせていただいてからも、もう既に水産関係の業者の皆様方とお話をさせていただきながら、また、組合関係の皆様方ともお話をさせていただいております。

もう単体で考える限界が来ていると思っておりますし、そういった意味からも、ことし4月からの公民共創デスクというのは、そういった観点からも活用できるだろうというふうに思っておりますし、今までの既存の当たり前のやり方が通用しない世の中になっています。そういった意味で、幅広い方々からのさまざまな視点でのご指導というのは、大変重要だと思っておりますので、そういった観点からも、議会が終わって新年度に入りましたならば、いろいろな形で皆様方と幅広くご意見交換させていただきながら、みなと塩竈は水産・水産加工で今日までそのなりわいを形成してきたと、そのことの原点だけは忘れないように、しっかり取り組ませていただきたいというふうに思っております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。市長、先ほど「原点」という言葉をおっしゃられました。それで、私が大事だと思っていたのは、私がこの話を進めるというか、お伝えをしている背景には、あくまで市内で普通にお暮しなさっている市民の方々の声というものが、そこにたくさん入ってございました。昔はトラックからお魚が落ちて、それを拾って歩いたと、そういったようなお話から始まりまして、そういった時代を懐かしみながらも、逆に今、市民の皆さんと「水産」というものが一定距離ができてしまっているというようなことをおっしゃっております。たしか、当時は、多少市内でにおいもしたけれども、それを今懐かしく思うということで、そういった意味でのシビックプライドといいますか、おらが町「塩竈」はこういう町なんだということでのお話ありましたので、その辺も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○西村委員長 暫時休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時40分 休憩

---

午後1時30分 再開

○小高副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 一つは、幾つか資料に沿って質疑させていただきます。なお、私ちょっと腰を痛めまして、質疑中にお見苦しいところがあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

資料No.10のところで、いささか、ひもときたいと思います。資料No.10の50ページを開いていただきたいと思います。

そこで、資料No.10の50ページのところに、上から7段目、個別施設計画策定業務委託料というのが288万3,000円が計上されております。これは、私の捉え方で正しいのかどうか、前市政のもとで公共施設再配置計画をつくり、審議会、素案があつて、中間があつて、そして、その後、個別施設計画ということで、さまざま予算化されたものです。改めて、もう一回振り返ってみて、この平成31年度の公共施設再配置計画の予算と、今回の288万3,000円という予算の関連について、お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず、再配置計画の目的といいますか、それについて少し触れさせていただければと思います。

人口減少、それから少子高齢化が進みまして、一方では市民の皆様のニーズがさまざまに多様化をしている状況にあります。そういった施設利用状況の変化など、公共施設を取り巻く環境が変化しておりますので、こうしたことに対応するため、最適な公共施設サービス、それから財政運営と、これを両立させ、公共施設を総合的かつ総括的に企画、管理、活用する仕組みでございます公共施設マネジメントに取り組むというもので、再配置計画を作成したという経緯でございます。その計画につきましては、大まかな施設分類ごとの方向性、施設整備の方向性をお示しさせていただいたところでございます。

今般、ご質疑をいただいた公共施設の個別施設計画ということになりますが、令和2年度予算で、先ほどご紹介いただいた288万3,000円ということでございますが、取り組みとしては、今年度から始めてございます。契約、既に終わっておりまして、896万5,000円の契約で令和元年度が608万2,000円ということで、2カ年で取り組みを進めるものでございます。この個別計

画につきましては、計画の背景、それから目的、計画期間、施設を取り巻く現状や課題、それから対策の優先順位として施設の評価、対策をする上での優先順位を定めるための評価の考え方、それから対策やその実施時期などを、個別施設計画としてまとめてお示しをさせていただきます。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、改めてお聞きしたいのは、今般、予算上といいますか、例えば、その公共施設、小学校の長寿命化計画、あるいは市営住宅の長寿命化計画というものが、今回、この計画をつくる上での予算がもたらされました。公共施設再配置計画の中には、小学校、中学校、こういうものも対象に入っていて、今回の市営住宅なども計画に入っているはずですが、それは、なぜ今回、長寿命化計画、そういった計画をつくる方向に変更になったのか、その辺の背景をお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 変更ということではございませんで、市営住宅、それから学校施設につきましては、国の担当する所管の省庁から、こういう形で作りなさいというふうな通知が別途来てございます。それで、その通知に基づきまして、それぞれ作成するというところでございます。

ご質疑をいただいております個別施設計画につきましては、それ以外の施設についてまとめて進めさせていただくということでございますので、何か内容が重複したりしているということではございませんので、よろしくお願いたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、そうしますと、私どももこの案件について携わった印象、お話をしますと、中間なるものも出ましたが、例えば、集会所の取り扱い、これは譲渡だとか、あるいはそのほかの類似するものでも、結構、そういうものが広範、多岐にわたっていて、全体としては公共施設140何カ所について、今後、譲渡、あるいは移管等々、さまざま進めることが前段の方針であったかと思えます。そうしますと、そうしたことについて、24%削減を前提に物事が、公共施設の組み立てられておったように、私は印象を持っているんですけれども、そうすると、国の通知をもって、その学校と公共施設は除き、関連はあるものの、全体の枠組みではそうしますよと、こういう捉え方でよろしいわけですね。その辺の意味合い、関連だけ教えてください。

さい。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 再配置計画として大きな方向性を、市が持っております公共施設については、位置づけをさせていただいておりますので、それぞれ活用する制度は、国に基づいた、国の通知に基づいて作成はするものの、そういった大きな方向性という中では、市として、一体として、それぞれ取り組んでいくということになりますので、今、伊勢委員がおっしゃっていただきました24%の枠から個別に離れて、市営住宅と学校施設について計画を策定するというのではないということをご理解をお願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうしますと、やはりその公共施設再配置計画の24%の枠は、いわばそのままにしながら、国のさまざまな通知等々ということでの、先ほど長寿命化2つの形での捉え方というふうになるかと思えます。

それで、この関係は、私どももとても重要な案件だなと思っているんですね。といいますのは、例えば、ちょっと前段でお話ししましたけれども、集会所なんかは譲渡と。結局、町内会の方々との意見交換の中でも、「いや町内会としては、そこまで財政負担できませんよ」と。それはそうですね。町内会でそこまで譲渡されても、なかなかできないよと。そうすると、こういった個別施設計画を進めていく上で、そういうところは十分勘案したり、今回、個別施設計画が288万3,000円、2カ年かな、債務負担行為で設定されて、その委託をしているよと、契約もしましたよと。いわば個別施設計画そのものの、今後のあり方については、それを見ないとわからないということなんでしょうか。つまり、前段24%、それぞれ、おのおの個別計画をつくりますと、そうすると、どうしても、この24%を前提にしながら、それぞれ、ある程度は対案は示したわけですよ。そういうものがそのまま出てくるのかどうなのかということなんです。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 個別施設計画につきましては、これまで何度かご答弁させていただいておりますが、改めて施設の利用者、関係者の方々と十分な意見交換を踏まえて策定することになってございますので、何か24%ありきで、もう絶対固定で動きませんよと、動かしませんよというようなことではございません。ただ、その時代、時代で必要な施設料というものを皆さんと協議させていただいて進めていくというのが、まずは個別施設計画ということ

でございます。よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今現在は、そういった意見交換の場はない、委託をして出てくるものを踏まえて意見交換をするよということなんでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 そういった出てきたもので議論するのではなくて、議論を先にやって、それをもとに個別施設計画を策定するというふうな手順で、伊勢委員がおっしゃっていただいているとおり、各市民の皆様と意見交換というのは、これから行う予定でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今般の予算をもって、その市民との意見交換の場、大変大事だと思うんですね。そうすると、それは大体いつごろを、大筋で考えていらっしゃるのか、そこだけちょっと示してください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 実は、今年度、まず施設の優先順位の考え方ですとか、施設の評価の仕方ということを今、取りまとめている状況でございます。それを踏まえて、先日、まず各施設所管の職員の皆様に、こういった形で今後進めていきますという説明会をさせていただきました。この新年度になりましてから、順次皆様のご都合を伺いながら意見交換なども進めていくというふうな予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。新年度以降ね。これ、とても大事なことなんですね。やはり、市民の意見をよく聞いて、そして現場で困っている、対応せざるを得ない、いろいろ出てくるかと思えます。ですから、ぜひともそういう場を設けていただいていたほしいなというふうに思えます。

私ども、この問題について、実は、幾つか見解を出させていただいたんですね。公共施設に対する党の議員団の見解ということで、一昨年かな、たしか9月定例会の特集のプリントで出しておりましたが、一つは十分に市民に対する説明責任を果たして声を聞くべしと、これが、まず一つのポイントになると思います。そして、市民の生活重視というところに重きを置きなさいと。だから、例えば、集会所は、本当に市民の身近な方々のいわばコミュニティーの拠点になるわけですから、そういう方々との関係で、この大事にすべき観点かなと思うんです。そして、先ほど小高議員も、人口減少、保育所の関係でのお話や提案的なものを示しましたが、



これからの塩竈市の公共施設のあり方をめぐって、その人口減少を食いとめる方策について、相当、基本方針でも述べられていた経過もありますので、よく将来展望を示し、その将来展望の中で公共施設、あるいは市民に類するそういった管理しているものについて、ぜひ市民と胸襟開いて、膝を交えてそういった方向での対応をしていただければ、なおいいのではないかと、いうふうに思うんですが、これは市長の、前段、事務的には財政課長からお答えいただきましたが、大筋はわかりましたけれども、今般、市長になりましたので、その辺のお考え、対応方について見解をお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 重ねてになる部分もあろうかと思えますけれども、やはり住民の皆様方との対話というのは第一に考えてございます。役所が思うやり方と、住民の皆様方がお考えになられていること、こういったことは、やっぱり常に議論をしていく中で、時には役所の考え方にご理解をいただかなければいけない部分もあるだろうし、時には住民の皆様方との議論の中でよりいいものをつくっていくこともあるだろうし、時には住民の皆様方のご判断がやはり正しいと判断させていただくこともあるだろうと、こういったことを繰り返し行わせていただきながら、さまざまな課題に真摯に取り組むこと、これは私の基本方針としているところでもございますので、謙虚に、真摯に取り組ませていただきたいと思いますと考えてございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ぜひ、そういうことも含めて、この間については、ぜひ進めていただければと思います。公共施設再配置計画、それに対する個別計画については、以上といたします。大体考え方はお聞きしましたので。

それで、次に、年度当初予算の関係で、同じ資料No.10の同じ50ページのところに行政改革推進費というのが491万5,000円、ここに示されております。これまでの行政改革推進費というのは、例えば、数十万円単位ぐらいが予算化されていたというふうに、私の記憶の中では50～60万円ぐらいかなというふうに思ったら、今回改めてよく読んでみると491万5,000円と、こういうことになっているわけです。そうしますと、改めて、この行政改革推進費の予算上のちょっと内訳だけ教えてください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 それでは、資料No.10の50ページの説明欄にあります行政改革推進費491万5,000円の内訳でございます。来年度、4月から取り組みを始めます公民共創推進事業と

いうことをございます。いわゆる「公民共創デスク」ということで、今までご議論いただいた経費について、まず、ここで93万9,000円を計上させていただいてございます。そのほか、行政内の業務の効率化ということで、例えば、税務課、あるいは会計課で繰り返し行われる作業的な業務について、いわゆる「RPA」ということで、自動化する取り組みを実証的に始めてみたいというふうに考えてございます。この予算が393万6,000円ということをございます。そのほか、4万円につきましては事務費ということになりますので、よろしくお願いたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこで、前段も随分議論されて、新しいポジションとして「公民共創デスク」、こういうものがいろいろと施政方針の中でもうたわれております。施政方針でも触れた「RPA」、これは私どもも初めて耳にする話でして、今回の事業の中でも、改めてどういふものなのかなというのは、簡単に施政方針の中では触れておきましたが、新しい捉え方、考え方なので、もう一回、具体的に、どういふことを事務事業の中で組み込んでいくのか、どういふことを進めようとしているのか、その辺だけイメージがわかるように答弁していただければと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 まず、RPA事業ということになりますが、現在、例えば、税務課で行っております還付申請書というのは、紙で受け付けをさせていただいております。それを、現在は人がエクセル表に入力をするという、その人の作業が入ります。それを、その申請書を「OCR」という読み取る機械に、コピー機のようなものでイメージしていただければいいかと思いますが、それで、そのデータを拾い上げて自動でエクセルに入力すると。人が入力していた分を自動化するというふうな内容になります。

会計におきましても同様のシステムに基づいて、会計が繰り返し行っているエクセル作業の一部を自動化をするということになります。例えば、この自動化の件数でございますが、会計課でいいますと約1,402時間分の取り組みをさせていただきたい。市税については6,000時間、これを効率化して、本来もっと別の業務のほうに、その職員の労力を振り向けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 多大な時間といひますか、労力が費やされるというふうに、税では6,000時間でし

ようか、これをいわばもう少し短縮しましょうということですよ、簡単に言うとな、それで、会計でいうと1,402時間、こういうものも短縮させましょうという捉え方でよろしいのかなと思います。

そこで、今回RPAについて、そういった事務作業をいわば簡略化していくということを一つの目的にはしているようですが、これは、さっきの施政方針の序の中でうたっていたソサイエティ5.0と、この関連での業務の導入というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 おっしゃるとおりでございますし、あとは、最近言われております働き方改革ということで、効率的に業務を行うということにも資するかというふうに考えてございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうすると、ソサイエティ5.0の具現化は、このRPAという新しい機種に基づく事務作業の簡略化というふうになるのではないのかなと思います。

そこで、もう一つ、その行政改革推進費の中で、私ども、やはり、この行政改革の問題について捉えていく上で、もう一つは、その関連でお聞きしたいんですけれども、行政改革推進費というものが予算上項目が起こされておりますが、しかし、具体的には、こういった第4次塩竈市行財政推進計画書というものが出されております。これは別冊になって、平成30年4月、つまり2018年以降、塩竈市の、第4次塩竈市行財政改革推進計画というものが含まれていて、その中で基本方針として、計画的な財政運営を行う、定員の管理を行う、アウトソーシングの推進、業務の適用効率化、そして職員の育成と、こういう行財政改革の推進の柱が打ち立てられております。時期を見ますと、ちょうど第5次長期総合計画、前市政のもとで、年号でいうと平成32年度までの関係で一応計画になっているのかな、第4次行財政推進計画については重なるところはありますが、平成32年、平成33年、平成34年と、あと2～3年ぐらい続くということでの第4次行財政推進計画というものが進めるという枠組みになっておりますが、それでよろしいのかどうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、委員がおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、私どもは、やっぱり行財政の中で、その財源フレームも示されて、毎回、その大体、単年度収支で決算をしますと、例えば、平成31年度、平成30年度かの関係でいうと、どうもこの表を見ると、収支計画で見ると、毎回、平成31年度は3億円かな、もうちょっとあるか、3億9,000万円不足しますよということで、例えば平成31年度の見込みで財源不足が出てくるんだよと、こういう示し方をしているんですが、例えば、平成30年度も2億4,000万円ぐらい、3億、ごめんなさい、9,000万円ぐらいの財源不足というか、収支差し引き差に対して。だけれど、實際上、決算してみると、大体黒字、形式収支の関係では大体10億円ぐらいの黒字の財源が確保されておるわけです。そうすると、これは収支見通し、もちろん収支見通しをやって悪いとは、私は言いませんが、その収支見通しの関係で、物事全て考えてしまうと、何か厳しい財政状況だけが目に映ると、そういうふうになりはしないのかなというふうに思うんですが、前段、いろいろこれを議論すると、要するに、これは、あくまでも素の状態なんだというところ、つまり、財源上の確保については、素の状態で示していますよ、歳入歳出ね、その辺の前提に物事を組み立ててこういうふうな、例えば、収支見通しをつくっているのかどうか、ちょっと確認だけもう一度させてください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 大まかには、歳入歳出いろいろございますが、歳出につきましては各課に照会のもと、5年間の推計を立ててございます。歳入につきましても同様でございますが、将来の変化というのはわかりませんので、現在の状況から推移させて延ばしているというふうなことでございますが、特に大きい部分につきましては、財政調整基金の繰入金でございます。本来は、財政調整基金は繰り入れなくても収支が整うようにし、その財政調整基金については、臨時的な経費、もしくは対策、災害等に備えるというものが本来の姿かなということでございます。ところが、毎年度当初予算でお示しさせていただいておりますように、4億円から5億円、今年度は6億円を超える繰入金を入れるということになりますので、その結果、さっき伊勢委員がおっしゃられたような決算状況になるというふうなことでございますので、そういった形になってございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そういうことではなくて、それはわかります。つまり単年度収支を整えるためのさまざまな財政調整基金を繰り入れるというところはわかりますが、そういうものではなくて、やはり行財政計画でぎゅっと縛ってしまって、いわば職員の皆さんのせっかくの仕事が抑えら

れはしないのかと。例えば、アウトソーシングの推進だとか業務の効率化だとか、さまざま、こういうことが、いわば前提で今の行財政が動いているわけですね。そうすると、どうしても市民の皆さんの福祉分野、教育の分野に予算が回らないと、わかりやすく言うとそういう話になってしまったり、先ほどの鎌田委員のアウトソーシングの話が出たかな、業務の見直し等々、そういうものだけが先行して、私、それを見直しするのは悪いとは言いませんが、やはりそういったことにはなりはしないのかなと。行政の仕組みとして自分の思い、あるいは職員が自分でこうしたいという、そういった願い、思いなんかが、なかなか出てこなくなるのではないかなと、その辺のちょっと行財政改革というのが、捉えていくとそうなるのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 先ほど、財政見通しを作成する上で、歳出につきましては各課に照会をさせていただき、例えば、照会する際に、この程度、削減した形で考え方を示して作成してくださいというようなことはやってございません。ですので、担当課が自主的に基づきまして、どういった今後の財政需要が必要のかという歳出の予測を立てていただいておりますので、それに基づいて歳入を、現在の形で推計すると少し差が出てきますよということでございます。それについて、先ほど一部ご説明させていただきましたが、市税でありますとかふるさと納税、それから財政調整基金などを活用して、その将来に見合う財源を何とか確保していく計画を立てたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 しかし、製本はこういうふうに出てきているんですね。これは職員の皆さんに既に配付されていると思うんです。そうすると、自主的と、言葉の上では自主的かもしれませんが、各課で、やっぱりどこをどうやって削るかなと、こういう話に必ずなるかと思うんです。自主的な形はとっているものの、やっぱり市民の暮らしにかかわる課題で、さあどうしたらいいかなと、こういう感じで、恐らく11月の決算が終わってヒアリングして、「さあどうすっぺかな」と、こういう話になってくるのかなと思うんです、いろいろ考えてみてもね。ですから、私どもとしては、そういった行財政についての、行財政全般を否定するわけではないですよ、例えば、無駄を削ると、よく浪費型と言われる、こういうところはやはりきちんと的確にやりながら、というふうに思います。

もう一つは、それにリンクして定員管理というのがあるんですね。例えば、これも行財政推

進計画の中で、この製本を見ますと、平成30年度の4月1日で基準日469人を、平成35年度4月1日最終目標で456人、マイナスの削減数で13人減らすというふうに、この中ではうたわれているんです。そうすると、恐らくは、来年度あたりに定員適正化計画、あるいは関連する条例が出るのかもしれませんが。そうすると、そうした、これがいわば一つの考え方になって、職員の皆さんがこの方向でというふうになるし、どうしてもそういう職員の採用等について、新規採用を手控えていくということになりはしないのかなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 職員数につきましては、この行財政改革という意味では、いわゆる「全国の類似団体」と、塩竈市と同じような類似団体というのがありますが、そこでの比較を行ってございます。最近確認した結果で申し上げますと、塩竈市は、そういった類似団体と比べて61名人数が多いという結果が出てございます。これが全て正しいわけではございませんが、そういった状況ということで、自分たちが、さっき伊勢委員からおっしゃっていただいたように、無駄を省いていくという視点もお話いただきましたが、やはり同じような団体でこういった状況に塩竈市があるのかという客観的な捉えも一方では必要かと思えます。こういった情報を、職員に情報共有をさせていただいて、いかに工夫をして業務を進めるかという視点も大切かと思えます。

塩竈市は、塩竈市の行政の特徴としまして、基幹産業であります魚市場の運営、あるいは市営汽船、そういったほかの自治体にはない行政組織もございまして、それから市立病院もございまして、そういったものを除きまして、一体どういった規模、人数が適正なのかということ、今後、しっかりと検討をさせていただいて、伊勢委員がおっしゃっていただいたような「ぎゅうぎゅう詰め」の業務にはならないような工夫を、皆さんと一緒に取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、RPAが出てくるんだよと、こういうお話になるのかなと思うんですけどもね。そこで、それはそれで、そういうものも含めて、類似団体との関係で議論していく、他市の事例との比較では、ちょっとまた都市構造が違うというのは、それはそれであるのかもしれませんが。

そこで、資料No.16の1ページを開いていただきたいと思うんです。自治体の業務というのは、

私は、自治体職員の皆様のやっぱりマンパワーだと思うんです。それで、例えば、この間の台風第19号被害、あるいはいろいろな対応で、職員の皆さんが本当に時間も惜しまず、市民の皆様にさまざまな意味で対応してきたことに対して、感謝申し上げます。一方、この表を見ると、617人の職員の年齢構成を見ますと、2040年問題、つまり、これからは人口減少が進みますよということで、総務省が構想を練り上げているわけです。今、地方制度の調査会の中で議論されているというのは、私どもも承知しています。そうすると、617人の関係で、今後20年間を想定すると375人、例えば、60歳から40歳までで実際の職員375人なんですよ、617人中ね。うち、あとは、40歳以降の、19歳まで書いていますからね、カウントしていますから、そういう方もいらっしゃると思いますが、228人。そうすると、いわば、この2040年問題というのは、そういうことも含めて職員の皆様をこういった形で、定員適正化で手控えてしまうと、このグラフに示されたような職員の感じというのか、やっぱり617人から200～300名の職員になってしまうというふうにもどうしても考えざるを得ない。全部そうだとは言いきれませんが、しかし行政のつかさどる仕事として、やっぱり、まんべんなくとは言いませんけれども、必要な職員の数も必要だし、それから一方で、国で、その2040年問題の関係で、どんどんその機器の更新、AI、人工頭脳、こういうものもどんどん導入してくるような方向を打ち出されております。

そうすると、塩竈市の将来像、これでいいのかと。やっぱり職員の皆さんの力を合わせて、この今の行政をしっかり支援していくことが、それぞれの職員の皆様、そして、この住民にサービスを提供すると、こういう形がやっぱり一番求められていると思うんですが、その辺、この図を、この年齢構成を見てどうお考えになっているのか、ちょっと見解だけお聞きしたいと思います。どちらでも、市長で答えていただければ一番いいのではないかなと思います。市長の考え方、基本見解だけお聞きします。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 職員の年齢構成の中で、今後の行政運営、どのように捉えていくかというようなご質問かと思えます。

確かに、このような年齢構成のばらつきがあるという現状でございます。また、今後の職員の状況に大きな影響を及ぼしますが、今、国で検討されております定年制の延長というような状況もございます。そういった状況も踏まえながら、今後、適正な職員数というものを、行政運営に支障のない中で構築していくのが、我々の役割ではないかというふうにも捉えているところでございます。

また、職員数61名、類似団体と比べて多いという状況ではございますが、これは大きな要素といたしましては、技能労務職の方々の人数、こちらが、やはり他市と比べますと多いという現状でございます。こういったところも、どのような形で今後、行政運営のあり方を考えていくかというようなところを整備しながら、定員適正化に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 技能労務職がほかの都市より多いと。でも、技能労務職、私がこれまでいろいろ議論した中で、例えば、給食の現場で、調理員を採用しないよとか、現場では、そういうことが起きているわけですよね。だから、これは、やっぱり市民への安定した市民サービスを提供するという上で、多いから「あれこれ」というのではなくて、やっぱり市民にとって必要なサービスを提供していく自治体のあり方について問う課題だろうというふうに思うんです。ですから、やっぱりそこは、もちろん新年度から新規職員採用ゼロということはありませんから、一定の人数を採用することは、当然ありますが、やはりこれからの行政を、将来展望を見越した場合に、20代で入ってくる方々の力、能力、それを育成する場、それから実際に30歳代になれば、ある程度、中堅になるわけですから、そういった行政を支えていくところも含めて、しっかり対応していただければというふうに思います。これは私の見解ですので、これ以上の論は要りません。

最後になりますが、私どもの見解としては、先ほど言った第4次行財政推進計画というものについて、やはり、これはちょっと問題はあのではないかと、やはり、すんなりこの形で、私たちは賛同できるものではないということについて、一言申し添えておきたいというふうに思います。

次に、幾つか新規事業の質疑をさせていただきたいと思います。新規事業じゃなくて、継続事業だね。資料No.10の16ページのところで、歳入、総務管理費国庫補助金で1,390万4,000円ということで、個人番号カード利用環境整備補助金を含め個人番号カード関連が3つあります。一方、歳出については、資料No.10の64ページのところにあって、それに類するんでしょう、通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金ということで861万5,000円、あるいは証明書コンビニ交付市町村負担金が272万8,000円であります。これは要するにマイナンバーカードの発行ということでの財源、国の財源処置というふうに捉えてよろしいのか。そして、具体的には、歳出で、その項目でよろしいのかどうか確認させてください。



○小高副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 そのとおりでございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そのとおりということなので、これ以上答えが出ないかと思うんですね。それで、要するに私たちとしてはやっぱり、よくよく議論してはおりますが、マイナンバーカードというのは普及率も低いし、やはり情報漏えいという点でも懸念されるということで、結論から申せば、尾形課長ごめんね、先に結論ありきで申しわけないんですが、やっぱり、この予算上の処置については、なかなか賛同できないなと思うんですが、それで尾形課長がもう一言言いたいというのでしたら、どうぞ、ぜひよろしく願いいたします。

○小高副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 済みません、先ほど答弁がちくはぐになってしまいました。

委員がおっしゃるとおり、先ほどの話に若干戻らせていただきますけれども、歳入につきましては、委員の言うとおりでございまして、全てコンビニエンスストア関係の費用、マイナンバー関係の費用に係るような費用となっております。また、マイナンバーカードにつきましては、国でもいろいろマイナポイントですとか、例えば、将来的に健康保険にマイナンバーカードを使うとか、そういった形で進めている部分もございまして、こういった国のお金とか、あとは、市の施策も織りまぜながら、マイナンバーカードの普及を推進していきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 まず、そういうことで、答弁の機会も与えましたので。大変、ご苦労さまでございました。

それで、もう一つ資料No.10の62ページのところで、問題、課題だけ列挙すると、ちょっと言いにくいんですけども、62ページのところで、宮城県地方税滞納整理機構の市町村負担金というのが示されているんです。私も改めて決算資料を見ると、13万8,000円ですから、額は、そう多額ではございません。ただ、その宮城県地方税滞納整理機構ということで負担金が出されております。これは、要するに、税の滞納があれば県に移管してしまうよと、こういうことでよろしいんですか。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

宮城県地方税滞納整理機構市町村負担金につきましては、実を言うと、宮城県で以前は全て、我々が人材を派遣する以外の経費につきましては、全て宮城県さんのほうで負担していただいたんですが、昨年から宮城県も参加団体も少なくなってきた、なかなかちょっと厳しくなってきたということで、昨年から8万6,000円ほど負担金を我々のほうで負担するというふうなことになっておりました。ただ、来年度から、さらにちょっとまた負担額がふえるというふうなことでございまして、今回、大体、年間の事務経費というのが360万円というふうなことで、宮城県で計算されてございます。そのうち、県が72万円を負担しまして、残りの288万円を参加団体であります21団体で割ると、13万7,000円ぐらいになるということで、この案で決定したというふうなことになっております。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私どもも、何件か、この事例で県に行って、事案について解決してきました。やはり、税の徴収というのは、ああいった形ではなくて、本当に親身に寄り添い、塩竈市が携わるならば、ちょっと苦労はしますよ、職員の皆さんね。でも、やはり寄り添って税の滞納を解決していくということが前提であって、県の滞納整理機構に移管するということであってはならないのではないかなと思うんです。そこで、職員1人配置するということなんでしょうか、その関係で。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 現在、1人配置しております。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこで最近、これ平成30年度の決算の中でも、その加盟21市町村の中で、例えば、仙台市だとか加盟していないかな、未加入市町村というのが結構、例えば、大きく仙台市とかこの近辺でいうと多賀城市、松島町、利府町、こういうところも結構あって、やっぱり、この際加入しないで、通常税の徴収を進めているところがあるんですが、塩竈市としての方針、考え方はいかがかなと思うんですが。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

今、委員がおっしゃったように、仙台市、多賀城市、あとは、利府町と、塩釜地区二市三町でいえば我々以外は、参加しないという状況でございます。我々の考え方といたしましては、もちろん徴収の部分もございますけれども、職員を派遣すると、1年間その税の徴収の仕方、やり方、また知識、スキル、経験、そういったものが県のほうで得られるというふうに、私は考えております。そういったことで、職員を1人派遣することで、その職員が研修を受け、そして教育を受けて、さらに塩竈市に戻ってきていただきまして、また塩竈市で徴収業務を頑張ってもらえればと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 県のスキルという、やっぱりちょっと違うのではないかなと思います。その点だけ指摘しておいて、終わらせていただきます。

あとは、今回、条例が出ております。手話言語と、それから障がい者差別禁止条例ということで、それは、論はちょっと避けますが、そして、それに関する資料として、資料No.17の21ページで、いろいろ、その塩竈市の障害者手帳、3種類ありますが、載っております。これを見ますと、例えば、資料No.17の21ページのところで、身体障がい者の方々の関係でいうと、これ3年間比較すると2,317人から2,255人、マイナス62人、精神障がい者の方関係でいうと322人から382人、プラス60人、療育手帳が437人から452人のプラス15人と。いわば幾つか横並び、あるいは同じ傾向ということもあるかもしれませんが、この傾向をどういうふうに捉えていけばいいのか、お尋ねしたいと思います。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 手帳の状況は、今おっしゃられたとおりです。ただ、特徴としましては、特に精神障害者保健福祉手帳、こちらが大分伸びている、3年前と比べると60人ほど伸びているといった状況でございます。この伸びている理由としましては、例えば、精神障がいの方が雇用、ハローワークに行った場合、そういった病院に通っている等であれば、手帳を取得して、障がい者雇用につなげる、あるいはこれまで長期入院、20年くらい入院していた方が、今は在宅のほうに移っているという傾向もありますので、そうしますと、病院では、特に使わなかった方が、生活する上で手帳が必要だといった部分では、最近ふえていまして、実は、平成26年度と比べましても1.35ということで、35%ほど伸びている状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 やはり精神障がいをお持ちの方々の手帳がふえているというのは、病院にいた方が地域に戻るといことは一つあるかもしれませんが、やっぱり今後、地域の中での、やはりこういう丁寧な対応方が必要なのかなと思います。これは、もう時間もありませんから1点だけ最後に質疑させていただきます。

それで、もう一つ、前段、健康福祉部長も回答されたと思いますが、塩釜地区二市三町の中では、宮城県東部地域自立支援協議会というのがあります。私も障害者部会だとか相談支援とか8つぐらいの部会があって、管内のそういった支援事業を行っております。そこで、この間、松島で全体会が開かれました。そこに類する関係で、地域生活支援事業についてどのような役割を果たすのか、今後の課題についてだけちょっと触れさせてください。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、今、お話ししましたとおり、塩竈市は、宮城県東部地域自立支援協議会に加入しております。塩釜地区二市三町で構成しておりまして、圏域内に住む地域生活支援事業を集約した拠点センターを整備して、地域の中で障がい者を支えていくといった内容の委員会でございます、二市三町で共同でさまざまな障がい者に対する事業を行っているところでございます。

以上です。

○小高副委員長 山本 進委員。

○山本委員 それでは、私から何点か質疑させていただきます。

2月の広報紙が配布されました。その際に、「令和2年度会計年度任用職員を募集します。」という市のチラシが折り込みとして入っておりました。これを見ますと、保育所の保育士さん、それから学校関係で学校の用務補助員さんということであるわけですが、そこで会計年度任用職員、いよいよ4月1日からスタートするわけですが、まず現状、どういったような事務作業がされておるか。つまり、総務省のガイドラインに基づいて、現在いらっしゃる、いわゆる「非常勤職員」さんを対象とした説明、それから公募という形をとって、公募って、これは全部ではないですね、保育士さんと学校関係の用務員さんですね。ほかの事務職を補助としてのこの募集はどうするんですか、まずは。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 山本委員がお持ちの広報に折り込みをさせていただきました  
会計年度任用職員なんです、例年、この時期に募集しても、なかなか人が集まらないという、  
例えば、保育所とか、そういったものを広報に掲載してございました。そのかわりに、今回は  
会計年度任用職員という新たな制度にもなりますので、その分の折り込みチラシを掲載させて  
いただいたということでございます。その他一般事務等々につきましては、ホームページ、場  
合によりましてはハローワーク、こういった部分を通して、今現在、公募を行っているところ  
でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかりました。

それでは、まず基本的なことからお尋ねします。令和2年度の会計年度任用職員の人件費、  
賃金総額は、全会計で幾らですか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 全会計ということでございます。全会計でございますと、概  
数でございますが2億3,000万円と捉えてございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 前年度比較で幾ら伸びていますか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 済みません、全会計という数字ではございませんが、一般会  
計ということで数字をお答えさせていただければと思います。一般会計ベースで今年度より増  
加している金額でございますが、約1億1,300万円という数字で捉えてございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 次に、定数の点についてお尋ねしますが、資料No.16の3ページに記載されて  
おまして、従来のいわゆる「臨時的任用職員」、それから「非常勤職員」については、令和  
2年度からは会計年度任用職員ということで621名というふうに記載されておりますが、これ  
で間違いありませんか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 資料No.16の3ページ、一番下段でございます。令和2年度の  
会計年度任用職員につきましては621名、予算上で計上させていただいております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 これまでで、定数管理の中で、いわゆる「常勤職員」、正職員と、それから非正規職員、非常勤職員の比率が4.3対5.7だったが、今度は、これがありますと、正規職員が451人の会計年度任用職員が621人ということで、これまさに6割が会計年度任用職員ということでよろしいんですか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 621人という数字でございますが、会計年度任用職員という制度導入に当たりまして、一番多くは、健康推進課で雇用しております乳幼児健診とか、さまざまな3歳児健診とかいろいろございます。その際に、歯科衛生士さんとか、あるいは保健師さん、専門職の方を健診時にのみ雇用するという状況でございます。この方たちは、これまで非常勤職員という中ではカウントはしてございませんでした、月1回とか月2回ということでございます。その健診関係の業務に従事する方の延べ人数といたしまして、150人ほどをこの会計年度任用職員の数の中に入れてございます。あと、あわせて、会計年度任用職員制度導入に伴いまして、交通安全指導隊の方々、これまで非常勤の特別職というふうな位置づけでございましたが、会計年度任用職員と位置づけるということが国から示されてございました。その方々で15名程度、そういった人数が含まれまして621人ということでございます。

これまで、常勤・非常勤とか臨時職員という形で雇用していた人数は、今年度の人数と大幅に変わりはないというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今、お聞きしましたら、すべからく非常勤の職員については会計年度職員にカウントしたというふうな説明ですけれども、私は、今回、地方自治法が改正されたことによって、その特別職の非常勤職員と会計年度職員、フルタイム、パート、そして臨時的任用職員もあるんですよ、まだ。ですから、今、川村次長がおっしゃった職種については、それは臨時的任用職員でいいんですよ。会計年度任用職員と一緒にしてしまうから、私は、おかしくなってしまうのではないかと思います。その点、どうですか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 会計年度任用職員制度が導入されるに当たりまして、大きく3つに区分されることとなります。1つは非常勤の特別職というもの、あとは、会計年度任用

職員、あとは、臨時的任用職員という区分に分かれます。これまでは、私どもが臨時職員と、臨時的任用職員ということで雇用していた方々は、委員からお話にございましたように、そういう短期的な場合であったり、雇用を行っていたのが実態でございます。会計年度任用職員の導入に当たりまして、国からは、臨時的任用職員の任用については厳格化を図るようというような通知がございます。その内容といたしましては、臨時的任用職員は、職員に欠員が生じた場合、予定した職員が採用できなかった等々によりまして欠員が生じたと。その場合に臨時的任用職員を1年の任期の中で職員と同様の仕事をする、あるいは処遇面でも職員と同じような給与を支払う、そういった業務で臨時的任用職員は任用すべきという厳格化が図られております。そのため、今お話しさせていただきました延べ人数で150人の方々についても、会計年度任用職員というような位置づけに変更になったということでございます。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 大変ご丁寧なご説明ありがとうございました。

それで、採用する場合に、選考と面接と。誰が選考、面接されるんですか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 基本的には、その職として募集いたします所属長を含めて、担当職員が面接をいたします。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今、就職氷河期と言われている時代、とりあえず市で採用、臨時だけれどもあるので受けてみよう、あるいは、その保育士さんで、フルタイムはできないけれども、延長保育の時間の2～3時間は働きたいという方もいらっしゃると思うんです。これは、市外から仮にこちらに来られたお母さん方も、こういったような職があるということは、非常に興味のあることだと思うんです。そうした場合に、やっぱり、その辺の選考、採用というものがどのようになされるのかということに、私は非常にその関心があると思うんです。それを、確かに所属長でいいのですけれども、全体的なその評価、人物評価なり、それから将来に対して期待するものとか等について、トータル的な基準、ガイドラインというのは人事では持っているんですか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 選考に当たりましては、まずは、履歴書等による書面審査等を行わせていただきます。また、統一的な評価基準と申しますか、そちらについては、人事で

作成しました評価表、こちらを各課それぞれに準備をしていただきながら、同一の基準で、例えば、人物評価であったり能力評価、そういったものも含めて、対応をさせていただいているところでございます。

また、専門職につきましては、独自の視点というものもございますので、その辺は担当課で対応いただいている部分もございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 そういった統一的な基準と、ガイドラインということをやって、また評価表というものを持って、やっぱり客観的な公平な評価というものをやっていかないと、時として好き嫌い、あるいは情実、これは一番人事で最悪のやり方なんです。そうではなくて、やっぱり客観的かつ公平な評価というものを期待したいというふうに思います。これは1年間の、1年1年の契約で、また望めば更新も可能なわけですね。何年間更新されますか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 会計年度任用職員の更新というお話でございますが、基本的に制度上、1年間、会計年度での雇用というのが原則でございます。次の年に更新ということではございませんで、再度公募をさせていただきながら、それにご応募いただくという形になってまいります。ご応募いただいた中で採用が決定されれば、翌年もという形になってまいります。また、これまでは非常勤の場合には3年間、5年間という更新期間の上限がございましたが、今の趣旨を踏まえながら、継続年数については上限がないということでご理解をいただければと思います。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 今回の会計年度任用職員については、フルタイム職員については、当然、期末手当、退職金も支給されるということですのでけれども、全国的に1,700億円だそうですね、人件費として。一応、総務省としては交付税では見ますというものの、なかなか、これは一律ではそうはいかない。その際に、先ほど川村次長が答弁したような増額分についての財源的な手当というものは可能ですか。また、一部の自治体では、手当を出すので基本給を下げると、トータルでは同じというふうな取り扱いをしている自治体もあるそうですけれども、当市においては、その取扱いはどのようにされる考えですか。

○小高副委員長 川村総務課長。



○川村市民総務部次長兼総務課長 今回、国で財源措置というような対応をするという内容でございますが、本市で試算した中では、多くてもという言い方が適切かどうかわかりませんが、2,000万円程度は財源として入るというような見込みでございます。また、財源が非常に厳しい中で、先ほど申しあげました一般会計でも1億1,300万円の増というのは、非常に厳しいというふうに捉えてございますが、その内容といたしましては、私ども、制度化に当たりまして、現在支給されている給料の額は下回らない、それにプラスアルファ、今回、期末手当が措置されたわけでありますので、その分をプラスしているというのが制度設計でございます。他市の事例、ご紹介いただきましたが、決して賃金を下げながら期末手当分を捻出する、そういったものは今回行ってございません。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

最後に、なぜ、私、この問題を取り上げたかということ、市民にとっては、窓口に立って用事を足そうとして応対してくれる方が会計年度任用職員なのか、それからその他の非常勤職員なのか、正規職員なのか、わからないんですよ。結局、市民にしてみれば、やっぱり職員なんです。私もたまたま尋ねるときに、一生懸命に働いてくれますよ、窓口の方は。ところが、そのちょっと奥のほうにいる方は、全然、無反応ということが結構ありますので、やっぱり市役所というのは市民に対する一つのサービス機関でございますので、身分的にはこうかもしれませんが、対外的には同じ公務員、だから地方公務員法の適用があるわけですから、その辺の指導方をよろしくお願ひしたいということと、やっぱり彼らが働きやすいような職場環境というものを、管理職の方々が率先してやっていただきたいことを希望いたします。

次に、細かいんですけども、資料No.10の52ページ、ここに第13節使用料及び賃借料に建物賃借料とあるんですけども、これは具体的にどういったような内容か教えてください。

○小高副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 ただいま山本委員から資料No.10の52ページ、第13節使用料及び賃借料の建物賃借料のところの158万4,000円ということでのお尋ねでございました。

こちらの賃借料につきましては、本町にございます協働推進室の建物の賃借料となっております。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。それでお尋ねします。私も何度か、この事務所を訪ね、いろいろ相談させていただきました。大変よく対応していただいて感謝しています。行くたびに考えるのは、まず一つは駐車場がない。2階だということ。それから階段が鉄板というか鋼鉄製、雨のとき、あるいは雪が降ったときには滑ったりする。まして町内会の方々が見えるわけですから、当然、お年寄りの方とかご婦人、また場合によっては体の不自由な方もいらっしゃるかもしれません。あそこが適地だと思いでしょ。済みません、何か過激なことを言って。

○小高副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えさせていただきます。

協働推進室の立地的な課題としまして、確かにうちのほうも、いろいろな町内会の方々からご不満の声というか、「やっぱり階段上るのがつらい」とか、「印刷しに来たのに紙を持って上まで上らせるのか」とか、そういったご意見とかいろいろございます。そういったものを含めて、今庁内で、移転も含めて協議を行っているところでございますので、ひとつご容赦ください。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 ぜひ実現していただくように、さっきの施政方針にも、公民共創デスクということで、これから、まさに市民の方々と一緒になってこれからの行政を考えるわけですから、やっぱり来やすい場所というのは必要だと思うんです。ですから、そういう意味では本庁、あるいは壺番館、そうすると今度は市民安全課なりの横展開もできますし、ワンストップでいろいろな用足しできるわけですね。そういったようなことで、ぜひ実現方、よろしくお願ひしたいと考えています。

次に、同じ資料No.10の94ページですけれども、子どもの生活に関する実態調査実施事業、これは、総括質疑でも何人かの議員から質疑がありました。これは大変、必要な、今のような経済状況の中では、子供たちにこういった夢と希望を与えるような施策、私すごくいいと思うんですけれども、ただ反面、この目的は何なのかということと、それから、どういうふうな調査をされるのかということ、その結果、その対象をどういった形で確定するかということについて教えていただきたいと思ひます。税情報とか、あるいは社会福祉関係情報というのは、当然、これは市役所の組織でも共有できませんので、独自にやっぱり調査しなければならないと思ひ

んですけれども、その辺教えてください。

○小高副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 子どもの生活に関する実態調査実施事業について、ご質問をいただきました。

目的といたしましては、どのお子さんも、どのような環境に置かれていても同じような育ちが保障される必要があるということで、必要な支援をお子様たちに届けるようなことができる、そういう環境づくりをしたいということで行う調査になります。これは、ゼロ歳から17歳までのお子さんについての調査になりまして、ゼロ歳から17歳までの保護者、それから小・中学校、高校生のお子さんを対象に調査を考えております。未就学ですとか高校生につきましては、郵送でアンケート調査を送ります。また、小・中学校に関しましては、学校を通しましてアンケート調査を行うことを考えております。

調査の具体的な内容ですが、教育の支援に関する調査として、登校の状況ですとか勉強の理解度、放課後の時間の過ごし方というようなこと、それから生活の支援に関しましては、子供の養育環境ですとか食事の状況、生活習慣、虫歯の状況、健康状況、そういったことをアンケート調査の中に入れるようにしております。

また、現在、自治体で、市で行っている施策について知っているかですとか、それから利用しているかというような認知度ですとか利用度についてのことも、アンケート調査の中に入れることを考えております。

以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 一通りの説明は聞いたわけですがけれども、いずれにしても、建前というか、総論はわかったんですけども、実際、この事業を展開、調査、どこに委託するかはわかりませんが、相手は子供ですし、また、プライバシーに関することでもありますから、やっぱり慎重にやっていただきたいということと、それからこの事業を一つの契機として、子供たちに夢と希望を与えるような成果を得られるような事業を展開していただきたいと考えますので、よろしくをお願いします。

それから、同じ資料No.10の140ページに、空き家利活用促進事業ということで1,567万円が計上されておりまして、それから、142ページに1,067万円の空き家実態調査業務委託料が計上されておりまして、空き家については、何かさっきの説明だと1,000件ほど把握しているという状

況ですけれども、今後どういう形で、この事業を進めようとされているのか。私が言うのは、どなたかの委員も言っていましたけれども、行政でなかなか調査というのは難しいと思うんですよ、これは。ですから、当然、専門機関、例えば、不動産会社、あるいは司法書士、不動産取引主任とか、そういったような協会が塩釜地区二市三町に協議会をつくっているらしいんです。その辺のところの活用とかは考えないんですか。実際、今、こういったような形でやろうとしているか、それだけまず聞きます。

○小高副委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 山本委員にお答えいたします。資料No.14の52ページをお開きいただければと思います。

今回、空き家実態調査業務委託といたしまして1,067万円を計上させていただいてございます。調査の具体的な内容でございますが、市内の一円の空き家の状況を調べていくこととしてございます。

空き家の実態調査の中身なんですけど、まず初めに、国土交通省でマニュアルを示させていただいている部分がございます、まず水道の閉栓状況の、当然、個人情報にも気をつけながらなんですけれども、そういった情報と、あとは、市民課で管理しております住民基本台帳を突合せまして、その住宅に住んでいないとか、そういったものを把握させていただきながら、次に現地を再度調査させていただいて空き家を確認すると、そういった調査を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 空き家といっても、誰か所有者はいるわけで、個人財産なので、なかなか難しいと思うんですけれども、私の知人でも、この風光明媚な塩竈の風景、景観が好きで、わざわざ京都から塩竈に移住したという方がいらっしゃいました。京都からですよ。京都以上の景観が塩竈にあるわけですよ。ですから、そういう意味では、これを何か利活用というものを本当に真剣にやっていただいて、どこかから住まれる方が転入されるような形での一つの誘導策という形でしていただければなというふうに考えますので、ご期待申し上げます。

それから、同じ資料No.10の148ページですけれども、マリゲート、今回3,800万円ほどの利用促進、これは具体的にどういう事業内容ですかね。マリゲート利用促進事業。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 マリンゲート利用推進事業についてお答えいたします。

大きくは、マリンゲートの、来年度に工事をするんですけれども、一つ大きいのが1階の東側、ちょっとエアコンが壊れ、調子が悪くて、その取りかえ工事が約3,522万4,000円というものが大きいものです。あとは、既存のストック枠という修繕、突然の故障による修繕というものが約350万円ですね、こちらが大きいものになっております。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 私は、常々、マリンゲートについては言っていますけれども、平成13年に、既に市で買い取ったわけです。それまでの累積債務も全部清算したわけですから、市の行政財産なわけですね。ですから、私としては、個人的には、もう市の直接管理でいいと、何も改めて指定管理する必要がないのではないかとというのが私の持論なんです。契約書は、そうはうたっていないけれども、市の発注仕様に明確に調査事業とあるんです。港湾開発の調査事業と。やっていますか、この受託会社は。やっていないでしょう、ただ単なる不動産の賃貸業でしょう。今度は、3階にはハローワークさんがいらっしゃった。あいているよりは入ったほうがいいし、恐らく750~760万円の賃料だと思うんです。そうすれば、受託会社の収支はとんとんなんです。そういったことからすれば、それでいいかもしれませんが、私としてみれば、あくまでも港湾、港区部の再開発の先導施設としてのマリンゲートでありますので、課長、議会のたびにこういうことで責めて申しわけないけれども、もう一回、そこを、決意のほどを聞かせてください。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 定款上は、施設の管理と、先ほど山本委員がおっしゃった港区部の再開発の先導的な事業を行うということになっております。実際、今のところは、その施設の管理以外というのは、なかなかできていない状況であると思います。

今回、そのハローワークさんが入るということで、収入のほうもふえますので、ぜひ、そのようなものを観光投資に生かしながら、定款上できるものを、ぜひ我々も会社のほうにやっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 それから、同じ資料No.10の156ページ、海岸通地区震災復興市街地再開発事業、今

回 2億8,634万円を計上しています。これについては、恐らく、令和2年度における清算の段階での予算化というふうに理解しておりますし、いよいよ3月末をもって、まず1番地区については竣工し、順次、引き渡しは4月から行われると。マンションの分譲についても、なかなか売れ行きはいいというふうな風聞でございます。風聞です。はっきり聞いておりません。

それから、令和2年度からずっと2番地区の工事が始まろうとしていますけれども、最終的には今年度の3月末をもって再開発組合から、いよいよまちづくり会社へ権利が移転するとなるわけですが、これはテナント等を含め、また2番地区の事業計画の進捗状況について、計画どおり進んでいるというふうな認識で捉えてよろしいのでしょうか。

○小高副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

2番地区の進捗ということでございました。2番地区につきましては、現在ごらんとおりでございまして、建物8棟のうち6棟を今建設中というところでございます。現状、事業計画上で決まっておりますのは、そちらの建物が全て12月までに完成するというところまでは事業計画上で決まっております。それから比べますと、計画の中にはありますけれども、順調かといわれますと、その冒頭におっしゃられたそのテナントの部分につきましても、まだ確定の報告はいただいておりますので、そういった意味では、事業上は粛々と進んでおりますが、テナント入店については終わっていないというような状況で捉えてございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 確かに、市は、これは、あくまでも第一種再開発事業、つまり再開発組合が行う民間主導の再開発事業でありまして、市は、あくまでも権利者と、一権利者としての参画でありますけれども、一方、立場を変えれば、塩竈市という行政体であります。ですから、昨年の予算特別委員会の中で、附帯決議をさせていただきました。そうした形での事業概要を説明しなさいと、市も責任を持ってこの事業進捗に関与しなさいといったわけですが、議会に対する、その今後の説明というか、だんだん見えてくるわけで、聞かれることもない。わかることはわかる、わかんないことはわかんない、テナントどうなのとか、何か入るみたいだよと、あれはちょっとわからないなど、それはどうなんですか、議会に対する、いつの時点で説明されますか、される予定ですか。

○小高副委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 前段、復興推進課長が説明したとおり、再開事業につきましては、もともと資金構成とか、そういった部分からいいますと、補助金と、それから保留床の処分金で成立する事業ですので、今、建設が進められていて、保留床の処分金あるいは補助金については見通しがついたということで、事業上、成立していると。

計画について、先ほど2番地区の状況を申し上げましたけれども、8棟のうち6棟については建設工事が進められているということになりますので、工事そのものが終われば引き渡しをして、それぞれの所有者の方が、それをもとに営業していただくという展開になろうかなと思っています。

それで、私どもとしましては、事業上は、当然、組合を支援しながら、清算までの部分について見通しがつくと、そういった把握をしております。一方で、今、おっしゃられるように、テナントとしてどういった方々が入るのか、あるいは保有床については、テナントのあきがない状態で維持できるのか、そういった部分については、ちょっと残念ながら、今現在も具体的な部分について、例えば、まちづくり会社の方から報告を受けている状況にはないというふうな部分があります。

議会に対してどういった要するに方向かというふうなことでありますけれども、私どもとしては、まずは組合の事業そのものが予定どおり進むということ、事業の執行の管理はしっかり確認をさせていただくというふうなことでは捉えております。まず、あと3月までに物件が全部でき上がったら、それぞれの所有者の方に引き渡しがされるというふうなことになります。仮に、その引き渡しが円滑に進めば支障がないわけですが、仮に進まなくなるというふうなことになる、これはやっぱりいろいろと問題が生じることになりますので、その場合には改めて議会に報告させていただくということになろうかと思っております。まずは、そういったことにならないように、組合に対しては、文書で、こういった形で執行についてはきちんとやっていただきたいといったところをお示ししながら、3月までの間そういった形で指導をしていきたいというふうに思っております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 そういうことで、市も組合の会議の中には、当然、参画はしていると思いますし、また、その情報もリアルタイムで把握されていると思いますので、当議会にも、やっぱり、きちんとした形で報告をしていただければなと思います。聞かれて「わからないんです」では、これは極めて無責任な話ですので、その点、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、議案第19号「塩竈市手話言語の理解及び障がいの特性に応じたコミュニケーション促進に関する条例」について、若干質疑をさせていただきます。

基本的な内容については（「資料はどちら」の声あり）資料No.14の、資料No.2でもいいんだな。資料No.2の14ページに条例案が出ています。総括質疑で、基本的なことをたださせていただきましたけれども、いわゆる「手話言語」というのは、これは、もう過去100年近い歴史を持ってあって、どちらかというと差別という歴史の中での手話でした。それを、何とか言語として権利回復をしようということで国連決議がなされて、日本でもそれを批准したと。あとは、当議会においても、平成26年に全会一致で意見書を採択した。内容は、手話言語法は、小林次長、法律はできたでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 手話言語法につきましては、今国会で継続審議ということで、まだ成立はしていません。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 残念ながら、まだ手話言語法の法制化はされておらないが、全国1,771自治体で意見書が採択されておるといふ状況と歴史を持ったのが、この手話言語であります。

一方では、聴覚障がいの方、あるいは視覚障がいの方、あらゆる障がいを持っている方々とのコミュニケーションを図ろうと、図りましょうというのが、今回の条例、つまり「手話言語法」と、それから障がいを持った方、障がいを持たない方々とのコミュニケーションをうまくやりましょうという2つの内容が、この条例に入っているわけですね。

保健福祉部次長が提案のときに、仙台市、石巻市に次いで3番目だとおっしゃいましたけれども、仙台市と石巻市と、それから塩竈市で出した条例は同じものですか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 済みません、3番目というのは、差別解消条例が、一番最初に仙台市、平成28年4月、あとは、石巻市が平成30年4月にできていますので、この手話言語に関する部分につきましては、特に県内では、コミュニケーション条例ということで、大崎市が昨年度6月に制定したところなんです、それ以外は、まだ制定されていないという状況でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 同じものではないというふうな理解は、たしか、手話言語条例をつくらうと、それ



はすごくいいんです、権利、一つの宣言条例として。一方で、コミュニケーションを図るものについては、また別のものだというふうに、私は理解しております。ですから、特に聴覚障がいでも、中途でもって聴覚障がいになった方なんかは、手話は学ぶ機会がなかったからわからないんですね。ですから、どうしてもやっぱり筆談とか、あとは文字、あるいは、そのいろいろな機器を使つてのメッセージということで理解している。ただ、何らかの形でもって、やはり、こういう人たちに、その現在の情報を正しく伝えていかなければいけない。特に、先月開かれた「みみサポ」ってあるんですね、みみサポートセンター。そこの会議の中でも、やはり東日本大震災の中で、聴覚障がい者全体の1.2%の方が津波で亡くなられた。これは、そうではない全住民の死亡率0.5%の2倍もあるんです。結局、どこからも情報入ってこない、よって逃げおくれたってしまったという悲惨な事故なんです。ですから、危機対応、そのときのコミュニケーションをどうするかということも、やっぱり、この中に私は含めていくべきではないかなというふうに考えます。

私、2月27日ですから、きのうの時点で、公文書の公開請求をさせていただきました。これは、昨年開かれたタウンミーティング、つまり聴覚障がい者を対象とした都内でのタウンミーティング、3回、その議事録といいますか、要点整理した内容を見ましたけれども、その中に障がいを持たれた方々は、こういうことを言っているんです。「手話言語条例と障がい者差別及びコミュニケーション促進を一本にして、それと別に手話言語条例が別物としてつくっていただきたい、別物にしてもらいたい。手話言語条例というのは、それとコミュニケーションが別だよ。それが、私たち聴覚障がいのみんなが願っておるところです。」というふうに発言されていますけれども、小林次長はどのようにお考えですか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらは、手話言語条例及びコミュニケーション条例の経過について、ご説明させていただきます。

昨年度の4月に、まず初めに塩竈市障がい者差別解消推進協議会と、地域協議会というものがございます。これは、差別解消法の第17条の規定に基づきまして、解消に係る関係団体が集まって、差別解消に向けた取り組み、連携強化を行うところですが、こちらには、まず、差別解消条例と手話言語条例を一番最初は提案させていただいたところですが、そういった中で、手話言語条例ということで、私たちも考えたところなんですが、委員のほうから、手話も重要ですが、聴覚、あるいは視覚、あるいは、さまざまな障がいがあるので、障がい者全体

のコミュニケーションのほうがよろしいのではないか、あるいは、ほかの委員からも同様の意見が出たところがございます。そういった部分で、全国的な事例を参考に、包括的な条例も検討するということになりまして、その後、全国的な条例を見たところ、その手話言語を理解すること、あるいはコミュニケーション、さまざまな障がいの特性に応じたコミュニケーション条例を含めた条例をつくっている市町村が多々ありましたので、そういった形で、確かに、委員がおっしゃられるとおり、手話は言語であると前段でちょっとお話はさせていただいたところなんです、それと、あともう一つ、情報保障といった部分というのは、ツールとしての手話、あるいはさまざまな障がいの特性に応じたツールということもございます。

改めて振り返ってみますと、手話言語条例は4点に分かれていまして、手話を言語と認めること、手話への理解を深めること、手話への普及を図ること、手話の使える環境を整えることが本来の手話言語の中身ですが、改めて、この中身を見てみますと、手話を言語として認めることは一つあるんですが、それ以外の部分につきましては、情報保障、あるいはツールのことをうたっていますので、単純に手話への理解、あるいは普及、環境の整備についてを、その対象者を拡大したような形でさまざまな障がいに対応する理解あるいは普及、使える環境を整えるというふうな条例に制定したところがございます。

以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 詳しい説明ありがとうございました。小林次長も早く手話を覚えて、聴覚障がいの方々の心を受けとめていただければと期待しておりますので、早く覚えてください。

以上、私が今申し上げた内容は、障がい者福祉、それから子供に対する思い、それからまちづくり、そしてそれをつかさどる市の職員はどうあるべきかということの視点から質疑させていただきました。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○小高副委員長 土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点が質疑をさせて頂きたいと思います。

今、山本委員から手話言語条例、議案第19号についてお話がありましたので、引き続きその点、議案第19号についてからお話しさせていただきたいなと思います。

この議案第19号なんですけれども、先ほど課長から、この上程までの経緯についてもご説明をいただきました。最初は、手話言語条例、もしくはコミュニケーション条例というものがあって、それが2つ一緒になって、今、包括的なこの議案第19号の形になっているというお話で

した。そのときに、ちょっとこれ、私も実は、総括質疑のときに、なぜこう異質なものの、2つの条例を一緒にするのかということの一つ経緯を聞かせていただいたのですけれども、やはり、この2つのものを一緒にすることに、若干、違和感というものは感じるものであります。

その前に、この話をするとき、手話言語というものに対する理解というのが、なかなか我々もないものでして、そこがないままに話をするとちょっと難しいのかなと思いましたので、まずは、その手話言語というものは、何なのかというところを理解を深めたいと思います。

先ほど小林課長の話の中で、「手話は言語である。」というお話がありました。この手話は言語であることを理解するというのは、実際どういうことを、どう理解するということになりますでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 手話は言語であるといった内容でございませう。まず、手話につきましては、実は、2通りありまして、先天的に耳が聞こえない方が言語として身につける「日本手話」と言われている部分、あとは日本語を母語として育った方が後天的に身につける「日本語対応手話」といった2つがございませう。多分、私たちがイメージしている手話というのは、ツールとしての手話ということですので、日本語対応手話と、母語がもともとが日本語という部分を手話として交流する部分でございませう。ただ一方、生まれつき聴覚障がいを持つ方々につきましては、日本語と体系、文法が異なる独自の表現がございまして、それが日本手話と言われていることとございませう。そういった部分では、その日本手話につきましては、音声を持たない一般の言語であるといった部分で、今回、手話は言語であると。

また、前段でもお話ししたところなんです、障害者基本法の中で、手話が言語であるといった法的にも位置づけられていまして、障害者基本法の第3条に「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）」という形で、言語として認められているということなので、そういった部分では、手話は言語であるということは、本当に体系も文法も異なる独自の手話というのが存在しますので、そういったことを皆さんが理解していただく、あるいは日本語対応手話というそういったのを、皆さん一人一人が理解していただきたいといった部分での手話言語の理解といった部分というふうにご考慮いただければと思っております。

以上です。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。しっかりとご丁寧な説明をしていただきました、ありがとうございます。

今、課長がおっしゃるように、一言で手話と言っても、実は、2つの側面を有しているということがわかります。1つ目は、言語であるというふうに言われるように、ろうあ者たちの独自の文化の中で培われてきた、日本語とは別の独自の文法であり、体系を持つ言語。要するに、日本語と英語、フランス語、ドイツ語が違うように、日本語と日本手話といわれる手話というものも、実際は、全く違うもの、違う言語となっております。その言語としての手話、文化的な背景を持つ手話というものと、先ほどご説明いただいたようにコミュニケーション、情報を伝達するための道具としての手話という、2つがちょっと同じ手話という言葉で表現されてしまうので、なかなか、ややこしくなってしまうんですが、それを踏まえた上で、今回の手話言語条例というところを見てみると、4つの目標があって、1つ目はその最初の言語である手話をちゃんと理解すること、残りはツールとしての手話についてという話は、先ほど課長からいただきました。それは、確かにその2つありますよとってご紹介いただいた手話を、一つの枠の中で表現して条例にしようという形なので、そういう形になっているのだというふうに思います。

今回、塩竈市の場合は、この手話言語条例という、2つの側面を有する手話というものを扱った条例と、さらにほかの障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例、通常ほかのところだと「情報コミュニケーション条例」とか、「コミュニケーション条例」と言われるようなものをさらに、合体させた内容となります。ということは、この塩竈市の議案第19号というものは、手話が言語である、その文化的な背景を持つ手話というものを、まずは理解することというのが一つ、それから、手話も含めた障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進を図ることという内容がもう一つという、この2つの条例が1つになって出てきているというふうに考えると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいまの説明の中で、前段、資料No.2の14ページを見ていただきたいところなんですが、まず、この条文の特徴としまして前文がでございます。前文の前に、大きく分けて2つありまして、まず、先ほどお話ししたように、手話は言語であるという部分が前段の部分になっています。あとは、中段部以降につきましてはコミュニケーションの、障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段といった内容で、

2つに分かれるような内容となっております、特に15ページを開いていただきまして、基本理念ですね、こちらのほうにも先ほどの2つのことをうたっていただきまして、分けてうたっていただきまして、まず1番目に手話に対する、手話が言語であると、独自の言語であるということの基本としておこななければならないということと、あともう一つはコミュニケーション手段、さまざまな障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段を理解し、意思疎通、あるいは環境の整備、そういった部分をうたっている部分でして、あくまでもその中身は2つの中身ですが、こういった条立て、項目立てで分けているような条文というふうになって、もちろん共通の部分もありますけれども、このようなわかるような形では条例としては制定しているところでございます。

以上です。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ちょっと聞き方が悪かったのかもしれないですけども、わかりました。私も、この資料No.2の14ページを見させていただきながらお話をさせていただきます。

この条例、最初に見させていただいたところでは、最初に手話言語条例があって、その後、このコミュニケーション条例が入ってきたんだらうなということがわかるようなつくりになった条例になっております。先ほども申しましたように、この2つの条例というものが、ある意味一緒になっている条例になっているんですけども、その一緒になることで、実は、手話の持つ2つの側面のうち、ツールのほうではなくて、言語としてのほう、要するに、一つのもう違う文化のものであるよというところが、どうしても埋没してしまうのではないかとこのことを、この条例を見ていて懸念した点であります。やはり、我々手話と一言でいうと、やはり意思を伝えるためのコミュニケーションのツールであるというのが、まず一番最初に頭に浮かぶと思います。そのような人間たちが、これを見たときに、果たして、誰が、その言語としての手話というのを思い浮かべるだろうかというのが、一番最初の疑問でした。

さらに、今、お話を聞いていると、課長としては、ちゃんと言語としての手話とツールとしての手話というのを分けて認識されているということはわかりました。ちょっと手話、手話と言っているとわかりづらいんですけども、先日の総括質疑のときの阿部部長のお言葉を借りれば、アイデンティティーとしての手話とツールとしての手話、非常にわかりやすい表現だなと思うので、今、使わせていただきますけれども、この2つを1つにしたものが手話言語条例、さらに、そこに、ほかの障がいの方々、手話も含めたほかの障がいを持つ方々のコミュニケー

ションも含めたのが、この議案第19号というふうになっております。

この、実際に、そういう認識の中で、この条例を、実際に、見ていきたいというふうに思います。先ほど資料No.2の15ページ、第3条、ここについて、課長からお話がありました。まず、2本に分けられていますよと、1本目が手話に対する理解の促進及び普及は云々と書いてあります。2本目、こちらでは、手話言語及び障がいの特性に応じた云々というふうに書いてあります。これをそれぞれアイデンティティーとしての手話とツールとして手話というふうに分けた場合、2つ目に書いてある手話言語及び障がいの特性に応じたさまざまな云々の最初の手話言語というのは、ツールの手話のことを言っているという形でよろしかったでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 そのとおりでございます。参考まで、その上に第2条の(5)のところに書いていますけれども、手話言語及び障がいの特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段といった部分で条文に入っているところの内容が、こちらの定義の中に載っている(5)の、例えば、手話、あるいは要約筆記、筆談、点字、音訳、拡大文字、触手話等さまざまな内容がこちらに入っているということでございます。

以上です。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、この定義の5番、手話言語及びからコミュニケーション手段までが、もう既に一つの単語というか一つの言葉として扱われるということです。そうすると、この定義の中で一つ欠けているのが、アイデンティティーとしての手話というのは、どこに入っているのだろうか、これについての定義が、まず、ないというのが一つ大きな問題なのかなというふうに考えております。ここがないために、実は、この条例の文章を読んでいくときに、アイデンティティーとしての手話について言っているのか、またはツールとして手話について言っているのかが、非常にわかりづらい文章というふうになっております。

さらには15ページ、内容を見ていきますと、第4条、第5条、第6条と話が進んでいきます、市の責務、市民の役割、そして事業者の役割、それぞれこの部分に関しては、今の課長のお話からしますと、全てが、第4条については、まずツールのお話をされているということですね。この時点で、アイデンティティーとしての手話というのは、どちらに行ったんだろうという話になります。基本理念にのっとりというところに入ってくるのかもしれないんですけども、

その後、わざわざツールのことを重ねて書いてあるというのもありますので、どうしても読みづらいというふうに感じております。その後についても、基本理念に対する理解を深めというところで、ある意味、全てが包括されているのかなというところはあるのですが、なかなかアイデンティティーとしての手話とツールとして手話、それぞれが明確にならないというのがどうしてもしっくりこない、なかなか読みづらいものなのかなというふうに感じております。

さらには、第7条について聞いてみます。第7条（1）から（5）までございますが、最初の、それぞれに手話言語という言葉が入ってきます、（5）は入っていませんが。この（1）から（4）それぞれの中に入っている手話言語というのは、全てツールの話と認識してよろしかったでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 第4条から第7条につきましては、今、委員がおっしゃるとおり、ツールといった理解としております。

以上です。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ツールとしての内容も、もちろん重要で、確かに実用的な面を考えればツールというのが十分にクローズアップされていいかと思うんですけども、この言語としての手話、アイデンティティーとしての手話というのもしっかり取り上げますよというのが、今回の議案第19号なのかなと思っていたので、どうしてもツールの話だけになってしまうのは、おかしいのかなというふうに考えております。しかも、第7条のことにに関して、全てツールの話ですと言われてしまうと、それまでなのかなと思うんですが、その後をさらに見ていきます。

ここから、実は、そのツールの話ではなくて、アイデンティティーとしての手話の話になってきたりします。第8条を見ます。手話を学ぶ機会の確保という形で第8条になっているんですけども、コミュニケーション条例のことを考えると、ここは手話だけでよろしいのでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらにつきましては、学ぶ機会の確保といった部分では、実際、先ほど第2条の（5）でお示ししたとおり、例えば、こちらの中身を見ますと、あくまでも日本語変換のツールでございますので、例えば、筆談、あるいは

要約筆記とか、そういった部分がございますので、実際学ぶ分としては手話が中心なのかなと  
いうことで、こちらには記載させていただいたところです。

あと、先ほどからアイデンティティーというお話がございましたが、実際、ほかの市の手話  
言語条例等を見ますと、やっぱり、その手話を言語として認めるといった部分を載せている部  
分は、あえて塩竈市としましては前段、結局14ページの手話はというところから、大分15～16  
行使いまして、本来は条文に入る部分かなと思うんですが、あくまでも、これまでの手話言語  
の、本当にアイデンティティーとしての考え方、あるいは、今後、私たちがやるべきこと、あ  
るいは、先ほどおっしゃっていた災害時に対応すべきこと等、どちらかというところを大き  
く取り上げていまして、それ以外の部分として、その後段の基本理念等に載せているというの  
が、今回の条例の特徴でもございます。

以上でございます。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。手話言語条例、今回のではなくて、今回、2つ合わさって  
いますけれども、もともと1つで出ている手話言語条例というものに立ち戻って考えると、こ  
れ自身は、そのアイデンティティーとしての手話と、もちろん使えなければ意味がないとい  
うか、使わなければ、その人たちともコミュニケーションもとれないというのもあるので、ツ  
ールとしての手話との2つをあわせ持って1つの条例としてといていくふうになっているので、そ  
うなりますけれども、今回、これを見ていくと、今回の条例を見ていくと、非常にややこしい  
のがその点でして、さらに、ほかのコミュニケーションツールも一緒に入ってきているとこ  
ろが、ちょっとややこしいのかなと。どうしても、その前文のところと言語としての手話につ  
いては書いていますという話なんですけれども、この言語としての手話に対する理解というの  
を広めるためには、一般の方々、ただ手話と言われて、手話を使っている、絶対そういう背  
景まではわかることはほとんどないのではないかなと。ちゃんと市の政策というか事業として、  
手話に対する理解というのは求めていく必要があるのではないのかな、じゃないと、この前文  
で書いてある手話が言語であることを理解するというものには至らないのではないかなとい  
うふうを考えます。その点から、どうしてもこの条例の中には、ツールとしての手話に関す  
ることはさまざま書いてあるんですけれども、言語として、要するにアイデンティティーとして  
の手話に関するところは、全くその条例の内容としては広めるつもりがないというか、市として  
働きかけをするつもりがないように捉えられてしまうんですけれども、その点については、ど



うお考えですか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 先ほど、山本委員にもご説明したところなんですが、実際、手話言語条例ってどんなものなのかといった部分では、ほかの市、あるいは全国的な部分も、私も随分見たんですが、主に先ほど言ったように、手話を言語として認めること、あとは、手話への理解を深めること、普及を図ること、あとは、環境を整えることが、大体ほとんどの市町村の手話言語条例でございます。そういった部分では、その理解、普及、環境整備につきましては、手話だけではなく、さまざまなコミュニケーションの特性に応じた、障がいの特性に応じたコミュニケーション方法を理解、普及、環境を整えるという形でしておりますので、決して手話言語条例の中身がないというわけではございませんので、その辺は理解していただきたいと。

また、一番の特徴であります手話を言語として認めるという部分は、何度も言いますけれども、前段、あるいは理念の部分、あるいは、今後そういった広報活動とかやっていく中では、さまざまな形でPRしていきたいというふうには考えておりますので、よろしくをお願いします。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、この条例、最初に手話言語の理解及びというところ、なくてもいいのではないかという話になってしまうんです。その後の障がいの特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例で、ある意味ツールとしての手話の話は網羅することができます。あえて頭に「手話言語の」というところをつけているからには、やはり手話言語のアイデンティティーとしての部分に関する理解というもの、しっかりと市で認めて、それを市民の方々にも広めていく必要があるだろうと。それを、ただ前文に書いただけでいいのかというのは、いいんだよというのは、ちょっと若干乱暴な話かなというふうに思います。

さらに、第9条のところを見ます。手話を用いた情報発信、コミュニケーション条例の側面も持っているこの条例において、やはり情報発信についても、これ手話だけでいいんですかという話は、当然、出てくるのかなと。実は、このお話、多分、あくまで私の憶測になってしまうんですけれども、手話言語条例の内容を基本につくって、そこにコミュニケーション条例を当てはめたのかなと、加えたのかなというようなつくりになっているので、どうしても手話が主体になってしまうんですけれども、手話言語条例としては、重要なアイデンティティーとツールという2つの部分のうちのアイデンティティーの部分が抜け、手話言語条例プラスコミュ

コミュニケーション条例というものにしては、実は、後段コミュニケーションの部分が大分抜け落ちてしまっているのが、この条例なのかなというふうに感じております。

ほかにも言わせていただきますと、じゃあ人材育成どうするのか、学校の対応をどうするのか、ほかの事例を見させていただきました。この手話言語条例とコミュニケーション条例を一緒にしたような条例も、確かにたくさんございます。その中で、ただし、しっかりとその人材育成をどうするのか、啓発活動をどうするのか、学校としての対応はどうか、それらをアイデンティティーとしての手話と、あとは、コミュニケーションツールとしての手話を含めたほかのツールと、ここを明確に分けた上で話をしているところが多くあります。その中で、ごちゃごちゃとなってしまう塩竈市、本当に、このままで、この条例はいいのかどうかというところが非常に疑問に感じている点になります。この点についてはいかがですか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 まず、2つありまして、手話を言語として認めることと、その他情報保障、ツールとしての情報保障といった内容でございますので、例えば、今おっしゃった環境整備とか、そういった部分につきましては、あくまでもツールとしての事業推進ということですので、第7条の、例えば(4)、あるいは(3)、あるいは(2)ですね、情報発信等、そちらにも記載して、細かく一つ一つうたってしまうと限りなくなってしまうので、私のほうの、このつくった段階では、その辺のことについては、こちらの事業施策の推進の中に含まれているものということで考えております。

あとは、そういった手話を言語と認めるといったことに対しての、例えば、学校に対する教育とかそういったことよりは、どちらかという、現実に手話を皆さんが、聴覚障がい者と交流できるように手話言語を使うといった部分の視点からすると、やっぱり、今求められているものは、ツールとしての手話が非常に高いものではないかと。ただ、一方では、決して手話を言語であるということを認めないわけではございませんし、そういった部分では、本市議会でも議決を経ているように、手話は言語であるといった部分は間違いなく、そのとおりでございますので、その分も加えながら、あくまでもツールとしての手話、さまざまな障がい者の特性に応じたコミュニケーションの手段を理解して、さらに環境整備、あるいは普及を図っていくといったことが、これから求められる、あくまでも、この条例は情報保障に近いような形ということになっていきますので、そういったことで、2つあって、情報保障と、その手話は言語であるということの2つの柱となっている条例でございますので、ご理解をお願いします。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

いや、情報保障なら情報保障でいいと思うんです。ここで、一番最初から言っている話なんですけれども、情報保障なら情報コミュニケーション条例というもの1本で、全然、事足りる話なんです。そこに、あえて手話の話を入れることで、手話と情報を両立させなければいけなくなった。両立させなければいけなくなったんですけれども、手話というものがツールとしての側面と言語としての側面を持っているため、どうしても見た感じツールとしての側面のほうに引っ張られてしまう内容になってしまう。本来ならば、2つを合わせたのならば、2つをちゃんと立てなければいけないのがつくり方なのではないのかなというふうに思っております。実際、ほかの例も見させていただくと、やはり、つくり込まれているところは、そうなっています。ここの部分が、この塩竈市の条例、現状の条例には大きく欠けている部分なのかな。確かに情報コミュニケーションツールとしての手話、もしくは、ほかの点字だったり要約筆記だったり、ここが一番実用面で重要なのはわかります。それは私も理解しているところなんです。アイデンティティーと手話、これが、その実用面だったり、使っている人が何人いるか、そういうことで評価を変えられるべき内容なのかなというところは、どうしても疑問に思うところではあります。

さらに、先ほど第7条の(2)情報発信、この部分に入っていますという話だったんですけれども、第7条の(2)と第9条、手話を使った情報発信、ここの違いを教えてください。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 こちらの第7条につきましては、先ほど第2条(5)に書いている、例えば、手話要約筆記等書いているところでございますが、第9条につきましては、市政に対する、今実際やっています市政に対する情報を速やかにやるということで、さらに一步踏み込んだ形での条例というふうになっております。

済みません、さらに踏み込んだ形で、例えば、今考えているのが、イベント、あるいは講演会等において手話の方を派遣する、あるいは要望に応じて、希望に応じて派遣するという部分では、新しい新年度の予算でそういった派遣、手話の方の通訳者の派遣ということで予算化をさせていただいているところですので、そういった事業を今後も展開していきたいといった形で載せております。

以上です。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ということは、第7条で書かれている内容の中では、さらに特筆すべきところというか、クローズアップするところとして、その後の第9条というのを書いたという形によろしかったでしょうか。

何となく、ちょっとわかりづらいところもあるんですが、そうすると、この条例をつくった経緯の中で、手話言語条例をつくろうと思ったら、ほかの団体さんからも「手話だけじゃないよね。」という話があって、こういう形になりましたという経緯からいうと、ここでも、やはり「普及するのは手話だけじゃないよね。」というふうに言われてしまうような気がします。なので、私としては、情報保障の部分は、やはり、等しく情報保障、各障がいをお持ちの方々に対するツールとしての情報保障というのは、しっかり等しく書く、その上で今回は、議案第19号は手話言語条例とコミュニケーション条例が合わさった形になっているので、手話言語条例の中のうち、情報保障を抜いた部分、つまりは、アイデンティティーとしての手話という部分をちゃんとわかるように両立させる必要というのがあるのではないのかなというふうに思っています。

何か、毎回どうですか、どうですかという疑問をしてしまうのもあれなんですけど、実際、そういうふうに考えております。なので、この現状の条例は、どうしても手話言語条例から抜け出せない中に、何とかコミュニケーション条例というものを差し込んだような形になってしまっていて、どっちつかずというか、どっちからの側面から見ても、ちょっと中途半端な内容なんだろなというふうに思っていて、現状、この条例をこのまま通してしまった場合、制作した、つくった市役所のほうとしては、「ああ、塩竈市役所って、あんまりその人権とか、福祉に対して見識がないのね。」と言われてしまいますし、それを通した僕らにとっても、「塩竈市も余り、塩竈市議会もそこに関して余り興味がないのかな」というふうに言われてしまうような内容になっています。なので、この議案第19号、このような状況の内容のまま通していいのかどうか、非常に今悩んでおります。これについて、すっきりするようなご回答があれば、お答え願いたいと思います。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 これまで、この条例を制定するに当たりまして、単に私たちが、市のほうが勝手に条例案をつくってということではなく、さまざまな取り組みをしてきたところです。こちらの資料No.14の9ページのところに記載しております。

すけれども、これまで関係団体との意見交換会、障がい者団体との意見交換会を何度も行いまして、あとは、聴覚障がい者へのアンケートの実施、あとは、タウンミーティングを先ほど言ったように行ったり、あとは、パブリックコメント、あとは、先ほど言ったように障がい者の福祉推進委員会、あるいは差別解消協議会、この方々に、皆様方にさまざまなご意見をいただきながら、1件1件、ご意見をいただいて、反映できるものは、反映してという形でつくってきた条例でございます。

そういった中で、先ほど言ったように、当初は言語条例だったところなんですけど、さまざまな意見、「何で手話だけなの」という意見をいただいたり、また逆に、先ほど言ったようにさまざまな条例の意見をいただいたところなんですけど、その中でもやっぱり私のほうとしましては、当初、本当に考えていたとおり、手話言語条例というのからスタートしまして、やっぱり多くの方々から、さまざまな今、課題になっているものは何かといった部分では、そういった障がい者がコミュニケーションとれるような環境、とりやすいような環境にしてほしい等の声をいただいて作り上げた条例だとは考えております。そういった部分での形となって、例えば、こういったのを加えてくれ、あとは、例えば、前段でも先ほど言いましたけれども、震災時のことも載せてくれ、あるいは私たちの歴史、手話言語の歴史も載せてくれ、そういったご意見いただきながら、最終的に作り上げた条例でございますので、その辺はちょっと、一方的につくったわけではなく、多くの方々のご意見をいただきながら、最終的にまとめさせていただいた条例と考えていますので、よろしくをお願いします。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。多くの方、いや、そこはもう重々承知をしております、逆に多くの方の意見を取り入れたために、全体としてのまとまりがおかしくなってしまった。別にその人たちが悪いわけではないんですよ。ただ、今回、最初に全く異質なものを2つにつけたという話をしました。一つは、そのアイデンティティーなり人権の部分としての言語というものの扱い、もう一つは福祉の面、情報保障としての言語の扱い、それぞれ専門分野というのが異なります。その中で、その2つの分野を一緒にした条例をつくるとなると、どちらにも精通した人の話が、かじ取りをしなければおかしなものになると思うんです。

この今回、各障がい者団体の方々ともお話もされていると思うんですけども、聴覚障がいを持たれている方は、この聴覚障がい関係の内容については、比較的理解がされている方だと思います。ただし、視覚障がいを持たれている方が聴覚障がいの内容、例えば、手話が2つあつ

て、1つはその昔からのろう文化があるものなんですよということまでを知っているのかというと、そうではない。その中で、障がい者の団体という形でくくりにしてみんな話を聞いてしまうと、理解がないままに、いろいろなものの意見だけが入ってきてしまう状況になるのかなど。それが、現状の、この条例をつくり上げてしまったのではないのかなというふうに思っています。

だから、話を聞くということは、すごいいいことだと僕は思っています。ただし、その方向整理をする人には、ちゃんとそれぞれの、ここで言えば2つの特性の違う条例というものを1つにするときの何を重要視しなければいけないのか、何を押さえなければいけないのかということを確認することが必要だったりとか、あとは、例えば、聴覚障がいの方々、聴覚障がいの以外の方から、「聴覚障がいだけを取り上げるのはどうか」、みたいな話があったとは思いますが、最初の手話言語条例をつくる際に、いやいや、ツールとしての情報保障としての条例ではなくて、まずは手話言語条例、アイデンティティーの部分をちゃんとやるんだよ、その上で情報保障としては、皆等しくやっていきますよということがちゃんと明確に言えれば、といってもなかなか理解してもらるのは難しいかもしれませんが、そういうところをしっかりと行っていくための条例でもこれはあると思うんですよね。それが最初から、一緒になったのはいいとしましょう、背景があつて。でも、内容としてアイデンティティーの部分と、このツールの部分がちやごちやになってしまつては、その方々に対する説明もこれではできない。その部分を明確にしてもらわないと、せっかく、つくる内容はどちらもいいものだと思います、手話言語条例もコミュニケーション条例も。でも、この合わせ方は、ちょっと中途半端過ぎる、そう考えています。

ちょっとこれだけ質疑をしていると、もうあと13分しかないんですけれども、この点に関しては、非常に問題だというふうに、私は認識をしております。と言って、ほかのところに移りたいというふうに思います。

ちょっとこの点、ほかのところは余り時間がなくなつてしまつているので、簡単に質疑させていただきたいというふうに思います。

まず、初めに資料No.17の12ページから行きたいと思います。資料No.17の12ページに、今後の5年間の財政見通しの資料を載せていただきました。市税を見ていくと、令和元年から令和5年まで年々57億4,000万円から54億8,500万円と、年々市税は減少しております。一方、支出を見ていくと、扶助費を中心に支出はふえている状況。これは、塩竈だけの話ではないと思うん

ですけれども、人口減、もしくは経済的な減退によって税収は減る、でも少子高齢化などによって、やはり医療とか福祉とかの費用については、増大していくというのは、どこの自治体でもあることかなというふうに思います。

その収支の差額の部分を、この塩竈市は財源対策として2番目に挙げています。まずは、歳入の確保として市税収入の確保から始まり、市有財産の有効活用、そして一番比重が大きいものとしては各種基金の活用というのがあります。ただ、各種基金の活用とは、要するに貯金を使っていくという話だと思うので、ここに頼り過ぎるのも正直危険なところかなというふうに考えております。

さらに、歳出を見ていくと、人件費を削減し、経常経費等を削減し、施設の運営管理の経費も見直すと、要するに絞るところはしっかり絞っていきましようという話です。そこはいいことはいい、歳出抑制効果、抑制策はいいことはいいというふうに感じているんですけども、全体を見ると、現状あるパイの中で足りなくなってくるから、とにかく絞るところは絞る、削減するところは削減する、なかなか、その全体的に規模がシュリンクしてしまうような内容なのではないのかなというふうに感じています。そうすると、どんどん、言ってしまえば市民サービスは悪くなってしまわないかというふうに感じております。

今回、市長がこの新市長になられて初めての予算ということもありまして、新しい政策にもすごく期待して見させていただきました。さまざまな政策があるんですけども、どうしても何かにお金をつけますというのが一つ多いのかなと。非常に悩まれたところはあるかとは思いますが、そういうところが多くて、新しく、じゃあ、お金を生み出すとか、少ないお金の中でうまく効率よく回す、さらに高付加価値をつけられるような、高効率化にするというふうなことに関しての政策というのは、なかなか見られなかったかなと。唯一見られるとすれば、経済的な経済政策の部分、もしくは健康ポイント、要するに介護予防の部分で今後の支出を抑えていこうというところに関しては、その点が見られたんですけども、そのほかの点については、やはり今ある財産を使うか、使わないかというもので、なかなか効率よく使おうとか、ふやして使おうというところまで先が見えるような形にはなっていないのかなというふうに感じております。

そのような中、ほかの自治体の例を見ますと、例えば、地域団体の活性度をもっと上げてやって、地域にできることは地域でやってもらおうと、いわゆる「住民主体」というものを促進していこうというような取り組みがあったり、あとは、民間事業者ができることは、どんどん

民間でやっていく。今回、共創デスクの話もあるので、そこには、期待はしているところなんですけれども、あとは、市がかかわらなくてもできること、例えば、消費者である住民と、ものの提供者である地元の事業者を直接つないでやる、そのようなことで、新しい商品を、直接ユーザーの顔が見える形をつないでやることで、それぞれのユーザーに最適な商品を提供するような、ほかのところは「リビングラボ」なんていう言葉も使って言うんですけれども、そのように、今、既存の持っている資源をもっと高効率化して提供する、もしくは、ふやして提供する、そのような取り組みというのが、各自治体さまざまやられております。しかし、塩竈では、こういうふうにもっと民間だったら住民の力というのを生かして、塩竈市がお金を出したり作業をしなくても、町が自然と活性化するような取り組み、こういうものに寄与するような取り組みというのは、行っていくという計画はないのでしょうか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 土見委員のおっしゃっていることはわかるんですけれども、じゃあ、やはり、白いキャンバスに絵を描いていけるわけではないんです。やはり、これまでの経緯、経過の中で、私が引き継いで約5カ月過ぎたところなんですけれども、その継続性も大切にしなければいけない。その一方で、選挙のときに訴えた公約をどのように実現していくか、それは自分の考えをどのように反映させていくかということにつながりますが、劇的に変えるということが必要な政策もあるだろうと。その一方で、劇的に変えることで市民の皆様方を惑わすことになってしまう政策もあるだろう。そういった状況の中で、私の判断とすれば、やはり抱える大きな課題が余りにも多過ぎて、その整理をこの1年をかけてさせていただく、このことに重要性を私自身は見出したというところでございまして、まずは1年かけてご理解をいただきながら、皆様方にもご説明させていただきながら、まずは、そちらのほうに取り組みをさせていただこうと。

その一方で、土見委員がおっしゃっているようなことをすると、先ほど激変緩和と言いましたけれども、例えばの話でいえば、100円バスを赤字であれば本数を減らす、そういったことに果たして取り組むことがいいのかどうかの判断も、時間をかけてやらなければいけないと。子供が減れば、学校の数がこのままでいいのかという議論も、当然しなければいけない。そのはざまの中で、何とか今ここのまで、皆様方にぎりぎりのところで判断していただけるような、今、提出させていただいている議案を出させていただいたというのが正直なところでございまして、これからそういったさまざまな厳しい判断をしていかななくてはいけないと思います。市民の方々に、これだけ人口減って、税収が落ちている、もしくは高齢化率が33.1%を超えてし



まっている、こういった状況を冷静に分析させていただきながら、ある意味では切らなければいけないものは切らなければいけない。残すものは、赤字になったとしても残さなければいけない。その微妙なバランスをどのようにとっていくかが、議会の皆様方と市民の皆様方と丁寧に議論を重ねながら決めさせていただく必要性を物すごく感じているものですから、その微妙なところを、ぜひお酌み取りいただいて、ご理解をいただきながら、いろいろなご指摘をいただければなというふうに思います。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。市長のお考えは、非常によくわかります。その中で、私が、今回、何でもこういうことを言ったかといいますと、大きな課題、今、山積している大きな課題を一つ一つ取り上げていくのは、もちろん、すごく大切なことなんです、私が言った、例えば、住民主体で活動できるようにすることとか、あとは、民間と住民の間をうまくつなげて、そこで化学反応が起きるようにするとか、そういうことは時間のかかることなんです。最初から、今現状できていないものを変える、そういう形にするというのは、ある意味、住民の方々の感覚を変えていくことでもあるので、激変ではないけれども時間が非常にかかること。これをやらないと、例えば、公共施設再配置の中で、集会所をいきなり町内会にやっても、「いや受け取れないよ。」と言われる、こういうことになってしまうんです。その前の段階として、町内会の力をしっかりと徐々に強くしていく。そうすることで、実際、市から譲渡するよと言われたときに、「じゃあ受け取ろうね。」という話になるので、その部分、ぜひ種まきの部分をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

もう1問質疑をさせていただきたいと思います。資料No.17に戻ります、13ページです。こちらに、個人市民税、法人税、固定資産税、軽自動車税と都市計画税の収入額について書いてあります。14ページまで続いております。この都市計画税に関してお話を聞きたいと思うんですけれども、資料No.8の28ページに、都市計画道路見直し検討事業として1,287万3,000円が計上されております。これについて質疑をさせていただきたいんですけれども、まず先ほどの、行ったり来たりで申しわけないんですけれども、資料No.17の13ページの都市計画税並びに固定資産税の現年度分の部分だけで結構なんです、それぞれ、その土地家屋の調定額は、どの程度、ここは重複して課税しているんですかね。都市計画税と固定資産税。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 お答えいたします。

固定資産税と都市計画税、重複してかけているのかどうかということでございますけれども、固定資産税と都市計画税というのは、一つの課税標準額がございまして、それを固定資産税が1.4%、都市計画税が0.3%というふうに分けて課税しております。ですので、重複はしているということではございません。

以上でございます。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。重複はしていないという話なんですけれども、結局、同じものに、同じ対象に対して、それぞれその1.4%、0.3%をかけているということになるんでしょうか。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 そのとおりでございます。済みません、説明不足で申しわけございません。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そのところを重複で課税しているのかというふうに質疑させていただいたところでございます。わかりました。ここはちょっと資料としてだけ、いただいております。

次に、先ほど資料No.8の28ページで見させていただいた都市計画道路見直し検討事業について、ですけれども、都市計画税は目的税ですよ、目的税という認識でよかったですよね。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 目的税でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今後、その都市計画道路見直し検討事業の中で、今まで計画してきた都市計画道路が大幅に変更になるというふうになった場合、都市計画税というのは、どのように今後変化していくというふうに計画しているのか、予想しているのでしょうか。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿市民総務部税務課長 一応、先ほど言ったように、固定資産税と都市計画税、案分して分けるんですけれども、基本的には、我々のほうとしては、その土地家屋、課税している部分に関して分けて課税するというだけとなります。

以上でございます。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 現在、都市計画税につきましては、大体、毎年4億円ちよつとを課税されていることとなりますが、現在は、その多くは、下水道整備にかかりました償還のほうに充てていることとなります。議員の皆さんもご承知のとおり、下水道には塩竈の特性がありまして、かなり経費がかかっているという事情がございます、そのために充てているということです。先般の議会では、そういう償還だけでなく、今現在の都市計画道路の整備に充てるべきではないかという議論もいただきました。ただ、それは、今、直接充当するのか、それとも、やはり負担を平準化して、起債等を借りて長く都市計画税を充当していくというふうな考え方もあるかと思っておりますので、今は、そういうふうな状況になっておりますので、しばらくは、そういった目的に使用させていただくというふうな形になります。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。再開は16時15分といたします。

午後3時59分 休憩

---

午後4時15分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、土見大介委員より早退する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私からも、令和2年度予算の審査をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。簡単に早く終われるよう努力をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。最後になるとしております。

それでは、初めに、簡単に、資料No.14の「第1回市議会定例会議案資料（その2）」の中から、まず8ページの証明書自動交付機の廃止について、この点について、お伺いをいたします。

この2の周辺の自治体における証明書自動交付機の稼働状況等を見ますと、本市は、本当にぎりぎりまで、この自動交付機の設置で頑張ってきて、今後、ソフトサポート期間の終了

とセキュリティの確保が難しいということで、後継機種が製造されないということもあって、もう廃止されるということでもありますけれども、この証明書自動交付機、結構、市民の皆さんから使われてきていたのではないかなと思いますけれども、まず、この年間利用者数はどれくらいだったのか、この点、お聞かせいただきたいと思います。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えさせていただきます。

資料No.17の20ページでございます。各種証明書の総発行数と内訳及び割合ということで、今年度の1月末現在での交付数を載せてございます。総数、証明書5万8,421通に対しまして、窓口交付は5万510通、証明書自動交付機が6,905通ということで、今年度に限っては11.8%の割合で利用されている状況でございます。

以上でございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。やっぱり、結構、使われてきたんだと、使われていると思うんですけども、これがなくなるということで、今度はコンビニエンスストアでの証明書交付を進めていくということだと思えますけれども、やっぱりコンビニエンスストアの、そういった機械を使うには、マイナンバーカードの作成というか、登録というか、やっていかなければならないということで、やっぱり普及促進というところが、市民の皆様の利便性というか、そういったところも考えると、この辺、しっかりと推進をしていかなければならないということですけども、本市として、この個人番号カードの普及促進について、具体的にどうなのかなと、常々思っているんですが、ほかを見ると、このマイナンバーカード交付申請というのは、スマートフォンとか、インターネット、あとは、高齢者になると郵送だったり、市役所の窓口で直接来たりと、聞くところによると、必ず1回は窓口に来てもらわなければならないという、そういったこともあるみたいですけども、やっぱり面倒だというのがあるみたいで、申請に必要な顔写真を撮影できる場所も、最近出てきているところもございますけれども、こういったところも少ないと、手続が面倒だという、そういった声があります。

そこで、例えば、窓口で写真を撮って、そういった手続の支援ができないとか、または、自治体によっては、この専用の写真機を設置して、QRコードも読み取って、そこでも申請できて、「あとは申請しましたよ」というレシートをもらって終わりという、そういった取り組みをしているところもございますが、本市として、具体的に、この個人番号カードの普及促

進について、具体的な考えについて、お聞きしたいと思います。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 答えいたします。

マイナンバーカード、5年前ぐらいから始まりまして、本市の普及率なんですけれども、現在15.883%ということで、宮城県平均の14.402%、全国の15.130%よりも若干上回っているような状況でございます。今まで本市としましても、この制度が始まりまして、いろいろな形で広報、ホームページ、あとは、転入、転居、あとは、新しくお子さんが生まれた方とかにマイナンバーカードの交付の申請をお願いしてきまして、何とか、こういった数字になっているのかなという部分がございます。

あとは、去年の12月ぐらいから、実は、窓口でタブレット端末による申請のサポートというものをちょっと始めさせてもらっております。1カ月ちょっとぐらいで100名ほど、顔写真を撮って国に申請する手続を窓口で、今やっているような状況でございまして、そういったものを今後活用して、マイナンバーカードの普及というものに進めていきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。本市でも、写真を撮ってやって、市民へお手伝いをしているということでもございましたけれども、こういったものも、しっかり市民の方に周知できるような、そういった取り組みで、窓口が混雑する云々という、そういった大変さの部分も考えられるんだとは思いますが、この辺、しっかり周知をしていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それで、このマイナンバーカード関連で、最近、やっぱり窓口が混雑になってきているという自治体もございまして、それは何かといいますと、マイナポイントの申請ということでございます。資料No.10の「令和2年度塩竈市一般会計特別会計予算説明書」の50ページの事業内訳の中にもございますけれども、また、実施計画の86ページ、マイナポイント活用推進事業として322万9,000円が計上されております。まずマイナンバーカードを登録して、その次に、このマイキーIDの設定なり、そういった申し込みをしていくということで、結構ポイントとして大きなものがあって、政策課長が言いますと、「やらないと損する。」というような、そういった常任委員協議会での答弁等もございまして、この辺、このマイナンバーカードを登

録するときに、このマイナポイントの申し込みや、このIDの設定など、これはどういう形でやられるのか、別々にやっていくのか、それとも来たときに一緒に進めて同時並行でいくのか、その点、具体的な取り組みと、あとは、このマイナポイントの具体的な、そういった中身について、聞いたところもございますが、再度お伺いをさせていただきます。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 ただいま、マイキー設定についてご質問を受けました。今ちょうど、先ほどもマイナンバーカード制度始まって5年たっているということで、ちょうど今、暗証番号の切りかえ時期でございます、国から本人宛てに通知が行きまして、市役所に暗証番号の設定し直しというものを、多数来場いただいているところでございまして、そういった方々に向けて、当然ながら、暗証番号の設定と、あとは、こういったマイナポイントの制度が始まるということで、制度説明をした上でマイキーの設定もお願いしているところでございます。あとは、やはり関心のある市民の方につきましては、マイキー設定だけをしに来るお客様もいらっしゃいますので、そういった方々、あとは、当然、新しく発行される方につきましても、マイキー設定もあわせて行っていただけるよう窓口でも徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 私から、マイナポイントについて、簡単にではございますが、説明させていただきます。

ご承知のとおり、マイナポイントの概念というのは、昨年の、国の、消費税のパーセンテージが10%に増税になったことに伴います反動減対策、あとは、やはりマイナンバーカードの普及というのが、大きな国としては、目的としてあつての制度構築でございます。

常任委員協議会でもお話ししましたとおり、今申しましたとおり、その反動減対策でポイントを付与するということですので、消費税を支払っていらっしゃる方々、つまり市民全員がこの制度を利用しないと損をするというふうに考えています。知っていて得をするのではなくて、知らないで損をする制度であるということで、積極的に使っていただきたいというのが、我々の思いでございます。そういった意味で、結果的には、そのマイナンバーカードを申請していただいて、インターネット上でマイナポータル、市民安全課で登録の仕方も教えますので、それで登録をしていただいて、きちんとポイントをもらっていただいて、消費に少しでも役立て

てもらいたいというのが、我々の目的でございます。

簡単に申しますと、マイナポイント、先日、こちらで配布しました広報でもチラシを配布させていただきました。最大2万円分の買い物に対して25%の5,000円分のポイントが付与されます。このポイントのつけ方、使い方なんですけれども、これは、やはり、おじいちゃん、おばあちゃんには、ちょっと大変かもしれませんが、スマートフォンとかが、やはり必要になってきます。一つが、大きなところでは、買い物をするに当たって、事前に自分で、例えば、2万円分をチャージをする、2万円分をまずスマートフォン側にチャージをしたときに5,000円分付与されるというパターン、あとは、もう一つは、QRコード決済といって、四角形のQRコードをご存じかと思いますが、それを「ぴっ」と見せて支払われるときに25%相当分がポイントとして戻ってくる、上限5,000円というのは、もちろんありますけれども、この2パターンがあります。これを、支払い方法を最初に自分で決めていただいて、「私は、このチャージのほうでやるわ」とか、「QRコードの決済のほうでマイナポイントを使うわ。」とか、最初に決めて使っていただくというふうな形になるかと思えます。

非常に口頭で説明するのは難しいので、本当に詳しいことを、さらに詳しいことわからなかったら、政策課、あとは、市民安全課長の尾形に聞いていただければ、詳しく説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ネット上でも詳しく説明している部分もあったみたいですが、でも窓口に行ったほうが、より正確だということで、そのようにさせていただきたいと思いますので、この点もしっかりと、322万9,000円というものもございまして、マイキー設定の支援とか広報活動とか、いろいろな、そういった啓発、周知について、しっかりと取り組んでいただいて、活用をすればプラスが出てくるという、そういった、やっぱり経済の部分でありますので、この点もよろしく願いしたいと思います。

では、速やかに、次に行かせていただきます。資料No.14の42ページですけれども、高齢ドライバー運転免許証自主返納推進事業についてということでございます。実施計画の35ページにも書かれておりますけれども、この施策ですけれども、対象者の部分であったり、バスの無料券であったりというところで、この施策を計上というか、上げてくる前段のそういった議論と検討というのは、例えば、このバスありきとか、そういった対象年齢は65歳以上となっていま

すけれども、そういったものとか、来年度の4月ではなくて1年だけ繰り上げようとか、そういったいろいろなことあると思うんですが、こういった検討、議論をされた部分があるのか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 高齢ドライバー運転免許証自主返納推進事業について、ご質疑をいただきました。

昨今、高齢者が原因となる痛ましい事故というのが全国各地で相次いでおりまして、国では車への自動ブレーキ支援などを行っている状況ではございますけれども、一方で、やはり運転に不安を抱えて、免許を、今、返納されている方が年々ふえているような状況でございます。

そういった中で、市としては、こういった、こういった免許の返納をした方への支援をできるのかという部分で議論をさせていただきまして、市で今進めています100円バスをまず使って、無料交付券、回数券を1人50枚程度を配付いたしまして、高齢者の足を確保しようということで、まず、ことしから始めようということで、今回予算に計上した事業でございまして、先ほど前倒しという話もございましたけれども、一応、市では令和2年4月1日以降に免許証を自主返納した高齢者、65歳以上の方を対象とした事業となっております。

以上でございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。こういったものも取り組んでいく中で、将来的には、やっぱり、いろいろな声が上がってきたり、こういったところに、もっと工夫がされていくのかなと思うわけですが、その点どうお考えでしょうか。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

県内におきましても、同じような事業に取り組んでいるところが多数ございまして、その中には、やはりバスだけではなく、バスを最初始めたけれども、後々タクシーも併用するような自治体もございまして、本市としましても、まず4月1日以降、こういった制度を始めてみまして、利用者の状況というものを、こちらで調査させてもらいまして、今後、バスだけではなく、他の交通機関等にも反映できるような部分で、検討はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。



○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ほかの自治体もいろいろな取り組みしているようでございます。中には、アシスト自転車とか、そういったものに対しての助成だったりもしているところもございますし、いろいろでございますので、本市としても、いろいろなところを研究していただきながら、よりいいものになるようお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

それでは、次に行きます。実施計画の34ページ、LED防犯灯設置助成事業、令和2年度は2,400万円ということで、市民総務部長は、どの辺を言われるかというのがわかっていると思いますけれども、これは、平成29年度で1,400灯ぐらいで、平成30年度から3年間で2,000灯ということだったと思います。多分、今回の2,400万円は800灯ぐらいの、その部分の計上だと思いますけれども、この点、確認をいたします。あわせて、これまでの切りかえ灯数を教えていただきたい。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

ただいまLEDのご質疑をいただきました。委員がおっしゃるとおり、平成29年度に、平成30年度から5年間で当初2,000灯ということで目標として始めました。それで、平成29年度の計画策定時においては1,430灯のLED灯が市内にございましたけれども、今年度、令和元年度、今も募集は、若干かけているような状況にはございますけれども、きょう現在2,812灯ということで、計画当時の1,430灯のほぼ倍、大体1,400灯ぐらい、今ふえているような状況にございます。今年度で2年目ということで、来年の令和2年度に予算、今回800灯を上げてございますので、大体2,100灯から2,200灯ぐらいが更新されるということで、当初予定の2,000灯は達成するような状況にあるのかなということで考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。これ、一応、私も一般質問等で確認、質問はしておりますけれども、やっぱり町内会では4分の3、4万円で1万円の負担ということになっておりますけれども、この辺は、やっぱり行事の縮小なんかで負担にはなっているのは、确实というか、確かであります。

それで、この3,400灯、もう交換されるというときに、ここでリースとか、そういったことをいってもあれなんですけれども、答弁等では、まずは2,000灯を達成させてくれということ

で、その後考えるということで、答弁は何回も繰り返しされているわけですがけれども、もう3,400灯で、あと1,500灯で平等性をもった、そういった取り組みは何なのかということ常々思っているんですけれども、私は電気料の負担軽減ということで、2分の1をもう少し率を上げてという、そうすれば、不公平感はないのではないかとということでお話をしておりますが、この点2,000灯、あと3,400、あと2年ぐらいで目標達成するのかなということ考えておりますけれども、全てというか、そのような状態になった後でもいいので、やっぱり、その辺は、町内会の負担軽減のために、電気代だったり、何らかのそういったものを考えていただきたいなと思っておりますけれども、その点、お伺いをしたいと思います。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

施政方針でも、鎌田議員から同じようなご質問をいただきましたし、皆さんから、たびたび、このLEDに関しましては質問をお受けしております、2,000灯更新した暁には、次の段階のものをということで、たびたび答弁させてございます。

今、ご提案のありました電気代助成、2分の1、今現在、助成させてもらいますけれども、例えば、4分の3にするとか、そういった部分については、今後2,000灯を終了した後に考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 そのようになるように、何かお伺いをしたいなと、何か考えていただきたいなと思っております。とにかく、4万円で1万円負担といいますけれども、4万円で終わっていないんですね。5万円、6万円かかる場所もあれば、7万円かかる場所も、その地域の状況ではあるということですので、そうしたら何かできるか、市長の何ができるかということもしっかり見ていただきながら、何か努力をお願いしたいなと思っております。

それでは、次に行かせていただきます。資料No.10の28ページで、説明の中に防災備蓄事業ということで647万7,000円で書かれてありますけれども、ここで聞いていいのかどうか、災害対応の乳幼児の液体ミルクですね。備蓄に加えていただきたいということで、これも何回か質疑をさせていただいております。昨年の10月から国内生産も始まっております、各自治体で取り入れる自治体もかなり多くなってまいりました。今回、この液体ミルクの点は検討されているのかどうか、その点だけお伺いさせていただきます。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

先ほどの防災備蓄事業につきましては、そのとおり、防災の備蓄の金額でございまして、令和2年度につきましては、アルファ化米、お米と、あとは、備蓄水、あとは、粉ミルクということで、こういった金額を計上させていただいておりました。それで、小野委員を初め、たびたび液体ミルクについては、ご質問をいただいております、うちでも粉ミルクだけでは、やはり災害時には、すぐにきれいな水ができないとか、水を温められないとか、そういった部分も考えられますことから、今年度、令和2年度から粉ミルクと液体ミルクを併用した形での備蓄を進めていきたいというふうに、今現在、考えてございます。

よろしく申し上げます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。水やお湯を用意できない環境下でも、安心して栄養摂取ができるという、そういうものでありまして、以前ですと、賞味期限の問題で、備蓄をどうするかという話もございましたけれども、今は6カ月と1年ということで、紙パックが6カ月で、スチール缶が1年なのかなとは思っておりますけれども、かなり、ほかでも実際に使う、そういう状況になったときには、本当に、非常に助かったという、そういった声がありますので、まず、本市でも賞味期限云々というよりも、いざというときに役に立つか、助かるか、安心を持たれるかというか、そういった点からも、しっかりとその点を研究していただきながら、備蓄に加えていただくような、そういった取り組みをお願いしたいと思っておりますので、今の前向きな答弁でしたので、次に行かせていただきます。

では、資料No.10の106ページ、説明欄のロタウイルスワクチン接種委託料384万円についてお伺いをさせていただきます。

乳幼児の重い胃腸炎を引き起こすロタウイルス感染症を予防するワクチンにつきまして、厚生労働省では2020年、ことしの10月から定期接種化をさせると決めております。私も、一般質問などで質問させていただいている点と、または、保護者等から、この定期接種を求められる声が多かったということで、私も喜んでいるところでございます。そういった点からお伺いをしていきたいと思っております。

この1つ目に、定期接種化を受けて、本市では、どのように実施していかれるのか。まず、接種開始時期と接種対象者についてお伺いをいたします。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 ロタウイルスワクチンの予防接種についてのご質疑でしたので、お答えいたします。

こちらにつきましては、以前より、小野委員から、たびたび助成のご質疑を頂戴していたところでございます。本市では、定期接種化が令和元年10月2日に厚生労働省から定期接種化が決定し、令和2年10月1日から施行されるということの通知を受けたところでございます。そちらを受けまして、令和2年度の定期予防接種に予算を計上したところでございます。

こちらにつきまして、どのように実施をしていくのかということのご質疑ですけれども、まずは、令和2年10月1日から予防接種が開始されますので、それに先立ちまして、この予防接種が可能となるのが、令和2年8月1日以降に生まれた赤ちゃんから始めることができます。それは、このロタウイルスワクチンは、生後6週に至った日の翌日から経口、口からワクチンを接種することができるということで、令和2年8月1日以降に生まれた赤ちゃんから予診票を配付するということとなります。そして、この今申し上げました対象というのが生後6週以降なんですけれども、このロタウイルスワクチンにつきましては2種類ございます。これは、2回接種するもの、そして3回接種するものというものがございますけれども、こちらの2種類について、半々の赤ちゃんがどちらかを選択するものと想定をしての予算の計上となっております。

以上でございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。今、このロタワクチン2種類あるということで、6週から24週と、これが2回、あと生後6週から32週までに3回というようなことで、2種類あるということで、それは選択してもらうということで、今お答え願いました。これは、今まで任意接種でありますと、両方2回どちらかですけれども、合計して2万円から3万円という、そういった費用がかかっていたわけです。今回定期接種になって、原則は無料となっておりますが、そういった2種類、そういった何か負担がかかる部分はあるのか、それとも無料という、それ1本なのか、その点を確認させていただきます。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 定期予防接種でございますので、ほかの予防接種と同様に無料でお受けしていただくことができます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。このロタワクチン、本当に定期接種ということで、保護者からも求められたところが大変多くて、大変喜ばれている方も大勢いると思います。この点、市民への周知と啓発について、本市としてどのように行っていくのかお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 こちらが、令和2年10月から開始されるものですので、まずは、近くなりましたら、8月1日以降のお子様には予診票を送付することで、お知らせすることができますし、あとは、広報、そして本市で使用している母子手帳アプリによってお知らせすることもできます。また、新生児訪問などでもお知らせしていきたいと考えております。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。しっかりよろしくお願いをしておきます。

では、次に、資料No.10の106ページ説明の中と、実施計画では11ページに風しんワクチン等予防接種助成事業ということで、40万円ということで書かれておまして、下にも説明は書かれておりますけれども、風疹の追加対策ということで、その点についてお伺いをしたいと思います。

風疹の感染拡大を防ぐために、過去にワクチンの予防接種を受けておらない免疫力が低いとされる1962年から1979年生まれの男性への感染防止が重要となることで、2019年の昨年の4月から3年計画で、この抗体検査と予防接種が無料で受けられるクーポン券の配付が行われてきていると思います。本市でも、2019年度は40歳から47歳の方を対象にクーポン券の送付をされていると思います。ところが、このクーポン券の利用が進んでいないと、そういったことを聞いております。こういった点から何点か、お伺いをさせていただきます。

現在のクーポン券の利用状況と、抗体検査と予防接種について、現在把握している人数と割合について、お伺いをいたします。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 風疹の追加的対策についてのご質疑でした。資料No.10の106ページにありますけれども、こちら下から3段目に風しんワクチン等予防接種助成金というのがありますが、これは従来から行っている、妊娠を希望する女性、そしてその同居者等への助成なんです、さらに、その上の第12節委託料のロタウイルスワクチン接種委託料の上の段の予防接種等委託料、こちらが風疹の追加的対策の費用ということになっております。

委員のご質疑の、この追加的対策に対する利用が低いということでは、国からも通知が入っているところでございます。塩竈市におきましては、6月上旬に対象の40歳から47歳の方2,470名に対しまして、無料の抗体検査・予防接種が受けられるクーポン券を送付したところでございますが、これまで前倒しで、今年度対象外の方の希望がある方にも送付をいたしております、全体で2,515通のクーポン券を発行したところでございます。

12月までの数字が明らかになっていますので、そちらをお示しさせていただきますが、12月時点では合計で353名の方がご利用になっています。こちら、全体の発行数に対する抗体検査を受けた割合は14.0%でございます。また、予防接種を受けた方、この抗体検査を受けた中で抗体が低いという判断をされ、予防接種を受けたという方は63人ということになっておりまして、抗体検査に対する予防接種の接種率は17.8%となっております。ちなみに、国で出している11月までの抗体検査を受けた割合は16.13%という数字となっております。

以上です

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 この数字を見ると、全国を見ると高いほうだと思うんですけども、こういう状況であるということですね。これ、今後もクーポン券の有効期限を過ぎても、引き続き使用できるようにしていくという、そういったことも聞いておりますけれども、この今年度のクーポン券ですけれども、来年度以降も使用可能なのか、また紛失したという方もいると思うんですが、そういったときの再発行というのはどういったようになっているのかお伺いをいたします。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 クーポン券の有効期限についてお答えいたします。

国の指導によりますと、当該年度の期限ということで示された時期もあったんですけども、自治体判断でさらに延ばしても可能だということもございましたので、塩竈市としては、6月に送付したクーポン券の有効期限は、この3年間の時限措置でございましたので、2022年3月まで有効ということで記載をしております。ですので、今年度対象の方が今年度受けられなかったということであっても、この期間内は送付されたクーポン券を利用することが可能となっております。

それから、再発行についてでございます。こちら、時々、やはり手元に見当たらないというお問い合わせもございますので、そのときは再発行することも可能ですので、窓口にいらしていただく、あるいは、どうしても、それが難しいというときには、郵送という方法をとって対

応させていただいているという状況になっております。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この施策、3年間で段階的に実施していくということに聞いておりますけれども、来年度の対象年齢とクーポン券の送付時期、この点、教えていただきたいと思っております。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 こちらの風疹の追加的対策は、段階的に実施をするということで国から示されておりました。その原因といたしましては、非常に風疹がはやっていた時期の決定でございまして、都市部では、その抗体検査が集中する、あるいは予防接種が集中することでワクチン不足が発生するのではないかというおそれがあったために、3年間で段階的に行うという判断がなされたものです。

しかし、この抗体検査の受診率の低さなどを受けまして、自治体の希望によれば、来年度以降の方々にも前倒しで、3年目の方に対しても早めにクーポン券を送付することが可能だということが国から示されましたので、塩竈市といたしましては、2年目以降の対象者、48歳から57歳の方になりますけれども、全員に対しまして、この3月下旬にクーポン券を送りたいと考えているところでございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。48歳から57歳ということで、3月下旬ということでわかりました。

この受検率、これを引き上げる周知と啓発方法について、この点の最後の質疑にさせていただきますけれども、よろしく申し上げます。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 この受検率を引き上げる周知方法につきまして、塩竈市では、まず1月広報に、6月にクーポン券を送付した方で、まだ未受検の方に関しまして、受けてくださいというようなお願いの記事を掲載しております。また、個別にも風疹の抗体検査を受けていない方に対して、受検勧奨のお願いのはがきを送っております。また、3月の予定なんですけれども、市民健診の申込書を発送するというときに、その発送する世帯に対して全部チラシの折り込みをいたしまして、この風疹の抗体検査を受けましょうという呼びかけも行う予定としております。そのようにして皆様に広く知っていただいて、特にご家族などが、ご本人は働き世代でお忙しい方が多いですので、ご家族が気がついて連絡をよこしてくれるというケー

スも多いですので、そういったところも期待しているところでございます。

また、塩竈市での特定健診会場でも、抗体検査が受けられるということを今年度もいたしました。また、来年度も引き続き行う予定ですし、各職域におきましても風疹の抗体検査ができるようにするというような国の通知もございます。いろいろ国でも各職域へ、健診時に抗体検査を実施するなど、受けやすい環境整備を協力依頼ということで通知を出していたところでございますので、市としてもそのように皆様へお知らせしていきたいと考えておるところでございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ただいま、企業等にも呼びかけていくというお話がございましたけれども、企業等にも通知とかも、この点については行かれていますので、企業等にも強力に呼びかけていただいて、これは男性の患者数を抑するという、そういった取り組みで、患者数が女性の4倍にもなるということで、大変なこういったところを強力に今後推進をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、最後に資料No.8の「令和2年度施政方針および予算案説明要旨」の33ページ、新規事業でしおがま健幸ポイント事業ということでございます。これは、令和2年度は準備期間として取り組んでいくということで聞いておりますけれども、何点か、ちょっと確認というか、今の想定しているようなことがございましたら、答弁をお願いしたいと思っております。

それで、対象者の想定と、アプリケーションを使ったり、市が指定する歩数計を使うのか、そういったようなところがございますけれども、この点、想定として、考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 しおがま健幸ポイント事業について、ご説明いたします。

まず、委員がおっしゃるとおり、この令和2年度は準備期間として、どのように実施をしていくのかという制度設計のための期間として位置づけて考えております。ただ、その中でどういう方々を対象にしていくかというところでは、塩竈市の健康課題としては、働き盛りの世代の方が、なかなか健康に関心に行かないというところもございまして、働き盛り世代も含めた若い世代から健康意識を持ってもらうということも含めて、健幸ポイントを通してそういった健康意識の向上を図っていきたくと考えているところでございます。

そして、どのような機器を、歩数計とか使っていくかというところは、塩竈市としては余り



初年度から大きな費用をかけるということは考えてございませんけれども、モデルケースとして、市職員で、まずは試行していこうと考えているところですが、試行用の歩数計を購入いたしまして、それでA Iなどで歩数を読み取る、そして、そのデータを蓄積するということが実際できるのかどうか、実施可能なところまでできるのかどうかというようなところも、その中で検証していきたいと。また、あわせて「スマホアプリ」なんかも併用して、どちらのほうがりやすいのか、あとどちらが使いやすいのかなど、継続して活用が可能なのかなどといったことも検証していきたいと考えております。そういった中で、こういった事業、歩数計、スマホなどを使用して、実施可能なのかどうかを検証してまいりたいと考えているところでございます。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ほかで見ますと、対象年齢も20歳ぐらいからとか、40歳ぐらいからとか多々ありますので、余り高齢から始めても、やっぱり若いときからというか、働き盛りというか、そういったところも見ながら考えてほしいなと思っていました。

ポイントの活用はどのようにということを聞きたいんですが、民生常任委員会で健康マイレージ制度の部分でも行政視察してきて、静岡県の袋井市ですけれども、ちょっと変わったところが、保育園とか小学校にそのポイントを寄附できるという、そういったことをやっていたんですね。要するに、幼稚園とかに使って、これを何かに、生徒の、または幼児のというか、寄附できるというような、これもおもしろいなと思ったんです、どこでも見たことなかったなと思ったんですが、こういった点もしっかりと、このポイントの活用についても考えていただきたいと思っておりますけれども、この点について、何かございましたらお願いしたいと思っております。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 今年度も、先進地の視察なども行っておりますが、来年度も引き続き、先進地の視察など先進事例を研究しながら、まず、その利用者のやる気アップ、そして継続性ですとか満足度維持のために、また、そして、塩竈らしく効果的なインセンティブを考えていきたいと思っております。そのような保育所等への寄附ができるというポイントも、大変すばらしいアイデアかと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○西村委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。健康づくりで大事なものは、動機づけということでございますので、この事業がその一端となるよう、私も楽しみにしておりますので、取り組みのほう、よろしく

お願いを申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西村委員長 ただいま、末永政策課長より答弁の訂正の申し出がありました。これを許可します。末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 申しわけございません、最後にお時間をいただきます。

先ほど、マイナポイントの説明で重大な一つ間違いを答弁してしまいました。スマートフォンが必ず必要だという発言をしましたが、済みません、これは正確ではございません。例えば、大手鉄道旅客会社のカードですとか、コンビニエンスストアのカードとか、いわゆる「ＩＣカード」、ＩＣチップが入っているカードでチャージ機能がついているカードであれば、それをもってポイントが付与されることができます。繰り返しになりますが、スマートフォンは必ずしも必要はないというところを訂正させてください。申しわけございませんでした。

○西村委員長 ありがとうございます。

では、お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、３月２日午前１０時より再開し、審査区分１、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦勞さまでした。

午後５時０５分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第２９条第１項の規定によりここに署名する。

令和２年２月２８日

令和２年度予算特別委員会委員長 西村 勝 男

令和２年度予算特別委員会副委員長 小 高 洋



令和2年3月2日（月曜日）

令和2年度予算特別委員会

（第3日目）



令和2年度予算特別委員会第3日目

令和2年3月2日（月曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	香取嗣雄委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊勢由典委員	小高洋委員
辻畑めぐみ委員	曾我ミヨ委員
土見大介委員	志賀勝利委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	市民総務部長	小山浩幸
市民総務部 政策調整監	荒井敏明	健康福祉部長	阿部徳和
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長	佐藤達也
市民総務部次長 兼総務課長	川村淳	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人
産業環境部次長 兼環境課長	木村雅之	建設部次長 兼都市計画課長	鈴木康則
市民総務部 危機管理監	佐々木誠	会計管理者 兼会計課長	菊池有司
市民総務部 政策課長	末永量太	市民総務部 財政課長	相澤和広
市民総務部 税務課長	木皿重之	市民総務部 市民安全課長	尾形友規

健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美	健康福祉部 長寿社会課長	志野英朗
健康福祉部 健康推進課長	櫻下真子	健康福祉部 保険年金課長	長峯清文
産業環境部 水産振興課長	草野弘一	産業環境部 商工港湾課長	高橋数馬
産業環境部 観光交流課長	吉岡一浩	産業環境部 浦戸振興課長	村上昭弘
建設部 定住促進課長	星和彦	建設部 土木課長	星潤一
建設部 下水道課長	関陽一	建設部 復興推進課長	鈴木良夫
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	伊藤勲	教育委員会 教育長	高橋睦麿
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会 教育部次長	本田幹枝
教育委員会教育部 教育総務課長	佐藤聡志	教育委員会教育部 学校教育課長	遠山勝治
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史	教育委員会教育部 市民交流センター館長	井上靖浩
選挙管理委員会 事務局長	伊東英二	監査委員	福田文弘
監査事務局長	鈴木宏徳		

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

午前10時00分 開議

○西村委員長 おはようございます。

ただいまから令和2年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、2月28日の会議に引き続き、審査区分1、一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部(か)委員 予算特別委員会3日目ということで、質疑をさせていただきます。

初めに、ちょっと予算に関係あるかと思えますけれども、冒頭、一つお尋ねをしたいと思えます。

2月29日に仙台市において、新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、本市におかれましても、市長を初め、教育長、職員の皆様には、さまざまな観点から対応策を打っていただきましたことを感謝申し上げます。「備えあれば憂いなし」の言葉がありますけれども、ウイルス対策というのは、目に見えないものと対峙しなければなりません。私たちも情報を共有しながら、細心の注意を払ってまいりたいと思えます。

そこで、一つお尋ねをいたします。

3月2日、きょうから学校が全校休校ということになりますけれども、気になるのが、学校給食の件なんです。実は、大体3月、春休みまでの、恐らく学校給食メニューもできていますし、恐らく業者さんとの話し合いも、材料の仕入れとか一切なさっていると思うんですが、この件は、どのように対応なさるのか、お聞きしたいと思えます。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 お答えします。

給食の関係でございますが、早速、臨時休校に伴いまして、業者には連絡をとりまして、給食の停止と、あと、今、給食停止に伴いまして、保護者の皆様には、返金、もしくは給食費相当額の次年度への繰り越し、返金となりますと、直接お渡ししなきゃいけないということもございまして、そういうのを子細を詰めまして、今、調整中でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

実は、いろんなところで、この給食の関係が出てきておりまして、私も、きのう、いろいろ



調べてみたんですけれども、牛乳、ある程度1,000本とか、大変な数で、あるところでは、子供たちに出す納豆が大変な在庫になってしまって、そのお店の方は、自分のところに買いに来たお客様にサービスしますと、その学校給食の、これは子供たちが食べている納豆なんですよということで、サービスをするということにしたらしいんですけれども、そうしたら、物すごい売れ行きで、あっという間になくなったというような話も、きのう、聞こえてまいりました。

それから、ある市では、牛乳、納豆とかですけれども、野菜、これも、業者さんも、大変な、やっぱり手配しているわけですので、食品ロスにはさせられないということで、地域の方に販売するという方法も何かとるような情報が入ってきておりますので、ちょっとその辺、気になりました。

ぜひ、これからの対応策をよろしくお願ひしたいと思います。地域としても、いろいろ協力したいと思っている方もいらっしゃると思いますので、よい改善策を、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、本題に入ります。

新たなスタートの年、塩竈の創造に向けてスタートを切りました。ことしの予算の柱になっているのが、子育て、教育分野に総力を挙げて取り組みますということ。それから、復興の完遂を目指します。それから、重点課題解決に向けての取り組みということで、しっかりと柱を立てて進めるということで、皆さんによろしくお願ひしたいと思います。

予算規模ですけれども、一般会計の規模は231億2,000万円ということで、昨年よりも10.2%減ということです。それから、一般会計と特別会計の規模が357億7,080万2,000円ということで、これも昨年度より22.1%減ということですが、これも当然、復興、いよいよ最終ということで、もうほとんどの工事が完了ということですので、もう既に、もとの塩竈市の本来の財政規模に戻ってきているというふうに受け取っていいかもしれません。

それで、お尋ねをしたいと思います。

一番初めに、資料No.10の5ページ、6ページにあります、地方消費税交付金というのがございます。これは、次の7ページ、8ページをちょっとごらんになっていただきたいのですが、この交付金は、消費税とともに国に申告納付することによって、その税収の2分の1を市町村に交付されるということで、いろんな事業に充てられるということでよろしいのでしょうか、解釈としては。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 地方消費税交付金につきましては、昨年度、10%の引き上げが行われましたが、その1つにつきましては、子育て、幼児教育・保育の無償化の財源ということで、一定程度あります。

それから、3%から、これまで順次引き上げがされておりますが、その引き上げ分につきましては、福祉関係、社会保障の一体改革ということで、福祉分野にその増分につきましては充当するというふうなことで、予算書にはこういった記載をさせていただいているということでございますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 その中に、藤倉児童館及び放課後児童クラブ指定管理者運営費として、今年度は4,244万5,000円という予算がそこに計上されております。

まず、現時点での利用児童の数というのは、3月あるいは新年度、何名ぐらいいらっしゃいますか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブの現在の利用状況ということでお尋ねをいただきました。

3月で約350名程度の利用があります。ただし、新年度につきましては、今、利用調整を、2月の段階で入所決定はしておりますが、今現在も利用調整をしている段階ということになります。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

それで、資料No.10の94ページ、お開きいただきたいと思います。

ここに、児童クラブの運営費として1億3,000万円という予算がついております。これは、昨年度から1,000万円ふえているんですけども、このふえた理由というのをお聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 令和2年度から、指定管理者が2期目を迎えます。今まで3年間の指定期間でした、それが終了しまして、次は5年間の指定管理の期間となりますが、それを契機としまして、放課後児童クラブの開所時間を少し拡充しております。その部分ですとか、それから、児童館につきましても、時間についての拡充、土曜日の拡充等しております

ので、その分について指定管理料が少しふえているという状況になっております。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

それで、保護者の方から幾らかはいただいておりますね。今現在、塩竈市ではどのぐらいいただいていますか。それから、延長になったときには、また少しオーバーになるかと思うんですが、その辺、おわかりでしたらお知らせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 仲よしクラブの利用料につきましては、月額3,000円となっております。また、延長利用料につきましては1,000円ということですが、時間が拡充いたしましても、利用料について値上げをする予定はございません。また、この利用料につきましては、市の歳入ではなくて、指定管理者が受け取るという内容になっております。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 私自身、やっぱりこの金額が1億3,000万円というのは、非常に大きなお金であると。この350人の子供たちに係る費用としての割合は、ちょっとやっぱり大きいなというふうには感じていたんですが、実は、ちょっと驚いているんですが、多賀城市さん、委託しているんです。これは、ちょっとお聞きしたんですけれども、市内6校です。県の補助金で賄っていますとおっしゃっていました。塩竈市は、今、私は、これは国の交付金のような形で来ていますけれども、県からの補助金というものはあるんですか、これに関して。お聞きしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブの運営に関しましては、国と県と補助金をいただいております。ただし、上限額というのが決まっております。それについて、補助に対する上限額がありまして、国3分の1、県3分の1、市3分の1を負担するというようになっておりますが、塩竈市の場合は、支援員、職員を手厚く配置するというので、補助金以上の指定管理料ということにはなっている状況になっております。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 大変、ちょっと私もびっくりしたんですけれども、多賀城市さんの場合、ちょっと例にとりまして、ほかのことは、よくわからないんですけれども、県の補助金で賄っていますということで、どのくらいかかっていますかって言いましたら、855万2,000円という

数字が出てきたんです。市からは一銭も出していませんというお話だったんですが、この辺は、しっかりと、ちょっと、もう少し私もお聞きしたり、いろいろしなきゃいけないんですが、余りの違いがあるので、この辺のところは、今後、一つの課題かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

資料No.10の112ページです。

このところで、ちょうど右側のほうに、事業内訳というのと、廃棄物適正処理推進費という、1億7,970万円ということで、リサイクル推進費というのが7,404万1,000円ということで出ているんですが、これが、昨年の予算づけを見ますと、ちょうど、昨年は、適正処理費というのが7,361万3,000円ということ。それから、リサイクル推進費というのが1億4,660万3,000円と出ているんですが、これ何か、ちょっと逆になっている感じの予算づけになっていますけれども、これはこれでよろしいんでしょうか、お尋ねします。

○西村委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 今回、廃棄物減量化推進事業費、それから、リサイクル推進費の予算額の関係で、昨年と大分金額が変わっているというような内容でございますが、じんかい収集、生活ごみの収集運搬業務委託、この部分については、可燃物と不燃物、それから、資源物の収集が含まれております。

昨年度につきましては、その資源物の収集の分については、リサイクル推進費で見ていたというような形なんですけれども、今回、じんかい収集ということで、廃棄物のじんかい収集のほうに予算を、その資源物の部分についても含めさせていただいたということで、この辺の金額の割り振りが変わったということでございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。何か、ちょっと入れかわったような数字だったものですから、ちょっと理解ができませんでした。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、資料No.17をお開きいただきたいと思います。

資料No.17の7ページ、ここの52番、青山学院大学連携事業ということが、別事業へ移行というふうになっております。これは、どの事業に移行しているのかお知らせいただきたいと思ひます。

○西村委員長 阿部教育部長。

○阿部教育委員会教育部長 青山学院大学のボランティアの事業なんですけれども、新年度につきましては、学院から、復興事業も落ちついて、特に、その活動の内容がなくなったということで、新年度からは参加を見合わせたいというふうな返事がありましたので、こういった内容になっております。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 非常に残念だというふうに思います。学生さんからは、ことしも来たいような、ちょっと連絡は受けております。私も、菅原委員と一緒に、いろいろお世話をしてきましたので、その辺ではちょっと残念だと思っています。これ何とか、これまで震災復興、本当に震災以降、非常に学生さんたちがこのまちに貢献してくださったということですので、切ってほしくないんです。今までのつながりを切ってほしくないです、ここで。

なぜかといいますと、市長のお言葉にもありましたけれども、関係交流、関係人口というものに大きく貢献しているのが、この学生さんたちなんです。学生の時代に、非常に、都会とは、全然、別な島暮らしを、島の方たちと一緒に話し、そして、食事をし、寝て、手伝ってという、本当にまるっきり違った経験をして、皆さん、帰るときは、「第二のふるさとです、塩竈にまた来ます」とおっしゃっていました。その現役の生徒さんが来ることによって、実は、先輩の方たちが塩竈にいらっしゃるんです、顔を見に。会社の休みを利用して。非常に、本当に交流人口というか、その内容というのは、非常に濃いものがあります。子供たちに貢献してくれている。そして、自炊もして、地域の産物を買ってきて、仲卸市場に行って、海鮮丼をみんなで食べたりとか。さまざまな、そして、卸売市場でも、皆さんが、「ああ、ことしも青山学院大学の生徒さん来てくれたのね。」と言って、海鮮丼を、「済みません、こういうものを欲しいです。」と言うと、「いいから、いいから」ということで、学生さんたちにサービスしてくださったり、非常に温かい交流が育ち上がってきています。

これを、ぜひ、切らないでください。ぜひ、こちらからお願いして、何とか交流が続けられるような努力をしていただきたいんです。そういったことの熱意というのは、きっと伝わると思いますし、学生さんたちも、希望者の方たちは、豊かな生徒さんだけではありません。やっぱり、お小遣いで来るので、夜間バスを使って、男の子さんたちなんか来ています。だから、そういう思いが、やっぱり、もっともっと私たちも受けとめ、そして、これからもつなげていって、島の方たち、毎年待っています、学生さんたち来るのを。ぜひ、ぜひ、その努力をしていただきたいとお願いしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に……（「答弁」の声あり）よろしくお願いします。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 青山学院大学のボランティアの件について、政策課でも関係しておりますので、私から答弁させていただきます。

委員、ご承知のとおり、青山学院大学、塩竈市ともう長くつき合いがございまして、大きく2つ、1つが、浦戸を中心としたところでのボランティア活動の支援、あともう一つが、先ほど教育委員会のほうで答弁しました学習支援の2つございます。

まず、前段申し上げますのが、青山学院大学とのボランティア関係、これで一切、縁が切れたというわけではないです。実は、昨年、青山学院大学側にもともとあったボランティアサークル自体が実はなくなってしまって、学院そのものが、希望する学生さん、ぜひ、どうですかという声かけをして、去年、あのような形でメンバーの方、やはり変わらずいらっしゃったというような経過がございます。恐らく、ボランティアサークルは、また復活することは多分ないと思うんですけれども、なお、今年度以降についても、大学で募集をかけて、何らかの形で塩竈市と今後もかかわり続けていくというのは変わらないというふうに考えております。今おっしゃられましたように生徒さんたちともちょっと話しした中では、来年も来るよなんて、本当に笑顔で帰って行ってくださったので、ぜひ、この関係については続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。ことしも楽しみに、私も待っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、同じく資料の、43のところでも市道整備事業という、これも別事業へ移行ということで出ております。これは、資料No.14に移行してある市道整備のほうかなというふうに思うんですけれども、この点に移動しているのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

こちらの市道整備事業、社会資本整備総合交付金事業の3,000万円でございますけれども、こちらにつきましては、資料No.14の53ページ、こちらの①の市道整備事業ということで、（公共施設等適正管理推進事業）ということで、こちらの起債事業に振りかえて、同じ、新浜町泉沢線の補修工事を行うというような形で、補助事業からこちらの起債事業に振りかえたという

内容でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

市道整備事業、あるいは私道という、私、いつも思うんですけれども、土木の、この点には予算をくださいと申し上げたいと思います。といいますのは、市民生活の中で一番の要望、悩ませている課題が多いのは道路の問題です。非常に高齢化が進んでまいりまして、毎日の生活の中で道路に関してのことというのは、非常に市民の皆さん、ストレスになっている。毎日歩く、毎日同じ場所が気になる。道路の小さな段差でも、非常に危険が伴うということで、道路行政というのは本当に大事なことで、私たちの生活の中で切っても切れない。そしてまた、私道の悩みもございます。私道になると予算がなかなかつかない。高齢化して、とても、みんなで出し合うなどということは、もうとてもとてもできない状況の中で、年金暮らしの中では難しいと、何とかしてほしいという声は切実であります。

市民の皆さんの安全安心を考えますと、やはり暮らしやすさというのはどこからくるのか。玄関一歩出たら、やっぱり足元危なくないように、皆さんが歩け歩けをしていただくという、そういった、やっぱり政策が大事なんだろう、まず第一だというふうに思っております。ぜひ、道路予算に対しては、もうちょっと柔軟につけていただきたいというのが私からのお願いでございます。というのは、私、まだ議員になる前に、七ヶ浜町を訪れたときに、七ヶ浜の狭い海岸線から入って、住宅地入って、非常に昔ながらの道路ですから、生活道路です。でも、七ヶ浜さんのは全部舗装してあるんです。そのとき、私が、一塩竈の市民として感じたことは、行き届いているなど。ここの行政は行き届いているなというふうに感じました。どんな小さなところでも全部舗装してありました、住宅の中は。そういった、やはりきめ細やかなものが、今、求められてきているということをしっかり踏まえた上で、これからもやっていただきたいと。どうぞ、道路に予算をもっとつけていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、同じく、資料No.17の9ページです。9ページの各種基金の残高の推移、これ、資料出していただきました。その中で、ちょっとお尋ねしたいのは、下にあります、米印になっていますけれども、庁舎建設基金とミナト塩竈まちづくり基金、括弧内は一般会計の長期貸付中の金額を除いた額ですと書いてありますけれども、この長期貸し付け、これはなかなか戻ってこない金額になっておりますでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、ご質疑のあったこちらの2つの基金につきましては、おっしゃっていただいたように、当時、一般会計の中で、借りたお金で、それを随時、毎年返還させていただいて、現在の残高がこういった推移で進んでいるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。ずっと長期ですので、長く借り入れになっているのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

それでは、今度は資料No.16、お願いいたします。7ページであります。

前段でも出ましたけれども、塩竈市の小中学校の空調整備事業ということで、プロポーザル方式で、業者さん、決まっているようですが、熱源についての調査もなさったと思うんです。私たちが議会ですので。初期投資というのは、ガスが一番安いということは私も知っておりました。ガスや石油やいろんなこと。ところが、割とガスというのは、長期のコストはかかるということも聞いておりました。

そこで、地域の方からことしに入りまして耳に入ったのが、学校の空調が、どうもプロパンガスを使うらしいというような話がちょっと出まして、ちょっと市民の方が驚いているんです。このエアコンに何でプロパンガスなんだみたいな感じで、ちょっと疑問に思って私に問い合わせたんだと思うんですけれども、きのう、お聞きしましたら、島は電気と。それから、ガスですけれども、プロパンを使用ということがちょっと出たような気がしたんです。熱源というのは、今、3種類になっておりますか、お聞きいたします。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 お答えいたします。

先ほど、委員のおっしゃるとおり、熱源については3種類になっておりまして、まずは、コスト的に安い都市ガスを中心に考えておりまして、そのコスト比較。あと、イニシャルコストと比較しますと、どうしてもキュービクルの必要な電気方式等は高くなってしまう側面もございますので、まず、都市ガス方式と。あとは、都市ガスが通っていない部分についてはプロパンガスで整備をしまして、あと、浦戸のみ電気方式という形で進めさせていただいております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 プロパンガスというのは安全ですか。大丈夫ですか。学校施設の中でプロパンを大量に使うということは、大丈夫ですか。



○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 安全管理も含めて、委託の中で、そういったことのないように委託をしておりますので、そちらについては、当然ながら、きちんとした施工がなされているものと考えております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

それで、いろいろと工事の都合で変更になった部分もあるのかと思うんですが、この工事変更後の金額というのは非常に大きくて、1億3,800万円追加になっていると思うんです。これ、ちょっと足してみたんですけれども。それで、落札率100%でこれだけの追加額があるということは、100%超えているということになりますか。教えてください。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 まず、普通教室分について、価格提案も含めてプロポーザル方式を行いましたので、先日お話ししましたとおり、100%に近いという形になりますが、その後、変更契約につきましては、その当初契約を基本としながら、空調、音楽室ですとか、図書室ですとか、そういった整備に関する費用を、普通教室ベースを基本につくりながら、変更契約を業者と協議して行ったというところでございますので、当初の100%超えたということではなくて、変更契約はその後、また別途、変更で契約したということでございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 なかなか理解ができない部分がちょっとあるんですが、この入札に関してはいろいろとあるかと思えますけれども、しっかりとその辺はやっていただきたい。つまり、この金額というのは、相当に大きな額だということなんです。当初からやっぱり設計というものをしっかりやっていただいて、そして、入札なり、何なりをやるということが大事なので、始めてから変更、変更ということは、ちょっとあり得ないことなので、その辺の設計変更というのを重要と考えていただければと思います。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 大変失礼いたしました。説明がちょっと複雑な話になってしまったんですが、国の空調に関する交付金については、当初、普通教室を整備する分でまいりました。ですので、プロポーザル方式も含めて、議会に承認いただきましたのは、普通教室の部分、当初、認められましたので、そこで先行して動いておりました。その後、3月末に

特別教室の追加分をご了承いただいたところでしたので、その特別教室分が変更で入ったということで、変更という中身と、二段階で国の交付金が来たという中身でございます。済みません。説明不足で恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料No.14をお開きいただきたいと思います。63ページです。

文化財の標識を設置するという事業が、ここに出てまいりました。ありがとうございます。文化財保護委員とか、いろいろやっていたけれども、この寒風沢、非常に大事なところがあります。歴史が詰まっているところでもあります。これから、もう少し、島のもっともっと知られざるところをやっぱり発掘していただいて、島めぐりに、もっともっと深みのあるものを追加してやっていただければというふうに思いますけれども、その辺の何かありましたら教えていただきたいと思います。

○西村委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 ふるさと文化財標識等設置事業ということで、2カ所、ことし用意させていただきます。ただ、これから、事務的なちよっと整理なんです、令和2年から9年の8年間の間に大体21カ所、これは、実施計画に書いてあるんですが、流出したものとか、損壊したもの、倒壊したものを中心にやらせていただいて、それをやっていながら、必要なものについては随時、また内部で協議しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 今、島の方たち高齢化しております。昔を知っている方たちがだんだんいなくなってしまうという部分もあります。ぜひ、島のいろんな話を聞き取りをいただいて、私たちが知らない部分、あるいは、もっともっと知らなきゃならない部分がありましたら、ぜひ、残していつていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、同じく、資料No.14の64ページ、ダンスクラブ応援事業、本当にこれすばらしい試みに予算がついた。小さな予算ですけども、一つの若い方たちが、この塩竈市で元気に活動してもらうための予算かなと思って、大変うれしく思いました。公共施設を若い方たちに使用していただくきっかけになればというふうに思います。この辺のことで、何かあればお知らせください。

○西村委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 このことにつきましては、市長の9月の施政方針の中で、公共施設の有効活用の一環としてということでの整理で、新年度予算に入れさせていただきました。公共施設といえ、一番、結構大きいのが公民館、生涯学習センターであるエスプ等々なんです、そういった空き教室をまずこういったものに活用させて、特に、若い人たちの表現のできる場ということで整理させていただきましたので、ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

ただ、エスプの中でやっていると、ほとんどの人が知らないんです。発表会があっても、その関係者の方は集まるんでしょうけれども、なかなか地域の方が集まるということがないので、ひとつ、年1回ぐらい外に出させていただいて、ストリートダンスフェスティバルでも、塩竈で若い方たちの、仙台からも、たくさん県内からお呼びして、そういったフェスティバルをやるのもいいんじゃないのかなというふうにほう、盛り上がってくるかと思うんですが、お考えがあればお聞かせください。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 説明不足があらうかと思うので、私からご説明させていただければと思います。

きっかけは、塩釜高校の生徒さん方と懇談をさせていただいたときに、ダンス部の皆様方が80名いらっしゃる。全国大会にも出ていらっしゃる。初めてお聞きをして、そういった応援ができないかというだけではなくて、社交ダンスの皆様方とか、例えば、空手とか、武道に携わる皆様方が、演武とか練習するときにも使えるような可動式の鏡を導入させていただこうと。それで、大変ありがたいことに、塩釜高校の生徒会の皆様方からは、もし、そういった形で、いろんな形で私たちのことを考えていただきながらやっていただいている。私たちも、市に対していろんな奉仕をさせていただきたいということもお申し出をいただきましたし、公民館のホールの利活用ということも含めて、若い人にどんどん使っていただきたい。

または、ガマロック等で平間さん、ATSUSHIさん、大変皆さんにお世話になっておりますが、ATSUSHIさんとダンスのときにお話しさせていただいたときも、こういった若者の拠点になるような取り組みは、ぜひ、お願ひしたい。ただ、その一方で、過保護になるようなやり方は、若い人たちのハングリー精神も養うことも重要だから、余りやり過ぎてはいけませんというご

指導もいただいたところでございます。

こういった1つの事例をきっかけに、地域の方々が、市に対してさまざまな、そういったお気持ちをあらわしていただく、または、ダンスという一つのくくりの中で、塩竈市には、例えば、ダンスのメッカになるとか、社交ダンスの皆様方も、じゃあ、そういうのがあるんだったら、一回でも多く公民館を使っていただけるように練習しに行こうとか、そういうきっかけになっていただければいいなというふうな形でご提案をさせていただいているところでございます。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。本当に若い方が活動なさるといのは、とても楽しみでございます。そして、新たなイベントとして、北浜緑地帯公園なんかもありますので、ああいうところで若い方のそういった姿も拝見したいなど、外に出て、思いっきり飛んで跳ねてということで、まちに活気が生まれればいいというふうに思っておりますので、今後の成り行きを楽しみに拝見していきたいというふうに思いますし、また、応援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、同じく、次のページです。

スポーツ全国大会等出場褒賞金交付事業についてですけれども、本当にありがとうございます。こういったところに予算をつけていただきました。塩竈市でも、全国に行って、例えば、優勝、準優勝、3位とか、1位、2位、3位とかに入らなくても、この全国大会まで行く、あるいは、東北大会まで出るまでは、大変な努力を重ね、学校の先生方もそうですけれども、あらゆる団体の方たちも大変な努力を重ねてそこまで行くわけです。例えば、県外に出たときに、やはり塩竈という名前を背負って出ていく子供たちの姿を見たときに、何か応援できないだろうか。親御さんたちはほとんどついていきます。どんな事情があっても、子供たちの姿を見ようと思ってついていくわけですが、これは大変な負担も大きいわけです。そして、遠征となると、親御さんが毎回車で送り迎えをしている姿もたくさん私も見ております。こういった子供たちに援助というか、支援をしてあげるといことは、すごく精神的な面で励みになることですので、この制度をつくっていただいたのは本当にありがたいと思います。今後ともに、よろしく願いしたいと思います。子供たちのスポーツを通じての育成のための一助になるかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○西村委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 おはようございます。

私から、質疑をさせていただきます。

今回の、私、令和元年度の130万円以上の随意契約について、契約書と仕様書という形で資料請求させていただきましたところ、私の感覚では1,000ページくらいかなというふうに思っていました、その2.5倍の2,400ページという膨大な資料になりまして、この資料を持っているの、ちょっと私だけなものですから、あと、議会事務局に置いてあったんですけれども、ちょっと、今回、ここから、せつかく出していただいていますので、ここからまた質疑をちょっとさせていただきたいと思っておりますけれども、ほかの委員にはちょっと手元に資料がなくて、何を聞いているのかわからないかもしれませんけれども、ちょっとご容赦いただいて、質疑させていただきたいと思っております。

まず、資料の、これずっと見ましたところ、前に出していたこの重点分野なんかと比べると、仕様書が大分さま変わりしてきているなというふうに感じました。何かといいますと、全てに共通仕様書というものが添付されていて、そのほかに案件ごとの特別仕様を記載しているという形のものが、今回、出てきたわけなんですけれども、この共通仕様書と個別の仕様書の様式というのは、以前からあったものなのか、ここに来てこういったふうな模様がえをしたのか、お聞きしたいと思います。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 済みません、今、委員がおっしゃったとおりでございますが、ちょっと、いつからというのを確認してからお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 いつからって、質疑の内容がわかんないからいつからなんですか。それとも、わかっている、いつからかわかんないんですか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 ちょっと、いつから今の形態の、言っていた共通仕様書、それから特記仕様書、それから個別の仕様書という形でやったかというご質疑だったかと思うんですけれども、そのいつかというのを、ちょっと、今、特定できなかったものですから、確認をしてお答えさせていただきたいということでした。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 震災後の重点分野雇用対策事業では、私、さんざんこの資料も要求して、そのときは、契約書と、それから仕様書とだけあって、その仕様書の中には細かいこと何も書いていない。同じ仕様書で全部運用している。支払いの条件も書いていない。今回の仕様書にも、支払いの条件っていうのは書いていないわけです。

だから、結局、随意契約の場合、特に、人を雇用して委託する場合、その人員というのは移動する不確定要素になるわけですから、そういったところを契約する場合に、やはり、人員が減ったら減ったなりの変動する契約に、変動をすればしますよとうたった契約内容にしておかないといけないのかなというふうには感じるわけですがけれども、この議会で何度も言っていますけれども、裁判の中で、結局、住民監査請求いたしました。そうしたら、その監査の却下理由の中には、全ての領収書をちゃんと請求して、間違いなく、これは概算契約であるというふうにうたっているのに、裁判では、確定契約であるというふうな当局からの答弁で、それが通って、私の敗訴という形になったわけですがけれども、それはそれで別にどうこういうものではないんですが、契約するときに、我々は審査をするときに、明らかに、これは概算払い契約だねという思いで審査をするんです。ところが、都合悪くなると確定契約に変わっていくというような形で、果たしていいのだろうか。

ですから、今回も全部見させていただいたんですけれども、そういうところの、こういう業務は、将来的にちょっと変更のある可能性があるよねと思われるところも、主にピックアップしましたけれども、全てそういうところで、契約内容についての細かいところを書いていない。例えば、1,286ページのふれあいサポートセンター運營業務というのがあるわけです。これは、相談員と、1,299ページには、センター長と生活支援相談員1名となって、合計3名の費用だということで書いてあるわけですがけれども、生活相談員だって、確実に2名雇えるか、雇えないか。以前に、小林課長からの、二、三年前ですか、途中で人員が必要なくなったんで、契約変更して1名減らしましたと。その減らした分の減額予算修正が出てきたことがあったわけですがけれども、結局、そういうものの前提に、多分、漠然と契約をしているんじゃないかなと。これは、結局、そのときに、私もこの場で聞いたけれども、確定契約ですか、概算契約ですかと聞いたときは、課長ご自身が、その契約の中身について認識されていなかったというように私は受け取ったわけです。きょとんとしていたんで。

だから、結局、そういうものが、ただ何も確認することなく、ただずっと流れて行って、何

かのときに都合悪くなると確定契約だとかって言い始められてしまうと、議会でその予算を議論するときにはちゃんとした議論ができないのではないかなというふうにならざるを得ないから、今回また、こういうものを出してもらったわけですが、こういった、ある意味、一つ進化したのかなとは思いますが、その契約の、実際の契約の、概算契約なのか、概算といたら概算払いですよね。最終的に完了検査したときに、人員なんか、予定人員が雇えなければ、当然、その分減額するということになるかと思いますが、そういったものが、重点分野の場合はあったにもかかわらず、確定契約だから、全額契約した金額だから払っていいんだということになって、そういう市の意見が、市長が裁判では認められて通ってしまったということは、私的には、非常に残念なことなんですけれども、ただ、果たして、いつまでそういうことを続けていいんだらうかという思いが非常にあります。

そこで、やはり誰が見ても、確定払い、確定契約、概算契約ということがわかるような、そういった将来的な変更が生ずるものについては、きちんと仕様書の中にうたっていくべきではないのかなと。例えば、この今回のふれあいサポートセンターの予算です。課長ご自身としては、そういった将来的に変更がないものであるのか。それとも、そういったものを含めての契約なのか。ちょっとお答えいただきたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、ふれあいサポートセンターの委託契約でございますが、あくまでも、私自身としては、確定契約というふうに考えております。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 確定契約として捉えていますね。（「はい」の声あり）そうすると、例えば、2名の相談員のうち1名がやめました。すぐ補充できませんでしたと。そのまま1名欠員のままだもお金は全部払うということですね。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 契約時は確定契約でございますが、私たちが設計上、3名必要だということで、あくまでも設定しているところでございますが、先ほど言ったように、2名しか集まらない場合は、もちろん、相手方の業者から、2名しか集まらないだけどもというご相談いただいて、場合によっては、募集しても集まらない場合は変更契約という形になるかと思いますが、以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 場合によっては、募集しても集まらない場合は、何ておっしゃったんです、今。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 募集して、私たちが設計する3名という形に満たさない場合は、変更契約ということをご相談していきながら行っていくという考えでございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 変更するという事は、確定契約じゃないでしょう。確定契約なんですか。だから、そういうことがあるわけですよ。それで、概算払いだと言って、国からの指示で概算払いしなさいよって言うのに、塩竈市は確定契約しているというような論法も出てきたわけです。だから、そのところを確認したいんです。

それと、だから今、課長の、確定契約だけれども変更すると。そうすると、どこまでもそれは、感覚としては、市役所の中には概算払い契約というのは存在しないんですか。それとも、存在するんでしょうか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 特に、概算払い契約ということで契約書を取り交わしているということではございません。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。

それで、例えば、今回の中で、藤倉児童館及び放課後児童クラブ、これは資料No.8の施政方針の中に、33ページです。ここに、上から8行目に1億3,000万円の経費が計上されております。前年度は1億2,600万円ということで。つい最近、ここの指定管理者が人員を募集しておりました。そうすると、予定どおり集まらなかった場合、もうこの1億3,000万円で例えば契約して、人が集まりませんでしたとなったときに、やっぱり確定契約だからって全額払うんですか。それとも、ちゃんと減額する。当然、そのときには、雇われた方々が勤務状態をきちんと、市で逐一報告されるシステムになっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 児童館及び放課後児童クラブについての指定管理についてのご質問ですが、毎月、月初めに定例会を指定管理者と行っております。その中で、前月の職員



の配置状況を示してもらいまして、きちんと職員が配置されているかということを確認したり、その月のシフト表を示していただいております、今のところ、職員が足りていないという状況にはありませんので、職員が足りないからといって指定管理料を減額するとか、そういったことの対応はございませんでした。

今後、職員の数足りないという場合は、そういう事態になりましたら、その指定管理料を全額払うということについて、指定管理者と協議をしながら、場合によっては変更契約が出てくるものかなということを思っております。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 チェックをしたというお話でしたけれども、そのチェックする書類、例えば、賃金台帳をチェックしているのかとか、勤務状態をちゃんとチェックしているのかとか、例えば、当然、有給休暇はありますね。有給休暇じゃなく欠勤していると。欠勤すると、その欠勤した方はその分賃金引かれるわけですね。ところが、そういうものが、逐一、市の支払いに反映されていっているのか、そこまではやっていないですよというのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 賃金台帳については、こちらのほうでは特に確認はしておりません。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 事業を委託する際に、やっぱり人件費というものをよく考え、考慮して、お金を払っているわけですから、きちんと市の人件費が負担しているものに対して、それを使っていない、ちゃんと果たしていない場合は、やはり減額を求めるとか。これは税金ですから。だから、やっぱりそういうところを、きちんきちんと管理していただけるような仕組みにしていけないかなというふうに思います。それが確定契約であるとか、概算契約であるとかというのは、また、それはそれでできておいて、ただ、言えること、わかったことは、そういうものがあるにも、欠勤していても、重点分野の場合は、1カ月間丸々休んでも全部請求額払っていると、決まった額を払っているというところもあったものですから、これは明らかにおかしいよねというふうに思っているので、そういうところの契約という内容を、我々、議員も議論しているときに、これは概算払いだなと思って議論しているのに、裁判になったら確定契約になったというふうな、えっと思ったりするものですから、審議するときからきちんとそういうものがわか

る内容にしていだけないかなというふうに思っております。

それと、次に、同じ、その2のほうから、187ページの地域放送活用事業というところで、これが、今回3年契約ということで契約書の中に書いてあったんですが、これは前から3年契約なんですか。それとも、今回3年契約なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

前まで単年度ごとの契約でした。今回3カ年の契約ということにしました。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

ただ、この有料放送やる時も、私はちょっと疑問を呈したわけです。というのは、視聴率というか、仙台のFM局でも3%足らず、関東広域圏のテレビジョン放送局の普通の放送でも3%足らずというところの中で、エフエムベイエリアにこれだけのお金、毎年300万円以上のお金をかけて放送していることが、果たして、効果があるんだろうかという思いもしているわけです。

本来、もともとは、震災前は、今の放送内容はしていませんでしたけれども、議会放送は無料でやっていたわけです。ところが、東日本復旧・復興調査特別委員会ができて、途中から放送が中止になったというようなことで、今度はケーブルテレビも中止になって、今度はケーブルテレビも有料になったというような状況下にあって、本当に、このエフエムベイエリアの放送事業というものが有効に生かされているのかどうかというところの、やっぱり検証をすべきではないのかなと私は感じるわけですけれども、ただ金を払っていてやっていけばいいんだというのか、その効果というものをきっちり検証する意思があるのか、ないのかだけお聞きしたいと思います。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

契約をして、公費を払って実施している。実際の事業効果を検証しなければいけないというのは至極当然のことだと思います。

一応、現在契約している中身というのは、ご承知のとおり、行政情報ですとか、声の広報、あとは、広報しおがまの生活情報等の放送、あとは、何かあったときに行政情報を臨時的に流

していただく、そういった内容が契約内容になっております。これに対して、効果として、例えば、視聴率がどのぐらいあるのか、そういった、どの程度、利用されているのかというのは、こういった形でやるのか、なかなか難しいかもしれませんが、効果の検証については必要であると考えております。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 お願いします。何かのアンケートをとるときに、その折に、「エフエムベイエリアを聞いていますか」と一項目加えてもらえれば、結局、1,000人中何人聞いているというのものがわかるかと思しますので、そういうところも、ちょこっとだけ気を使っただけで、実際に、その辺のところを調べていただければなと思しますので、よろしく願いいたします。

それと、1,819ページ、仮設排水施設等業務委託というところがあるわけですが、これは年間300万円ちょっとのところ、これは、中身的には、大雨が降ったときの排水作業、これを塩釜建設業協会に委託しているというところで、作業内容としては、ポンプを設置する場所が3カ所で、年に2回から3回というようなところの費用を計上しているわけです。

ただ、これは自然災害ですから、この規定の回数どおりはいかないと思います。だから、それをどういうふう処理していくのか、経理処理していくのかお聞かせください。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 大雨時のポンプの設置につきましては、事前に協定を結んでおりまして、市内の建設業協会の方々に配置をお願いしているところでございます。これは、災害時の対応ですので、あらかじめ契約をしておるのではなくて、協定に基づいて依頼したことを、後日精算する形で契約を結んでおるものでございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 後日精算ということは、概算払い契約ということですか。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 概算払い契約というよりは、その協定に基づく依頼ということと考えてございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 だから、確定契約ですか、概算契約ですかっていったら、どっちに入るんですか。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 そういう意味では、変更要素が限りなく少ないので、確定契約

というふうに解釈してございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 限りなく少ないですか。限りなく少ないって、変更要素が限りなく少ないんですか。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 後日精算した内容で契約しておりますので、変更要素はないというふうに考えてございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 答えていることが、こちらの問いかけと違いますよね。

自然災害です。何回起きるかわかんないわけです。この数字設定したって、この数字どおり絶対行かないはずです。その中で、この回数をちゃんと計算して、その割合で払うのかということ、私、聞いているんです。もう最初に金額、300万円決まっているから、もうこれで300万円ですという契約なんですかって聞いているわけ。

○西村委員長 よろしいですか。佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 あらかじめ、その想定した回数をお支払いしているのではなくて、設置していただいた後に、その内容を、その協定に基づいて精算して払っているということでございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 だったら、協定書にちゃんと数を書いて協定しなきゃおかしいでしょう。このそれぞれの単価を決めて。仕様書かな。書類についているんです。1,831ページに。だから、その回数が書いてあって見積もりしているわけですから、だから、その回数が大幅にふえたら増額するとか、減ったら減額するとかということがあるわけでしょう。だったら、概算払いですよ。わかんないんだから、先行き。先行きわからないものは概算払いでやるということ考えれば、それで済むわけですから。何も確定契約ということないわけでしょう。確定できないです、それは。確定契約というのは、契約時に金額を確定できるのが確定契約です。将来変更がないという契約が。だけれども、塩竈の場合は、入札でも何でもどどんいろんな変更して、何か確定契約というのも何か普通に存在するのか、しないのか、わかりませんけれども、何かごちゃごちゃになっていますので、そういうところが、私が言いたいことは、要は、我々、議会で議論するとき、そういう契約内容がしっかりわかるようにやってください。そうしないと、予算審査をやったって、何もわかんないまま予算審査をやって、本当にいいのかなと、私、

思うわけです。契約内容がわかんないで、はい、予算賛成しました。あとは、当局のなすがままで何も言えませんかという状況では、果たして、いかがなものかなかなというふうに感じたものですから、そこの辺を、ぜひ、佐藤市長、ちょっと交通整理をしていただいて、我々がちゃんとした契約の内容を認識した上での賛成、反対が言えるように、システムをちょっとつくっていただければと思いますので、いかがでしょうか。

○西村委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 確定契約という概念については、実は、法的な用語の定義というのはどうもないみたいなんですけれども、ただ、裁判のときに、私どもで主張させていただいてまいったのは、契約のときに金額が確定しているというものをもって確定契約だというふうに主張させていただいてまいりました。ですから、契約時に、まず金額が確定しているので、何か変更があったときには、その後、変更も当然あり得ますよということで、まずは、契約の当初に確定しているということでの確定契約というお話でございました。

今の危機管理監でお話ししたのは、災害時に現場で、まずは契約でなくても協定に基づいて、指示をしてやってくださいということでやっていただいて、その結果、何回ポンプ出動しましたということを後で聞いて、それでもって契約を後づけでさせていただくというもので契約をさせていただいたということの意味でお話をさせていただいておりますので、それについては、もう既に、数量が決まってから契約をするので、そういった意味でも、それは、我々としては適正にさせていただいているなというふうに理解をしておるところでございます。

ただ、もちろん、済みません、長くなって申しわけないです。ただ、もちろん、我々、総務教育常任委員会でも、契約については、より正確に、より適正にやるべきだということをおっしゃっておりますので、もちろん、逐次、適正な契約をさせていただくような形で努力をさせていただいております。失礼します。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 この件はこれでやめます。やる気があるのか、ないのかだけ、後で連絡ください。

それと、次に、資料No.16の5ページ、ここに工事請負契約に係る増額工事一覧表というのが、今回、資料として提示いただきました。

それで、増額工事一覧表で増額の件数はわかったんですが、各年度のそれぞれの、平成29年度、平成30年度、令和元年度のそれぞれの全体の入札件数を、ちょっと、もしわかれば教えてください。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 それでは、全体の件数ということで、年度ごとにご説明申し上げます。平成29年度が45件、平成30年度が50件、令和元年度が34件、これは一般会計及び特別会計分でございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、そのほかに水道事業会計もあるんですか。じゃあ、いいです、いいです。わかんないだろうから。じゃあ、いいです。

とりあえず、一般会計、特別会計は、平成29年度は45件、平成30年度が50件、令和元年度が34件ということだと。それで、45件のうち30件が増額、半分以上です。平成30年度は50件のうち30件が増額。令和元年度は34件のうち11件が増額ということで、入札そのものが何を設計を根拠としてやっているのかなと、こういう数字を見ると思うんです。こんなに増額が多いのでは、入札をしている意味がないんじゃないのと。まあ、素人考えで感じるんですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 個々の積算の内容ということについては、なかなか私では申し上げにくいところございますが、全体としては、当初、しっかりと積算をした上で、発注してから、例えば、埋設物が出てきたとか、あとは、近隣の住民の皆様との協議に応じて工事内容変更になったなどのさまざまな事情で変更されているというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 今、課長から、しっかりと積算したというお話ですけれども、しっかりと積算できていないから、こういう結果になるんだと思うんです、私は。現場確認、現場だって、過去の工事内容を見れば、どういう地盤の状況なのかとか、何とか、わかるわけです。そういうことを勘案して、当然、設計者は見積もりしているはずで、設計して。にもかかわらず、こういった増額の件数が5割以上あるということはどうなんだろうなど。じゃあ、何、設計って何。積算見積もりは何やっているのというふうに思ってしまうわけです。ですから、そういうところも、近年、多賀城市でこういう問題、贈収賄の問題で水道部なども問題になってはいますが、塩竈の場合は、幸いにしてそういう問題にはなっていないものの、やっぱりそういうところを、我々、議会でやっていて、胸張って、ちゃんとやっているよと言えるような体制を

築いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 随意契約も含めて、随時、見直しを現在行っておりますので、引き続き、今、志賀委員からおっしゃっていただいた、しっかりとした契約手続が進められるよう、引き続き、取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういう契約の中身というのは、我々、ほとんどわからないで、出てくるときもありますけれども、わかんないときもあるわけです。

そこで、ちょっと監査委員にお願いなんですけれども、やっぱり監査も、こういった状況を、逐一、定期監査の中でわかることがあろうかと思っておりますので、監査の報告書についても、そういうことをきちんと、いつも同じ文言で出てきますので、こういったものがあつたよというようなことをつけ加えていただけると、我々も逐一わかるのかなと思うんですが、その辺、いかがでございますか。

○西村委員長 福田監査委員。

○福田監査委員 志賀委員にお答えいたします。

我々、監査する場合、定期監査で契約内容について確認させていただいております。特に、増額契約になっている場合は、その理由はどういうところにあるのか、そして、どのような手続できちんと変更契約が結ばれているか、そこら辺は、きちんと確認させていただいております。それで、場合によっては、担当者にも説明を求めてチェックをさせていただいております。その中で、実際的にゆゆしき、間違いというか、そういうのがありましたら、これについては、担当課に、これは誤っているよ、誤っているんじゃないですかということで、正すような指導をしてございます。

志賀委員から、いつも同じような内容でという話でございますけれども、きちんと指摘しなきゃいけないということについては指摘するつもりです。新年度につきましても、9月の定例会が終わりましたら、各課に出向いて定期監査を実施させていただきますので、そのときには、きちんと書類なり、内容について確認させて、監査を行っていく方針でございますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 やっぱり監査というのは大事な職務ですので、しっかりとやっていただければと思

いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次に、だれもが安心して暮らせるまちというところでの施政方針の中で、資料No. 8の34ページ、空き家の実態調査、それと、空き家利活用促進事業、これをあわせてちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、空き家の実態調査というのは、この前もちょっと質疑があったようなんですけれども、空き家のどういうことを、どういう点をデータベース化するのか。それと、現在の空き家の利活用促進、これも、前年も500万円ついて、あと調査が1,000万円ついて、結構、1,500万円という、両方合わせると大きな金額になるわけですが、それぞれが、具体的にどういうことをやるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○西村委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 志賀委員にお答えさせていただきます。

資料は、資料No.14の52ページに、今回、定例会の議案資料として載せさせていただいてございますので、それもあわせてごらんいただければと思います。

まず、空き家の実態調査でございますが、資料の2の事業内容の(2)空き家実態調査というところがございます。こちらに、簡単ではございますが、書かせていただいている内容が、市内一円の空き家の実態を調査するというような内容になってございます。具体的には、水道部さんから個人情報も配慮させていただきながら、閉栓状況のデータをいただきながら、空き家の数を調査させていただきます。

調査の内容といたしましては、空き家の構造、階数、接道があるか、なしか、老朽度合い、管理状態等を調査するような内容となっております。

続きまして、空き家の改修助成事業でございます。こちら、同じ資料の2番の事業内容の(1)の空き家利活用促進事業の1)の空き家改修工事業というところをごらんいただければと思うんですけれども、「何ページ」の声あり)同じ資料でございます。資料No.14の52ページでございます。

こちらの事業内容の(1)の空き家利活用促進事業の、その下の1)の空き家改修工事助成事業でございます。今回、500万円の事業費を計上させていただいてございまして、空き家バンクにご登録いただいた物件に関しまして、市内の事業者の方が工事を施工する際、補助制度を設けさせていただいてございます。具体的には、空き家の所有者の方が賃貸契約を結んだ場合、あるいは、空き家の所有者と売買契約をした際、買い主の方が工事をする場合に工事の助成金を出していきます。また、空き家の所有者から改修の同意を得まして、借り主の方が改修



をする場合につきましても、工事の助成をする内容となっております。

補助の限度額でございますが、1件10万円以上で、2分の1の補助をさせていただきまして、限度額を50万円とさせていただいております。

工事の目的といたしましては、空き家の利活用できる物件につきまして、空き家の利活用をさせていただきまして、空き家の利用促進と伴いまして、減少させていきたいというような内容で、今回、計上させていただいた内容でございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。私は、議員になりたてのころから、この空き家のことをずっと要望しているわけですが、やっと今回、予算がついて、こういうことになってきたのかなと思います。データベース化という言葉を使っていますけれども、じゃあ、データベース化ってどういう項目を、ちゃんと、こういう、こういう項目をちゃんと調査しますということを我々に言っていただけると、示していただけると、より明確にわかります。それが示されれば、これだって、これだって調査しなければいけないんじゃないのって、我々、意見が言えるんです。ただこれだけだと、なかなかデータベースってまとめちゃうと意見が言えない。そのいい例が、ICT化、データベース化。終わってきてみたら、全くお粗末なものであったというところがあるわけですから、そういうところで、言葉に、我々が惑わされないような言葉を使っただけで、それをちゃんと、きちんとデータベース化は、こういう項目についてデータをちゃんと集めますということを示していただければ、より理解度が深まると思いますので、その点をやっぱりきちんとお願いしたいと思います。

仮名文字を使えばいいってもんじゃないので。とにかく、いろんな仮名文字が多すぎて、我々、その一つ一つの言葉を理解するのも大変で、何か格好いいなと思うんですけども、格好いいだけで、中身がなかったんでは何にもなりませんので、やっぱり、そういう我々の思考回路がスムーズに進むような表現を使っただけでなというふうに思います。

次、同じ資料の34ページで、同じ市長の施政方針の中、中段に、狭あい道路整備事業というのがあります。予算が985万7,000円というところなんです。これは、具体的にどういうところに使う予定なのかだけ、ちょっとお知らせください。

○西村委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 志賀委員にお答えさせていただきます。

恐れ入ります、資料No.10の148ページ、科目的には、第8款土木費第2項道路橋りょう費第

3目道路新設改良費をごらんいただければと思います。

今回、狭あい道路整備事業ということで985万7,000円計上させていただいてございますが、こちらの第12節委託料に、測量設計等委託料ということで、今回、狹隘道路そのものが建築基準法第42条第2項道路ということで、4メートル未満の道路につきまして建築物を建てる際に、基本的には、センターから2メートル、セットバックができて建物を建てるというような形になりますので、その4メートル未満の道路につきまして、今回、測量をさせていただきますというような内容になっております。

さらに、そのセットバックしていただいた物件の中で、前面道路が市道とか、市が管理する道路であれば寄附をいただくとか、あるいは、無償の使用許可をいただくような際に、さらに工事費ということで、第14節工事費の狹隘道路後退の工事費といたしまして143万円、こちらを計上させていただいておりますが、そういった工事もさせていただいております。

さらに、第18節負担金・補助及び交付金の下の段なんですが、狭あい道路工作物除去費用助成金といたしまして44万円ほど計上させていただいておりますが、セットバックする際に、ブロック塀等、支障物があった際には、こちらの補助を出させていただいてセットバックのご協力をいただくと、そういった内容でございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

私が聞いたのは、具体的に、どこら辺やるのという話。具体的なあれがあるんですかって聞いたの。

○西村委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 今回、工事の予定させていただいております箇所なんですけれども、道路管理者ともちょっとお話しさせていただきながら、現在考えておるのは、玉川小学校から北側のほうに向かう玉川の地内のところを一応考えてございます。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。前にもこの場で、今回の定例会で、私は言いましたけれども、やはり、市内、本当に狹隘道路多いものですから、そういったところの計画をしっかりと立てさせていただいて、逐一解決できるような方策をしていただければと思いますので、積極的に、予算の関係もあるでしょうけれども、やっぱり進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、次、ちょっと時間もなくなってまいりましたので、同じ資料で、35ページの10行目に、全国醤油サミット補助金交付事業ということで400万円あります。それから、つい最近も「アマモサミット」とありました。それから、三升市長さん時代に「門前町サミット」というのがありました。その都度、それなりのお金は使っているとは思いますが、やりっ放しで、その後の検証、どういう、塩竈に効果があったのか。それを、どうまちづくりに生かしてきたのかというのが、何か、何もないのかなど。お金使って、はい、終わり。やりました。余りにもむなし過ぎるなというふうに感じているわけですが、それは私の思い過ごしなのか。もし、こういった事業があつて、これだけのこういう効果があつたんですよということがあるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。過去の門前町サミットから、ちょっともう職員の方、そのころの方いないですか。まだいらっしゃいますよね。あと、アマモサミットについてもちょっとお願いします。

○西村委員長 どなたか、いらっしゃいますか。醤油サミットの件でも、関連して、どういう成果があるのか。佐藤市長。

○佐藤市長 ちょっと過去のことは、私も、申しわけございません、わかりませんが、今、志賀委員からご指摘いただいた検証というのは、物すごく重要だと思っております。公金を使うということの意味を、やっぱり、しっかりと私ども把握しておかなければいけませんし、最近の、これは市役所に限らず、行政の大きなところで感じるころは、やはり外部発注が多くなっちゃって、職員の中に、外部発注をさせていただくということに関して、なかなか一緒にやるという形ではなくて、外部にもう任せっきりと、そういったところの反省をしっかりとやっぱりやっていかないと、次に生かすような施策のあり方というのは考えられないだろうというふうに思っております。ですから、醤油サミットも、せつかく全国のこういう大会を開かせていただくわけですので、今後、そういった経験を生かせるような形で、しっかりと検証なり、やらせていただくような仕組みはつくらせていただきたいというふうに考えます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ぜひ、そういう検証というものをしっかりとやっていただいて、やっぱり、その後のまちづくりというもの、どうあるべきかということ、やっぱり、若手の職員の方、今度、プロジェクトチームつくるわけですから、その方々に先頭に立ってもらってやっていただくということを私は期待しておりますので、ぜひ、こういったお金を無駄遣いにならないように、ひとつ、お願いしたいと思います。

それで、次、時間もなくなってきましたので、水産物の塩竈産品販路拡大支援事業 I C T 化というところで、前年度は……。

○西村委員長 資料番号、何番でしょうか。

○志賀委員 同じ、資料No.8の35ページの5行目です。済みません、4行目、上から4行目です。同じく、市長の施政方針の35ページの上から4行目。塩竈産品販路拡大支援事業 I C T 化というところです。

これも、前年度は1,700万円、新年度は500万円という、大幅減額されました。それで、前年度の1,700万円使った検証、さらには、今回の500万円でどういうところをやっていくのかというところを、ちょっとお話しいたきたいと思います。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 まず、水産品 I C T 化事業ですけれども、平成28年度から国の交付金を使いながら実施をまいりました。これまでアジア圏を中心として、これまで輸出したことのないような事業者の皆様とともに輸出に取り組むということで、輸出額としては、非常に少ない、今のところは340万円ということで、香港、マレーシアというところに輸出をしてきたというところでございます。

あと、今年度で推進交付金の期間が終了しますことから、まだ国外に対しての販路拡大に対しましては、障壁の解消とか、知識や経験を積み上げる段階というふうに思っておりますので、引き続き、市の単独事業といたしまして、500万円を水産品協議会に補助金として支出いたしまして、引き続き、今ある輸出の物流ルート、それを、より太くしていくために、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。

それと、今、つくっている、塩釜うまいものってホームページありますよね。これについては、内容的には、もう今のままで推移するということがいいんですか。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 サイトにつきましては、引き続き、令和2年度も補助金の一部を使いまして、引き続き、そのサイトの運営に取り組んでいくということにしております。以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 現実、ホームページの維持費にかなりの金額がかかるようなので、その分がこの予算の中に含まれているのか、含まれていないのか、ちょっとお答えください。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 この500万円の中に、約150万円ほどの維持費が含まれてございます。前年度よりは、ちょっと経費を削減いたしまして、50万円ほど経費を削減いたしまして、経費の補助金の中に入っているということでございます。以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

先ほど、相澤財政課長より、答弁漏れについて発言したいという趣旨の申し出がありましたので、これを許可します。相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 先ほど、志賀委員からご質疑をいただきました、業務委託契約の共通仕様書の添付はいつから始まったのかというふうなお尋ねだったかと思えます。平成30年8月に全庁的な契約の研修会をさせていただきまして、そのときから整備させていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 よろしく願いします。

実施計画の27ページ、地域活動支援センター藻塩の里の運営委託事業について伺います。

他の地域に比べ、精神疾患の方が多い塩竈市であります。支援員の方は、担当する方が約100人くらいとふえ、職員をふやしたくとも給与が少ないこともあってなかなか集まらず、厳しい状況と伺いました。これは、市として、検討はいかがでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、地域活動支援センター藻塩の里について、ご質疑をいただきました。

この施設につきましては、障がい者に創造的な活動、あるいは、生産活動の機会を提供し、社会との交流等の便宜を提供して、今後、障がい者の地域生活支援を図る事業でございます。これまで事業費としましては、昨年度ですと1,000万円ちょっと出していたところでございます。これまでも地域活動、さまざまな形で行ってきたところなんですけど、ただ、利用する方が、年々ちょっと減少しているといった傾向でございます。そこで、打ち合わせ等を藻塩の里さんとは何回か行いながら、さまざまなご意見いただきながら、もっと活動、通える方をもっとふやせないかということで、例えば、保健センター等とも連携を図りながら行っていきたい

というふうには考えております。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。相談員の方の担当者が100人というところでは、とても大変な業務になると思いますが、これをいかがお考えですか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 100名……藻塩の里ですね。（「はい」の声あり）多分、その100名というのは、しお一も、相談支援事業所ではないでしょうか。

参考までに、この藻塩の里は、1日当たり約10名の方が利用してしまっていて、大体、実質的には40名から50名の方が利用されているのが藻塩の里でございますので、よろしく申し上げます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 申しわけありませんでした。

12月の定例会で、藻塩の里に娘さんを自家用車で送迎されているご高齢のお母さんから出された要望書を受け、取り上げました。施設前のバス停の設置の件です。この進捗状況をお聞かせください。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 100円バスのバス停の設置についてのご質問でございます。

進捗状況でございますが、済みません、12月にご提案いただきまして、我々としては、もちろん実施する方向で動いているところでございます。

具体的には、つい先日なんですけれども、国土交通省の東北地方整備局の国道関係の事業所に相談してまいりました。そちらで受けた話としましては、もちろん、だめだという言い方ではなくて、例えば、歩道にどういうふうに設置するのかとか、設置した場合に、どのぐらい歩行者が歩けるような幅が確保されるのかとか、そういった具体的な数値等を改めて図面等に落とし、もう一回相談しに来てくれという話を受けたところでございます。だめだという意味ではないです。改めて、きちんと議論のテーブルにのせますというような話を受けたところでございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 どうもありがとうございました。ちょっと勘違いして申しわけありませんでした。

今、藻塩の里に通われている方は、高齢が進んでいます。十四、五名の利用ということでありましたが、今のバス停の設置で、バス停がそばにあればもっと利用したり、精神的にはなかなか

か他者との交流が難しい、そういう方には、ぜひ、バス停が近くにあれば出やすいという方がきっとふえると思いますので、ぜひ、そのことはよろしくお願い申し上げます。

では、次に行きます。

同じ実施計画の40ページの市営住宅長寿命化計画策定事業について伺います。

この具体的な中身を教えてください。

○西村委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 辻畑委員にお答えさせていただきます。

恐れ入りますが、資料No.14の60ページ、お開きいただければと思います。

概要でございますが、市営住宅のストックの状況を把握し、団地別、棟別の活用法を図る方針で、今回、長期的な視点に立ちまして予防保全な維持管理を推進するため、今回、長寿命化計画を策定させていただきたいと存じております。

こちらの計画でございますが、前回は、平成23年度からスタートいたしまして、令和2年度で終了ということになりますので、今回、令和3年度から、今後10年、令和12年度までの計画を策定する内容となっております。計画の概要につきましては、市営住宅の現状の把握とか、長寿命化に関する基本方針、市営住宅長寿命化計画の対象と事業手法、そういったものを今回やらせていただきたいと存じております。

前回の計画と大幅に違いますのは、災害公営住宅、あるいは、清水沢でございますサンコーポラス、旧雇用促進住宅ですが、こちらの物件がかなり多く入ってきたということもございますので、今回、1,210万円という金額で計上させていただいてございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

何十年もたった市営住宅が幾つかありますが、そこにお住まいの方から、お風呂場の天井が剥がれてきた、また、部屋の壁にカビが生えてきた、室内のカビが呼吸器の病気の原因と医師から言われた方がいるなど、困っている状況が寄せられています。宮城県住宅供給公社が窓口になっていますが、市にもそういった要望は寄せられていますか、お尋ねいたします。

○西村委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 辻畑委員にお答えいたします。

基本的には、室内の生活していただいた中での汚れとか、カビとか、そういったものにつきましては、入居者さんのご負担で修繕していただくというのが原則となりますが、中には、構

造的な部分でそういった部分がある場合もございますので、恐れ入りますが、県の住宅供給公社にも一応お問い合わせいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 市に対しては、こういうご希望は入っていますか。カビが生えて困っているとか。

○西村委員長 星定住促進課長。

○星建設部定住促進課長 恐れ入ります。私どものほうには、そういったご要望というのは聞いてございません。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。今、説明がありましたけれども、個々人が住む上での注意が必要だと思えますが、やはり時間とともに、個人の対応だけではできなくなることがあるかと思われまます。このような住環境の変化の対応に、ぜひ、対応していただきたいと思いました。

エレベーターの設置もない古い住宅にお住まいの皆さん、高齢となり、5階の上りおりはとても大きな負担となっていると思います。病気で歩くのが不自由になり閉じこもりの生活になってしまった、ごみを出すにも大変だとおっしゃる方もふえています。知っている方では、片手が不自由で手すりにつかまるので、ごみの袋は蹴飛ばしておろしているという方もいました。エレベーターの設置は困難としても、もう少し快適に過ごせるよう、外壁の塗りかえよりも室内の改修を、ぜひ、行ってほしいと思います。何とか、この点、前向きに考えていただきたいと思えます。これによって、住宅の長寿命化も図られると思えますので、ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

では、次に行きます。

同じく、実施計画43ページです。前にも取り上げました、NEWしおナビ100円バスについて伺います。

循環バスは200万円の増額、NEWしおナビ100円バスは400万円減額となっています。

先日、24日に西部地区町内会連絡協議会で行われました、第6次長期総合計画の策定方針についての研修があり、私も参加いたしました。その研修会でも、バスの増便の要望が出されていきました。孫を連れて買い物に行こうと思ったけれども、満員で乗れなかった。なので、しばらく下のほうに歩いて行ってほかのバス停から乗った。もっとバス停の便、ふやしてほしいと切望されました。ほかにも、市民からのご要望はありますか。



また、このNEWしおナビ100円バスの減額について教えてください。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

市民からの要望については、今、委員からもご紹介ございましたとおりです。例えば、町内会の方々との懇談会の場ですとか、あらゆる場でもって、バスについて、利用していただいているというのも含めながら要望等についてはいただいている状況でございます。

2つ目の100円バスの予算の減額についてなんですが、これは、先日も一度お話ししたかと思えます。予算の組み方を今回変えました。これまでは、一度、予算の段階では収入、要は、100円いただく収入は勘案しない状態で予算を組んで、年度途中に、お客さんの入り状況によって、業者さんにその収入を差引いた状態でお支払いしていくという形になっていました。つまり、決算はきちんとなっている状態です。

今回については、100円バス側と同じ状態の組み方にしたということなんですが、収入については、一定程度、今年度はこのぐらいであろうという見込みを立てた上で、その上で収入を差し引いて予算を組んだ。それで、見かけ上減ったということになっています。

実は、これ、前年度と同じ組み方をしたらどうい状況になっているかということ、実は、プラス、ふえています。これは、100円バスのほうも同じなんですけれども、主に人件費の増が歳出の増にはね返っている状況でございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 済みません、ありがとうございました。計算上は、ちょっとごめんなさい、よくのみ定めなかったもので、済みません。

ただ、私からは、せめて、混み合う時間だけでも、このおばあちゃんからですけれども、せめて、混み合う時間だけでも増便にしてほしいとの要望でした。高齢化が進む中、足がないのは大変な問題です。近くにお店がなくなり、食材の調達が困難な市民も多くいらっしゃいます。また、楽しい時間を持ちたいのに気軽に出かけられない、皆さんが元気に過ごせる塩竈市になるよう、12月定例会でも申し上げましたが、市民の足を守るのは市の責任だと思います。子供たちも提案している切実な問題です。せめて、乗客が多い時間帯の増便または土日の運行については、いかがでしょうか。

○西村委員長 末永政策課長。

○末永市民総務部政策課長 お答えいたします。

これは、たびたびお話しさせていただいておりますけれども、市の全体の公共交通網についての議論は、やはり前段として必要なのかと考えております。土日運行便ですとか、あと、現在の既に運行している状況についても、事実上、赤字状態で運行しているのが現実でございます。

決算ベースでいうと、100円バスが140円のバス、NEWしおナビについては180円バスです、決算については。実は、今回、人件費、さっき言いましたが、人件費分が増によって、NEWしおナビ、恐らく200円を超えます。200円バスぐらいになるかもしれません。

こういった状況の中で、果たして、本当にそのバスを単純にふやしていいのかどうか。利用者はもちろんふえて、収入はふえますけれども、バスの本体ももちろんふやさなきゃいけない。あとは、回数ふえることによって維持管理費もふえていく。この赤字状態で、本当に運行するのが正しいのかどうかというのは、きちんとこれは考えなきゃいけないかなというふうに思っております。

そういったことから、単純に、そのバスを要望どおり増便するというように考えるというよりは、例えばですけれども、タクシー業界ですとか、JRも含めてですけれども、市全体の公共交通機関がどういうふうに機能すれば一番有利なのか、塩竈市としてコストメリットが図られるのかというのは、議論しなきゃいけないというふうに考えております。そういった計画もつくらなければいけないだろうというふうに考えております。現段階で、計画をいつ、いつつくるという計画は、実はございません。計画の計画はございませんけれども、そういったのは必要であるという、十分、私は認識しております。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。塩竈は仙台市と違って、本当に狭い道もたくさんありますので、ぜひ、市民の足を守るためにも検討をお願いします。乗り合いバスをやっている町もあったり、ぜひ、お考えください。

では、次に行きます。

実施計画の70ページです。

小・中学校総合的学習推進事業、この中身を具体的に教えてください。

○西村委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 答えたいと思います。

各小中学校で、総合的な学習の時間というものが時間割の中に入っております。小学校の1

年生、2年生を除いた全ての学年で設定されておりまして、その中では、教科とは別に、みずから課題を設定し、その課題解決のために、みんなで共同しながら問題解決を図るというような学習を行っております。

具体的には、各学校でさまざまなところ工夫しております。また、クロスカリキュラムという意味で、各教科で学んだものをさらに深めるという、そういう目的もありますので、その辺で取り組んでおります。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。とてもいい取り組みと思いますので、引き続き、お願いいたします。

それから、これから新学習指導要領が実施されれば、道徳の所見、小学校英語、プログラミング教育など、業務はますますふえることとなります。ところが、増員は小学校の英語の先生だけの分です。今でも、授業の準備ができない、子供とじっくりと向き合える時間がとれない、現場の切実な声をお聞きします。市内の小中学校の先生たちの勤務状況は、どんな状況になっているのでしょうか。平成31年1月に文部科学省から出された、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインによりますと、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、教師の長時間勤務の見過ごせない実態が明らかになっている新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められているとしています。市内の先生たちの時間外労働はどうなっているか伺います。

○西村委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、時間外勤務等の状況についてお答えしたいと思います。

本市では、小中一貫教育、平成28年度からスタートをしております。それで、昨年度段階で、その小中一貫が始まる平成27年度と昨年度を比較した場合に、小学校で、ほぼ同程度まで時間外勤務は下がっておりますし、中学校では、逆に、月平均6人減まで改善はしているところでございます。

また、今年度につきましては、本市独自に、学校における働き方改革推進計画というものを作成いたしまして、特に、部活動、それから、定時退庁日を各学校ごとに設置する。また、最終退校時間を設定する。また、保護者の皆様のご協力もいただきまして、19時以降の電話の問い合わせは控えてもらう等の取り組みをしておりまして、今年度は、昨年度以上に、月80時間

というところは私たち調査しておりますけれども、小学校で、月平均については昨年度並みですけれども、中学校では、昨年度よりも11.4人減というところで、効果のところも出ているところがございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 月80時間、本当にこれは大変な時間だと思います。もっと少なくして、先生がゆっくりと子供に向かえるような、そういう制度になることを切望しております。

働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録などの客観的な方法、その他の適切な方法による勤務時間の把握が、事業所の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカードなどにより客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告などを踏まえてできるよう、できる限り、客観的な方法により計算することとなっています。市内の学校では、その超勤の時間の管理はどのようになっているか伺います。

○西村委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それではお答えしたいと思います。

市内の教員の在校時間等の管理につきましては、先ほどお話ししました、塩竈市学校における働き方改革推進計画を作成するに当たりまして、どのようにするかと。国からは、タイムカード、ICTを活用したものというふうに出ておりました。

そこで、私たちは、今現在、どうやっているかといいますと、教頭の机の前に一人一人の勤務時間シートがありまして、そこに、出勤簿を押すときに出勤時間を書く。あと、帰るときに同じように書いて、さようならというふうに挨拶をしながら帰るところで、基本的には、タイムカードと同じやり方をとっておりますけれども、その際に、管理職も現認確認できますので、最近、時間外多いよというような声かけ等もしながら、今、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。できれば、そのような管理、人が、教頭先生とか、教務主任が確認するという方法ではなくて、ICカードをカードリーダーに入れる方法であれば、1万少しで用意ができます。まずは、客観的に先生方が、管理をする先生がちょっと席を外していても、まず、客観的にしっかりと把握することが大事と思われれます。導入について、このカードリーダー、どうお考えでしょうか。

○西村委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 その件につきましては、昨年12月に各学校にアンケート調査を行っておりまして、その結果を持ち寄りまして、小委員会を開きまして議論しております。現在のところ、各学校でうまく機能しているというところですので、そのまま続けたいなと思っておりますけれども、今後、本当にICT等が必要なのか等も含めて、研究等していきたいと思っております。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

さらには、危惧されることは、目に見えない残業がふえる可能性があるのではないかとことです。書いて帰るにしても、持ち帰り残業がふえないような業務の簡素化、何より、教員の増員が必要です。ぜひ、お願いしたいと思います。

それから、先生の一番の仕事は、授業とその準備、子供たちとじっくり向き合い、話すことだと思います。先生自身が、働きがいを持ち、働いていける保証を、子供たちとゆっくり向き合える時間を持つことは、教員として喜びでもあります。そして、それは、子供たちへの教育を学校でしっかり保証していく道にもなります。ぜひ、先生方の勤務のこと、ご配慮お願いしたいと思います。

教育長、この今までの質疑で何か、いかがでしょうか。お聞かせください。

○西村委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 先生方の、今回の勤務時間の短縮、働き方改革というのは、もともとが、子供たちと向き合う時間、子供たちの教育の質を高めるということが眼目でありますので、そういった方向での働き方改革ということを目指していきたいと思っておりますし、まさに、先生方が子供たちと学び合うことで、次の日の意欲をとということも考えて、今、取り組んでおります、学びの共同体によります深い授業、そして、子供たちの変化が見える、そういった授業を目指すことで全うされていくのではないかなと思っております。

そして、一番、なかなか働き方改革で進まないのが、先生方の意識の改革であります。どうしてもエンドレスで、時間を無視してといいますか、考えれば幾らでもある仕事が教育の仕事でありますので、エンドレスなんです。それを、どこで、何を最重要課題とし、何を簡略化するかというところを、一人一人声かけをしていかないとなかなか変わっていかないということもありまして、先ほど取り上げております、教頭の教卓の前に勤務簿を置いて声かけをすると

というようなこともやっている、一つの意味合いでございます。以上であります。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では、次にまいります。

実施計画、98ページの被災者見守り相談支援事業についてお伺いいたします。

この予算は、具体的にどのように使われているか教えてください。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 被災者見守り相談支援事業についてご質疑いただきました。

どのようなことに使われているかといったご質疑でしたが、この事業の中身についてご説明させていただきますと、これまで、サポートセンターということで、これまでは仮設住宅に入居している方々を見守りといった部分で訪問、あるいは、安否確認ということを行っていたところなんです。今現在は、災害公営住宅へ皆様入居している方々ですので、そういった災害公営住宅を回りながら安否確認、あるいは、何か相談事等を行うこと。あともう一点としましては、サロン活動を行いながら、そういった、最終的に皆さんの見守り活動を行っていく内容でございます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。いろいろ相談のほかにも、そういうサロンを開くとか、いろんな支援、本当にありがたいと思います。

それで、少ない今の、これにかかわっているスタッフの人数が、当初より減らされているという状況があるようです。その中で、年々、被災者以外の方からも相談をされることがふえてきていると伺いました。被災の方も、また、一般に入居された方も、区別なく、スタッフが見て心配な方も少なからずいらっしゃるそうです。「訪問はいいわ」と希望しない方でも、スタッフのほうから、心配な方はさりげなくかかわって様子を見ているそうです。経済的にも不安定な方が多いそうです。

まだまだ復興は続きます。被災者、一般の入居者、関係なく、高齢化に伴い、支援が必要な方がふえてくるのではないのでしょうか。この事業は、安否確認、先ほどもありましたが、見守り巡回訪問、生活相談事業のほかにも、楽しい交流ができる場の企画など、皆さんが安心して生活できるような支援がいっぱいあります。最近、地域の皆さんも一緒にまじって交流して

いるというお話も聞きました。これは、長期的かつ高齢者を対象にした事業とした拡大を図りながら取り組むべき事業と考えます。市長、いかがお考えでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、今後どのように進むべきかといった部分でご質問いただきました。確かに、おっしゃるとおり、さまざまなご相談、あるいは、困り事等がありまして、きめ細かに、今現在は聞いているところがございます。

ただ、この事業、実は、復興庁の補助金で行っていきまして、もう間もなく10年目を迎えるというところがございます。今後、継続的な、補助金を中心に行っているところなんです、そういった事業の継続の有無もございます。ですので、今現在、行っているところでは、今後、そういった補助金がなくても地域の方々と交流していきながら、そういった相談体制、あるいは支援体制ができるような体制づくりに取り組んでまいりたいというふうには考えております。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。本当に、補助金がなくても、必要な事業は、市民の様子を見て必要な事業を続けるということは、本当に大事なことだと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、資料に行きます。資料No.14の42ページです。

高齢ドライバー運転免許証自主返納推進事業です。

これは、大変歓迎される事業と思います。車を手放し、出かける機会が減り、家にいる時間が多くなれば、体力が落ち、元気もなくなってしまいます。仙台市は、70歳以上の方に、1万円で12万円分の敬老乗車証が利用できます。また、同じ仙台市ですが、細い道でも走行できる、バス路線がない地域を走る乗り合いバスの事業も行っており、市民からとても喜ばれているそうです。年をとっても健康で自立した生活は、誰もが願っていることです。この事業の対象者は何人でしょうか。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 対象者についてお答えさせていただきます。

昨今、大体150人ぐらいの方が免許証の返納をされているということで、令和2年度のこの事業の予算というか、人数につきましては、大体150人ぐらいを目安としてございます。以上でございます。

○西村委員長 よろしいですか。辻畑委員。

○辻畑委員 申しわけありませんでした。150人が対象ということですか。そして、実際もらうのは……ごめんなさい、もう一度教えてください。

○西村委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 先ほども答弁させていただいたんですけれども、平成30年度で大体150人ぐらいの65歳以上の方が免許返納をされているということで、令和2年度、新規の事業にはなりますけれども、大体ことしも150人ぐらいは免許返納なされるんじゃないかということで、当然、150人が200人にふえた場合でも、その方々にこの無料回数券は配付する予定でございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。自分が行きたいところに、行きたい場所に行けるというのは、本当に、その自由を手放す免許証の返納はとても勇気がいることと思います。ぜひ、この事業、喜ばれると思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に行きます。資料、88ページ……。

○西村委員長 何番、番号を。

○辻畑委員 資料No.10の88ページです。

○西村委員長 資料No.10の88ページ。

○辻畑委員 済みません。子ども医療費助成について、先日も発言がありましたが、再度お願いいたします。

現在、塩竈市での医療費助成の所得制限はどの範囲か。また、対象になる子供の人数を教えてください。

○西村委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

今現在、子ども医療費の所得制限、こちらに関しましては……。

済みません。失礼いたしました。こちらの子ども医療費に関しましては、所得制限を行ってございまして、老人福祉年金、こちらの費用、こちらの所得を参考に費用を支給させていただいてございます。こちらの全体の支給の……済みません、失礼いたしました。済みません。それで、こちらの支給の人員でございましたが……。

人員数に関しましては、済みません、調べて、後ほどご回答させていただきたいと……申し



わけございません。

○西村委員長 後ほど、お答えを出しますので、また改めて質疑をお願いします。

辻畑委員。

○辻畑委員 以前の議会でも、共産党から所得制限の撤廃を提案いたしました。現在、制限するに当たり、対象の所得額は、県内の資料を見ましたところ、県内最低の金額となっています。また、現在、所得制限をしている自治体は、宮城県35自治体中12自治体となっています。隣の松島以外、松島は全額保証されていますが、ほかは所得制限があります。

市長の基本方針では、子育てと教育の分野に総力を挙げて取り組んでいきたい、若い世代の方々が安心して子供を産み育てられるよう全力を尽くしたいと表明されてきました。子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業では一定の成果もあります。これをさらに推進されるために、また、塩竈の人口増加に向けて、この所得制限なしの医療費助成は、若い親御さんにとってもとても魅力的な、ありがたい事業ではないかと思えます。市長のお考えをお聞かせください。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今日までの議論の中でも、私も再三再四、述べさせていただいておりますが、まず、塩竈市全体のさまざまな課題の精査が必要だろうというふうに思っております。それを踏まえた上で、どこに重点的に力を注いでという考え方を、まずはまとめさせていただく時間が欲しいということでございますので、ご理解をいただければと思います。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。では、十分お考えの上、よろしく願い申し上げます。

では、次に行きます。

資料No.10の106ページの予防費の肺炎球菌ワクチンの予防接種に関連して伺います。

65歳以上から肺炎球菌の予防接種が始まりました。肺炎は、日本人の死亡の原因の第3位を占めています。その原因となって最も多いのが肺炎球菌です。そのほか、中耳炎や副鼻腔炎、蓄膿症です、などにおいても、肺炎球菌は原因となることが多い細菌です。症状が出ないまま、すみついていることも多いのですが、免疫力の低下など、何かをきっかけとして、肺炎など、重い感染症を引き起こすことがあります。お年寄りが肺炎にならないよう、この事業の啓蒙、継続がとても必要と思われます。

これとは別に、50歳以上の方に、带状疱疹予防の目的で水痘ワクチンを接種することが承認されました。平成26年に承認されています。これは……ごめんなさい。ちょっと間違っ、繰

り返し読むかもしれませんが、済みません。50歳以上の方に带状疱疹予防のワクチンを接種することが承認されました。市内で自己負担でやるとすれば、九千幾らくらいかかるということでした。子供のときに水痘、水ぼうそうにかかり、治った後もウイルスは神経に隠れて、何十年もひっそりと潜伏しています。でも、加齢や病気、強いストレスや薬の影響などで免疫が弱まると活動を再開し、皮膚と神経で増殖して神経に強い痛みを起こす带状疱疹を発症させます。この症状は、通常、3週間から4週間でおさまりますが、带状疱疹後の神経痛になり、痛みで苦しむ方が2割くらいの方にいらっしゃいます。身近な人に、かかった人が少なからずいらっしゃると思いますが、この神経痛はとてつらいもので、疲れるとまた痛みを繰り返すということになっています。带状疱疹は高齢者に多く、発症率は50代でふえ始め、80代では3人に1人がかかるという医師もいます。

これらを踏まえ、2016年、50歳以上の人に対する、これが正確な時期です、済みません。2016年に50歳以上の人に対する带状疱疹の予防接種が承認されました。このワクチンで、带状疱疹になるおそれが半減し、発症しても症状は軽くなります。元気なうちにワクチンで予防することがとても大切です。この間、複数の自治体で助成が始まっています。本当に長引く带状疱疹、この神経痛、生活に大きな支障を及ぼします。塩竈でも、この画期的な取り組み、いかがでしょうか。

○西村委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 带状疱疹ワクチンの助成についてのご質疑にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、昨今、子供さんの水痘予防が行われておりますので、それに反比例するように、高齢者の方の带状疱疹がふえてきているということは聞いているところでございます。子供さんの水痘に接する機会が少なくなっていることも一因ではないかと言われているところでございます。

この、委員がおっしゃいました带状疱疹ワクチン助成につきましては、名古屋市ですとか、東京都文京区で助成を行っているということも確認しているところでございます。本市では、まだ助成は行っていない状態です。

この带状疱疹ワクチンにつきましては、厚生労働省で定期接種化について検討している状態になっております。こちらは、ワクチン評価に関する小委員会というところで検討を行っておりますけれども、平成30年6月に開催されました、この小委員会においては、定期接種化に向けて、まだ課題があるということで答申がされております。その課題としては、期待される効

果と導入年齢に関して検討が必要ということでございます。

具体的には、水痘などの発症が70歳くらいがピークだと言われている中、一方で、このワクチンの有効率が低目になってくるというところがございます。あるいは、このワクチンの有効の継続期間が、一、二年で短いという場合もあるということもございます。50歳から受けるというところでは、受けることが可能だということで、70歳がピークを迎えるというところでは、やはり、このワクチンの有効期間に課題があるのではないかと考えられます。このターゲットを慎重に設定すべきではないかという意見がありますので、私どもとしては、この小委員会の検討を、また待ちたいと思っているところがございます。以上です。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。ありがとうございました。その接種時期、これからいろいろ、そういう委員会の中で検討が進むと思いますが、市でも、ちょっと頭の隅っこに置いていただければと思います。

最後に、先ほど、阿部委員からも、新型コロナウイルスのことについて発言がありました。それについてお話をさせてください。

この塩釜地区二市三町に、二次感染指定病院はありません。

そこで、次の点についてお聞きします。

仮に、感染者が発生した場合は、市の対応はどうなっているか教えてください。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 お答えいたします。

基本的には、保健所に連絡が行きまして、保健所で、どの市町村で発生したかというのを、どの程度、公表するかというのは、まだちょっと不明なところがございます。先日の仙台市さんは、仙台市が保健所設置市でございますので、仙台市の保健所を通して発表されたというふうに理解してございます。

仮に、市の公共施設等で発生した場合は、直ちに消毒等をする準備はしておるところでございます。以上でございます。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

あと3つほど教えてください。

新型コロナのPCR検査ですが、全国医師会は、全国調査を進めると2月26日公表しました。

塩釜地区二市三町のPCR検査はどう進めるのか、もし、おわかりになっていれば教えてください。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 お答えいたします。

その辺も、国、県の指導に基づきまして、市は対応せざるを得ない状況でございますので、  
当市としてお答えする内容はございません。

○西村委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

小中学校の休校に伴う子供の学習の件とか、心理ワーカーとか、そういう専門職の対応とか、  
あと、保護者の皆さんへの対応、そういうのはどのようにお考えでしょうか。

それから、学童保育は、一日、朝から夕方までやるという連絡を受けましたが、本当にい  
うか、どの学童保育でもそれは大丈夫でしょうか。念のため教えてください。

○西村委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それではお答えいたします。

新型コロナウイルス対策ですけれども、本日から春休み前まで臨時休校としております。そ  
の間、各学校で児童生徒の安否確認、健康観察を、基本的に電話を中心に、あとは、家庭訪問  
も入れながらやる予定としております。

また、子供たちの家庭学習については、先週金曜日ですけれども、急遽準備して子供たち  
には指示しておりますけれども、足りない分等については、家庭訪問等のときに追加して課題を  
与える等で対応していきたいと考えております。

心理ワーカー等については、今後、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブについてのご質疑についてお答えいたしま  
す。

本日から、朝8時から夕方6時まで、また、延長の時間帯は6時半までということで、毎日  
開級しているところです。以上です。

○西村委員長 済みません、時間になりました。

ただいま、長峯保険年金課長より、先ほどの答弁漏れについて発言したい旨の申し出があり  
ましたので、これを許可します。長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 それでは、先ほどの辻畑委員にお答えいたします。

先ほど、子ども医療費助成事業の対象人員というふうなことでお尋ねになったかと思うんですが、平成30年度末で5,907名、それで、今年度、令和元年9月1日現在というふうでしか今現在、手元にございせんが、このときの助成人員5,736人というふうなことで、少子化の影響を受けまして、若干ずつ減少している傾向にございます。以上にございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時21分 休憩

---

午後1時15分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 志子田でございます。私も何点か予算案について質疑させていただきます。

一番最初に、資料番号ですが、当初予算案の概要ということで、「それはだめだよ」「資料じゃない」の声あり）これは資料じゃない。わかりました。

資料No.14の32ページ、34ページ、36ページあたり、予算案の総括表と、それから歳入の比較表、歳出の比較表、性質別比較表と出していただきました。この一覧表を見ると全体的な流れがわかるということで、ここの中からご質疑いたします。

それで、今年度の予算、どのような特徴があるかということで、私なりに、32ページのところでございますけれども、ふえたところ、減ったところ見ながら、比較のところで見させていただきます。それから、34ページのところでいくと、議会費がちょっとだけふえて、衛生費がふえて、予備費がちょっとふえて、あと残りはマイナスということで入っております。大体前年度から10%減ということなので。

それから、36ページに行きますと、人件費は会計年度任用職員報酬などがあって、多少、7.5%ふえていますけれども、ほとんどの事業で大体マイナスということで、大体昨年度から1割減の似たような予算かなと思うんですけれども、当局としては、今年度、令和2年度の予算について、全体的にどのような考えを持っているか、その辺のところを概括的に特徴を述べ

ていただきますと結構かと思しますので、よろしくお願ひします。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 令和2年度の予算ということでございますが、市長が施政方針で述べておりますとおり、子育て・教育分野に総力を挙げていきますこと、それから、復興の完遂、それから、重点課題に向けて産業・門前町・浦戸再生、それから、公共施設の対策ということで、子供からお年寄りの方まで、全ての市民の皆様の笑顔が花開くよう、未来への種をまき、新たな塩竈の創造に向けて取り組みますということが施策的な特徴ということでございます。

予算でいいますと、一般会計でございますが、231億2,000万円ということで、前年度と比較し、26億3,000万円の減ということで10.2%の減ということでございます。これは、主に、浦戸地区の復旧復興事業、それから、海岸通地区震災復興市街地再開事業費が減となりましたほか、下水道事業会計あるいは北浜地区復興土地地区画整理事業、特別会計におきます復興事業に対する操出金などによりまして大きく減となったものでございます。要するに、今年度につきましては、復興が一定程度見えてきて、予算的には通常ベースに来年度以降なっていくという姿がはっきりと見えてきた予算ではないかと思ひます。

また、歳入では、法人税割の関係で市税が3,000万円ほど減額したということ。それから、昨年度、消費税が引き上げとなりましたので、地方消費税もそれに伴い増加してございます。

また、地方交付税、それから、国庫支出金、繰入金につきましては、今、申し上げましたとおり、震災関係で大きく減じているということでございます。これは、歳入歳出ともにそういった特徴になるということでございます。

また、先ほど、性質別の人件費につきましては、委員がおっしゃっていただいた会計年度任用職員の増加分というものを、今回計上させていただいたというのが全体的な特徴でございます。よろしくお願ひします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。全体的な説明いただきました。全体わかって個別に聞かないと、見落としがあるといけないと思ひまして、私は、毎年、全体的なことを予算委員会で聞かせていただいております。

それで、今の予算表からちょっとだけ、今回のコロナを予想していたかのような予算配分になっていたんじゃないかなと思ひまして、お聞きしたいと思ひます。

今の資料No.14の34ページなんですけれども、ここでふえているのが、歳出の目的別でいうと、

1 番の議会費と 4 番の衛生費と 14 番の予備費なんです。予備費もふやしていただいて、4 番の衛生費もふやしていただいたということは、何かコロナを予想して、もうとってくれたのかなというふうに思ったりもするわけですが、こういう新しい事態に対しては、この予備費は令和 2 年度の予備費ですから、今やるとすれば前の年の予備費を使うことになるかもしれませんが、その辺のところの考え、どのように、コロナ対策とかの予備費の質疑なんですけれども、予備費はお使いになるのか、その基本方針だけお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 新型コロナウイルス対策関係の予算措置ということでご質疑いただきました。

まず、今年度につきましては、今後、通常は、例年使用すべき額を、予備費からどのぐらい支出になるかということ算定してございます。そうすると、680万円程度がそういったコロナウイルス対策に使えるのではないかとということで、今、試算をしているところでございます。当然、新年度につきましても、500万円程度ではございますが、最近、自然災害等が頻発しておりますし、塩竈でも大きな災害、直ちに対応しなければいけない歳出等がふえるということが予想されましたので、500万円増額させていただきました。その時点では、新型コロナウイルスというふうな対応までは想定はしてございませんが、当然、優先順をもって、その予算にも使える予算ということでございますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そうですね、そういうふうに予備費までやっぱり確保いただいて、あらゆるものに対応していただきたいと思います。

きょうの午前中、第 1 番目に、我が会派の阿部委員が、このコロナの塩竈市の対応についてお尋ねしました。そして、小学校の給食ストップなったりするから、保護者の関係はということもお聞きしたんですけれども、もう一つ心配なのは、給食を用意している事業者です。材料代とかみんな、そういう補償なんかは、これは国からの要請でなっていることだから、最終的には国で責任をとってやるということなんでしょうけれども、でも、実際に、塩竈の関係業者の方、直接困るわけでございます。これから、どのようにそういう方の補償なんかも考えていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 答えいたします。

給食に関して、食材の部分でございますが、納入業者については、既に金曜日の時点で、臨時休校に伴う給食を停止するというお話をさせていただいて、そちらの損失の出ないような、こちらから事前に発注するというようなことがないような取り組みをさせていただいております。

あと、給食をやっている委託業者、調理業務をやっている事業者においては、まず、今回臨時休校になるという内容をお話しした上で、今後、働いている、委託業者として調理人として働いている方もございますので、そういった方の対応を含めて、委託料等については別途協議をしていきたいというふうに考えております。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。材料代だけでなく、働いている方の人件費のこととか、そういうのがこれから、今は市から要請した件でなっておりますが、市から要請したものとも関係なくても、いろいろ、このコロナの関係でいろんな業種のところが、もうコロナ不況とも言うべきような事態がこれから予想されますので、そういうことに、市でもいろいろ手当てをできるものをお願いしたいと思っているところでございます。

それで、市とすれば、経済的な影響も、健康的な影響も、両方考えなくてはならないと思うんですけれども、まず、経済的な影響としては、経済支援の関係で、資料No.10の134ページに、中小企業振興預託金4億円、それから、小規模事業者サポート補助金600万円とか、いろいろ市内の商売されているところに、市としてのバックアップできるような予算ができていますけれども、まず、この振興資金預託金のところで、ほかの委員も質疑されたこともあったんですが、まず、この預託金と、それから、保証協会との関係、この辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 中小企業の振興資金の預託金ですが、まず、市で、市内の金融機関に対して預託をして、それを原資に、1事業者当たり2,000万円を限度に中小企業振興資金の融資ができるということになっております。

保証協会との関係でございますが、この融資につきましては、保証つき融資ということで、保証協会の承諾を得て、万が一、返済できなくなったとかの場合には、保証協会で保証するということになっております。

市といたしましては、保証料、融資の際の保証料につきましては、通常であれば2分の1の補



給をしているというものでございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 2分の1の補給で4億円もかかるんですか。もう少し、ちょっと、何で保証協会がないと借りられない。それから、この4億円というのは、ここの分に使うことです。それから、保証協会さんの、今、2分の1と言われましたけれども、じゃあ、つukれないときはこうしますよとか、何か、どういうバックアップ体制があるのか、その辺の融資の関係で、関連してお聞かせ願いたいと思いますけれども。お願いします。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 失礼いたしました。

まず、ちょっと、市で各金融機関に預託をするということで、「協調倍率」というのがありまして、協調倍率10倍ということで、40億円までの融資を、市内のこの振興資金の融資を使って、事業者の皆様が1事業者当たり2,000万円の融資を受けられるという制度でございます。

この4億円につきましては、毎年の預託の元金ということになりまして、保証協会の保証付きの融資ということで、何ていうんですか、返済できなかつたときに、その返済の残金については保証協会保証する、弁済すると。代理弁済というんですか、そういうものをするということで、そのうちの一部につきましては、市でも負担しなきゃいけないということなんですけれども、そのような、事業者の皆様が、設備資金だったり、運転資金、このようなものが不足になった場合に融資をするというものになってございます。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。ちょっとなかなか理解しにくい。

別な質疑の仕方にします。

この4億円というのは、貸付金と書いてあるんですけども、これはどういう形で、最後に塩竈市に戻ってくるルートになっていきますか。その辺、お願いします。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 こちらにつきましては、年度当初に、各金融機関の融資の1月末現在高、この振興資金の、それをもとに4億円を市内の金融機関に分配して、預託をして、年度末にそれを一旦返済してもらおうということで、まさに、本当に、融資の原資となるものということでの預託ということでございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 そうすると、今、ことし中にと、前の年度のと言われたんですけども、この資料No.10の予算説明書によると、そうすると、今の課長の説明だと、中小企業資金預託金の今度入ってくるほうの収入のところも、どこかに書いたところあったら、その辺で説明いただくとわかりやすいと思うんですけども、お願いします。

○小高副委員長 いいですか。高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 失礼いたしました。

資料No.10の30ページになります。30ページの上から3段目に、中小企業振興資金預託金元金ということで4億円があるということなんですけれども、こちらが年度末に、その預託したものが戻ってくる収入分ということになりますので、一般財源の持ち出しはないということになります。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そういうことで、市のこの財源使って、銀行さんに借りやすくする、保証協会に保証していくような制度に積極的に応援して、銀行からの融資を借りやすくなる制度を塩竈市で応援していると、そういうことですから、こういうものはうんと必要だし、それで、今、今回の予算案では4億円なんですけど、こういうものが、これから、もし、コロナ不況というものが出てきますと、こういうものは4億円だけでは足りなくなるような気はするんです。ですから、そういうところを、補正予算ということになるんだろうとは思いますが、これからの考え方として、どういう方向で市内の事業者の方にバックアップしていくか。こいつをあと3倍くらい市でやるからねということになれば、安心して市の事業者の方も融資、保証協会からつけていただけるから、それつけていただかないとできないわけでしょう。だから、その辺の保証協会の保証を、市でどのようにこれからバックアップしていくか、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 物すごく重要な視点ですので、私からお答えを申し上げます。

現時点で相当な、前にもご答弁させていただきましたが、市役所の各部長に指示を出しまして、それぞれの所管の業界について、今、どういう状況か話を聞くようにということでお願いをしました。その上で真っ先に、まずは相談窓口を佐藤産業環境部長に設けていただいて、今なお、いろんな業界の皆様方からの情報収集をさせていただいております。その上で、きょう発表できればと思いますけれども、塩竈市と商工会議所、あとは、塩竈の金融協会、そういっ

た皆様方に、実は、もう相談をしております、景気対策の連絡協議会をつくらせていただこうと。その上で、近々、ハローワークの所長さんともアポイントがとれておりますので、雇用の部分においてもいろんな連絡を常に持ちながら、対応させていただこうというふうに思っております。

相当厳しく認識いたしておりますので、こういった、ある意味では、わかりやすくいえば、後ろ向きな融資というのは、市内の金融機関はなかなか厳しいだろうと。そうなったときに、保証協会づけの保証を、なるだけ皆様方に、年度末の資金需要に向けても借りやすく、または、その保証料の一部をまた市で補填できないか、金利の一部負担を市でできないか、県と協力しながらできないか、そういうシミュレーションまで、今、市役所の庁内で検討させていただいておりますので、まずは、市中の産業界の皆様方に、そういう形で市として対応させていただくスキームを考えている最中でございますので、いろいろ皆様方におかれましても、いろんな情報を聞いたら、市にどンドン意見、具申をしていただくようお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。質疑のしがいがありました。もう既に、市では準備して進めているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本当に、もう目前に迫っているというか、何しろ、貸すほうの銀行業界自体も、日本全国的に厳しい、低金利政策でどこも余裕ない銀行さんばかり、そういう状況でございますが、なかなか貸し付けが厳しいと。だから、そういうときこそ、公的機関がそういう資金をバックアップしてやらないと、どこも余裕あるところがないものですから、今、市長言われたように、もう市でも対策打ってあるということは、本当に心強いことでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、これに同じように、ちょっとかかわるのかどうかわかりませんが、資料No.10の72ページには、個人のこと向けで該当するんじゃないかなと思います。資料No.10の72ページの右側には、高額療養費貸付金とか、それから、生活困窮者自立支援事業費、自立事業費の場合は901万2,000円ということでございますが、こういうやっぱり事業者も経済的に下がってくると、雇われているほうの労働者にもやっぱり影響いって、働いている人も、例えばだけれども、日給制でやっているというような人なんかは、相当影響来ると思うんです。だから、そういう塩竈市民の個人へのそういう貸し付け制度みたいなものは、ここの生活困窮者自立支援事業に該

当するのかなと思うんですが。あるいは、そのほかにも考えられていることがあるのでしたら、企業向けのほかにもう一つ、市民への個人向けというのも考えていただきたいと思うんですが、どのような計画になっているのでしょうか、お聞かせください。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、生活困窮者自立支援のご質問をいただきました。

この事業につきましては、困窮者が生活相談に来た場合、生活福祉課に来た場合、生活保護ではなく、生活保護の前に何とか自立できないかというご相談で、相談事業が中心というふうになっております。

ただいまご質問ありました、お金の貸し付け等につきましては、実は、塩竈では行っていませんで、社会福祉協議会で、一時的な貸し付けという事業は行っているところです。以上となっております。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういうことですので、そうすると、社会福祉協議会にということだけれども、だから、社会福祉協議会にも元手がいっぱいなければ、そういうのに対応できない。ですから、塩竈市としては、社会福祉協議会にちょっと、今までの5倍か10倍くらいの枠をつくってもらって、そちらを通して、個人もそちらに相談してくださいみたいな、そういう親切な方法をとってやられたら、このコロナに、もし、なったとしても、塩竈市は個人へのほうも、市で考えているから安心だから頑張ろうというふうにやれると思うんですけれども、立ち向かっていけると思うんですけれども、何もないと、心配ばかりするとかえって病気になるといいますから、うまくないんで、そういう、もうちょっとその辺のところも具体的に、社会福祉協議会ばかりじゃなくて、もう臨時に、コロナ対策資金と、資金というか、生活資金というようなことで、そういうことで、本当に頼らなきゃいけない事態が来るかもしれないから、準備というか、そういう窓口というか、それは必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小高副委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 委員のご心配の源というのは、例えば、今回のコロナの関係で経済が少し落ち込み、そうなったときに雇用が一度途絶える、そういったときに生活が困るという趣旨でのご質問かと存じます。

この件につきましては、さきの内閣総理大臣の記者会見のときにもありましたけれども、国でも、今週中にそういう事業への支援策、あるいは、学校休みになることによって、どうしても家庭に戻られなければならないような保護者の方々に対する支援、そういったものも含めて、今週ぐらいをめどに新しい支援策というのを構築し、発表するという事は言われているところでございます。

私ども、産業環境部でも、やはりそういう、雇いどめとか発生してしまうと一番やっぱり困るねというところはあるんですけども、そういった部分に対しても、雇いどめをしなくて、一部その分の資金悪化した部分は補給するような仕組みとか、そういったのも、ちょっとうわさの範囲ですけども、ちょっと出てきているというところがございますので、まずは、そういった国の動きというのを見定めさせていただきまして、出たところは見逃さず、さまざまな、商工会議所さんとか、先ほど市長申しました金融協会さんとか、そういったところと協調しながら支援の形を構築してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。期待しておりますので、次へ方向は大体見えているでしょうから、皆さんも準備も整っているし、やられると思うので、きめ細かに市民サービスを行えるように、よろしく願いしたいと思います。そう思って聞きました。ありがとうございます。

また、次の質疑ですが、資料No.14の36ページのところに戻りまして、ここから、36ページ見ますと、比較のところ、ふえているところが扶助費、これが、前年46億円が、本年度で49億円です、大ざっぱに言って。比較で2億7,920万2,000円と予算をふやしていただいております。この辺のところの一番の原因というか、この辺のところ、ふえたんだと。ことしはこういうところふやしたから安心ですよというところ、お聞かせ願えればと思うんですが、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 扶助費が増額となりました主な理由でございますが、昨年10月から、幼児教育・保育の無償化の国の制度がスタートしてございます。今年度、扶助費として、施設型給付費等支給事業で1億1,000万円ほど、それから、同じ関連で、施設等利用費等支給事業で1億8,000万円ほど増額しておりますので、この増額が扶助費の前年度比較で、主な増額要因ということでございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 わかりました。ありがとうございます。新たな制度ができたということで。

それと、扶助費というか、市長の施政方針では、冒頭に、社会保障費の増大を危惧しているというようなことをございましたので、その辺のところから、具体的には、資料№.10の98ページに生活保護扶助費ということが書いてあります。11億3,853万円。資料№.10の98ページです。

それから、生活保護の医療扶助というのが5億6,700万円で、その中でも、このところが相当、毎年うんとふえ続けて、あの膨大な金額になっているので、この辺のところの最終的な医療扶助費がかからない方法を考えていかないと、どんどん膨れてしまって、ほかのところの政策に使える予算が少なくなってしまう。ですから、このところの増加しているところ、どこかで下のほうに向けるような政策が必要だと思うんです。ですから、そういう医療費についてはかからない。その前の健康を保持するほうにを使って、医療にかからないようなことをやっていかないと、これはこのままでずっと伸び続けて、ほかの予算で使えません、道路も直せませんということになるとうまくないので、この辺のところのどこかにブレーキかけなきゃいけないと思うんですけれども、何か、そういうことは、この98ページの生活保護費医療扶助、まず、何でこんなに毎年ふえているのか、その辺のところの主なる原因をお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいま、生活保護費の医療扶助費についてご質疑いただきました。

制度的には、この医療扶助費、本来は、国民健康保険等であれば3割負担、あるいは、7割が保険者というような制度でございますが、この生活保護につきましては、100%こちらの医療扶助で支出するといった事業となっております。

過去の例を見ますと、これまで約5億円から6億円くらいで推移していたものの、今年度につきましては、約6億8,000万円くらいはちょっと見込んでいるところでございます。ただ、その年によって高齢者が、かかる原因としましては、例えば、がん患者あるいは透析の方等が多くなっている場合、あるいは、一時的に救急で脳梗塞起こして運ばれてきて、そうなりますと、多いときでは、本当に500万円からそのくらいが1カ月でかかってしまうという部分ありますので、結構、その年によって前後するところでございます。

ただ、傾向としましては、大体、生活保護の6割の方が高齢者といった部分でして、ここ何

年かは、やはり高齢者、大体70歳くらいが一番医療費がかかるといわれている年齢なんです、その方が非常に多い状況でして、こういった形で伸びていると。ただ、一方では、この医療費も削減しなければならないということで、今年度から医療費分析というのを始めていまして、なるべくかからないよう、あるいは、事前に抑えるような予防策なんかもできないかということで努めているところです。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。本当に悩ましい問題なんです、質疑するのは簡単だけれども、実際に解決するのは本当に、非常に難しい問題だと思います。究極的には、健康維持のほうにうまく導いていければいいかなと思うんですが、どうやったらそういうように市民の方に協力してもらえるか、そのように頑張りたいと思います。

次のことを聞きます。

資料No.10の、別なこと、8ページで、地方消費税交付金のことについて、これも午前中、阿部委員が質問されたんですが、私も毎回、消費税絡みで聞いているものですから、今回も聞きたいと思います。

それで、8ページに、普通交付税、それから特別交付税、いろいろ……5ページだね。5ページの地方消費税交付金の右側に、通常分と引き上げ分ということになっています。それから、5ページのその下に、充当事業というのが8ページにかけて、いろんな事業費が名目書いてございますが、この辺の地方消費税交付金に対する使い道の内訳ではないかと思うんですけれども、その辺のところの関係の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 国が実施いたします地方消費税引き上げの考え方というか、財源、それに伴う市の予算計上ということになりますけれども、国では、社会状況の大きな変化を踏まえまして、社会保障の充実、安定のため、社会保障改革とその財源の安定的確保、それから財政健全化を同時に達成するために、税制の抜本改革を一体的に行うという、いわゆる、先ほども申し上げましたけれども、社会保障税一体改革というものに取り組んでいることがございます。その中で、地方消費税率の見直しというのが行われております。

それで、先ほど申し上げましたとおり、5%から8%に上がったところを境に、その引き上げ分につきましては、きちんと社会保障財源に手当てするということが明確に決められたところでございます。具体的には、年金、医療、介護、それから少子化施策等の経費ということで

ございます。

こういったことで、塩竈市としては、予算書に記載の事業費の一般財源として、その財源を活用させているということを明示させていただいているということでございます。よろしく願います。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。何か、消費税が最初3%導入したときは、国の財政危機に対処するためと言っていたんですけども、だんだんだんだんに、社会保障費がふえたからということで、最近はそのような、目的が変わってきているようでございます。

それで、ここを見て思うには、そうはいつでも、お金に色ついているわけじゃないんだから、どうやって区分するんですかと。そして、8ページのところで、具体的にいろんな事業書いてありますけれども、この辺のところ足すと11億7,450万円になるものなのか。どっちの分、何ぼ分、この右のほうに説明入れなきゃいけないのか、その辺のところをお聞きしたいんですけども。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 資料No.10の6ページのところに、説明の欄に、通常分が5億3,968万9,000円、それから、引き上げ分として6億3,481万1,000円という記載をさせていただいております。この引き上げ分、6億3,481万1,000円の内訳が、下の事業の合計ということになりますので、よろしく願います。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。だから、そいなく言われると、そいなく振り分けしなきゃないし、大変ですよ。

それで、この11億7,450万円というのは、入ってくるの確定している予算金額ですよ。確認しますけれども。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 これは、令和2年度当初予算ということになりますので、確定ということではなくて、先日、ご説明しました、この辺の交付金関係は、宮城県から、およそこの額でしょうという通知額で示されてございますので、市としては、その額をもって予算計上とさせていただいておりますので、これはあくまで見込み額で、ふえるかもしれませんし、減るかもしれませんという増減が含んでおる予算ということでございます。



○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 そこなんです、心配しているのは。だから、あくまでも見込みだとすると、そうすると、この右側に書いた事業も、引き上げ分の6億3,000万円の充当事業するよと言って、もし、消費税が集めてみたら10億円しかありませんでしたということになったら、じゃあ、こっちの事業も10億円だけにするのすかって、その辺のところ聞いているんですけども、お願いします。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 その辺、大きくは、まずは、地方消費税につきましても、交付税を算定する際の基準財政収入額ということでも算定されておりますので、大まかに言いますと、75%が基準財政収入額として組まれますので、一定程度、減額された75%につきましては、まず、地方交付税で手当てされるという可能性があります。それでも不足する財源につきましては、先般からご説明申し上げておりますが、本市は、財政調整基金と、そういった不測の事態に用いる調整金を持っていますので、その辺で財源を手当てしていく等々の対策を練っていくということになります。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。本当に、当局、頭、悩ませますよね。そういうことです。ですから、私、最初に言いましたけれども、お金に色ついていないので、なかなかやりくり難しい。だから、社会保障に使えといっても、もっともっと難しい問題なのではないかなということだけは申し上げておきたいと思います。そう思って聞きました。

次に、別なことを聞きたいんですけども、資料No.14の資料をいただきましたので、具体的な事業から聞きたいと思うんですけども、49ページに、公共駐車場のことが書いてあるんで、そこから、資料No.14の49ページ、塩竈中央公共駐車場の運営管理についてということで説明していただいた、このまま、この説明のとおり順調にいけば、将来、公共駐車場の運営も順調に黒字会計で進むものと思われませんが、現に、前の駐車場のときは赤字問題で、相当皆さん苦しんだものですから、そういうふうにならないようにということだけ、うまく計画立てていただきたいという気持ちが一つあって、聞きます。

それで、この4番目の駐車場の予算措置のところ、定期貸し駐車で、マンション入居者47台分予算ということで計画されているんですけども、この辺のところ順調であれば、多分この事業はうまくいくんじゃないかなと思うんですが、現状のところ、どのような予想をされ

ているでしょうか。最近の数字を教えてください。お願いいたします。

○小高副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 塩竈中央公共駐車場についてでございます。

まず、駐車場につきましては、3月30日のオープンを予定しているところでございます。

歳入の大きな部分であります定期貸し駐車につきましては、こちらに記載のとおり、今のところはマンション入居予定者の方に47台借りていただけるという予定になっておりまして、予算も564万円ということで、この部分については確実ではないかと考えております。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。その辺のところ、もう供用開始まであと短いですから、もう契約も大体進めているから数字が上がってきて。ということは、47台確実だという、今、課長からですから、そうすると、マンションの入居者も確実に、駐車場ばかりでなくて、入居者のこともあわせて聞きたいと思うんですけれども、好評にうまく売れている、販売されているということなんでしょうか。その辺、いいでしょうか、聞いても。

○小高副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 海岸通1番2番地区再開発組合の参加組合員のお話ですので、ちょっと、私のほうでご説明させていただきます。

データがちょっと古いんですけれども、2月18日時点で、販売戸数58戸中57戸は、もう売却済みということでございます。1件も商談中ということでございましたので、近く完売されるのではないかと考えてございます。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。今の話を聞いて、順調に塩竈のマンション、心配されている方もいたと思うんですけれども、今ので、順調にいつているんだな。何かやはり、最近、マンション、いろんなところで、宮城県内では、名取市に行くと6,000万円ぐらいが当たり前の値段だと。安くても5,000万円だと。そうすると、塩竈市は割安、仙石線の駅前の割には割安じゃないかということで、これがうまく販売できたんじゃないかと言う人もいます。そういう状況だと思って。

そうすると、そちらのマンションもいっぱいだし、そうすると、塩竈中央公共駐車場もずっと使っていただけるということになれば、将来の塩竈中央公共駐車場、これ、どちらの会計に

なるかわかりませんが、その会計は順調にいくという予想が立ちますので、ここについてはよしとするところがございます。

では、別なほうも聞いてみたいと思います。

資料No.14から、53ページと38ページ、53ページ見たほうが早いかな。市道整備事業について。これも、ほかの委員の方が聞いたんですけれども、この中で、私、何回か一般質問では聞いておるんですけれども、塩竈市内の側溝の整備が相当おこなわれているんじゃないかと。道路もそうだけれども、側溝もねということで。そうしましたら、今度の予算に、54ページの図のように、側溝に関しては市道3カ所、事業計画に早速入れていただきました。本当に速攻だね。入れていただきましたので。この辺のところ、ほかにもいろいろあると思うんですけれども、この側溝以外にも。ほかのところもちょっと急いで、速攻でお願いしたいと思ひまして聞きますので、どのようなことしの計画、それから、これからの考え、よろしく申し上げます。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 答えいたします。

こちらの市道整備事業につきましては、5カ年計画をもちまして、今現在、清水沢3丁目、赤坂、大日向地区ということで、年次計画をつくって整備を行っているところがございます。

また、少ない金額ですけれども、単独事業でも、一部、藤倉地区についても、老朽化した側溝整備を行っておりまして、順次、計画的に進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 建設部にも期待申し上げますので、よろしくお願いいたします。

別なことを聞きます。

資料No.10の124ページの松くい虫事業でございます。資料No.10の124ページ、これも心配している事業なんです、結構大きな予算つけていただいたんでないかなと思ひまして、ことしの松くい虫対策事業のことについてはお聞かせ願ひたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 委員ご指摘のとおり、124ページでございますとおり、令和2年度につきましては、対策事業費として1,387万9,000円措置しました。

この委託事業の内訳については、マツクイムシに食われた松を切る伐倒駆除、あとは、地上での薬剤散布や、あるいは予防のための樹幹注入といった事業内容になります。伐倒駆除につ

きまして、約二百数十本を伐倒する予定でございます。

ちなみに、宮城県内のマツクイムシの罹災状況、平成7年か平成8年にピークでして、それが今、下降線に向かっています。東日本大震災の際に、一旦、なかなか手がつけられなくて、また復活するというような兆しがあったんですけども、震災以降、各市町の取り組みが実りまして、また減少傾向に向かっているという形になります。

本市におきましては、一定程度、5カ年程度の計画を立てまして、年間200本から300本くらいの伐倒を行い、5年後ぐらいには一定程度収束、根絶まではいきませんが、かなり被害を食い止めることができるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 あわせて、この資料No.10の128ページには、浅海漁業振興費が343万円になっております。具体的には、どのようなものに使えるのか。

また、最近、新聞紙上で、磯やけ状態が問題にされていますが、塩竈市の状況はどのようなのかお聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お尋ねの浅海漁業振興費の主なものですけども、128ページの第18節の下段にあります、浅海養殖漁業振興対策事業補助金という形で、四単協で組織しております浅海振興協議会の、いわゆるアサリの稚貝の放流とか、あたまっこカキの試験栽培といったような、単協さんが取り組む事業についての補助が主な状況となっております。

後段の磯やけの状況でございますけれども、担当として把握しておりますのは、東日本大震災以降に、海の環境がかなり変わったということで、顕著なのが、女川から釜石までの海域において磯やけが顕著になっていると。それで、ウニが大量発生しているんです。ウニがそのワカメとか昆布を食べて、本来とるはずのアワビ、あるいはサザエといったものに影響を受けているという情報は得ております。

なお、浦戸地方地区におきましては、もともとアワビ等の、天然のアワビを採取するような漁業が、余り、三陸ほどは行われておりませんので、特段、今のところ、磯やけによる影響というのは、漁協関係者からも聞かれておらないという状況でございます。以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。いろいろ考えて、全般的に予算を使ってもらっていますので、よろしく願います。

それと、まだ大丈夫だと言われても、今から用意しておかないと、そういうものに対して、何年か前に北海道で磯やけになってホタテが全然とれなくなったときに、塩竈市のある企業がそういう、昆布のための種つけを用意したということもございますので、そういうものはいろいろ活用してもらいたいと思います。

以上で終わります。

○小高副委員長 曾我ミヨ委員。

○曾我委員 新市長のもとでの新年度の予算ですので、私からも幾つかお伺いしたいというふうにあります。

まず、議案第17号ですが、市役所正面玄関先にあります証明書の自動交付機を3月31日をもって廃止するということについてです。

それについては、資料では、資料No.17関係もありますし、資料No.14の関係では5ページ、17ページではどれぐらい自動交付機を利用しているのかということもありましたので、資料を求めておりますが、これでは20ページにあります。20ページを見ますと、資料No.17の20ページです。自動交付機でとれるものは4つだけだということになるわけですが、そういう点で対比をしてみますと、窓口が、3万9,716件の83.8%が窓口だと。コンビニエンスストアでとれる、とれると言ってきたわけですが、コンビニエンスストアで利用されるのはわずか0.2%、1,006件だけだと。こういう状況の中で、もう廃止するんだと。当然、コンビニエンスストア利用者がどんどんふえて、もう交付機要らなくなったよという中での廃止するんならわかるんだけど、そんなにふえていないと。むしろ、自動交付機があつて、窓口の混雑を避けて取り組んできたのに、なぜ、今回こういう状況の中で廃止するんだらうかと。

機器のことも言うておりますが、この基本ソフトのサポートの期間はいつまでになっているんですか。

○小高副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

基本ソフトのサポートにつきましては、もう既に終了しております、何ていうんですか、だまじだまじ使っているような状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 だまじだまじでも、今回の広報の中に、こういうピンクのチラシが入っていましたけれども、やっぱり、本当に個人ナンバーカードが普及してというんであればわかるだけ

ども、この背景には、やっぱり個人ナンバーを促進させようという国の流れに基づいて、自治体もそういう動きになっているのではないかと思います。

それで、何か、混雑、繁忙期を避けるために、何か番号を配付しますよと言っていましたけれども、銀行に行きますと番号とるのありますよね。ああいうものをわざわざ、そういう機械を入れて対応するのか。人をもっとふやして対応するのか。やっぱり3月、4月というのは、引っ越しとか、転居とか、いろんなことがあるわけですが、もう少しだましまし、5月か6月ぐらいまで使ったっていいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小高副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 お答えいたします。

今までも、何ていうんですか、業者さんの、ことしも本当は9月とかで、去年の9月ぐらいでやめる予定もあったんですけども、何とか今年度いっぱいということで延ばしてきた部分もございまして、設置をしている業者から、もう本当に消耗品がないとか、やっぱりセキュリティー的な部分での確保というのがちょっと困難だということで、3月をもってというようなお話でございました。

また、新しい機械ということでも、うちで各業者とかに伺った部分もあったんですけども、もう既に、この自動交付機をつくっている会社がないということで、そういうようなお話もございましたことから、今年3月をもって廃止という運びとなりました。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 窓口の対応というのは、どのようになさるんですか。

○小高副委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 済みません。答弁漏れがございました。

窓口の対応につきましては、委員のご指摘のとおり、銀行のような、ボタンを押して、紙をとって、順番を待つようなという部分につきましても、実は、内部で検討している部分もございまして、これからの3月、4月、転入・転出が多くなる時期でございますけれども、例えば、土日も開けてそういう受け付けをすとか、平日も時間を延長して、転入・転出者の方に不便にならないような形で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 職員の皆さんも大変ですよ。本当に、新年度の始まる事業もあわせてやらなきゃいけないのに、そこにも人をやらなきゃいけないんだという状況になるんだと思います。そういう点で

は、だましまし使えないのかと、落ちつくまでできないものかと思いました。

それから、一つだけ指摘しておきたいなと思っているのは、今、きょうから参議院、国会始まって参議院やられていきますけれども、政府では、スーパーシティ法案を通そうということです。これは何かというと、人工知能、AIと前から言われていますけれども、こういういろんなデータを全部、流通というのか、つながっていくというシステムにしよう。キャッシュレスだとか、マイナンバーカード決済機能のひもつき、ネットを通じた遠隔医療、ドローンによる薬の配送、地域交通の自動走行化、習熟に応じた遠隔教育の本格的導入、こういったものがスーパーシティということらしいんですが、やっぱり専門家は、こういった医療から何から全部つながるといふことについては、大変、情報漏えいについて危惧をされております。国や自治体、警察、病院、企業が、今、別々にいろんなものが処理されているわけだけれども、これが一気につながっていくということで心配されています。

基盤整備の実施主体となった民間企業などが、国や自治体に、それらの機能が保有するデータの共有を求められることができるという、こういうことになります。大量の個人情報と顔の認証というんですか、マイナンバーとの結びつきが強化されれば、住民に対する管理、監視にもつながり、プライバシーも、人権の視点からも、非常に問題があるということで指摘されております。

だから、このマイナンバーについても、いろいろとこういうチラシ見ても、ぜひ、マイナンバーつくってカード化してくださいよって一生懸命チラシつくってきますが、やっぱり、そんなに進むとは思われません。やっぱり危険だからです。そういう点のことをまず指摘しておきたいと思います。

それから、次に入ります。

一般会計に関して伺いたいと思っております。

1つは、私ども共産党市議団は、前市長時代から、職員の定数削減、やり過ぎはだめだよということを指摘してきた関係がございます。それで、職員の条例定数とか、配置数について、資料を出していただきました。資料No.16の9ページになります。これを見ますと、条例定数に対して、定員管理表、目標は少なくなって、令和元年度より新年度では配置数がふえています。市長部局の職員、条例定数では366人、配置見込み数は344人。前年度よりプラス13人になっています。前段でいろいろ、今まで組み込まれていなかったことも、いろいろやるからだという話もありましたけれども、そういうふうに若干はふえている感じがします。少ないのは、水道

事業と選挙管理委員会で、それぞれ定員管理よりも1名少ないという状況です。

それで、聞きたいのは、行財政改革推進計画にかかわって、前市長時代の、やっぱり定員適正化を目標にしながら、どんどん削減するという意図が、佐藤光樹市長のもとでも引き継がれている定員適正化というか、そういうものになっているのかということだけ、まずお聞きします。

○小高副委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 現在の第4次の行財政改革推進計画は、平成30年4月に制定させていただいたものでございます。実は、東日本大震災の復興期間が最終年度ということもございまして、基本的には、今現在は、その定数計画のまま進めておりますけれども、そういった中で、震災復興が一段落ついた中でどうなるかという検証は常に行っておるところでございますけれども、特に大きな変化でございまして、そういったことを見据えながら、またそういったものの随時、逐次の見直しというものは、当然並行して行っていこうと考えております。今のところは、基本的には平成30年のものが動いているということになります。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。特に、大きな変化はなく、前年度を踏襲して取り組まれていると。今後、いろんな政策の中で、それは、でこぼこは出てくるのかもしれませんが、そういうことはわかりました。

それで、今年度から変わるのは、今度、今までの臨時的任用職員、非常勤職員の関係が、会計年度任用職員に変わると。これは、資料No.16の3ページに、下のほうに、621人ということになっております。

それで、会計年度任用職員に変わるんだから、今、市役所で働いていらっしゃる臨時的任用職員とか、非常勤の方々には、丁寧に早くから説明すべきだよってことを言ってまいりました。それで、最近、若干応募を求めるチラシが出たりして、それぞれ部局ごとによって出されているのは違うようではありますが、それで、やっぱりきちんと早く説明して、公募をちゃんとやらないと、自分がこの会計年度任用職員から落とされた場合に、次の就職を求めるという関係で、やっぱりそういう点では早くしなければならなかったのではないかと思います、それでも今、現在、進行しているでしょうから、現在、どうなっているのでしょうか。621人と書いてはございますが、どうなっているのでしょうか。

○小高副委員長 川村総務課長。



○川村市民総務部次長兼総務課長 会計年度任用職員についてでございますけれども、まず、12月定例会で条例をお認めいただきました。その後、現在、お勤めの方々、非常勤の職員、あるいは臨時職員の方々の説明会を5回に分けて行っております。

また、具体的な応募に関しましては、1月の段階から徐々に具体的な雇用条件等も、今、お勤めの方についてはお示しをさせていただきながら、今現在、公募を行っている、あるいは、もう公募の上で採用の内定というようなところまで進んでいる状況でございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 大体、確保できそうな見通しなのかどうかという感じ、わからないんですか、そういうのは、まだ。よくわからない。どこまでいっていた。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 もちろん、全体的にはどの程度の確保率というような把握は行ってございませんが、現在、お勤めいただいている非常勤の方々等を含めまして、お声をさせていただく中で、一定の雇用確保は図れるものと見込んでございます。

また、今までもそうだったんですが、例えば、専門職の方々、保育士さん等募集をしても、なかなかというような部分は引き続きの状況と把握してございますので、なお、確保には努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、資料No.17の4ページ、この会計年度任用職員制度の施行に向けて、2つの資料を求めてきたわけですが、4ページです。業務補助員、行政職給表1級1号給、これ基本になると。それから、有資格者が1級24号給、保育士さんは2級1号給ということで、これは大体あらあら出されているんですが、例えば、業務補助員の中でも、大学卒業しているという場合には、この級号数が変わるのではないかと思うんですが、この辺はどうなりますか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村総務部次長兼総務課長 今、大学卒業というなお話がございました。

今回の会計年度任用職員の採用に当たりましては、いわゆる「学歴区分」というものは設けてございません。実際に、事務補助ということで従事いただく業務内容、こちらによりまして整理をさせていただいております。保育士とか、保健師等々、専門の資格をお持ちの方々、こういった方々につきましては、勤務の状況を含めて、一般的な事務補助という賃金水準よりも

高い水準ということで措置しているところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。

それで、資料No.17の2ページ、3ページの総務省の通知があるんじゃないかということを出していただきましたが、具体的に、3ページの3のところに、適切な給与決定ということが書いてございまして、私は、下段の部分が非常に大事なんではないかと。期末手当の支給と抑制を図ることだとか、期末手当を支給する一方で給料報酬について抑制することはあってはならないよということになっていますが、この辺はちゃんと守るんでしょうか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 前段、山本委員のご質疑にもお答えさせていただきましたが、今回、資料No.17の3ページの3番、給与決定に当たりましては、総務省からの通知等を踏まえて、まずは、給料ベースでは現給を保証するということが基本でございます。それに、今回、制度化されました期末手当につきましては、常勤職員の2.6月というものを基本としながら対応させていただいているところでございますので、ここでいいます、不適切だと申しますか、給料や報酬について抑制を図ることというところは、本市では一切行っていないと捉えてございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 その次の空白期間の点ではどうなのでしょう。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 会計年度任用職員については、いわゆる「会計年度」、4月1日から3月31日までの雇用というのが基本でございますので、ここに記されてございますような、例えば、保険の関係とか、そういうもので1日の空白期間を入れるとか、そういうようなことは、一切行ってございません。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 再度任用というのはあり得るんでしょうか。再度というか、1年、1年だとはいうけれども、再度、何ていうの、会計年度任用職員として入ってもらいと、3年とか、5年とかというのはあり得るんでしょうか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 基本は、会計年度任用ということでございますので、1年間

の任用ということになります。ただ、毎年毎年、公募を行いますので、その公募にご応募いただきまして、採用となりました場合には、例えば、2年目、あるいは、そういうことが繰り返されることによって、これまでの3年間、5年間というような、いわゆる上限、非常勤にはございました。そちらは運用面ではなくなるということでございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それでは、経験年数とかというのは加味されていくことはないんですか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 経験年数の加味ということでございます。

基本的には、1会計年度での任用ということでございますので、いわゆる経験年数の加味というのは、定期昇給に当たるような給料の格付になるかと思いますが、本市では、いわゆる昇給ということは位置づけてはございません。会計年度1年間の雇用ということで整理をさせていただきます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうすると、何年働いても、どんなに技術が上がっても、毎年毎年、同じな、何ていうの、収入が上がることなく、同じことを繰り返していただくと、何か希望も持てないのではないかと思ひまして、これらが、今後、この621名もの方々が市民の生活を担うわけで、その辺はよく話も聞くなりして、国の制度でやっておることもありますから、ぜひ、改善方も含めて取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

それから、障がい者の雇用、前、どなたか触れましたけれども、障がい者雇用もこの会計年度で採用しているところはないんでしょうか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 障がい者の雇用につきましても、会計年度任用職員制度の中で雇用をする形になっております。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 それから、期末手当の考え方なんです、多賀城市では、職員並みに2.6カ月で計算すると言っていますが、塩竈市はその辺はどのようになっていますか。

○小高副委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 本市におきましても、常勤と同じ勤務時間を勤務いただく方につきましては、職員と同様の2.6月という形になってございます。ただし、勤務時間が、例

えば、週30時間の方等もいらっしゃいます。その場合には、期間率ということで一定の割落としをした月数での支給という形になります。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 多賀城市は30日という人も含めても2.6カ月となっているようですが、その辺もばらばらなのかなと思いますが、なお一層、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、資料No.10の予算にかかわってですが、27ページ、28ページなんですが、諸収入の中で、東日本大震災災害援護資金貸付金8,401万3,000円計上されていますが、現段階で、その後どのようなになっているのか、状況をお聞かせください。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 災害援護資金の貸し付けについてご質問いただきました。

当初、647件、9億3,200万円ほどお貸したところでございます。

その後の経過でございますが、1月末現在で、全体の16.5%の1億5,400万円ほど償還されている状況です。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 いろいろ、その人その人に合わせてお手紙などの通知はやられていると思いますが、どうしても払えない、生活困窮状況だとか、病気だとか、いろんなことがあって、なかなか払いたくても払えないというところの相談の状況は、うまくマニュアルにのっとりやられているのでしょうか。

○小高副委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 償還できないという方々につきましては、基本的には、まず、納期限過ぎまして、督促あるいは催告を送りまして、あるいは、お電話差し上げたり、あるいは、ご訪問して、相談を受けられるような体制づくりはしているつもりです。その辺につきましては、月何回か必ず訪問して、償還できない方につきましては、できるだけご家庭のほうに行って状況確認する、あるいは、ご相談に応じるといったことに努めているところです。以上です。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 ぜひ、丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、資料No.14の45ページ、46ページの中倉埋立処分場のストックヤードの新設工事

についてです。

実は、私、中倉埋立処分場を整備したころが、内海勇三市長の時代で、ちょうどそのとき、私、市議員になったばかりで、あれからウン十年という感じではいるのですが、やっぱりその当時、大先輩の菅原国夫市議などは、「破碎機をきちんとしたもの使わないと、もう長く使えないよ。」ということは何回も指摘してきました。何回も水害がありまして、西町から、あそこの本町から、畳からいろんなものを埋めざる得なくて埋めてきたということもありますし、一度は、一回埋めたところを取り壊して、もう一回再利用してきたという経過もあります。

今、一市三町のかかわり見ますと、ここではあと4年ぐらいしかもたないということはそのとおりなんだと思いますが、このストックヤードの新設工事、十分考えられて、できるだけ、何年もとうとしているのかちょっとわかりませんが、できるだけ、何ていうの、きちんと、できるだけ、要するに、埋め立てをどこでも埋めればよいというものではない。地球環境だって、今、言われていて、できるだけ後世についても、きちんとして処理していかなければならない問題だというふうに思っています。そういう点で、あそこのところいっぱいだから、はい、次、というのものもあるけれども、どうしてもそういうところもあるのかもしれないんですけども、やっぱり丁寧に掘り起こして、こまかくして取り組むということが必要なんだろうと思いますが、まずは、聞きたいのは、今度の、現在のストックヤードと新設するストックヤードの関係、どのように、掘り起こしてどっちかに持って行って、また穴掘ってつくるのか、何かその辺の経過、ちょっと教えてください。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 まず、中倉埋立処分場のストックヤード、今回、新設というのか、整備したいということがございますけれども、今現在、ストックヤードを置いている場所というのが、ちょうど今後埋め立てを行っていく場所になります。新たにつくろうとする場所というのは、これまで埋め立てをしてきて、そこはもう完了したところになります。実際に、新しくつくろうとしているところには、これまで埋め立てた土が軟弱状態になっていまして、やはり碎石を敷き詰めて、何ていいますか、落ち込まないとか、ぬかるまないように施さなくてはならないということがございますので、その辺の整備を行っていきたいというものでございます。

ですので、今後、今現在使っているストックヤードの部分は、すっかりものはなくしてしまうと。そこに5メートルぐらいの高さで、今後、最終的に残っている埋め立てる場所がこし

かございませんので、そこに埋め立てていくというような内容でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 これ何年、書いてありますか。何年ぐらい使えるのかしら。

○小高副委員長 木村環境課長。

○木村産業環境部次長兼環境課長 資料No.17の71ページに記載してございます。71ページの最後の行のところになりますけれども、昨年8月末時点の測量になりますので、この時点で4.3年程度ということでございますので、それ以後、大体6カ月、半年ぐらい経過しておりますから、これよりは短くなっているというような状況になります。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 いろいろなことにあれするわけにはいかないんですけれども、やっぱり佐藤市長も言っておりますように、中倉埋立処分場や清掃工場ということも、病院もそうですし、そういった最も大事なところについて、やっぱり議会も本気で考えてく必要があるんじゃないかと思っていて、長期総合計画は、それはそれとしても、喫緊の課題をやっぱり自分のところに引き寄せて、本気で、今、提案されているものは、それはそれとしても、ごみの問題、本気にやっぱり議会も含めて考えていかなきゃいけないことではないかと思っていますので、ぜひ、よろしく願いしておきたいと思います。

ごみの問題はそこまでにしておいて、次は、観光事業の関係で、今回、新たにインバウンド誘致推進事業ということで、これは資料No.14の50ページで、私ちょっと、看板だけ掲げるのかなと思って、浦戸のセンターのトイレだって、西町のトイレだって、いろんなところのトイレ、どうなっているんだろうかなって思っていたら、ここで、さすがですね。西町のポケットパーク、海岸通の駐車場、マリングート塩釜、浦戸ブルーセンターと、これをやっぱり洋式化していくと。大変よくなるのではないかと。やっぱり観光客は、おいしいもの、珍しいものと、やっぱりトイレがきれいだというのは非常に魅力がございました。

それで、別なところで、じゃあ公民館どうなっているかなと思ったら、公民館もちゃんと予算つけていただいて洋式化するようですから、本当にありがたいと思っていますが、ぜひ、こういったことも含めてやっていただけること、ありがたく思いますし、感謝しておきたいと思います。これは、そこだけにとどめておきます。

それから、次は、土木費に入りますが、公園管理費になります。

資料No.10の151ページの第8款土木費第5項第3目に公園費というのがございますが、実は、

何回も、嫌み言うなと思われても困りますが、市の職員が足りなくて、もう市内にある公園も草刈りも、のり面も大変で手が回らないという事態が起きておりました。

先ほど、道路の側溝、速攻やっていただいと意見もありましたが、それで、今回の予算見たら、前年度より少なくなっています、公園関係の予算が。それで、町内会も含めて、企業の公民連携とかという、新しいことに取り組むことも書かれてあるんですが、ただ、私、芦畔町なんです、芦畔町の町内会も公園を管理していただいて、補助金もいただいて頑張っています、高齢化でもうできないよって返した町内会もありますし、それが行ったり来たりなんではないかと思っています。

ここでは、その新しい緑地の公園、例えば、これは資料No.14の56ページ、「身近な公園施設である公園等について、多様化する市民ニーズに対応するため」とありますが、ちょっと言わせてもらえば、多賀城市の公園の管理等見まして、塩竈市の部分の公園管理は、草刈りもそうですし、児童公園で、ブランコがあった、滑り台があったというのも、危ない、危ないって撤去はするんだけど、そのうちに町内会さん、何かアイデアくださいねってアンケート用紙は配られるけれども、町内会だって年々子供の年齢とか人数とかが変わっていくのに、何をつけてくれって言えばいいのかっていうのもわからないと。まず、本当に草と猫の、ちょっとトイレになったりするような公園が多いんじゃないかと思っているんですが、この辺の見通しはどのように考えていらっしゃるのか、まず、お聞きしたいと思います。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

身近な公園の管理なんですけれども、ただいま、塩竈市としましては、134カ所、伊保石公園も含めてございまして、うち、町内会さんに管理をお願いしているものが、今年度末で66カ所となる予定となっています。また、逆に、我々、直営で管理する公園については68カ所ということとなっています。

今、委員おっしゃるように、町内会の方々が高齢化になって、なかなか管理がちょっと難しいというお話、確かに伺っております。まず、そういったご要望がある場合は、まず、我々にご相談していただきたいのと、あと、将来的には、町内会以外にも、企業なり、NPOさんとか、そういった町内会以外の組織で管理していただけるようなシステムもちょっと構築してまいりたいなと考えています。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 もう一つ聞きたいのは、例えば、芦畔町で開発して、公共用地これくらいとりなさいよって、何%ってとってきたんだけど、実際は、あの集会所建ててみて、ちょっと使わないような変形した土地もあって、これ、駐車場にしたらいいよねって、そういう活用できないんですかねって、その部分だけ、三角の使わないようなところ。そうしたら、いや、それはできないんですと。公園面積というのは、人口に対して何%というルールがあって、それはできないんだという話もされて、私は、そう受けとめてきた。ああ、だめなんだなといたら、今度、町内会によっては、貸し出して駐車場にもできるよってことになるとなれば、それは国の、何ていうの、公園のそのルールが変わって、そういう公共用地を自由に何でも、何ていうの、農園でもいいし、花壇でもいいし、何でもできるようになったと。全部が駐車場に使われたら、公園という意味もなさなくなるという心配の声もありますが、その辺の、何ていうのかな、あり方というか、どんなふうが変わろうとしているのか、変わらないのか、その辺の説明を願いたいと思います。

○小高副委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 答えいたします。

塩竈市の公園の1人当たりの面積でございますが、都市公園条例の中では、市街化区域としましては1人当たり10平米、都市計画区域全体とすると20平米というような形となっております。

それで、今回、公民連携とご提案したいと思っていますのは、都市計画決定された公園だといろいろハードル高いのかなと思っていますので、例えば、委員がおっしゃるような、開発工事をつくった、その他公園について何とか、余り使われていないような公園について、用途をちょっと変えて、住民の方が使いやすいようなものにできないかというような考えをもとに、新年度で取り組んでいきたいなと思って考えているところでございます。以上でございます。

○小高副委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。以上です。

○小高副委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 突然だったので、ちょっとびっくりしました。

では、私からも令和2年度の予算についてお伺いしたいと思います。

それでは、まず初めに、資料No.14の44ページ、この間、市長の施政方針に対する質問の中でも行わせていただきましたが、子育て世代の包括支援センター設置準備事業につきまして、も



う少しご質疑させていただきたいと思っております。

まず、この44ページにあります概要等は理解いたしました。

それで、取り組みの中で、センターの開設に向けた取り組みとして、研修への参加とあります。子育て世代支援者の養成研修等とありますが、具体的にどのような研修なのか、まず、お聞きしたいと思っております。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 研修の内容についてお答えをいたします。

こちらは、職員向け研修となっております、設置準備に向けて保健師等が参加する研修となっております。まず、子育て世代包括支援センターとはどういうものなのか、そういった設置の目的、果たすべき役割、そして、どういった人が対象で、どういった内容を行うのかというようなこと、そしてあとは、新年度に向けての予算が、どのようなものがついているのか、それをどのように活用していくのかというようなことを学んでくる研修となっております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。基本的な部分での研修と伺いますが、それはいつごろ、どのぐらいの人数で、どういったところで、具体的に何か、ちょっとお聞かせください。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 こちらは、主催が公益社団法人母子保健推進会議というところで、後援が厚生労働省などが行っているものなんですけれども、日本の北海道や東北ブロック、関東、甲信越ブロック等、各所で行われるものでございます。今年度は、福島県で東北ブロックは行われましたけれども、こちら、1月に開催が行われ、本市からは2名の保健師が参加をしているところです。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。既にもうこの研修は参加されたと。

今後、年度末まで、開催されるに当たって、ほかに研修とか、また特別な研究とかがございますでしょうか。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 今年度は、既に年度の初め、中ほどに、県や国が開催する研修などにも参加している状況でありまして、今年度中は、特にこのようなセミナーは開催の予定はございません。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それでは、準備に取りかかると理解していきたいと思っております。

それで、今後の予定なんです、今後の予定としましては、5月に実施設計の業務委託を契約するとございますが、この中身についてお聞かせください。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 設置場所として、壺番館の1階、こころん跡地を予定しておりますので、そのこころんが移転したあとの場所を活用するに当たり、その事業に見合った設計を行うというところで、この相談室ですとか、また必要な部屋の設置などの設計の委託を行うという予定となっております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。具体的に、その部屋割りの部分だと思いますが、この間もちょっとお聞きしたんですが、やはり、本市におきましては、これまであった保健センターでの母子のさまざまな支援、そして、子育て支援という部分で、2つのものがこれから1つに、ワンストップ的な状況でということ、さまざまな可能性もありますし、また、これまで行った事業が継続的に行わなきゃならない部分もあると思いますが、そういった意味で、保健師さん、また助産師さん、今後の取り組み方の中で、庁内でいろいろ議論していると思いますが、こういったことを中心的に今、話し合っているのか、その辺お聞かせください。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 まず、組織というのは、来年度決まっていくものになっていくんですけども、その前段として、こういった業務を行っていくのかということの話し合いを行っているところでございます。基本的には、今現在、保健センターの中の母子保健係が行っている事業、母子手帳の交付ですとか、予防接種、それから新生児訪問、それから各種相談等々です。そういったものを行う。そして、新たに保育コンシェルジュを設置して、保育所等の相談もできるようにするなどというような想定を、これは設置、開設後、順次行っていくような方向で話し合いを進めているという状況になっております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大分見えてきたような気がいたします。

母子手帳交付についてなんです、これまでも保健センターで母子手帳交付したと思います

が、1人の妊婦さんに対して、どのぐらいの時間帯で交付しているのか。そのとき、どのような内容で保健師さんとお話しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 母子手帳交付は、集団で交付するときと、それから、ご都合がつかない方は個別にということで母子手帳の交付を行っております。大体、個別でいらっしゃる方の場合、お一人につき30分程度、助産師が面談をして、体調の変化ですとか、どういった気持ちかどうか、そういったようなことをお伺いし、これから母子手帳を交付するに当たって、さまざまな生活の注意、健康に関する等、栄養に関する等のお話なども行っているという状況になっております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 済みません。今、集団でというようなお話があったんですが、例えば、10人、15人といらした場合には、そこで説明だけで終わるのか、それともまた、個人的な相談があれば、別途時間をとって行うのか、その辺についてお聞かせください。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 集団で行う場合は、全体的なお話もいたしますけれども、ご希望によっては個別の相談も行っております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 子育て世代包括支援センターについて、最後の質疑になりますけれども、母子手帳交付のとき、特定妊婦という方がいらっしゃいますよね、気になる方とか。そういった方のデータは、以前もとっているし、その後の対応方も考えているっておっしゃっていましたが、普通に健康な妊婦さんのデータとか、その後の調査といいますか、対応方につながるような個別案件は、これまでやられていましたでしょうか。また、今後、この子育て世代包括支援センターができた場合の対応方、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 特定妊婦以外の方に関しましては、機会を見て、例えば、乳幼児健診等に関しましても、体調とか、お子さん、そして、お母さんの生活の状況などもお伺いするというごさいます。また、新生児訪問のときに妊婦訪問も行っておりますので、そういった、特に、特定妊婦ということでの対応ではない方に関しましても、状況把握をするということになっております。

また、子育て世代包括支援センターができますと、まずは、今も行っておりますけれども、全員の妊婦さんと面談をして信頼関係を築き、そして常に困っていることなど、声が上げられるような関係性をつくっていくという目的をもって運営していくという方向でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、ここでお願いしたいことが、これまで特定妊婦さんのことは、カルテといたら変ですけれども、その方の資料といいますか、状況はわかるものが恐らくあると思うんです。ただ、健康な妊婦さんに関しても、訪問したときに、そのときに受けてつてあります。そういった個別対応が途切れ途切れになってしまうんじゃないかという心配がありまして、ぜひ、母子手帳のときに、一人一人の、市内にお住まいになっている妊婦さんに関しては、そういった個別のデータを用意していただいて、伺ったときに何か問題があったら、それに書き足していくというような、また、そういったことがあれば、いざというときに、この方はどういったことなのか改めて調べることもなく、一つ一つのことがいち早くつかめるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、新しいセンターのときは、市内にお住まいになっている妊婦さんに関して、そのようなデータを、ぜひ、おつくりになっていただければと思っております。

次に、実施計画書の12ページ、産前産後サポート事業についてお聞きいたします。

これは、今回の本市の新規事業で、32万9,000円という事業ですが、中身についてお聞かせください。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 産前産後サポート事業についてお答えいたします。

これは、これまでも実施しておりました、これからお子さんを産む妊婦さん、そして新しくお父さんになる方々のパパ&ママクラスという、新しいお子さんを迎えるに当たっての心構えですとか、夫婦の危機を乗り越えるための方策ですとか、あるいは、沐浴の体験などというようなクラス。そして、これも従来まで行っておりました、ピチピチしおがまっこ相談会、これは生後4カ月までの赤ちゃんとお母さんがいらっしゃる事業になります。

それは、今年度も行っているんですけれども、隔月ではこちらを合同で行って、協力してくれる赤ちゃん和妈妈がいれば、その赤ちゃんを、今度新しくお父さん、お母さんになる方にだっこをしてもらう体験ですとか、先輩のお父さん、お母さんなどからのお話を聞くというような交流の場を設けているという事業になっております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これまでも同様の事業がなさってきたと。産前の部分と産後の部分と、それを今回合同で一緒にやるときもあるということですが、この産前産後サポートというの、国でもことし、さまざまな事業が行われて、予算がつけられておりますが、その辺の関係で、本市との取り組みはどのようになっておりますでしょうか。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 こちらの産前産後サポート事業につきましても、国の補助金を申請しての事業ということになっております。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今回、この間、質疑させていただきましたが、産後ケアについても、国で大分力を入れるということで予算も多くとってありまして、この産前産後サポートにつきましても、国では、本当に個別的な問題についてもさまざまな予算をつけておりました。

今回、うちでは、これまで行ってきた事業に関する予算の設置というような中身ですが、隣の多賀城市のことを言うとあれなんですけれども、これまでも有償のボランティア制度を使いまして、例えば、多胎児、いわば双子、三つ子、そういった方たちには、お出かけするときのサポート、そういったものにも有償のということで使われておりまして、今回、国でもそのような個別案件、例えば、今、健康推進課長がおっしゃったように、施設でいろいろ、ご夫婦に、新しいお母さんにいろんなことをレクチャーするというだけではなくて、具体的なサポートもできるという、そういった予算もつけられておりますが、今回、本市でも子育て世代包括支援センターをつくるに当たり、この間の答弁にもありましたように、産後ケアにもいろいろかかわって、力を入れていくというお話でしたが、その辺のお考えはどのようになっておりますでしょうか。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 産後ケアについてお答えいたします。

こちら、令和3年度、子育て世代包括支援センターが開設してから順次ということで考えてはございますけれども、例えば、近隣自治体の医療機関というところで、当初、ショートステイのような形でできないかというところを考えていたところがございます。ただ、現在、確認しているところでは、なかなか感染の問題ですとか、そういったこともあって、ちょっと実施がすぐすぐは難しいのではないかと状況になっております。

それを受けまして、私どもでは、できればこちらで委託している助産師さん、あるいは雇用している助産師が訪問して、専門的な相談を行うという、そういったサービス、アウトリーチのほうです、それを行えないかと、今、検討しているところでございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、そのような状況を把握していただいて、妊婦さんたち、それから、今現在、お子さんを育てていらっしゃるお母さんたちのニーズというものを、ぜひ、的確につかんでいただきたいと思っております。ある団体で調べるとき、夫婦二人で子供を育てていて、なかなか家族とか、そういった支援が受けられないという方が大分いらっしゃるようでございます。本市でも、恐らく、そういった育児に不安を感じたり、それから、これからの出産に手伝いに来てもらえないとか、今、新型コロナウイルスのことがありますけれども、本当に支援が行き届かないというご家庭がかなりあると思っておりますので、ぜひ、この期間に、そのような市のニーズを的確に把握していただきながら、どういったアウトリーチがいいのか、その辺も、ぜひ、研究していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点、お聞きしたいと思いますが、今、先ほど健康推進課長のおっしゃった特定妊婦、今、市内というか、日本全体もそうなんです、若年妊婦が大変ふえているというお話もございます。ひとり親で、離婚とか、また、死別とかではなくて、最初からたった一人で子供を産んで、特に若年、高校生だったり、中学生だったりという妊婦もふえておまして、本市では、そういった関係について、どのように把握されているのかお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 若年妊婦に関してお答えいたします。

保健センターで行っている事業で、「中学生と赤ちゃんふれあい交流事業」というのがございます。これは、今度、13年目をことし迎えるようになるんですけれども、こちらを開催したきっかけというのが、やはり、年若い方の妊娠を何とか減らしたいというところで始まった事業であったと聞いております。そちらを開催してからは、徐々に少なくともはなってきたところでございます。一定程度は、どうしても数としてはあるんですけれども、そういった事業の中で、正しい妊娠、出産の情報を伝えるですとか、性感染症でありますとか、そういった情報を、この体験実習の中でお伝えすることによって、そういったことも、生徒さんの心の中に刻めるのではないかと考えているところでございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、これも大きな問題でございまして、必ずしも市町村に予算はつけてはいないんですが、国も。ですが、先ほどから話しています、子育て世代包括支援センターにもかかわってくる中身でございまして、ぜひ、その辺のことも注意深く、各関係団体とも連携を取り合っていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、同じく、資料No.14の13ページ、海岸通の子育て支援施設の整備につきましてお願いいたします。

いよいよ外観も大分でき上がりまして、今、施設内部の整備が進んでいると思いますけれども、9月からの供用開始まで約半年、その間、この施設周辺の安全対策についてお聞きしたいと思っています。市の中心部にあつて、交通も国道が走りということで、大変危険だということは前々から、各委員からも指摘がされておりますが、子供たちの送迎、それから、お散歩などの日常の活動に向けた安全対策の具体的なことをお聞かせください。

○小高副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 海岸通子育て支援施設の整備についてのご質疑です。

海岸通の国道に面しましたところに施設を整備しますので、どうしても車通りが多いということで、保護者ですとか、お子様には不便をかけたかとか、心配をいただくことになっているのかと思います。

まず、送迎に関しましては、隣の市営駐車場に20台程度、優先的にとめる場所を確保していただきまして、そちらを使つていただいて、保護者が車で送迎する場合は利用していただきます。国道など、外の道路に出ることなく、駐車場の中を歩いて隣の施設に移動するということになりますので、駐車場の中では、ほかの車に十分注意をしていただきながら、施設まで移動していただきたいということを、保護者の方をお願いしたいと思います。必ず手をつないで、お子様から目を離さないで移動するなど、そういったことをお願いを今後していきたいと思っています。

それから、外での活動、園外保育、散歩などについてですけれども、やはりお子様にとっては、外での活動というのは、健全な成長のために必要なものと考えておりますので、できる限り、外での活動も考えております。ただし、そういう立地条件ですので、十分気をつけて周辺を散歩するとともに、それから、できるだけ市のマイクロバスを利用させていただきまして、近くの公園ですとか、ほかの施設などに、園外保育ということで出かける機会をいろいろ設けたいということは、保育士とともに考えているところです。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今のマイクロバスでというようなお話だったので、それも  
ありなのかなと思いますけれども、昨年、大きな事故が日本各県でありまして、それで、今、  
国でも幼稚園、保育所の通園路とか、散歩道における緊急点検をした結果、安全対策が必要と  
されているのは3万6,000カ所だったそうです。今、小学校のスクールゾーンは、ほぼ完成し  
ているという状況なんですけど、そこで出てきたのが、キッズゾーンという新たな言葉が出てき  
ましたけれども、子供たちの安全を守るためにということで、その周辺何メートル、300メー  
トル以内とかはキッズゾーンでとかということで、市道に書き込みがあったり、ガードレールを  
整備したりというようなことが、国でも予算とられておりますけれども、本市におきまして、  
このキッズゾーンと指定されている場所は、今までもなかったように思われますが、特に、今  
回の海岸通、保育所だけでなく、この子育て支援センターがあるために、日常、いつ何どき、  
いろんな方が出入りするとか、子供を連れてお母さんたちが荷物を持ってとかという形で  
出入りもいたしますし、駐車場内だけでなく、この周辺、特に、向かい側の壺番館の図書館  
に行って、帰りにちょっと子育て支援センターに行きましようというときの横断歩道の渡り方  
とか、そういった部分での危険も想定されると思いますが、その辺についてのお考えはござい  
ませんかでしょうか。

○小高副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育所のお散歩について、昨年度、全国的に、ほかの地域で  
すけれども、死亡事故にも発展するようなお散歩中の事故というものがありませんでした。それを契  
機に、国からの指示もありまして、全国で保育所、保育園のお散歩の環境はどうなっているの  
か、安全対策などについての緊急点検というものをしております。塩竈市内でも、公立だけで  
はなくて、民間の保育園等のご協力をいただきまして、20カ所程度、点検をしております、  
その点検箇所について、土木課ですとか、それから、警察署の方にも立ち合いをしていただき  
まして、今後、どのような対策がとれるかということを検討していただいているところです。

そして、キッズゾーンということで、今後、検討していかなければいけないということで、  
どのような部分をキッズゾーンにするかということは、今後、その箇所などについて、今後、  
具体的なことを検討していくということになっております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 今後の取り組みということだと思いますが、本当にこういった部分、新しく新設さ



れる場所がある場合、まず優先的にその辺は考えていただいて、それから、これまでの既存の保育所は、どちらかというと住宅街にありました。住宅街、それも、やはりその辺の交通事情とかもしっかりと見ていただきまして、大体いつごろまでにとというような計画を立てていただきながら、対処方を急いでやっていただきたいと思います。市長のお考えをお聞きいたします。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 本来であれば、でき得る前にしっかりとさまざまな想定を考えながら、対応策考えるのが最低限の流れだと思います。ただ、今回、この海岸通の施設につきましては、素人の僕から見ても、立地場所、また、駐車場と施設の関係性、また、お子様方が散歩するルート等々考えれば、大変厳しい場所に立地されているだろうと。

ただ、決まってつくって使わせていただく以上、最低限、お子様方の安全を守るというのは我々の責務でございますので、ありとあらゆる方法を考えて、お子様方に過ごしやすい施設となっただけのように、これは責任を持って、整備に向けて、動かしてからもずっと見守っていくように、責任を持ってやらせていただきたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

資料No.10の90ページ、事業内訳の最下段ですが、そういった点でも、また、「公立保育所安全性向上事業」ということに220万円予算化されておりますが、この中身についてお聞かせください。

○小高副委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 公立保育所安全性向上事業の内容ですけれども、こちらは、保育所の老朽化している部分で、お子様が安全に過ごすことができない、改修すべきという部分についての箇所のための予算となっております。

具体的には、保育所の衝撃を最小限にするような安全な床材の古くなったものを更新するという予算ですとか、それから、保育所の給食の備品の更新についての予算となっております。安全な給食を提供するために、古くなった給食の備品の更新ということで、今回予算をつけているものになります。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、日々の子供たちの安全のために、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、中身は大分変わりますが、資料No.14の59ページ、桂島地区防災集団移転促進事業費4億円につきまして、もう少し詳しく、この中身をお聞かせください。

○小高副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 桂島地区防災集団移転促進事業費についてご質疑いただきました。

こちら、概要にありますとおり、桂島地区の海水浴場背後地の一部を埋め立てまして、交流人口、関係人口の拡大を目指す取り組みをしていこうというところでございますけれども、まだ、現状、復興庁と事前協議をしておる段階でございます、具体には、地元のご意見を伺いながら、今後進めていきたいと考えておるところでございます。

復興創生期間最終年度でございますので、ちょっと、当初に予算を組んでおきませんと年度内に間に合わないということございますものですから、ちょっと、大変組み方として適切かどうかというのありますけれども、まず組ませていただいたというところがございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。あと一年ですから、頑張っていたきたいと思います。

それで、この資料No.14の59ページの施工箇所の地図を見ますと、前にもお聞きしたんですが、危険区域はまだ広くございますけれども、そちらは何か虫食い状態だというようなことで、なかなかまとめて事業ができる、取り組むことはなかなか難しいということはずっとお聞きしているんですが、今回、この施工箇所、赤く塗った場所は、全面的に全部、何かここを、どのようにかさ上げとか、そういった部分での取り組みと理解してよろしいのでしょうか。

○小高副委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 現状、桂島もまだ事前協議の段階でございますけれども、例えば、交流人口、関係人口拡大させる上で、何か、その海水浴場背後地を使ってイベント等々しようとするときに、現在、周辺の道路がかさ上げでもう上がっちゃっておりまして、すり鉢状になっておるような状況でございます。そちらの排水対策を最低限したいということで考えてございますし、あとは、その他のエリアにつきましては、今までも復興庁と協議を継続してまいりましたが、なかなかやっぱりご理解が得られませんでした、今、残っておるのは、着色したこの部分周辺のエリアだけというところがございます。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、同じ資料No.14の63ページ、先ほども、どなたかご質疑いただきました、この寒風沢のふるさとの文化財の標識設置、これはNPOの団体の方たちも、せっかく塩竈市に、このように世界で、一番初めに世界一周をした人がいるという、そういった話が残っているのにもかかわらず、そういった標識もないというお声は、私も、以前お聞き、津太夫の話を聞いたときに聞いて、確かにそのようだなと思っておりましたけれども、ただ、今回設置していただくのは大変ありがたいんですが、ぜひ、インバウンドの関係もあって、それを全部英語とか、ほかの言葉に変えることはできないかもしれませんが、何か、そのインバウンドにつながるような取り組みもあわせてしていただかないと、ただ標識を設置しただけでは、なかなか私たち自身も伝わるのがないし、この話自体が、なかなか広く伝わっていかないんでないかなと思いますので、ぜひ、せっかく設置するのであれば、それにつながるような事業を、ちょっと考えていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○小高副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 標識の表示の仕方というふうな部分かと思います。

もちろん、外国人の方がたくさんいらっしゃる浦戸ということもありまして、今、宮城県国際化協会に、どういうふうな標識がいいか、どのような表示がいいかということでもちょっとご相談しながら、日本語だけでなく、英語はもちろん、そのほか、多く来る外国人の国籍等に基づいて、どこまでできるかということを検討中ですので、その辺、委員のご指導に基づきながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。知っている方はこの話を知っているけれども、知らない方は、市民でも知らないという方も結構いらっしゃいます。いろんな機会を捉えて、これまでもそのようなお話は伝わっているかと思うんですが、もっともっと、ぜひ、さまざまな工夫を考えて、津太夫の話等を伝えていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、資料No.10の180ページ、事業内訳の上から4段目、Web博物館推進事業とありますが、今回19万円予算化されております。このWeb博物館推進事業、私もインターネットで何回か見たことあるんですが、なかなか更新内容が新しくはないんじゃないかなと思

っております、もう既に、杉村惇美術館があったり、いろんなことが、塩竈市でもたくさんの財産があるんですが、そういった部分の中身について、どのようにお考えでしょうか。

○小高副委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 文化のみなど塩竈についてのご質問でございます。

なかなか新しいものになっていないんじゃないかというご指摘だったんですが、最近の更新の状況を申し上げますと、平成28年には、本市出身の彫刻家の佐藤允了先生の作品を追加したり、また、平成29年度には、こども博物館というものの更新もしてございます。実は、本年度、令和元年度につきましても、今月末までに、小画廊、そして去年、遠忌300年を迎えました伊達綱村公の関係の部分の載せようとしておるところでございます。

19万円という限られた予算の中で、どういうふうに効果的にやっていくかというのを、実は、来年度、そういったお金をつくる中で、来年度はなかなか、たしかに、委員おっしゃる、見にくい、見づらいというご指摘もございますので、来年は、ぜひ、市内の小中学校の先生等のご意見を踏まえながら、どのように内容を見直すかということを検討する予定としてございますので、その辺で皆さんに見ていただきたいなと思っております。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 確かに、博物館という名称でございますので、なかなかやわらかい表現は難しいかなと思いますが、やはり私としては、せっかく、どこからでも見られる、こういったウェブを使った、塩竈市を見ていただく一つの事業でありますので、博物館ではありますから、先生たちのご意見も聞くのは当然でございますが、ぜひ、若い方の意見も入れていただいて、こういったところが魅力を発信できるかというやわらかい発想も必要かなと思っておりますので、ぜひ、その辺のことをご期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、同じく、資料No.10の170ページ及び174ページの給食費についてお聞きしたいと思っております。

この小中学校の給食費であります、子供たちの食欲といいますか、食品ロスの観点から考えまして、子供たちが残食の状況とかは、今、どのようになっていますでしょうか。

○小高副委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 お答えいたします。

残食率ということでございまして、まだ今年度終わっておりませんので、平成30年度の状況

ではございますが、残食率については、平成29年度、小学校では5.9%のところ平成30年度は5.8%、中学校については、平成29年度が6.4%のところ平成30年度は5.9%、あと、全体を通して、小学校、中学校とも、残食率は全体的に下がってきているという傾向でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 それは、大変いい話だなと思っております。やっぱり、子供たちの栄養に関して、特に、学校給食の大事な働きがありますので、ぜひ、この辺のことを今後とも力を入れていただきながら、子供たちの食育にもつながることだと思っております。こういった子供の体を、健康を、そして、それが行く行くは自分たちの人生にも、本当に基礎になる部分だということ、うちで食育が大変好評であるということは他市からも聞いておりますので、ぜひ、その食育の部分にも力を入れていただきながら、子供たちの健康を図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大分時間が残りますが、最後の質疑になります。

資料No.10の50ページ、先日もマイナポイント活用推進事業とありましたが、ちょっと私、よくわからないので、ここが正しいかどうかわかりませんが、1階の正面玄関の脇に、このマイキーIDを取得するための何かパソコンみたいなものが置いてあるんですが、それはこういった役目の機械なのか。まず、それをお聞かせください。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 本庁舎1階の自動ドアの外に向かって右側に置いてあるパソコンでございますが、マイナポータルに市民の皆様がアクセスしていただくために活用していただくためのパソコンということで、国からお借りしているパソコンということで、本庁以外にも、市民安全課の窓口にも1台、それから子育て支援課にも1台、あと保健センターにも1台ということで、今、4台ですが、さらに、国から追加配置の希望の要望が届いておりまして、保険年金課にも2台追加で配備、まだ決定ではございませんが、したいということで、国に要望をさせていただいているということで、マイナポータルにアクセスするためには、市民の方には、そのマイキーとかの設定そのもの、カードの設定は必要なんです、カードリーダーという、パソコンにカードを読み込ませる機械を別途購入しなければいけない環境でございます。そういうふうなご負担を緩和するために、国からそういった機器を一定程度お借りして、市役所とか、保健センター、壺番館とかというところで、カードをお持ちいただいて、個人で利用いただけるというために配置をさせていただいているパソコンということになります。以上でございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 市民の認知度はどうでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 マイナンバー取得率の問題もございますが、課題もあります。一応、市としては、平成29年12月号、あるいは今年の3月号に、マイナンバー制度の市民の皆様の周知にあわせて、広報でそういった、今、申し上げた設置の内容については、お知らせはさせていただいておりますが、なかなか周知は行き届いているというふうには、ちょっと、なかなか申し上げにくい現況にあるかと感じてございます。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 国でも、一生懸命マイナポイントのことを、今回も消費税10%になったときに、お得ですよとアピールはあるんですが、なかなかそれが市民にも浸透してこないということと、それから、やはり設置、市内いろいろ、庁舎、分舎、分散化されていますので、あちこちに置いていただくのはいいんですが、その場所の、ここにあるという、これは一体何だろうというような形になってしまっただけでは、宝の持ち腐れかなと思っております。もう少し、市民にアピールするなり、広報だけではなく、こういった誘導というか、こういったことをしていくと、国があと2台どうですかというふうな、一生懸命やってくれそうでしょうけれども、こちらでは全然それが活用されていなかったら、全然意味がないと思いますので、ぜひ、その辺のことをもうちょっと考えていただきたいと思いますが、今後の取り組み方についてどのようにお考えでしょうか。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 引き続き、先ほど申し上げました広報等、あとそれからホームページ等では周知を図ってまいりますが、やはり、なかなか、それだけでは周知が図られないというふうにも感じてございますので、今、市民安全課でマイナンバーカードを発行する際、もしくはマイキーの設定の支援をさせていただいておりますので、そういった方に、その機会を捉えて直接、あとは、何かこういうところに設置していますよというチラシなどをつくってお渡しすると。そして、周知を図っていくということが一番よろしいかなと思いますので、まずは、そういった形で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 もう一步、周知してチラシを渡さないで、一緒に行って、そこで一緒に設定してく

ださい。やはり誘導していかないと、職員の方が、こういうのありますって言っただけでは、市民はそこにたどり着けません。見たら、ああ、そうですかってポケットにしまって終わりだと思います。ぜひ、大変かもしれませんが、市民安全課と正面玄関、そんなに距離があるわけではありません。そこで職員の方が説明して、直接本人が作業していると、やはり、ほかの市民の方が見て、何をしていますんですかっていうことで、それがやっぱり周知の一つかと思えますので、ぜひ、そこまでよろしく願います。

○小高副委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 済みません。私の説明が中途半端で、申しわけございませんでした。

マイキーの設定につきましては、既に、市民安全課の職員と一緒に設定のお手伝いをさせていただいておりますので、本庁舎で設置しているのは、その設定の終わった市民の方々が、検索するというためにご使用いただくというパソコンでございます。大変説明が足らず、申しわけございませんでした。よろしく願います。

○小高副委員長 浅野委員。

○浅野委員 私のような人もいますので、丁寧にご案内くださいませ。よろしく願います。

以上で私の質疑終わります。ありがとうございました。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時45分といたします。

午後3時27分 休憩

---

午後3時45分 再開

○西村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 質疑させていただきます。

オール塩竈の会、阿部眞喜でございます。

午前中からですけれども、阿部かほる委員、そして、志子田委員からお話ありました、新型コロナウイルスについて、私も一点だけ、ちょっとご質疑させていただきます。

いろいろな、国でも、今から経済対策やいろんな補助などを行っていくというお話がございますが、塩竈市としても、今、取りまとめをされている段階だと思いますし、市長も今、関

係団体に連絡をしながら情報収集しているということでもございましたけれども、そちら、ホームページなどでの、例えば、お伝えするようなページの、対策を伝えるようなページの開設などは行わないのかだけ教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えいたします。

現在のところ、市のホームページあけていただきますと、一応、新型コロナウイルスのページということで、1つ、まとめたページがございます。ただ、今、ご指摘いただいたように、さらにその中を見やすいように、例えば、分野別に今後は分けていくとか、そのような取り組みをさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひとも、本当に不安な方たちが大勢いらっしゃると思います。私にも、経済が立ち行かないと、5月までのゴールデンウィークまでお金がもたないということで連絡が来て、経済産業省の特設ページに連絡をとって、誘導して、そちらでお金の資金繰りをちょっと相談してもらおうというような対策、対応もさせていただきましたけれども、そういう方、非常に多くいらっしゃると思います。ですので、わかりやすいような形でお伝えできるようなページがあればよろしいのかなと思いますので、情報収集しながら、市民の皆様にも、少しでも早く伝達できるようにお努めいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、入らせていただきます。

資料No.16の39ページです。

令和2年度小中学校修繕予定箇所について、ご質疑させていただきます。

修繕予定箇所と書かれてはいるんですけれども、私、法人会青年部会で、租税教室等で小学校にお邪魔をさせてもらって、いろんな授業、課外授業というか、させてもらうことがあるんですが、そのときに、こちら、修繕ではないんですけれども、例えば、電子黒板などの整備をされていらっしゃるの、使用ができるのかなということで、パソコン持ち込みしながらいろいろとさせてもらうんですけれども、なかなか接続が、もう時間がたっていて、接続のコードが合わなかったりとか、あと、スピーカーが使えなかったりとかで、結局、自前のパソコンなど持って行って活用させてもらっているんですけれども、ぜひ、もう一度、小学校に、ぜひとも、小中学校にそのような、修繕箇所も大切だとは思いますが、電子黒板や整備機器などの状況がどうなっているのかというような調査をしたほうがよろしいん



ではないかなと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○西村委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育委員会教育部教育総務課長 お答えいたします。

整備状況等の調査、必要だといただきました。そのとおりだと思っております。

それで、昨年の12月に、各学校に電子黒板、あと、今後に向けては、プロジェクターですとか、1人1台のパソコンが必要なのか、そういったものの要望も含めて、全体を調査しております。そういった情報を基礎にしながら、今後のIC機器等の整備について検討してまいりたいと考えております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひとも、子供たちの教育というところは、本当に、定住・移住の延長上の政策になってくると思いますので、子供たちが、いかに学びやすい環境を整えるかというところは、本当に、各自治体の中でも勝負のところかと思っておりますので、ぜひとも、よろしく願いいたします。

続きまして、資料No.17の7ページです。

こちら、ちょっとお聞きしたいんですけれども、先日のご質疑でも、末永政策課長から、事業に効果が薄い部分というのは廃止というようなお話をされていらっしゃいましたが、53番の塩竈市教育フェスティバル事業というのは、たしか、補助金ですか、復興資金からこちらは資金を入れて行っていたのが、補助金使えなくなるということでの廃止という認識でよろしいのか、まず、ご確認させてください。

○西村委員長 本田教育次長。

○本田教育委員会教育部次長 それでは、教育フェスティバルについてお答えしたいと思います。

もともと、教育フェスティバルは、平成17年に、宮城県でみやぎ教育の日というのが設定されたことによりまして、平成18年度からこれまで、令和元年度まで続けてこられたものでございます。委員おっしゃるように、こちら、途中から、復興の補助金に振りかえられまして、そして、その補助金が来年度で終息するというのが現実なんですけれども、ただ、それ以前に、私ども、平成元年から給食まつりと抱き合わせをしまして、ここ30年間、こういったフェスティバルを行ってまいりまして、初期の目的は達成されたという判断で、今回で廃止。あとは、また違った形での取り組みを考えておるところでございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 初期の目的が達成されたということで、一定をもってということなのかなと思います。

それに伴いまして、34番のみなと塩竈・ゆめ博補助事業の1,500万円、こちらも廃止ということですが、こちらの廃止理由が、しっかりとご説明いただければと思います。

○西村委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 みなと塩竈・ゆめ博補助事業につきましては、今年度で5回目の開催でありました。

まず、事業目的としましては、地域のブランド化や、また、交流人口から定住人口への増加とか、地域経済の発展、あと、おもてなし体制の充実とかということを目的として開催してきました。当初の予定では、平成27年から開催してきましたが、平成29年の3カ年の補助ということで2,000万円補助してきたところがございます。それを、事業費を縮小しながらも2年間延長して、合計5年間の補助を行ってきました。5年間継続してきたことから、事業としても一定の定着が図られたということで、市の補助といたしましては、限られた財源の支出ということもあり、まずは一区切りということでさせていただきまして、当初予算には計上しなかったというものでございます。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 みなと塩竈・ゆめ博補助事業、1カ月間という長い期間、塩竈市で行われる事業を集めて、PR、ほかの、やはり単体でやっている部分でPRできにくいというか、予算がないので、開催はできるけれども、外部に向けてのPRというのは非常に難しいというような部分を集めて、5年間開催していただいたおかげさまなのか、やはり、ふだんづかいの塩竈を目指すというところで、多くの来場者の方、もう認知度も非常に上がられたのかなと思っております。

これを加味したときに、例えば、資料No.14の47ページ、48ページ、例えば、「みやぎの台所・しおがま推進事業」だったり、「全国醤油サミット2020 in 塩竈」もですけれども、例えば、これも、みやぎの台所・しおがま推進事業は9月にプロモーション活動や塩竈産の材料に伴う料理コンテストなども行いましょうということも記載されていますけれども、全国醤油サミットは11月に行いますと書いていますが、やはりこれ、10月のゆめ博を活用することで、多くの発信が、私はできると思います。例えば、こういう全国醤油サミットあるよというところも、いろんな来場者がやはり集まる環境があるからこそ、塩竈市の新たな事業だ

ったり、今から行うこういう大会があるということも多く伝えられるというところを踏まえると、また、来年は、塩竈市制80周年になるのかなと思いますので、このもう一年間、ぜひとも、このゆめ博事業に対してご支援をできると、ふだんづかいの塩竈から来年の80周年に向けて、やはり人が対流する、来る、一般質問もしましたけれども、関係人口をつくるという意味では、もう一年間延長するほうが、私は効果的だと思うんですが、また、1カ月では長い、例えば、これ以上の予算が用意できないのであれば、ゆめ博実行委員会と協議を重ねて、例えばですけれども、2週間に短縮してくれとか、そういうような活動も視野に入れて、ぜひとも、もう一度予算づけをしていただきたいと思いますと思うんですけれども、そういうお考えはあるかどうか、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、ご指摘いただいた部分にお答えを申し上げます。

当初、3年間で、2,000万円掛ける3年間、6,000万円。3年間で終わる予定だったものを2年間延長して、1,500万円の2年間、3,000万円。9,000万円です。これ、阿部委員もごらんになっていただければわかると思いますが、今、どれだけ多くの事業に、どういう予算が配分されているかというのは、この議案書見ていただければわかると思います。

それと同時に、私としては、市長がかわりました。その時点で、多くの懸案の山積する問題について、この1年かけてしっかりと精査をさせていただきたい。ある意味では、聖域なく見直しをさせていただくという決意を、市役所の皆様方にも述べさせていただきました。そういった中で、5年間、本来は3年間で事業が終わるものだったものが、5年間続いたと。やはり、こういったことをしっかり一回検証すべきだろうというふうに私は思います。

それと同時に、今、観光セクションのほうにお話をさせていただいているんですが、正直申し上げます、東日本大震災からのさまざまなおつき合いの中で、全国各地に、特に、観光課の皆様方、飛び回っていただいています。その裏側を見たときに、正直申し上げて、観光課の職員自体が、全国あちこちに飛び回る、また、災害があったらお手伝いに行く、そういった状況の中で、本来やらなければいけない観光の方向性について、しっかりと議論をしていただけるような時間もないんじゃないかと。もしくは、ゆめ博の件につきましても、先ほど阿部委員からもご指摘がありましたが、私に入ってきている情報だと、やはり年間通して、春には市民まつり、夏にはみなと祭、そして、秋にはこのゆめ博と、1年間、塩竈市の事業の中でお手伝いをさせていただく部分には、何ら、市のためだったら頑張りますという

反面、1年間何もできませんというお言葉も多数頂戴をいたしております。

こういったときには、市長としての決断が非常に重要だろうというふうに思っておりますので、私としては、やはり5年間、9,000万円というお金の検証は、しっかりとさせていただくべきだろうと。いいところはいい、悪いところは悪い、そういった検証をしっかりと見させていただくことが、公金の使い方に対する責任だと、私は思っておりますので、今回は、どのような形であれ、予算をつけないでということを決めさせていただきましたので、ただ、若い皆さんが、これから塩竈市のためにこういうことをやりたい、ああいうことをやりたい、そういったさまざまな種については、しっかりとお聞き取りをさせていただいて、種に対する投資はしっかりとさせていただきたいなと思っておりますので、まずは、5年間という一つの、9,000万円という一つの検証をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 9,000万円ということで、5年間、市でも1,500万円、1,500万円ということで3,000万円、2年間延長でつけていただきましたので、本来であれば、この5年間の間に、自主財源でできるような、市の公的資金を入れずにできるような環境づくりというものが大切だったのかもしれませんが、急にぽんとなくなると、やはり不安になる皆様もいらっしゃるのかなということのご質疑でした。ぜひとも、検証結果を踏まえたときに、経済効果が生まれているようであれば、いま一度、検討していただきますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、質疑を変えさせていただきます。

実施計画の24ページなんですけれども、高齢者等配食サービス事業なんですけれども、こちらの予算が上がっておりますので、こちらの予算アップの理由を教えてくださいませんか。

○西村委員長 志野長寿社会課長。（「よろしいですか。特別会計ですが」「特別会計」「介護保険だから取り消し」の声あり）ああ、そうか。そうですね。失礼しました。

では、阿部眞喜委員。

○阿部（眞）委員 済みません。大変申しわけございませんでした。飛ばします。済みません。

続きまして、同じ実施計画の63ページ、「地域おこし協力隊による浦戸産業担い手確保事業」なんですけれども、こちら2,299万9,000円ということで、前年よりも非常に予算が上がっておりますので、こちらの理由を教えてくださいませんか。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

結論から申し上げますと、隊員の受け入れがふえるから増額したという形です。

具体には、今現在、寒風沢での刺し網漁について隊員が1名、あとそれに、桂島でのノリ養殖の隊員が1名いますので、今現在2名おります。近々中に、もう内定あるいは面接が予定されておりまして、刺し網漁業については、もう一人ふえまして2名になります。あと、ノリ養殖につきましては、現在の1名が間もなく2名で、新年度内にさらにもう一名という形になりますので、都合、令和2年度は5人の受け入れになります。それに伴います人件費等の増額によりまして、このような額になったということになります。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 もう5名は受け入れるという予定になっているという認識でよろしいのでしょうか。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 受け入れる側の漁協さんのほうの問題がございしますが、基本的に、刺し網漁については、最大で2名という形です。ですので、多分、令和2年度で枠はいっぱいになります。ノリ養殖のほうは、3人目にはなるんですが、最大で10名くらいまでふやしたいというご要望がありますので、まだこれから募集は続けていきたいというふうに考えてございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 10名という目標ということでございしますが、こちらは、例えば、公募をすると、それぐらいの人数の方が、例えば、年間どれぐらいの方が、興味があるとか、ぜひ、面接したいというような形になるのでしょうか。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 地域おこし協力隊の募集につきましては、基本的に、東京や仙台で行います漁業就業フェアに窓口を開設しまして、それでスカウトするという形。それと、宮城県の外郭団体が、県内の漁師カレッジといいまして、漁師を養成するオープンセミナーみたいなのを開催しています。そちらでお声がけをして、応募をいただくという形なんですけど、委員おっしゃるように、列をなすように募集があるわけではなくて、やはり、その都度、2名から3名ぐらいの応募がありまして、それで書類選考、あと面接をして決めるというよ

うな段取りになってございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 では、全く募集しても、人が来ていないという状況ではないということですね。はい、わかりました。

何か、私、和歌山県の事例を見ると、非常に応募の仕方がすごくおもしろくて、公募を県でかけると、全ていっぱいになるというような形で、これ、宮城県の会社さんがやられているんですけども、見せ方を変えるだけということで、非常におもしろい事例がありましたので、あと終わりましたら、直接持っていきます。非常に、例えば、漁師といっても、漁師になりませんかというよりは、フィッシャーマンになろうとか、何か、そういう、ちょっと若者が興味を持たせるような見方を見せるというやり方なんですけれども、これ、高知県でも、今、推進してやっていますので、非常におもしろいなということで、もし、人が足りていなければと思いましたが、公募がいっぱいあればあるほどいいのかなとも思いますので、引き続き、足で稼ぐ部分と見せる部分というのを、両方で、両輪で行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じ資料、89ページのRPA等導入事業についてお聞きしたいんですけれども、これ、金曜日もご質疑ありましたが、ちょっとお聞きしたいんですけれども、RPAを行う事業に対して、どの部分に導入を目標としているというか、目的なのか、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 先日も少しご答弁申し上げましたが、非常に数値等の、何ていうか、煩雑な作業の部分に今回は試験導入したいと思います。具体的には、会計課、それから税務課。税務課でいいますと、市の還付申請処理、それから、会計でいいますと、いろいろな書類のまとめの自動化ということで、先日申し上げましたとおり、一度OCRで読み込んだものをエクセルまで自動化させて、読み込んで集計させるというようなところで、効果を検証したいなということでございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 OCRも使うということでございましたけれども、OCRだと手書きの伝票も認識してということだと思えますけれども、このOCRとRPA事業で両立させて、会計課と財政課で使うということですね。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 済みません。お聞き取りにくくて、申しわけございません。会計課と税務課で、「税務、ごめんなさい」の声あり）検討しているところでございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 かしこまりました。

多分、これ本当に、私はちょっと勉強、これ、わかるのであれですけれども、RPAだとか、OCRって何のことか多分わからない人が、多分、普通だと思います。東北の企業でもまだ、入れている企業ってほとんどいっしょらないので、非常にわかりにくいものだと思うので、これ、予算づけして、この議案で出すときには、より詳しく記載が必要なのかなと思いますけれども、RPA、これ、日中のみの、動かすのは日中のみになるんですか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 基本的には、おっしゃっていただいたとおり、日中の業務で、間々、その業務量によって、場合によっては時間外で作業するというところもあるかもしれませんが、基本的には、通常業務の中のもの省力化していくということになります。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 では、夜間はパソコンはちゃんと切って帰ると。夜間の作業は、RPAにはやらせないという認識でよろしいですか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 現在はそのように考えてございます。

あとは、実際、試験導入ということで、我々も初めて、これ導入します。一般的には、やっぱり規模の大きい団体、例えば、県レベルですとか、そういう大きい団体だとかかなりの効果が出るというふうに、今のところは、どこも試験導入段階ですので、言われていますが、やはり、働き方改革もございますので、塩竈市の規模でも効果があるのであれば、これは、ここで試験導入をして、同じような省力化については、全庁的に広めていけるものであれば、広めていきたいなと、そういうことで、今のところ、処理件数の多い税務課でありますとか、会計課で、まずは試験をして、試してみたいなということでございます。よろしくお願ひします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 非常にすばらしい試みだなとは思ってはいるんですけれども、もう一つだけ、

ちょっと聞かせていただきたいんですけども、これは、393万6,000円で1年間一律の金額なの。これ多分、検索項目というか、多分、その項目によって、どれぐらい使うかによって、また値段変わってくると思うんですけども、そういうのは、行政用のRPAみたいなのがあって、この一律金額なんだよということなのかは、教えていただけますか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 やはり、行政用ということで用意されているかということについて、ちょっと、私も言及できない部分があるんですが、まず、職員に知っていただくということで、昨年、第3四半期ぐらいから、若手の職員の方々に対して、月1回ぐらいのペースで、デモ、実際の機械を持ってきていただいて、こういう処理が自動化できるんですよということのもとに、税務課あるいは会計課で活用できるなど、職員から提案いただいた中から、効果のあるものを採用させていただいたということになりますので、行政用ということで縛りがあるかどうかというのは、まだ、そこまでは開発が定着していないんじゃないかというふうに認識してございます。よろしくお願いします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 では、民間の皆様も入れているものを、行政として使ってみようという認識なのかなというところです。非常に便利なものですので、二度、三度のチェックをしてもらっしやるとか、そういう作業の効率化というのが非常に図れるのかなと思います。この値段が適切なかどうか、私もちょっとわかりませんが、職員さんが1人雇うと思って、働きなら、機械は文句を言わず、24時間働いてくれるので、安いものかなというような認識でいますけれども、OCRの活用を考えると、例えば、手書きをする場所、市民の皆様が住民票とるところも、OCR入れると、多分、もっとデータとして残していきやすいのかなと思いますので、どんどんどんどん、会計課、税務課で使ってみて、使いやすいようであれば、広げていくことも視野に入れて進めていただけたほうがいいのかと思いますので、今後、ぜひとも、いい結果が出ることを期待しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料No.14の57ページです。海岸通地区震災復興市街地再開発事業について、ちょっとご質疑させていただきます。

平成30年度が5億904万5,000円、平成31年度が11億7,873万7,000円、令和2年度が2億8,600万3,000円……三万四千……まあ、はい、それぐらい……かかっているということでございますけれども、これ、通年、全て通して、どれぐらいの予算というか、どれぐらいの資



金が海岸通再開発に対して使用できたのかということ、まず一点、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 お答えいたします。

通年といいますか、本年度末、令和元年度末まで執行終わった状態で、補助金としては、約87%お配りし切るという形で捉えてございます。

基本的に、毎年、補助率がそれぞれ違う建物の出来高によって額が出てまいりますものから、年度で一律ではなくて、ばらつきが出るということで、現状、本年度末では約87%の補助金の執行というふうに捉えてございます。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 87%ということですが、本当に、塩竈市の中心市街地というか、マンションもできてきまして、建物もできてきたということで、非常に、市民の皆様にも興味が、注目がある海岸通の再開発なのかなと思いますが、テナントの募集や、マンション自体は、もう多分、ほぼ満室になっているのかなということは、チラシ等を見るとわかりますが、テナントはどのように進んでいるのかというのを、もう一度教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 マンションにつきましては、先ほどご回答したとおりで、もうほぼほぼ完売というような状況でございます。

テナントにつきましては、所管の協議会にもご報告してございますけれども、基本的には、(株)まちづくり鹽竈さんが取得されまして、そちらに、入居テナントのほうに貸し出すというのが現状の事業計画でございます。今のところの入居状況というところでございますけれども、1つの床につきましては、在仙の企業さんに売られたというところで決まっているところございますけれども、残り、区画として約10区画ほどですけれども、そちら、全く埋まっているというご報告はいただいていないという状況でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 まだ埋まっちはいらっしやらないということの認識ですね。

例えば、そこに対して、興味がある企業が話し合いしているとか、そういう情報というのも聞いてはいらっしやらないんですか。

○西村委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木建設部復興推進課長 榑まちづくり鹽竈さんは、海岸通1番2番地区再開発組合の委員さんでもられますので、その組合の理事会等々の中でご報告はいただいておりますが、正式に、ここがどうだとか、決まったとかという報告はいただいております。以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 海岸通1番2番地区再開発組合の会議も154回、この間、終わったところだと思いますけれども、私も、先日、金曜日、そのようなご質疑もあったので、ちょっとお話を聞きに行ってきました。非常に、引き合いは、実は来ているということで、まだ決まっていなくても、場所場所によってはお話があって、もう契約までこぎつけそうだって話も聞いております。なので、ものが完成し始めたら、やはり興味が出てきている人たちが多いのかなというところも、興味深く聞かせていただきました。

それに伴って、ちょっとお聞きしたいんですけども、やはり、これぐらいの多くの金額が市からも入っているというような状況も、市は、その床を売った時点では、ともに進んでいくものだと思うんですけども、これに対して、市と、その組合との関係性というのは、どういふものの認識で市は動いているのか、教えていただけますか。

○西村委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 再開発事業、市も、基本的には都市計画事業として進めてきていますので、市で、必要な事業費については、国に確保しながらということで、一緒に取り組んできているという状況になります。これまで、補助金の全額確保、そういった分については、いろいろとありましたけれども、何とか補助事業の拡充といったら変ですけども、増額要望等についても、国に働きかけて、予算の確保をしてきたという流れになります。幸いにも、今、先週、山本委員にご答弁差し上げましたように、事業として、組合と私どもは一体で進んできていますので、ある程度、終わりが見えてきたというのが、あの状況なのかなというふうに思っています。

一方で、課題として、榑まちづくり鹽竈が最終的に残りの床を取得していただくということになっていきますけれども、この部分について、早くテナント等が決まっていいただいて、補助事業が終わりましたら、今度は、まちづくりとして今度進むというふうなことになるので、その辺には、きちんと運営できるように、今後とも、事業支援しながら、この事業には、我々も一体となって取り組んでいくというようなことになろうかと思っております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひとも、一緒に歩んでいかななくてはいけない事業なのかなと思います。全国の事例を見ても、再開発事業というのは、やはり、自治体と組合が一緒になって進んでいくものが、常識的なものであると思うんですけれども、そういう意味では、この間の佐藤部長の答弁で、分掌で行うなどの話があったので、例えば、この154回の理事会を行っていますけれども、そういうところにどれぐらいコミットしているのかというようなのも、私たちは不安でしたので、今回、質疑させていただきました。

そういう中で、やはり、もう形が見えてきた段階で、我々もこれに賛成をして、手を挙げている委員として、やはり、どこかで説明会は必ず必要だと思うんですけれども、もしよければ、部長の考え、教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 いずれあと、4月以降、市で使う、運営のどういった形で進められるか、その、要するに、具体的な中身につきましては、まだまだ、我々も報告等いただいている部分ありますので、まずは、3月までに、組合の事業として一定の成果が上がって、それをマンション業者さんに渡したりとか、あるいは、市で引き渡しを受けたりというような形になります。当然、柵まちづくり鹽竈に引き渡しを受けるという作業になってきますので、その後、運営がどういった形でやれるかというのは、その時点で、ご説明等受けられるような状況になろうかなと思いますので、先週、山本委員にも申し上げたように、4月以降、しかるべき時期に、議会の皆さんにも一定程度報告できるのかなと思います。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 4月以降ということでしたがけれども、これ、もうちょっと、一つだけ質疑させてください。

例えば、今、その資金繰りのところになるんだと思うんですけれども、こういう意味では、テナント率、何%を超えると資金は回せるというのを、組合さんもつくっていると思うんですけれども、そちらの数値、わかれば教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 まず、本事業、組合の事業の部分と、それからあと、それを引き渡しを受けて、それぞれの、建物の所有者がやる事業と、2つに分かれます。組合の事業については、資金的なめども、実はもう、融資も含めて、全て終わっていますので、我々としては、その組合

が、建設計画が進むように、一体となって進んでいくというふうなことになります。

一方で、テナントとか、そういった分については、今度は一緒に、施設を買った事業者さんが進むことになりますので、その事業計画そのものについては、今の状況で、どういった形で運営されるかというのは、具体的な説明、まだ受けていない部分がありますので、前段申しあげましたように、4月以降、そういったところも含めて、必要な報告をさせていただくというふうなことになると思います。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 多分、154回目のときには、私も資料もらいましたけれども、70%以上のテナントが埋まっていれば黒字化できるような資金繰りで計算をして、改めて、資産計上をつくり直しているはずですよ。ですので、やはり、市がコミットをどんどん、ぜひ、していただかないと、これだけのお金投与していますので、いけないと私は思うんですけども、これから、もう一度聞きます。これから、市として、どれぐらい、組合と一緒に足並みそろえていくのか、もう一度お答えしてもらえますでしょうか。

○西村委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 ちょっと、何度も申し上げさせていただくんですけども、組合の事業としては、施設をつくって、それを、要するに、新しい建物の所有者に引き渡しをするというような形になっています。基本的には、既に、組合と、それぞれの施設について、契約がもう既に済んでおります。まちづくり会社についても、最終的にその施設を引き継ぐというふうなことで、覚書の締結もなされていますので、その契約に基づいて、それぞれの新しい所有者の方が、きちんと引き渡しを受けてもらうということが、事業を終わらせるというふうなことになりますので、我々としては、組合と一緒に、その事業が終わらせることができるよう、きちんとこれから、執行の管理をしていくということになります。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（眞）委員 ぜひとも、同じベクトルをもって、一緒にまちの中心を盛り上げるという認識のもと、一緒になって進んでいただきたいという要望でございました。

今、建物等を壊して進んでいる2番地区もごさいますけれども、こちら、いろんうわさが飛び交っていますが、海岸通の皆様、自分たちで頭金出資して、今から新しい会社に移行していくというところで、相当なお金をみんなで出し合っていますので、失敗させるわけには、もちろん、いけないのかなと、私は感じております。ぜひとも、4月以降に説明会をしっか

りと、我々にも伝えるような説明を開いていただくように、市としても動いていただいて、もし、それが開かれないのであれば、産業建設常任委員会で一般会議でも何でも開いて、我々も来ていただいて、しっかりと、こちら、説明をしていただかなきゃいけないと思っておりますので、必ず、毎週水曜日、会議開いていると思います。ぜひとも、情報をしっかりと聞いて、それを我々にも、落とせるところは落としていただけるようにしていただかないと、これだけの金額ですから、ぜひとも、そこを一緒に、足並みをそろえていただいて、進んでいただきたい。その要望でございますので、ぜひとも、よろしく願いいたします。

4月以降に説明会開かれることを期待して、私からは最後、終わらせていただきます。以上でございます。

○西村委員長 今野恭一委員。

○今野委員 それでは、佐藤市長におかれましては、市長就任、間もなく6カ月にならんとしておるところに、新型コロナウイルスの対応に追われる日々が、よもややってくるだろうなどは、思いもしなかったであらうに、大変ご苦労さまでございます。

さて、令和2年度予算特別委員会も、一般会計の最終の質疑となりました。

市長は、基本方針の中で、住民との対話が一番とおっしゃっておられました。私も、全く同感でございます、その住民の意見を代弁して質疑を行いますので、当局の皆様におかれましては、その旨を踏まえて、ご答弁をよろしく願いを申し上げて、質疑させていただきます。

まずもって、資料No.10、25ページから26ページ、第1項、財産貸付収入とありますが、この財産貸付収入は、どのような財産で、どんな貸し付けの仕方をしているのか、お知らせ願います。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、資料No.10、25ページ、26ページの財産貸付収入についてご質疑いただきました。

財政課で所管しております、26ページの一番上になります、まず、土地建物貸付収入ということで、こちらは、町内会の皆様の利用でありますとか、それから、例えば、法務局さんの土地用としてお貸ししたりとか、あとは、これは海岸通になりますが、民間事業者に土地をお貸ししている分の収入でありますとか、そういったことで、市が持っている普通財産を市民の皆様、それから企業の方々にお貸しをしているという内容でございます。よろしく願

いたします。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 今、挙がってはおりませんでした、西町郵便局には貸しておりませんか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 町内会の方々、企業といますか、そういった中に含めて、済みません、ご説明したつもりでしたが、西町郵便局さんにも、普通財産としてお貸ししてございます。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 いつから貸しておられて、どのような契約内容になっているのか、お知らせ願います。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 ちょっと、いつからということになりますと、大分古い、昔から貸し付けをさせていただいて、少なくとも、手持ちにありますのは、平成19年には、今の形でお貸しをさせていただいているものと思います。

今、現況でございますが、西町の郵便局を利用される方、それから、あるいは、西町郵便局の職員の方の駐車場として貸し付けを行っているというのが状況でございます。内訳でございますけれども、郵便局を利用される方用としては2台、駐車スペースとして2台分です。それから、郵便局の職員の方用として2台、合計4台を貸し付けているという状況でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 合計しての地代は、いかほどですか。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 年額で28万8,000円でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 年額28万8,000円。月に直すとどのぐらい。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 1台当たり6,000円ということになります。よろしく願いいたします。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 なるほど。そういうことですか。実にリーズナブルな地代ですね。大体、あの周辺では7,500円とか、8,000円とかというのが一般的に、民間が貸している地代です。

さて、そこでなんですが、あその土地は、どんないきさつで市が所有しているか、ご存じでしたら聞かせてください。

○西村委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 済みません。その過去の経緯につきましては、ちょっと今、承知してございません。申しわけございません。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 ならば、話して進めましょう。

あその土地は、北浜沢乙線が工事始まりました平成2年、そのころから、西町の土地の買収が始まりました。あそこには、あるかまぼこ屋さん、加工屋さんが工場を持っておりました。しかし、北浜沢乙線の拡幅によって、工場が半分削られちゃったんです。その結果として、残った残地で、その工場の持ち主の方は、工場として維持できないと。ここの土地で工場をやるわけにいかないし、半分残されても困るので、これは市が買い取ってほしいと、こういういきさつで、市が買い取ったものであります。

そんなことがありまして、実は、平成12年度予算特別委員会において、その前には、平成9年度決算特別委員会においても、関連した質問はしていたんですが、この平成12年度予算特別委員会においては、当時の助役が、こういう答弁をしております。

「西町地区につきましては、北浜沢乙線の整備に当たって、多大なるご尽力をいただいておりますということで、ご協力に対する、やっぱり感謝の意味も必要なのではないかとということで、市長からの、当時の市長は三升市長でありました、市長からの指示は、やはり集会所的な施設と公衆トイレを合わせたようなもので、何とかまとめることができないのかといったことでの指示を受けております。」こういう答弁です。

この答弁を受けて、町内では、いずれ集会所が建ったときに、茶道具もないのでは困る。何か、何やかんやと備品も必要になるであろうと。ついては、町内として、積み立てをする必要があるのではないかとということで、その平成12年から年間10万円ずつを積み立てて、今はおよそ180万円、約200万円近くまでたまっておりました。それで、西町コミュニティーセンターの建設についてという要望書を提出いたしました。これは、口頭では何度も申し上げておりましたけれども、なかなか当局は動かないので、であれば、文書で差し上げましょうと

ということで、こういう、町内会の役員一同が署名、捺印の上、要望書を出したのであります。

それに対する回答は、全部読むのは長くなるので、最後の部分だけ、ちょっと読んで見ます。

今回のご要望を踏まえ、市としても、地域のほかの市有地等を調査検討いたしました。現時点において、適切な建築場所がない状況でございます。コミュニティーセンターや集会所は、地域の重要な活動拠点であり、定住促進の観点からも必要性は十分理解しているところでございます。なかなかいい理解力ですねと思って受けとめました。今後も継続して、貴町内会と協議させていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。こういう回答書でございます。

どのような協議をして、どのような推移になっているか、聞かせてください。答弁。

○西村委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 今野委員がおっしゃるように、平成29年4月に、西町コミュニティーセンターの建設についてということで、ご要望を頂戴しております。その中には、やはり、年々高齢化が進んできて、従来は、公民館の本町分室などをご利用いただいていたんですけども、なかなか歩くのも大変になってきて、ぜひ、近くに欲しいと。そういった中で、観光ボランティアの方々の詰所として、あるいは、集会ができるような施設をと強く要望をするというようなことで、先ほどご紹介いただいた、平成12年のやりとりも踏まえて、そういったご要望を頂戴させていただいているところでございます。

それを受けて、平成29年6月に、今、委員、ご紹介があったような形で回答させていただいておりますが、その前段といたしまして、近年のコミュニティーセンター、集会所の建設につきましては、市が、適地をお貸しするなりの提供をさせていただいて、建物については、市の補助ですとか、コミュニティーセンター助成金というものを活用させていただいているというのが、最近の状況でございますので、そういったことのご支援、お手伝いもさせていただいておるといようなことも含めて、ご回答させていただいたところでございます。

その、西町のご要望いただくような地区、地域の周辺の空き地ということで、あるいは、市所有の空き地ということになりますと、まさに、郵便局にお貸ししている敷地、あるいは、ちょっと遠くなっちゃいますけれども、本町のキリスト教教会の近くにあるちびっこ広場で使っていたような、ちょっと細長い施設ですとか、そういったところはあるんですけども、



そういったことが、もし、西町さんで、今、市で申し上げたようなコミュニティーセンター助成金とかを活用して建てたいというようなご要望等がもしあれば、そういったことで、適地をご用意するというのも考えなければならないなということを、そのときもあわせてお話をさせていただいたのかなと思っております。

ただ、ご指摘のように、その後、どうなんだということについては、たびたび、委員から、集会所の用地として適切だとお考えの郵便局の用地については、まだ貸しているのかというようなことで、お話いただいている経過はありますけれども、なかなかそれ以上、ちょっと前進していないというような状況もあるのかなと思ったので、その継続した協議ということがされているのかといえば、なかなか具体的に、我々としてご提案できるという内容がないもんですから、それ以降、余り積極的な話ができていなかったなというところでは、そのとおりかと思っております。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 先ほど、財政課長のお話ですと、そのいきさつは、わかっていないというような答弁でありましたけれども、ただいま、市民総務部長からお話ありましたが、実に、協議も進んでいなければ、何も進んでおりません。あれから20年ですよ。平成12年に、この、高橋助役から答弁いただいて、集会所的な施設と公衆トイレを合わせたようなもので、何とかまとめることができないのかといったことでの指示を受けております、こういう助役答弁。これをほごにしているんじゃないですか、当局は。どうですか、市民総務部長。

○西村委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 委員のおっしゃるように、集会所的な施設と公衆トイレを合わせたようなものでまとめることはできないかというようなこと、確かに答弁をしております。

その後、西町の公衆トイレということで整備する際に、そういった検討がされたとは聞いておりますが、結果としては、その公衆トイレと、その上に、202段を照らす照明をつけたということで、集会所的な施設というのは、結果的にはできていなかったと受けとめております。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 私は、行政用語については、余り詳しくないので、当たっているかどうかわかりませんが、こういうことを不作為というのでありませんか。不作為。違いますか、皆さん。皆さん、行政のベテランですから。どう考えているか、お答え願います。

○西村委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 今、委員は、不作為とおっしゃった。不作為。はい。

ちょっと私も、不作為という意味と今の回答が、ちょっと、かみ合うかどうかわかりませんが、ちょっと積極的に、結果的に、集会所的な施設と、そのときはお話をしているものができていないという意味では、不作為……不作為というか、できていなかったという意味では、そういった使い方も、あるいは当てはまるのかもしれませんが。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 これ以上責めたら、それこそ、立つ瀬もなくなったら溺れてしまうんで、責めませんけれども、お願いをしておきます。ぜひとも、市長と相談して、前向きに取り組んでいただきたい。すぐさま、貸している土地は引き上げてください。そして、何らかの善処をお願いしたいと思います。

○西村委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 町内会さんのご要望であり、そういった思いというのは、非常に大事なものであるとして受けとめたいと思うんですけれども、あのエリアに郵便局があるということで、その年金の受け取りであったり、保険であったりという、そういう意味では、非常に重要な社会インフラでもありますので、そちらが、今のところは、すぐ、コミュニティーセンターができるというような状況があれば別ですけれども、今のところは、そういったことがなければ、来年度についてもお貸ししていかなければならないなと思っております。

ただ、繰り返しになりますけれども、重要な施設だということでございますので、ただ、先ほど言ったように、コミュニティーセンターについて、今現在は、いろいろな補助金を使って、町内会にお建ていただくと。それで、土地は塩竈市で何とか、そういった状況整えばお貸しするという事は考えたいと思いますので、そういった方向性で、いろいろと打ち合わせをさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 市民総務部長は、そうやって逃げるけれども、あなた方は、この土地を貸すときに、西町の地元町内会に何か相談しましたか。何にも、何の一言もなく貸したんでしょう。あなたの答弁は間違っている。もう一回。

○西村委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 大変恐縮でございますが、ちょっと、その当時のことは、私、存じており

ませんので、そういった経過があったことは、初めてお聞きしました。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 そういうことですから、しかと心しておいてください。市民総務部長、いいですか。皆さんの前で、議場ですから、ここは。私、これ、高橋助役から、この議場でいただいた答弁ですから。あなた方、議場を何と心得る。そんな心得で、まあ、そのうち定年になったらさいならだ、そんなことじゃだめだよ。行政は、誰のためにある。市民のためにあるんでしょう。少なくとも、市長は、そういう心構えがしっかりできているよ。そういう、逃げの答弁ではだめだ。しっかり相談して、前向きに取り組んでください。それは、お願いしておきます。（「委員長」の声あり）何か言いたいことあるの。

○西村委員長 いいですか。

○今野委員 まだ着席していない。いや、言いたいことあるなら、言ってもらいましょう。

○西村委員長 小山市市民総務部長。

○小山市市民総務部長 本当に、議場の言葉というのは、非常に大事だということでございますので、本当に、そういう意味では、ちょっと、安易なことも申し上げられないということでございましたので、先ほどの答弁とさせていただきます。

なお、コミュニティーセンターが大事だということは存じておりますので、そういった先ほどの発言を踏まえて、対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 大変結構な答弁でした。それを踏まえて、これから相談を進めさせていただきます。次に進みましょう。

資料No.14の53ページにございます。

この1番、概要のところ、④に塩釜陸橋というのがございますが、これは、石油貯蔵施設立地対策交付金事業となっていて、塩釜陸橋補修事業とありますが、これはどういう補修するのか、お知らせ願ひます。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 こちらの事業の内容でございますが、事業費が、下の事業費のほうに書いてありますが、2,000万円で、塩釜陸橋の高欄の入れかえを58メートル行う内容となっております。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 ここの塩釜陸橋、実は、あそこの下には、野田の住民、南錦町の住民が住んでいます。あそこの市民の声を聞いたことありますか、土木課長。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

塩釜陸橋につきましては、陸橋の継ぎ目のところで、よく大型車両が走るたびに騒音が生じるということで、苦情を受けておりました。それで、我々としましては、そのつなぎ目、伸縮装置と申すところなんですけれども、4カ年にわたりまして、入れかえ工事を行い、騒音防止に努めてまいったところでございます。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 あその陸橋、今回だけでなく、ずっと、つくった当時、間もなくから、「ゴトンゴトン」ってすごい音するんです。周辺の野田の住民の方、南錦町の住民の方、とっても寝てらんねえんだやっていうので、大変ご要望いただいております。この橋、もう貨物線がなくなったんだから、JRの貨物があその線路取ったんだから、もう陸橋でなくたっていいんでねえべか。ここんところ、昔さ戻して、普通の下の道路にしてもらえねえべかね。こういう意見、要望がたくさん寄せられております。それについての考えありましたら、お願いします。

○西村委員長 星土木課長。（「これは部長だな」の声あり）

○星建設部土木課長 お答えいたします。

こちらの橋梁につきましては、今年度の、まず、補正予算を使いまして、桁の部分と、あと、支承とって、その桁を押さえる部分、その補修を2カ年にわたって行う予定となっております。

あと、今、委員、申すように、この橋そのものを外したらいいかというお話につきましては、新年度、都市計画課で、都市計画道路の見直しを予定しておりますので、その中でもちょっと議論してまいりたいなと考えています。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 そういう方向であれば、大変結構だと思うんですが、あそこは、本当、住んでみないとわかんない。時々、この市民の皆さんに、回って行って、お茶飲んでいかいんって言われるんだけど、お茶飲みしてても話にならない、話が聞こえないぐらい、その騒音、激

しいんです。ですから、そこら辺、都市計画会議ですか、都市計画。都市計画課長のところに行くんじゃないですか。課長、善処願います。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長 お答えいたします。

今、土木課長も申し上げましたとおり、都市計画道路の見直し事業を今から行いますので、ここ、いろいろの、3つ、4つの都市計画道路交わっている、非常に変則交差点でございます。交通量調査等も踏まえまして、ここ、何とか、今回の見直し作業で、1つでも、2つでも改善できるような、ちょっとまとめ方をしたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 1つでも、2つでもでなく、いきなり10歩も、20歩も前進願います。そうでないと、橋、取っ払われないから。よろしく願います。

それでは、関連で、道路の整備費には載っているか、載っていないか。私、見つけかねていたんだけど、関連として、赤坂交差点から向ヶ丘までの道路、これが、やっぱり道幅が狭くて、よく車の、行ったり来たりの車が、すれ違いざまにお互い接触したり、大きな事故にはなっていないようだけれども、ちょこちょこ、細々とした事故が見受けられております。ましてや、歩行者、危ないのは歩行者なんです、あそこ。歩道も、きちんとした歩道がなくて、片側にあるんです。こっちから上っていくときに、右側のほうには縁石があるんですが、左はもろもないんです。ですから、歩行者の方々は、本当、路肩に身を寄せながら、電柱の陰に隠れたりしながら、車を避けて歩いています。あそこのところの道路、何とかありませんか。都市計画課長。

○西村委員長 鈴木都市計画課長。

○鈴木建設部次長兼都市計画課長 私も、あそこの道路は通って、非常に、できれば通りたくないなという道路の一つでございます。北浜沢乙線の利府中インターまで行くの、今回、大きな見直しの、ここも一つの焦点かなと思います。でも、JRもありまして、家も張りついておりますので、上を通していくのか、トンネル化するのか、それも含めまして、今回の中で、ちょっと見直し作業を進めていきたいと思っております。ただ、神社のこの参道のほうの道路、今、大きな車を通さないような状況になっております。ただ、利府塩釜インターまで通じますと、これ県道でございますけれども、大型を通す、通さないという議論にもなってくるか

と思いますので、そういったことも含めて、全体的に、ちょっと、計画をまとめていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 今、鈴木都市計画課長、あれですね。都市計画の中で見直しをというお話でございましたので、ひとつ、いい結果が出ることを期待しております。ご自分で通ってみて、十分体験されているわけですから、そこんところを踏まえて、ぜひ、その会議でもって、前向きのご発言をしながら、リードしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

それから、公園の整備費……。

○西村委員長 資料番号教えてください。

○今野委員 この、公園の整備費が、伊保石公園がどこに載っているか、見つけかねていたんですが、公園の、土木課長、これ、どこに載っているか教えてください。

○西村委員長 星土木課長。

○星建設部土木課長 お答えいたします。

公園の予算につきましては、資料No.10の151ページ、152ページの土木費の……都市計画の公園費ということで入って入って、152ページです。（「52ページ」の声あり）152ページ。

それで、公園街路維持管理費ということで6,949万4,000円、あと、公園緑化推進事業として32万5,000円、公園緑地公民連携事業ということで196万6,000円ということで、維持費を7,178万5,000円ということになっています。

委員のご質疑の伊保石公園の整備費なんですけれども、純然たる整備費につきましては、第14節としての工事費、ちょっと積んでおりません。今年度、台風第19号の災害復旧におきまして、かなり園路がえぐられたような状況でしたので、今年度の予算、1,700万円ほどなんですけれども、それを繰り越ししまして、翌年度、令和2年度について、伊保石公園の園路整備を行いたいと考えております。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 ことは予算ないのね。

土木課長、伊保石公園、行ったことあるんですか。ないんでないかね。実は、あそこ、私も時々、状況視察に行くんです。あそこを散策している市民の方と一回も会ったことない。しかも、秋口になると、水道とめておいて、そのとめた水道、冬になると破裂しているの。そういうの見たことないでしょう。珍しいから、今度行ってみて。そうすると、あそこにどん

な予算つけなきゃなんないか、あるいは、あそこの公園はあれでいいのか。そういうところを、ちょっと考えてもらいたいんだ。

というのは、あれだけ広大な公園、敷地、何もしないで、ただ草木が「ぼうぼう」と茂っている。それで、皆さん、いいと思いますか。委員の皆さんは、いろんな市民から意見をもらっているはずだから、それなりの要望持っていると思います。あのまま、ただぼうぼうと茂らせておいて、何億円もかけて、あそこを、何億円も投じて整備した公園なんです。しかし、あれでは、年間何人行くか、数える程度しか行ってないんだね。

ですから、あの公園をパークゴルフのゴルフ場に整備していただいたら、市民はもとより、近隣の市町村からいろんな人がやってきて、使ってもらえるんじゃないかと。ぜひ、それをつくってもらいたいんだと、こういう意見が1つ。

それから、今、あそこに管理棟っていうんですか、管理室というのか、建物が、鉄筋コンクリートでつくった建物が、立派なのがあります。しかし、それも、職員さんが何人かおられる程度で、あそこには水道もあり、電気も来ているので、あの近くにキャンプとか、野外炊飯のできるようにしてほしい、こういう要望もあります。

そんなことはできませんか、土木課長。

○西村委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 伊保石公園の整備予算につきましては、前段、土木課長が申し上げたところのとおりなんですけれども、実は、我々としても、この間、園路等がすごく傷んだりして、なかなか整備できないという状況があり、苦慮した状況があります。

今回、台風第19号の災害復旧費の予算を使いまして、なかなか伊保石公園を、まとまって再整備する予算というのは確保できなかったんですけれども、今回、前段に申しあげましたように、1,700万円ほどの事業費が確保できたという状況があります。まずは、その整備費を活用して、園路を、今、かなり壊れている箇所等もありますので、そういったものを、木橋等も含めて、園路を再整備していきたいなと思っています。

あともう一つ、今、話にありました管理棟とか、いろんな周辺の活用については、この件につきましては、鎌田委員からいろいろとご指導いただいている部分がありますけれども、我々として、4月から公民連携の、要するに、創生リスクのほうも立ち上がってきますので、そこで、民間事業者の方のご意見等もいただきながら、どういった活用ならできるかというのは、少し、そういったところもいろいろ模索をしていきたいなというふうに思っております。

すので、そこは、少しお時間をいただきたいなというふうに思います。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 建設部長、そんなに時間やらんねえ。やれませんか。なぜならば、今、パークゴルフをしたくている人たちは、これから先、50年、100年生きる人じゃないの。あしたにでもやりたいの。それから、子ども会、市内の各小学校の子ども会、夏休みに、例えば、キャンプをさせたい。何か、秋になったら芋煮会させたい。そのように思っているんです。だけれども、あそこに行っても、火使えないだねって。これでやって、こういつて、諦めて帰ってくるんです。ですから、そんなに時間をかけてほしくない。早急に、これは結論を出していただかなければなりません。行政のトップの次に並んでいる部長ですから、ひとつ、そこら辺、しっかりといい結論を出して、前に進んでいただきたいと思っております。どうぞ、建設部長。

○西村委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 周辺の地元の方々からも、要するに、有効な活用策についていろいろご意見等いただいています。我々としても、皆さん方がこのように使いたいという部分について、できる限り使えるようなやり方というものは、やっぱり模索していきたいなというふうに思いますので、急いで、何とかやれるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 建設部長、期待していますので、よろしくお願いします。

それから、資料No.16の3ページに職員の任用のタイプとといいますか、パターンと、それから、資料No.17の1ページに時間外勤務の状況と前年度対比が示されておりますが、職員の教育については、どこに予算をとって示されておりますか、教えてください。

○西村委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 職員の教育……（「教育」の声あり）教育ということでございます。

恐れ入ります、実施計画の資料をごらんいただければと思います。実施計画の87ページでございます。一番下段の表にございます職員研修事業、こちらが、基本的に職員の資質向上を図るための研修事業の予算ということでございます。令和2年度、新年度予算といたしましては、382万円という予算枠組みでございます。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 なるほど。382万円の予算をとってあると。3万円の研修費だと100人、1万5,000



円の研修費だと200人の職員が研修してこられるわけです。大体、議員研修は、1回の研修1万5,000円です。交通費は入れません。その講習費。そういうことでありますが、どういう方が、どんなことを指導してくれるのか教えてください。

○西村委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 研修の枠組みでございますけれども、基本的には、市町村職員研修所を中心としました派遣研修、こちらが中心となっております。主には、階層別研修ということで、新規採用職員であったり、あるいは、経験年数5年目の職員、あと、職制に応じまして、係長職、監督職、管理職といったような階層別研修に、毎年、その該当する職員を派遣している状況でございます。

また、あわせて、市町村職員研修所では、特別研修というものがございまして、さまざまな行政課題に対する政策能力を築くためのメニューが多数ございます。そちらにも、希望者を募りながら派遣しているという状況でございます。

また、庁内研修といたしましては、庁内講師養成してございますので、そちらでの研修を庁内に実施しているという形でございます。

また、今年度、予算といたしましては、例年に比べまして約100万円の増ということを財政上、確保いただいております。こちらにつきましては、まず、職員の質の向上、あと、職員独自の企画立案というものを促進するために、市の独自研修グループという、自主研修グループ、こういったものへの研修費の助成等を考えての予算組みをさせていただいております。概要は以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 各種研修があるということは、今のお話で大体わかりましたが、例えば、初任研修というの言いましたね。そういうの、中身は、どんな研修されるか、教えてください。

○西村委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 初任者研修の中身でございますが、我々、公務員、市職員といたしましては、市民の皆様と接するのが基本的な仕事でございます。その中で、接遇研修というものを実施させていただいております。また、初任の職ということでございますので、地方公務員としての使命であったり、あるいは、今現在の行政的なトレンドを学ぶようなもの、あるいは、まちづくりに対する、何ていうんでしょう、企画を図るような研修等々を、メニューの中に組み込みながら実施をさせていただいております。以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 初任者研修でなくても、職員の皆さん全員に、きちんと指導していただきたい。電話の対応、これは、電話というのは顔見えないでしょう。顔見える電話持っている人いる。いないね。大体スマホだと、何とかという電話のやり方があって、ちゃんと顔が映る電話ありますけれども、実は、顔が見えない電話の向こうで、はい、市役所です、そういう返事もらってみなさい。あら、この人誰なんだべって。男の声だったら、いや、市長ではないしなとか、部長ではないしなみたいな、誰なんだべと。そういう思いになるんです。一般、民間の場合ですと、例えば、電話とります。はい、何々会社の何を担当しております〇〇と申します。そういう対応の仕方しますから、電話を一旦切って、また再度かけなきゃならない、そんな必要があっても、次のときには、何々担当の〇〇さん、お願いしますって言うと、ちゃんと本人が出てくれる。市役所はそうじゃない。その次、電話かけてやっても、誰が出るかわからない。さっきしゃべった人誰だったべって、そんな感じで相手を捜すしか方法がない。そのような市役所でいいんでしょうか。どうですか、総務課長。

○西村委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 今、今野委員からお話になった対応は、ごもつともでございます。また、職員の接遇に対しまして、市民の方からは、いろいろお叱りであったり、あるいは、ご批判だったり、ご意見というものも多数頂戴してございます。

我々、研修を担当する部署といたしましては、職員の質がより一層向上できますよう、なお、努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 今野恭一委員。

○今野委員 大変前向きのご回答、ありがとうございました。

今、大きく分けて5つほどご質疑させていただきましたが、各部長さん、課長さん方に大変前向きなご回答いただきましたが、市長、最後に一言。だめ押しで、よろしく願いします。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 最後の職員研修の件につきましては、もう至極ごもつものお話でございます。

私どもは、市民の代表として、ここで働かせていただいているという感覚がございます。その一方で、今般、皆様方をお願いをして、100万円という貴重な公金を予算づけしていただきまして、職員の皆様方のさまざまな興味深い案件とか、先進地事例とか、そういったものも、若手職員プロジェクトチームをつくっていただいて、研修の充実を図っていただく予算も、

何とか、貴重な、本当に公金をつくって、ひねり出していただきましたので、その貴重なお金を使って、市役所の質の向上に、私も含めて、取り組みはさせていただくことをお誓いを申し上げて、決意とさせていただければと思います。ありがとうございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 本当に心強い、市長のご答弁、ありがとうございます。

最後にですが、市長は、施政方針の中で、未来への種をまき、子供からお年寄りまで、全ての市民の皆様の笑顔が花咲く、新たな塩竈の創造に向けて取り組んでまいります、こんな力強い、こういう言葉も述べておられます。

私からは、この新しい塩竈に期待をして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1、一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、審査区分1、一般会計についての質疑は一応終了いたしました。

さらに、お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明3月3日午前10時より再開し、審査区分2、特別・企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、3月3日の審査区分2、特別・企業会計の審査については、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議は、これで終了します。

ご苦労さまでした。

午後5時10分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年3月2日

令和2年度予算特別委員会委員長 西村勝男

令和2年度予算特別委員会副委員長 小高洋



令和2年3月3日（火曜日）

令和2年度予算特別委員会

（第4日目）



令和2年度予算特別委員会第4日目

令和2年3月3日（火曜日）午前10時開議

出席委員（18名）

阿部眞喜委員	西村勝男委員
阿部かほる委員	小野幸男委員
菅原善幸委員	浅野敏江委員
今野恭一委員	山本進委員
伊藤博章委員	香取嗣雄委員
志子田吉晃委員	鎌田礼二委員
伊勢由典委員	小高洋委員
辻畑めぐみ委員	曾我ミヨ委員
土見大介委員	志賀勝利委員

欠席委員（なし）

（特別会計・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤光樹	病院事業管理者 福原賢治
市民総務部長 小山浩幸	市民総務部 政策調整監 荒井敏明
健康福祉部長 阿部徳和	産業環境部長 佐藤俊幸
建設部長 佐藤達也	市立病院事務部長 兼医事課長 本多裕之
水道部長 大友伸一	市民総務部次長 兼総務課長 川村淳
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長 小林正人	産業環境部次長 兼環境課長 木村雅之
建設部次長 兼都市計画課長 鈴木康則	水道部次長 兼業務課長 並木新司
市民総務部 危機管理監 佐々木誠	会計管理者 兼会計課長 菊池有司



市民総務部長 末永量太  
 市民総務部長 木皿重之  
 健康福祉部長 長峯清文  
 産業環境部長 村上昭弘  
 建設部長 鈴木良夫  
 水道部長 佐藤寛之  
 監査委員 福田文弘

市民総務部長 相澤和広  
 健康福祉部長 志野英朗  
 産業環境部長 草野弘一  
 建設部長 関陽一  
 市立病院事務部長 鈴木康弘  
 市民総務部長補佐 伊藤勲  
 兼総務係長 鈴木宏徳  
 監査事務局長

事務局出席職員氏名

事務局長 武田光由  
 議事調査係主査 平山竜太

事務局次長 鈴木忠一  
 兼議事調査係長 工藤貴裕  
 議事調査係主査

午前10時00分 開議

○西村委員長 ただいまから令和2年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。鎌田礼二委員。

○鎌田委員 おはようございます。では、特別会計について質疑をさせていただきます。

資料No.16「予算特別委員会資料（その1）」、これを使って質疑していきたいと思います。

こ資料No.16の16ページ、これには令和元年度、令和2年度の繰出金一覧表という、一般会計から見れば繰り出しですけれども、特別会計から見れば繰り入れということになりますので、これを使って質疑をしていきたいと思います。

私は、一般質問やら何やらでいつもこの中で、特別会計の中で市立病院事業会計とそれから魚市場事業特別会計と交通事業特別会計について、いつも取り上げさせていただいているんですが、ここで去年も同じようなことを私は言わせてもらったと思うんですが、最初から、もうここに予算の中に繰り入れを最初からされている、予算の中に組み込まれているというところが、私は気に入らないんですね。本来であれば、繰り入れなしで会計を組んで、それで予算を組んで一生懸命やって、「どうしてもこれはだめだったよ」というかね、そういう時点で繰り入れをするべきではないかと私は考えているんですが。

これについて、ちょっと市長に聞くのはあれですけれども、私のこの考え方ですね。本来だったらそうすべきじゃないのという、そういう考えなんですけれども、どう思われますか。その私の考えについてですね。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私も、基本的にはそうなんだろうと思います。ただ、現状をしっかりと冷静に見させていただいたときに、こういう状況でしか運営できないという現状もあるわけですし、そういった流れの中で、今日まで来ていると。私としては、今の現状をしっかりと冷静に見定めさせていただきながら、新年度についても同じような状況で継続をさせていただいている。ただ、その一方で、今後、特別会計を含めて、市立病院のあり方についてもさまざまな

角度からしっかりと冷静に、いろいろな方のお知恵も拝借させていただきながら判断する時期に来ているんだろうなどは捉えております。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そんなわけで、私は最初から、ちょっと私の考え方からすると、それは私の考えですよ。これは、おかしいのではないかなと思うわけです。

それで、もう予算化されているこの繰入金ね、市立病院であれば4億6,000万円ぐらいですか。それから、あとは、魚市場については約6,000万円。それから浦戸交通、これは1億円ですね。結構な金額になるわけですがけれども、これ、やっぱり必要ですか。それぞれの会計にお聞きしたいんですけれども、まず、市立病院さんをお願いいたします。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 鎌田委員にお答えいたします。

この繰入金につきましては、やはり、今の病院の会計の収支状況から見ますと、必要不可欠だと考えてございます。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、魚市場関係はいかがでしょうか。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

基本的に、前段に委員がおっしゃいました、いわゆる「独立採算」でございますので、例えば、魚市場の水揚げが現在の倍ぐらいあって、200億円、300億円も水揚げがあつて、その使用料があれば、繰り出しは要らないという形になりますけれども、現状の水揚げに照らしますとどうしても必要になるという形になります。

なお、いわゆる「基準内・基準外」の議論でもいろいろ、るる、これまでもお話ししておりましたけれども、現計の予算につきましては、いわゆる「総務省の基準内繰出」という形で予算編成をしております。総務省の基準内繰出に関しましては、このうち30%ほどが特別交付税で措置されますので、そういった地方財政制度等を踏まえまして繰り出しというのは、今現在の水揚げの見込みから照らすと必要だと特別会計側では考えるところでございます。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 次、交通事業について、お願いします。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 お答えをさせていただきます。

我々、離島航路ということで運営させていただいております、これは、まさに島民にとっては道路のようなものでございますので、その道路を維持していくために国・県・市、三者一体となって運営していくという形で考えておりますので、こういった形の補助金といえますか、繰出金は必要ではないかなと私は考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今回の回答の中で、必要だということでした。それから、その中で繰り出しの基準だからいいという、そういう話も出ました。一応、総務省の繰り出しの基準といえますか、これは、やっぱり真っ先に出てくるのは、採算独立なんだという、その中でやりなさいよという、それが、まず前提になっているんですね。それについては、いかがですか。前提ですから、そういう前提で、本来だったら走らないといけないということなんですよ。そういう考え方でよろしいですか。ちょっとそこ、考えをお聞きしたいんですが。

○西村委員長 小山市民総務部長

○小山市民総務部長 地方公営企業の運営の原則としては、先ほど、委員がおっしゃられたように「独立採算を旨とする」という記載があるかと思えます。ただ一方で、地方公営企業法の第17条の2というところで「経費の負担の原則」という項目もございまして、その性質上「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」でありますとか、「能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収支のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」、そういったものについては、先ほど答弁があったように総務省の繰出基準等に基づいて繰り出しをする。そして、その繰り出しについては、一定程度、交付税措置がされるということからすると、地方自治体全体の運営としては、そういったやり方がより財政的にも有利であるということもありますので、そういった考え方でやっているということで、今のところ財政は措置しているような状況かと思えます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 繰り返しになりますけれども、冒頭に独立採算だということが明記されているわけですから、本来だと、それが優先して進むべきであると思っております。そして、どうし

でもできない部分、理由が出てくる。それについては、仕方がないところはあるんだろうと私は思うんですね。でも、先ほどの回答の中で一部ありましたが「交付金で戻ってくるんだから、そいつは出すべきだ」って、もう戻ってくることを前提に考えている、そういう会計っていうか、考え方ってどうなんだろうねって私は思うんですよ。そこ、去年も同じこと言ったと思うんですけども、「法律上認められているから、繰り入れは問題ないんだ」と胸を張って、それから「交付金として戻ってくるんだから、いいんだ」というその考え方、これは、やっぱり公務員の考え方じゃないかなと思うんですよ。

やっぱり、本来だったら一番最初、冒頭に書いてある「独立採算を目指すべきだ」という考え方なんですよ。これについては、何かご意見あります。3者、市立病院さん、それから浦戸交通さん、魚市場さん、お願いします。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 こちらからすると繰入金ですが、その考え方について、独立採算で、本当は運営すべきというところについて、我々も同様の考えでございます。しっかりとそこを目指して、まずは、病院運営の経営改善を行っているところでありますが、一方で、どうしても、例えば、救急医療ですとか、どんなに頑張っても能率的に行ってもどうしても収入の不足する部分、こういったところは、一般会計の繰出基準にお願いせざるを得ないと考えておりますが、基本的な考えは、独立採算というのは、病院でも目指しているところはそこだと思います。

以上です。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

魚市場事業特別会計といたしましても、ただいま病院サイドから話がありましたように、原則は、やはり独立採算であると。つまり、他会計の繰り入れに頼らず、魚市場事業特別会計できちんと収支整うようなのが理想だと考えております。ただ、その一方で先ほど申し上げましたが、魚市場の運営経費を全て賄えるだけの水揚げに伴います使用料収入が、なかなか見込める状況ではないということがまず第1点です。

それと先ほどお話し申し上げました総務省の繰り出しの基準というのが2種類ございまして、1つは企業債の償還の50%は繰り出しとして認める。つまり、借金の返済分の半分は、これは独自の収入で賄うのは、なかなか難しいだろうという考え方。

それと、営業費用、指導監督にかかわります経費の30%ですね、こちらも繰出基準となっておりますので、そちらについても総務省サイドとしては単独の収入で賄うのは、なかなか難しいだろうという趣旨での、基準設定という形になってございます。

いずれにしても、委員のご指摘のとおり、やはり独立採算が原則でございますので、理想としては、その会計内の収入をもって支出全てを充てるというのが、理想だと考えるところでございます。

以上です。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

我々といいたしましても、特別会計でございますので、基本は、我々の運賃収入で会計を賄うべきであろうと考えてございます。ただ、言いわけになるかもしれませんが、島民の数が30年前には1,300人ぐらいおったものが、現在では319名と、非常に減少してございます。これは、毎年毎年、減少傾向が続いておりますので、そこら辺を何とか食いとめて運賃収入をアップさせる、または経費を削減する、そういった努力は続けてまいりますけれども、非常に厳しい状況だということもご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

それで、今、2回、話を聞きましたけれども、魚市場さんは「水揚げがアップすれば、それは大丈夫なんだ」ということなんですよ。解決策はそこにあるわけですね、そうすると。水揚げをふやす努力を、かなりのお金をかけた分、繰り出しをした分以上に努力しないと私はいけないと思うんですが。そうすると、魚市場さんについては、水揚げをアップすれば解決に向かうんだという望みはあるわけですね、まずね。

そうすると、あとは市立病院さん、それから浦戸交通さんね、その辺はいかがでしょう。どうすれば繰り出しなしでいけるのかね、それは、かなり難しい難関なのかもしれませんけれども、どう思われるのかね。そこをお聞きしたいと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 鎌田委員にお答えいたします。

費用につきましては、前のプランのときから、例えば、給与の見直しですとか、あるいは、

この間、新プランにおきましても、費用については、大分削減をしてきたというところに、今あるかと思えます。費用が厳しいということであれば、やはり入院・外来の収益を上げて、繰入金に頼らない会計を目指すべきだと考えてございます。

以上です。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

我々、現在、令和2年度の予算作成時におきまして、1便当たり大体31名ぐらいの皆さんにご乗船いただけるのではないかなという形で予算は組んでございますが、経営健全化計画では、損益分岐点というのを計算しておりまして、そこですと、61名ぐらいが損益分岐点になるのではないかと考えてございますので、今の倍の人数が1便当たり船に乗っていただくという形を実現することによって、繰り出しのない形で運営ができるのではないかなと思っておりますが、これは先ほども言いましたけれども、島民が減少する現状の中で非常に厳しいです。我々としては、以前からお話ししておりますように、観光客の皆様の増加策を一生懸命、観光サイドと連携を図りながらやっていきたいということと、定住人口の増加、それから移住される方の増加ということを目指して、市が一体となって全市的に浦戸地区の振興ということに取り組むことが必要なのかなと考えてございます。

以上でございます。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

市立病院については、病院に来ていただく人をふやすということだと思うんですね、まず。それから、あとは、賃金をもう減らしてきているんでしょうけれども、その賃金については去年の一般質問でも取り上げましたけれども、総務省に届けている決算カードを見ますと、病院の会計の、同規模の類似都市の病院と比較すると、やはり賃金が高いという、そういうあれを私は言ったかと思うんですけれども。その賃金についての高い部分を、下げる努力はどういった努力をされているんですか。今後、どういった努力をしていくんですか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 鎌田委員にお答えいたします。

給与が類似団体と比べて高い理由が、平均年齢の高さということになってございます。平均

年齢が高いということで、特に40代後半が最も割合が高いというところになります。ここに  
つきましては、即効性のあるところというのは、正直難しいところではありますが、やはり  
若手との入れかえということで新陳代謝を図るということと、それから、今は再任用の制度  
もございまして、残っていただく方もおりますので、そういったところで給与水準を下げ  
ていく即効性はないんですが、そういったことで、まずは平均年齢、あるいは平均の給与を下  
げていくのが、今、我々にできる対応かなと考えてございます。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今後努力をお願いしたいなと思います。

それで、もう一つ、この表を見ますと、基準内・基準外があります。基準内は、先ほど言っ  
たような基準のあれですから、これはある程度皆さんが言われる理由で仕方ないところもあ  
るかなとは思いますが、この基準外があるということ自体が何なんだろうなって、これも  
予算化されていること自体が、私としては、ちょっと気に入らないといえますか、そのよう  
に考えるわけです。全部基準外が入ってきますよね、市立病院さんもそうです、それから浦  
戸交通さんもそうですし、魚市場さんも入っている。この基準外について、これは、本来、  
最初から入れるべきではないと私は考えるわけですけども、いかがでしょうか。3者で、  
これに対してお答えをいただきたいなと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 繰り返しになりますが、やはり最低限基準内で  
繰り入れを賄う、それが病院の、まずは第一段階として目指すべき方向性だと考えておりま  
す。この基準外につきましては、やはり不採算医療に係る部分でいただいている部分が多い  
ということでございますので、最終的には入院収益・外来収益を上げまして、そういった不  
採算部門も市立病院で何とか賄える、そういったところを目指していきたいと考えてござい  
ます。

以上です。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

魚市場事業特別会計におきます基準外繰り出しの400万円を計上してございますが、こちら  
が充てられる歳出につきましては、遠洋底引網漁船の仙台港に水揚げします漁獲物の魚市場



までの運送代の横持ち費用という形で、非常に政策的色合いの濃い1,000分の1を交付するという形が、この内容になります。

理想は、先ほど申し上げたように自身の収入をもって、そちらの奨励金にも充てるというのが理想だと思いますが、繰り返しになります、それを賄うだけの自力の自主財源といえますか使用料がないので、それは政策的判断による一般会計からの繰り出しという扱いで、現在、基準外の繰り出しという扱いで、一般会計からいただいているという状況になります。

なお、これも繰り返しになりますが、こちらの支出についても、理想からすれば、自主財源で繰り出しに頼らず、繰り入れに頼らず講ずべきものと考えるところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

委員のご指摘のように、基準外繰り出し、これは、市からの繰り出しということになりますけれども、我々としては、交通事業を維持していくためには、必要な経費だと非常に考えてございまして、先ほども言いましたけれども島民の道路として道路を維持していくためには、市・国・県、そういった3者が一体となって維持していくという形が必要なのかなということで考えてございます。

もちろん、基準外の繰り出しにつきましては、幾らかでも減額させるために我々としては、日々努力はしてございますが、このような形になってございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 皆さんから、いろいろその理由を挙げていただきましたが、どうなのでしょうね。

一応、この資料のどこかに書いてあって、一般会計で使ったんですけれども、塩竈市の人口変化、ありましたよね、どこかに。だから、毎回一般会計でも言わせてもらったんですけれども、やっぱり人口をふやすべきだと。

そんな中、この繰り出しがあるというのは、やっぱり、そういった人口増加策がとれない要因になっていると私は思うんですよ。この繰り出し、総額、全部合わせたら幾らになりますかね。これ、結構な金額ですよ。これを全部合わせた金額を人口増加策に使えば、もしかして浦戸の人口も戻って、例えば、もともとの人口よりふえるとかさ、浦戸の人口が震災前

に倍増するといった人口になるとかね。魚市場の水揚げだって、今の3倍ぐらいになるとか。病院だって患者数もふえて、そして職員さんも若返ってどんどんと、どんどんというのは余りいいことではないんですけれども、病院が繁盛するのは。まあそういう状況になれば、例えば、塩竈市の人口も現在の1.5倍とかになれば、みんな何かいい方向に行くんじゃないかと、私は思うんですよ。

つまり、一般会計が余裕あるんだったら人口増加策にばんばん回せて、余裕があるならどんどんいいじゃないですかって話になりますよね。でも、塩竈市の全体的なことを考えれば、これは、やっぱり大変なことだなと私は思うんですよ。そういう考えなんですけれども、また市長に振って悪いんですけれども、そういう私は考え方なんです。もったいないなという、これを人口増加策に使いたいなと。そうしたら、塩竈もがらりと変わるんじゃないのと、そう思うわけなんですけれども、そういう考え方というか、思いに対しては、どういった感想をお持ちでしょうか。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私としても、とにかく、まず塩竈市の実態像というか、全体像をしっかりと把握することが重要だろうと考えております。どれをどうすれば、例えば、人口増につながったり、人口が流出するのを防げたり、市の内外からお客様に来ていただけるようなまちになったりと、その掌握をするための新年度については1年かけて、さまざまな課題についてしっかりと把握させていただきたいというお願いをさせていただいている、そういうことでございますので、何とぞご理解をいただきながら、とにかく1年かけてしっかりと全体像を把握できるように努力し続けてまいりたいと思っております。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

ちょっとそういった思いがあるので、やはり少なくとも、その3事業の中でいろいろこの繰り出しがないように努力をしていただいて、それは塩竈の未来をつくるためにそうするんだという思いで頑張ってくださいなと思います。こればかりで、あともう5分しかないので、ほかにちょっと移らせていただきます。

ここで言いたかったのは、もう時間もないので、水道事業会計で。水道事業会計、資料No.13で聞きたいんですが、この16ページに実施計画書明細書というやつを書いているわけなんですけれども、去年も言いましたけれども水道ね、水道の料金なんです。普通のものであれば多

量に買うとか、量が多くなればなるほど、例えば、水道であれば1立方メートルの単価が下がってくると、普通はですよ。普通の料金、大体そうじゃないですか。そのように大体なっているんですけども、塩竈市の場合は、それが反対となっているわけですけども、去年もそういう質問させてもらいました。そういった料金に関しては、検討はされましたか。覚えていますが、まず、私がそういう料金について、本来だったら大口受容者の魚関係の人は一般家庭よりどんどん使うんだから、単価を下げるべきじゃないのという話をしましたが、検討はされましたか。

○西村委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 委員のおっしゃるとおり、水道の場合は、量を多く使ったほうが単価が高くなるという、「逓増制」というような言われ方をする料金体系になっております。これは、まず1つの問題として水道を多く使うということは、それだけ太い管であるとか、インフラ整備にも、それなりのコストがかかるという部分もございましたので、その分で多く使う方に多く負担していただくというのがこれまでの考え方でございます。

ただ、これから、その料金体系というのは、本当に大口の方だけが、今かなり料金的に高くなり過ぎているのではないかとこの部分でございますので、その部分については、これからちょっと我々もいろいろ勉強させていただきながら、どういう形が好ましいのかというその部分について、きちんと検証しながら、次の料金体系、どういう形をつくるかという部分をちょっと研究させていただきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 「研究させていただく」ということは、「研究していなかったんですね」というんですけども、やはり、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、去年の回答の中にあっただと思うんですけども、使えば使うほど料金が安くなる体系のところもあるということを知ったと私は記憶しているんですけども、あるんですよね、そういう町が。同じ金額なのかわからないけれども、金額が高くなるんじゃないかと、何ぼ使おうと同じ、ないしは料金が下がるというような、何かそういったことを去年聞いたような気がするんですが、そこは、実際、どうなんですか、聞いた気がするんですが。

○西村委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道事業のほとんどの場合は、我々と同じような逓増制というよ

うな段階的に上がっていくというのが一般的ですけれども、中には定額制という形で変わらないというところもあります。ちょっと下がるというのは、済みません、私は認識しておりませんでした。もしかするとあるかもしれませんが、ちょっと私自身は認識しておりませんでした。

○西村委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、今下がるというところはないような話をされましたけれども、ここで塩竈市が「水道料金、大口料金が下がるんだってよ」って、「ほかの町にはないよ」って言ったら、水産関係の工場誘致の1つの材料になるんじゃないですか。ですから、私としては、ぜひ定額にするとか、できれば安くするとか、そういうことを、ぜひ早急に検討していただきたいなと思います。

もう時間なので、それについての意見があればお聞きして、私の質疑を終わりにしたいと思っています。

○西村委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道料金、まず水道事業全の中、水道料金を考えるときには、「総括原価方式」という、総掛かりの中でどのぐらいの収入を必要として、それに対して、どのぐらいの料金を賦課していくかという、そういう形で、まず最初スタートします。例えば、大口を下げるということは、少額利用者のものが上がるという可能性も出てきます。そのバランスというのも、実際には、少ししか使わない方というのは、一般家庭の方たちです。一般家庭が上がるというのが、それでいいのかという議論も、また出てくると思います。ここについては、さまざまな、これから議論が出るかと思っていますので、議論をオープンにした形でいろいろ研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 菅原善幸委員。

○菅原委員 おはようございます。それでは、私からも3点、質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、実施計画の26ページでございます。26ページの「介護認定調査円滑化事業」、400万円のところから、質疑をさせていただきたいと思います。新事業だと思うんですけども、この内容についてお伺いしたいと思います。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今、ご質疑をいただきました介護認定調査円滑化事業について、ご説明させていただきます。

現在の介護認定、介護1とか2とかの区分の結論につきましては、塩釜地区消防事務組合の審査会で区分が決まるんですが、その前段といたしまして、調査員が対象となる方のお宅、もしくは施設へ出向いて行って、直接、紙ベースでといたしますか、それで調査項目、数十項目ありますけれども、これを調べて、持ち帰って庁舎の端末に入力をして塩釜地区消防事務組合に送るという作業があります。ただ、現在、この人数が7名なんですけれども、1名欠員が出ていまして、昨年ずっと公募しておったんですが、全く公募しても来ないという状況がありました。

この機会ということもありましたので、一気に電算化を進めると。入力作業も、戻ってきたから端末に入力するんでなくて、出先の調査世帯、もしくは調査施設で、もう既にその段階で入力をして、戻ってきたら、事実上、データの転送だけで終わらせば省力化も図れますし、ニーズが1名減でありますけれども、これに対応できるのではないかということで、今回計上させていただきますして、できれば令和2年度中での実施に向けて進めさせていただければということとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 丁寧な答弁、ありがとうございました。

それで、今、調査といいますと、調査員が出向いてペーパーで行っていくという、これを持ち帰って電算化していくという形によろしいと思いますけれども。それで、この調査員の方が、どのような調査をされるのか、どういう方が、この対象の調査員になっているのか、お聞きしたいです。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 介護認定につきましては、普通のといいますか、無資格の方じゃなくて、あくまでも介護認定調査員の資格をお持ちの方が直接出向いて行って、例えば、認定を希望されているお宅、もしくは施設と直接調整をとりまして、「いついつ、よろしいでしょうか」ということで、まずは事前調整した上で伺いまして、調査項目を直接やりとりさせていただくということになっております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 といいますと、やはり専門的知識を持っている方が、この調査員になって、例えば、

保健師さん、それから医療関係の方、また福祉の専門の方とか、そういったものが対象になってくると思うんですけれども、そういった方というのは、研修とかというのはされるんでしょうかね。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 基本的に、そういった資格をお持ちの方に対しまして、公募して来ていただいておりますけれども、そういった研修も実施はしているというところがございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 なぜ、そういうことを聞きましたかといいますと、やはり、さまざまな方、家庭に行く場合もあるかと思うんですけれども、調査員の中で、いろいろな方が対象になってくると思います。例えば、心身状況についてですと、やはり個別性があり、視力障がい・聴覚障がいとか、さまざまな部分で特性を持っている方も多分おると思うんですけれども、そういった方に、やはり適切な配慮をしなくちゃいけないということだと思います。そういった中で人がやめて、1人足りないという部分で、なかなか適正な者がいないのかなという部分が挙げられますけれども。

そういった部分で、その前に訪問するマニュアル化というのは、全部されておりますでしょうか。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、調査項目については、全く同一なものを使うということになります。それと、委員が不安に思っている点としましては、個別の状況に応じてプログラムのな、画一的なものだけでは、はかれないのではないかという不安もあろうかという趣旨のことかと思っておりますけれども、認定調査員が全て決定するんじゃなくて、「こういったことでした」ということを、まずは入力します。加えまして、この後、主治医の意見書というのも頂戴いたしまして、個別の案件に応じて、単純に点数化といいますか、それだけでなく、そういった主治医の意見書も踏まえまして合議体といいますか、塩釜地区消防事務組合にございます審査で区分決定をしているというところがございますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 おおむねわかりました。そういうマニュアル化されているということでございます

けれども、調査員によっては、今、さまざまな方が高齢になっていまして、要介護・要支援と違ってさまざま、人によっては要介護にならなかったとかの部分、たまに入ってくるものがございまして、質疑をさせていただきました。ぜひとも、的確な調査の認定をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問でございますけれども、実施計画の24ページの地域包括支援センター運営事業の5,477万6,000円から質疑をさせていただきたいと思ひます。この地域包括支援センター、どのような相談ができるのか。また、地域包括支援センターの事業内容について、お伺ひします。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 地域包括支援センターについてのご質疑でしたが、本市におきましては、地域包括支援センターは地区ごとに市内では5地区、浦戸が1地区と、あとは東西南北という形ですけれども、一応、4地区に分かれております。平たくいいますと、「介護高齢問題関係のよろず相談所」といいますか、何か、そういうご不安があった段階で、まずは地域包括支援センターにお電話をいただいて、できれば、そういったお電話いただいた上で予約していただいて、「いついつの時間」ということで訪問いただければ、何かしらの介護にかかわらず、そういった不安関係、そもそも介護の認定とかは、どうすればいいかと、そういったご不安につきましての相談を受けます。相談に行った際のセンターにつきましては、社会福祉等の専門職が常に配置されておりますので、事前に予約入れて行けば、より適切な相談対応体制をとらせていただいているという状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。4地区に分かれているということで、私も何度か訪問させていただいたことあるんですけれども。

そこで、今、団塊世代が高齢者になっているというのが、2025年問題でございますけれども、前期高齢者といひますと65歳から74歳ということになります。また、後期高齢者になりますと75歳以上という形になると思ひますけれども、2025年の令和7年度の高齢化率と、それから後期高齢者の高齢化率っていうのはどのくらいあるのか、話していただけますでしょうか。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 塩竈市におきます後期高齢者の割合とか率が、2025年にどうなるかということでございますけれども、こちらの割合につきましては、まさに現在、第8期介護保険事業計画にあわせまして、事前の調査をしております。この調査を踏まえまして、推計ということと、これくらいの人数になるであろうということ踏まえまして、推計数を踏まえまして介護事業計画を進めるという流れになっています。ちなみにですけれども、昨年度末現在の後期高齢者の割合・人数でございますけれども、本市におきましては75歳以上の人口につきましては9,324人、割合としては17.21%ということになっております。

ただ、令和2年度は昭和20年の方が75歳に達しますので、昭和20年は、ご承知のとおり終戦の年でございます、出生数が極端に低くなっているという状況がございます。75歳に達する方の人数、一時的に「がく」と減りますけれども、その2年後、昭和22年以降の、今少し触れさせていただいております団塊世代がさらに二、三年後に75歳に到達しますので、一時的には75歳以上の人口は横ばい、もしくは微減になりますけれども、すぐに急上昇すると想定しております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 これは、今、お聞きしますと、やはり9,324人ということで、17%近く高齢になっているということでございます。

その中で、把握できているかできていないかわからないですけれども、ひとり暮らしで生活されている方っていうのはどのぐらいいますかね。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 ひとり暮らしの人数でございますけれども、手持ちの資料としましては、県等で集計した数字で65歳以上の高齢者という数字がありますので、そちらをまず参考に、ということでお話しさせていただきますと、本市におきましては3,976人ということで、高齢者の人のひとり暮らしの割合は22%と、これは施政方針に対する質問の際に健康福祉部長から答弁させていただきましたとおり、近隣市町と比べても、極端に高いひとり暮らしの割合の状況でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 3,976人で22%ということで、ひとり暮らしが大変多いということがわかります。

実は、私も市民の方からよく相談されるんですけども、介護の問題で質問されるんですけども、私も一昨年、公明党の100万人調査運動という形で一般の家庭を訪問させていただ



て、介護の問題が、やはり一番多いということがわかりました。ひとり暮らしに不安を感じているとかの回答が、特に多かったんですけれども、そこで相談窓口とか「どこに行けばいいのか」というのは、そういった窓口っていうのは、主にどういったところがございませうでしょうか。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 高齢に伴います不安というのは、まさに、私どもでも、いろいろ、そういった不安があるというお声は聞いておるところでございます。こういった不安等に対する相談、今後のこと、特に介護関係をどうしようかということではありますが、それが先ほどの話に少し戻りますが、まさに地域包括支援センターというところが、今後のそういった不安関係についても相談に乗れる内容は、当然、かなり重複するかと思っておりますけれども、そちらに、まずはご連絡いただいて、ご相談いただければと考えております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 地域包括支援センター、そのほかにも市役所の窓口の生活福祉課に行ったり、病院に行ったりする人もいるかなという感じがあるわけでございますけれども、本市において、高齢者が本当に多いということがわかりましたので、私も相談を受けたときには、どこかのひとり暮らしになっていて、やはり家族もいない。また、家族がいても遠方において、ひとり暮らしでもう家にいてもしょうがないということで、「施設に入りたい」という方も中にあるわけでございますけれども、今、こういった施設というのは、どういう状況になっておりますでしょうか。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 施設の状況でございます。介護関係サービスを事業展開しているのは、本市におきまして100以上ございますけれども、例えばの話としてですが、資料No.16の26ページでございます。本市におきます特別養護老人ホームの入所待機者数ということで、今回、資料を提出させていただいておりますが、現在、こういった施設、特別養護老人ホームは、本市におきまして、例えばの話ですが、こういった施設もあるということでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ここにも表が載っていますけれども、特別養護老人ホームは3施設だと思います。

そこで、この施設に入りたいという方が、例えば、いるわけですが、そういった中で入るためには、当然、お金がかかるわけですが、例えば、国民年金をもらっている方がひとり暮らしでいた場合、施設が、例えば、あいていたら入れますでしょうか。

○西村委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 個人の収入と、あとは資産状況によりますので、一概にお答えすることは、かなり難しいかと思えますけれども、まず、入所待機者がまだ多くいるということはこういった形で把握していますが、それぞれの施設で入所判定会議というものを開いております。それに応じた形で、入所していただくということになっています。

なお、収入の件につきまして、確かにご不安があるかと思えますけれども、政府としましては、まず消費税増税に伴います年金の加算、あるいは私どもで実施しているものとして介護保険料、特に非課税世帯の部分につきましては保険料の軽減をしているというところでございます。

それと、特別養護老人ホームにつきましては要介護度3以上の方を対象としておりますので、それ以下の方につきましては、地域でお暮らしいただければという流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。ぜひとも、入れない方もやはりいるということは、現実でございます。また、先ほど資料No.16の26ページで令和2年1月末現在の入所待機者というのが出ていますけれども、やはり入れない方も結構おるということでございますので、そういった部分で、本市として、何とかこういうひとり暮らし、また、こういう入れない方をどういうふうと考えていかなければいけないかというのは、これからの1つの課題と私は思っておりますので。また、金額が満たない場合は、何かしら、やはり多少なりとも補助金を与えて入っていただくとか、そういった施策も必要になってくるんじゃないかなと私は思います。

ご意見は結構でございますので、次の質疑にいきます。最後の3番目の質疑になりますけれども、下水道事業の部分でお話しさせていただきます。

まず初めに、今回（「資料番号」の声あり）済みません、資料No.11、下水道ですからNo.11だと思います。よろしいでしょうか。資料No.11、下水道事業会計から、ちょっと冒頭で質疑をさせていただきます。

まず初めに、今回、企業会計に変更になったわけですが、この下水道事業への公営企

業法の適用について、総務省から公営企業会計の適用となるということで、本年の4月1日から水道事業、病院事業と同じく企業会計にされるわけでございますけれども、下水道事業会計に変わって、主な変更点等、どのように変わっていくのか、お伺いしたいと思います。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

公営企業法の適用による変更点についてのご質疑でございました。変更される部分と申しますと、行政内部が大きいんですが、まず最初に、市民の皆様方につきましては、移行しても今までと同じように下水道は使用、もちろんできますので、市民の皆様への変更点はございません。

市役所の内部というか、行政的なもので変更点がございしますが、予算書や決算書につきましては下水道事業単独、今回も別冊でやっていますが、このような形になるということがまず一つ。あとは、4月からは公共下水道事業と浦戸地区の漁業集落排水事業が一緒になった、一つの予算・決算となることとなります。それと、あとは、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成しまして、それを公表するというのが変更点です。それと会計処理、今まで工事や委託、物品購入などのお支払いにつきましては、本市の会計課で行っていましたが、それを下水道課で行うといったものが変更点となります。

それで、それによつての効果・メリットでございしますが、資産調査をしましたので、減価償却による資産の把握を行うことができますので、施設の長寿命化や将来の効果的な改築などにつなげることができる。それによつて、効率的な事業運営ができると考えております。あとは、先ほどの財務諸表を作成することによりまして、下水道事業の経営状況をよりわかりやすく説明することができるようにと考えております。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。最大の企業会計になったメリットというのは、やはり経営状況がわかりやすい決算ができるということだと思います。

その中で私、市民の方に、こんなことを要望されたんですけれども、先ほどの鎌田委員とちよつと似ているのかなと思いますけれども、塩竈市の水道料金が高いと先ほど言っていましたけれども、水道は安いんじゃないかなと私は思うんです。それは、下水道と一緒にあって、高いという部分があるかなと思いますけれども、下水道は、ほかの市に比べても、高い原因

というのを、あくまで下水道でお願いしたいと思います。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

下水道料金が、なぜ高いのかというご質問ですが、まず、本市の地形的な原因で、下水道管を整備するときに工事費が高いというのが1つあります。なぜ、高いかといいますと、軟弱地盤対策にお金がかかっているというような状況でございます。現在、宮城県内で、資料No.17の75ページにもおつけしておりましたが、県内で、実は、5番目に下水道料金が低い。一般的な家庭で、毎月20立米を使用するご家庭ですと3,905円ほど下水道料金かかるんですが、そのうち2,500円が工事費にかかった費用の起債の償還に当たっている。率にしますと66%、3分の2が償還費として支払われる。そして、そのほかに3,900円のうち820円ほどを、多賀城市大代にあります仙塩浄化センターの負担金としてお支払いしている。

それと、あとは、下水道を管理する上での人件費が340円ほどあるんですが、それを別にしますと下水道料金の中の9%という中で、やはり工事した際にお借りした起債の償還費が大きな理由となっております。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

さまざまな要因があつて、下水道の料金がちょっと高くなっているということだと思います。先ほども出ましたけれども、塩竈の地域の特徴があるということでございます。土地の問題、地下の問題があると思いますので、市街地の60%ぐらいが埋め立てになっている状況で、ある程度、海に面していますので、海水が下にあつて、その工事が、やはり高くなってきているという部分、先ほどあつたと思うんですけれども。

例えば、施工する中で、1メートル当たりの配管がどのぐらいになるのか、大体、わかりますか。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 埋立地で、そのまま管を入れますと、地盤沈下してしまつて逆勾配とか、そういうことになってしまいそうな場合ですと、下に基礎ぐいや、あとは、掘ったときに地下水が出てきますから、その水をとめる地盤改良など入れますと1メートル当たり60万円とか、舗装復旧とか入れると80万円とか、そのぐらいの単価で整備をしております。

逆に、地下水も出なくて地盤もある程度いいところだと、メーターあたりは15万円とか20万円ぐらいでできる。その分、埋立地の場合は費用がかかっているというようなことです。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 大変立地条件が悪いところでの下水道管の整備ということだと思います。したがって、「安くしてくれ」というのは、なかなか大変だなと思うんですけども。

資料No.17の11ページに、下水道の起債が載っておりました。資料No.17でございます。資料No.17の11ページ、ここに起債が載っておりました。下水道事業が載っていましたが、これでいきますと、ちょうど令和6年から起債が下がっていくような感じで載っておりますけれども、その償還金ですけれども、令和5年か6年で約3億円近くの差が出てきておりますけれども、それに対して、その段階で安くできるということはないでしょうか。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

令和6年から起債の償還費が減ることのご質疑だったと思うんですが、先ほどお話ししたように、今まで、かなりの額の起債がございまして、それを5年ごとに借りかえしていつている状況でございます。こちらの表に関しましては、平成30年度までに借りかえた分とかを反映している表になっておりまして、令和元年と令和2年度分の借換債の数字が反映されていないという状況でございます。5年ごとに借りかえていくものですから、令和6年度以降は、その分が反映されていないということでの金額が少ない表になっております。

ということで、令和6年度以降もほぼ同じぐらいの償還額が発生してきますので、なかなかこの償還額が減って料金が下がるということにはならないというところがございます。以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 大体わかりました。ありがとうございます。

あとは、今回の収益的収支なんか見ますと、黒字に予算がなっていますけれども、それで黒字の予算でよろしいのでしょうか。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

資料番号11の1ページをごらんになってのご質疑だと思うんですが、収益的収入及び支出に

つきましては、雨水の一般会計からの繰入金等も入っております、金額が多くなって見た感じは黒字になっておりますが、実際は、資本的収支と合わせて計算しますと、資料番号11の1ページの第4条に記載されておりますが、13億8,900万円ほど赤字になるというような内容になっております。

以上です。

○西村委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。結構、赤字だということでございます。

本当に、塩竈に住みたいという人が、何が一番、判断に多少なりともあるのかなというのは水道料金とか、毎日使っているようなものだと私は思いますので、若い人が住みたいというならば、その辺、多少なりとも改善できる部分がございますたら、ぜひとも改善していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

私からの質疑は、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○西村委員長 小高 洋委員。

○小高委員 それでは、私からは市立病院事業会計予算について、資料No.12のところには全体の予算と、また資料No.17で76ページ及び77ページの資料をいただいておりますので、そのあたりからお伺いしたいと思います。

それで、市立病院事業会計の予算につきまして、先ほども鎌田委員のご議論ございましたが、この間の議論を振り返ってみますと、主として財政的側面といいますか、一般会計からの繰入額の問題というのが一定中心に議論されてきたと感じておまして、私として本定例会施政方針に対する質問の中等でもございましたように、公立病院の役割ですとか公の病院として果たすべき役割というところに触れながら、病院事業の取り組み、予算のあり方等々について少しお話をさせていただければと思っております。

それで、初めに今回示されました市立病院事業会計予算につきまして、「塩竈市立病院新改革プラン」等々を踏まえながら、どういった予算であって、一方で、収支的には、どのような見込みを持っていらっしゃるのか、その点について簡単にお伺いいたします。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは、市立病院事業の収支について、簡単にお答えさせていただきます。

まず、今年度につきましては、病棟再編を行いまして、1日平均130人の入院患者数で入院

収益を見ていると。外来患者数につきましては、新改革プランのとおり276.3人ということで、入院につきましては、病床機能を変えたことによりまして、それに対する目標で今年度予算を組んでございます。その中で、新改革プランで掲げておりました入院収益をしっかりと確保しながら、今の予算につきましては経常収支、それから純損益についても整うという形での予算組みになってございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。非常に簡潔にお答えをいただきました。

それで、全体のお話、いろいろ私も多少なりとも勉強してきたんですが、この間、いろいろ資料をめくりながら考えておったんですが、地域医療というのも非常に大きな曲がり角に来ているのではないかと、そういった思いがございまして。地域医療の変遷ということでも、少し資料をめくってきたんですが、少し古い話になるんですけども1961年に国民皆保険制度ということで、当時としては、保険があつて医療主の状況をどう解消していくかと。その後、一県一医大構想というんですかね、無医地区をなくしていくような取り組みがあつて、その後、だんだん見直し論にカーブが曲がっていくといいますか、以降、医療費の抑制というのが、国の施策の中心に据えられまして、その流れの中で、今現在があつて市立病院の今があると私としては捉えてございます。

それで、この間、医療費の増加というところについても、さまざまな要因等々についても挙げられておりますが、この医療費の増加を抑制するための全体的な考え方として、健康増進を基本とするような取り組みであればいいんですが、医療機関、あるいは病床を削減していく、あるいは医師を削減していくと。また、患者さんから見た際には、受診行動を一定抑制するような取り組みですとか、また、診療報酬の関係のお話もこの間ございましたが、その診療報酬の上がり下がりによって医療機能をどう分布させるかというあたりをコントロールしていくとか、こういった施策というものが行われていったのかなと思っております、なかなか返事しにくいところかとは思いますが、公立病院といいますか、自治体病院が果たすべき役割と、また経営的側面という2つの間の中で、ある意味では、医療費抑制施策、国の施策の中で振り回されてきたのではないかと捉えております。

そういった中で、地域医療構想ということで、全体、病床機能の考え方等々が示されているわけなんですが、その全体の病床機能の考え方とそこに貫かれている特徴といいますか、そ

ういったところについて教えていただきたいと思います。

○西村委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長兼医事課長 ちょうど資料No.17の76ページあたり。

国の考え方の大きいところを説明させていただければ、今、議員からもありましたとおり、要は、国の大きい目的としては、医療費の削減というのが一番大きい目標です。その中で、今一番問題になっているのが、やはり急性期の病棟の圧縮というのが、ひとつ大きい動きになってきております。その中で、地域の将来にわたっての病床機能を確保するというところで、県単位の地域医療構想というのが定められている中で、その地域ごとに必要な機能、あるいは病床数、需要等々が出されまして、その不足する部分を地域医療構想を実現する中で補っていかうというのが国の大きい流れでございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 それで、先ほど全体の考え方ということでお知らせをいただきましたが、この全体の考え方といいますか、この病床機能のあり方の議論を見ておりましても、例えば、根本的な部分で市民・国民の皆さんの誰もが等しく医療を受ける権利といいますか、そういったところを踏まえまして、本来のあり方と若干乖離しているのではないかなというような点もあるように思うんですが、そこまで、本日、議論をしてしまうと時間が足りなくなってしまいますので、ちょっと足元に目を向けてみたいと思うわけでございます。それで、先ほど市立病院事務部長から説明いただくところだったんですが、資料No.17の76ページのところで、まさに地域医療構想、仙台医療圏といっても、ちょっと広過ぎるところもございましたので、今回、塩釜地区内ということで、全体の病床機能ごとの見通しと現在というところを出していただきました。

それで、この塩釜地区内における全体の病床機能ごとの必要病床数につきまして、この全体の見方・考え方、また、その中で塩竈市立病院がどういった考え方を持ってこういった病床機能・病床数になっているのかという点につきまして、今回、議案第24号で診療科目の追加と、あとは病床数の変更も提案されておりますので、こういったところも踏まえまして、伺いしたいと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 資料番号17の76ページの中に、2025年におきます塩釜地区二市三町の中の必要病床数の病床機能ごとの数字がございます。全体で1,560.8床



ということになります。特に一番右のところをごらんいただきたいと思いますが、この塩釜地区二市三町におきましては、高度急性期、こちらにつきましては、今、7病院の中とこの地域医療構想の中で求められている数字としては、185床ほどが足りない。一方、その下が急性期でございますが、こちらは143床ほど、今、過剰であると。その下にあります回復期が363床足りないと、そういった見方になります。この中で特に、今、市立病院が考えているところにつきましては回復期の病床、この363床の部分がこの地域で不足すると。ここをいかに市立病院が役割を果たしていくかというところが大事だと考えてございます。

先般、市立病院事業管理者からも話がありましたとおり、高度急性期の病院では10日から2週間で病院を出なければならない。その方々をしっかりと受け入れていく、その役割が回復期でありまして、市立病院につきましては、ここを10月から42床から90床にふやしたというところでございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

塩釜地区内というところで見させていただいたときに、そもそも、全体の病床数として不足していく中で、こういった傾向として、今現在はあるということで、例えば、各都道府県の地域医療構想の積み上げ等のデータなんかもいろいろと見てきたんですが、やはり全体として急性期が一定多くて、回復期というところが20ポイントと資料にあったんですが、ある程度、少ないということで資料を見させていただきました。それで、この市立病院のほかにも各病院、AからEまで示されておりますが、こういった中で、その中で連携をとりながら必要な病床について各病院がどういった役割を持って補っていくかという、1つのあらわれがここにあるのかなというふうに思っております。

それで、財政の観点も少し展開したいと思うのですが、これら病床機能の中で一概にこうだというのはちょっと難しいのかもわかりませんが、例えば、診療報酬ですとか、そういった観点から見た際に、一定ここはやりやすい、手厚い、あるいは民間では二の足を踏んでしまうみたいなそういった見方があるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 あくまでも一般的な見方ということになりますと、やはり高度急性期から順に診療報酬というか収益が下がっていく、診療単価が下がって

いくということになるかと思えます。一般的に高度急性期ですと、例えば、1日入院で7万円ですとか、それから急性期であれば3万5,000円ぐらいですか。特に回復期について、今、市立病院でやっていますが、ここは大体3万4,000円ぐらい。そういう形になって、慢性期につきましては、これも大体1万二、三千円と、そういう形で段階踏んでおりますので、やはり病床機能を変えていくということについては、病院についての収益的な面では影響が大きいのかなと考えてございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そういった点では、以前、お話しもあったかと思うんですが、今回、慢性期といいますか、療養病床のところから地域包括ケア病棟に振りかえていくという中では、ちょっと数字上「あれ」というところもなくはないんですが、一方で地域包括ケア病棟の中で一定入院していただく期間というのも確保できるという中で、なかなか工夫されたというかご苦労なさっているような取り組みなんだろうなと受けとめておりました。国、あるいは県が求める施策に一定沿う形で、また一方で、市民の皆さんに求められる医療機能・役割、こうしたものを果たそうという中で、今こういった考え持って取り組んでおられるということなのかなということで、捉えさせていただきます。

それで、先ほど言ってしまったんですが、この表から見ますと回復期の病床数について、大きな乖離があるわけなんですけど、その点について、先ほど条例改正のお話もございましたけれども、そうやって一定の役割を果たしながら地域包括ケア病棟について、診療報酬がだんだん手厚くなってきてというようなお話も、若干あったかと思ったんですが、そのあたりで財政健全化もあわせて図っていくみたいなの、そういった捉え方でよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○西村委員長 福原病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 この慢性期病床に関しては、当院は2000年介護保険が始まったときに38床、1病棟設置されたんですね。ただ、これは、近隣に施設が余りない時代でありまして、今、議員が時代変遷を述べられましたので、それについてお話ししますと、やはり、平成の後半になってきますと、近隣で施設が非常にふえました。そして、この慢性期で入院している患者さんを分けましょと、重症な方は慢性の病院の入院継続でよろしいんですけども、軽症の方は在宅医療にもっていきましょと、大きく方針を国が変更したんですね。

こういう変更には、我々の病院の慢性期の病床がついていっていなかったもので、ここを少し整理しないといけないだろうと考えました。そこで、この慢性期の中の重症な方は専門病院にお願いする。それから、軽症の方に関しては、我々の在宅医療を強化して、そこで対応してこう考えたわけです。入院期間に関しては、我々の以前の慢性期、在院数が80日だったんですね。この80日をどう考えるかということなんですが、地域包括ケア病床を持つことによって、ここで60日確保できますので、その前に急性期の2週間であり、3週間を追加すると80日になりますので、これまでと同じ病床機能を持った上で診療報酬を確保していくというような体制に切りかえたということでございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

先ほど、在宅の部分でのお話も頂戴いたしました。実は、この点につきまして、次でお話しさせていただければと思っておったんですが、前段、先ほど、お話のございました医療から在宅へという一つの流れ、あくまで、国の施策に対しての私どもの一つの評価でございますが、医療費抑制を図るための医療から在宅へという、この一つの流れにつきましては、市立病院の取り組みがどうということではなくて、あくまで国の施策としましては高齢化、例えば、高齢者のみの世帯がふえていると。あるいは老々介護等々大きな問題となっている中で、また患者さんの不安な思いですとか、そうした部分も含めて、私どもとしては、もろ手を挙げて「それでいいんだ」ということではないんですけれども、一方で、これも以前ご説明いただきましたが、市立病院としましては、この在宅医療というところで「在宅療養支援病院」というところで、認定を取得して力を入れているということで以前ご説明もいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、在宅医療推進そのものの是非ということはあるんですが、そういった全体の推進の流れの中で、在宅の中でも、ある意味では専門的医療が一定担保されるそういった患者さん、あるいはご家族の安心も含めて、きちんと守れるような側面もあわせ持って取り組んでおられるということで、私は受けとめたわけであります。

それでこの間、今、市立病院の取り組みというところでお話をお伺いしましたが、こういったものを踏まえた上でいわゆる厚生労働省が公表した424病院の「再編・統合再検証要請リスト」、あの公表については、どのように受けとめたらよいかお聞きしたいと思います。

○西村委員長 福原病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 これは、先日もお話し申し上げたと思うんですけども、やはり非常に唐突であったということが挙げられると思います。そして、全国から非常に大きな批判が上がったんですが、大きな理由は、急性期の機能だけを評価されているということをお話ししました。9項目について評価されたんですけども、これは今、国が進めている「5疾病・5事業」というのがあるんですけども、ここにほとんどの項目が含まれているんですね。それは、平成25年にこれが決まりましたので、その流れの中での基準だったと考えていいと思います。

急性期の機能一つ見ても、いろいろな急性期の項目っていうのがあるわけですけども、その中で、例えば、がんとか心疾患とか、それから脳血管疾患のようなごく限られた一部の機能の評価なんですね。ここに大きな問題があるだろうと考えています。それから、急性期機能だけを担当している病院と、急性期以外のいろいろな、例えば、今、お話しした回復期の医療を担当している病院、それから慢性期、あるいは介護ですね、そのような急性期以外の項目の評価が全くなかった。これも、やっぱり大きな問題だと考えております。

この国の発表は、極めて、ちょっと強引だったかなと考えているところでありまして、我々は、これまでやってきた医療をきちんと継続していくということで応えていきたいと考えております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

私も、ちょっと再検証の要請対象となる基準ですとか、そういったものを若干調べさせていただきまして、そういった中で余りにも今の取り組みを無視しているような、そういった中身になっているなということを痛感いたしました。一方で地域医療の中で各病院の連携と医療機能の分化ということを求めておきながら、一方では、それを受けての取り組みというところに目を向けない、こうしたところに非常に大きな問題があるリストであったなというふうに受けとめてございます。

それで、資料No.17の77ページ、お隣のページを見ていただければと思うんですが、一般会計繰入金の推移というところで、今回、出していただきました。それで、平成21年度から平成27年度まで7億円、6億円といった額が続いていくと。これ、ちょっと10年刻みなので、そ

の前も少しあったかと思うんですけれども、この中で前改革プランに基づく不良債務解消分というところで記載がございます。この部分について、当時の議論について教えていただければと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 前改革プランのときには、平成17年から平成19年の新医師臨床研修制度によりまして、20億円が、この3年間で不良債務として発生したと。ここにつきましては、やはり市立病院側の責任ではないということで、20億円について、病院特例債で13億円をお借りしたのと、一般会計から独自負担の7億円ということで、それは一般会計で見ていただくという形で入れていただいたのが、この20億円になるかと思えます。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

先ほど20億円の不良債務、これが市立病院の責任ではないということでのお話がございました。当時の市議会の答申ということでも、そういった中身であったと思ったわけなんですけど、その点について当時の市議会も、当然、これを了承して進めてきたという中身でよろしかったでしょうか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 前改革プランについては、議会にお認めいただいたと考えてございます。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

続きまして、それでは、この不良債務解消分以外の繰入額についてお伺いいたします。それで、交付税算入額と実質的一般会計負担額、また、基準内・基準外というところを出していただきましたが、まず、この基準内・基準外、その捉え方・考え方について教えていただきたいと思えます。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 まず、基準内につきましては、総務省の繰出基準に基づくものでございます。基準外については、それ以外のものと考えてございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

総務省が認める基準というものは、病院の関係で考え方を当てはめると、例えば、どういった形になるでしょうか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

総務省の繰出基準でございますが、市立病院で当てはまりますのは、例えば、救急医療にかかる経費ですとか、それから建設改良費の元利償還金に係ります2分の1、そういったものが基準内繰り入れの主なものになってございます。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

あくまで、国が認める基準の中か外かというお話ではございますが、自治体病院としての機能を保つために一定、国が認めている、あるいは会計で負担すべきそういった中身となっているのかなと思ってございます。一方で、基準外というところでの繰り入れ・繰り出しの関係があるわけなんです、基準外とされる、これらの金額、あるいはそこで行われている取り組み等々が、果たして、基準外とされるべきものなのかというような思いもあるわけでございます。例えば、自治体病院で不採算医療を初めとした政策医療として担っている医療というものが、基準外とされているのではないかとといったような思いもありまして、そういった部分についてはちょっとお答えしにくいかも知れないんですが、その点についてお聞かせいただければと思います。

○西村委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長兼医事課長 この点に関しましては、以前、ちょっと答弁させていただきましたが、例えば先ほど在宅療養支援病院と、この不採算の大きいところは在宅療養等が入っているわけですが、私ども在宅療養支援病院と指定されているわけですが、具体的には、例えば、その要件といたしまして、医師の往診可能な体制を必ずとっていること、あるいは24時間365日訪問看護の提供できる体制をとっていることとありますとか、あるいは施設等で、あるいは在宅等で病気になったときに、すぐ受け入れられるベッドを常に確保しておき、検査等の治療ができる体制をとっていること、あるいは最近多いんですけれども在宅でのみとりというのものもあるんですが、そういったものにも、しっかり対応できること等々が材料にな

っております、こういうやっぱり体制をしっかりとっていくのには一定の経費がかかる。

国は、地域包括ケアシステムの中では在宅への移行ということをおっしゃっておりますので、本来この在宅医療に関しましてはやはり基準内に盛り込み、なお交付税措置があるべきではないかと考えております。

以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。そういった点につきましても、やはり若干国の施策そのものに現実を見ていない部分があるといいますか、そういったところを痛感しているわけでありませう。

そういった中で、この間の議論の中で例えば市立病院、民間にといったようなご提案もあったかと思うんですが、これまでの議論を踏まえた上で、これもちょっとお答えしにくい話なのかともわからないんですが、例えば、一般会計からの負担なしにこういった自治体病院が担ってきた役割を、民間が果たすことができるんだらうかと、そういった思いもございませう。それで、例えば、近隣ですと公立黒川病院で、そういった取り組みをされておるかと思うんですが、そこでも総収支から勘定繰入金というものを差し引いた額を見ますとマイナス3億円ほど、表として、これ県からいただいていたんですが。

そういった点も踏まえますと、なかなか、これを民間にお任せするとなったときに、収支が整うものなのかどうか。あるいは収支が整わない、医療の部分が提供されなくなっていくのではないかと、そういった危惧を持っておりますが、そういった点につきましても、お考えをお伺いしたいと思います。

○西村委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長兼医事課長 民間とか、今、いろいろな運営形態が確かにあると思っております。ただ、最終的に考えていただきたいというのは、やはり最終的に、将来に向けて塩竈の地域医療をどうやって担保していくかというところが、一番の根っこになる部分ではないのかなと。それが、例えばですけれども、市立病院が公立病院としてなくなった場合はどうなのかとか、あるいは存続した場合は、どうなのかというのを率直に、逆に我々の立場から申し上げるものではありませんが、やっぱり市民の方々のご判断なんかも、そういうところではいただけないかなければならないのかなと思っております。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

これまで私自身としては、お聞きしてきた中で市立病院、公立病院として果たすべき病院としての役割と、そして、またそうしたものを果たすための繰入金という側面が、私の中で一定明らかになってきたかなという思いががございます。そういった点では、ある意味では、福祉的財源といったような捉え方でもいいのかなと感じてございます。

ただ一方で、幾らでも繰り入れていいということでは、もちろんないということも、当然ございまして、引き続きそこは血のにじむような努力が求められているのかなと思っております。

この間、医師不足ということでも、たくさんご説明いただきましたし、また病院の老朽化、そういったものを踏まえながら、いかに医療サービスの質を担保していくかというところで、さまざまな課題が山積しているわけなんですけど、一方で、この議会の前段の中で病院事業管理者、あるいは市長もおっしゃっておったかと思いますが、令和元年度については追加補正というものはしなくて済みそうだというような、一つの成果といいますか、今後の見通しの上でも新改革プランの成果が見え始めてきたということでのお話も頂戴いたしました。それで、一つお願いしたかったのは、ぜひこういった取り組みについて、さらにさらに市民の皆様、この取り組みについてお伝えいただきたいということをお願いしたいと思っております。

あわせてお話ししておきたかったのは、今、例えば、急性期を主に担う民間病院等いわゆる「病室の追い出し」というような言い方でお話しいただくこともあるんです。そういった中で、例えば、「あの病院は、患者を追い出す」「あの病院は、受け入れてくれる」と、こういった見方が全体のものになってしまった際に、これは、地域医療というものを考えたときによいことではないなと思ってもございまして、そういったところも含めて地域医療のあり方、あるいは市立病院の取り組みというところで広く市民の皆様にご理解をいただきながら、頑張っていたきたいと思っております。

先日、民生常任委員会で静岡県森町での公立病院の取り組みをお伺いしてきましたが、もちろん福原病院事業管理者にそういった取り組みをお願いするわけではないんですが、そこでは院長先生が、町の防災無線を使って、毎朝、市民に語りかける、そういった取り組みまで徹底してやっておられるということもお聞きいたしまして、必ずしも、それがということではなかったんですが、そういった点では広くご理解をいただきながら、本当に厳しい取り組みとなるかと思っておりますけれども、ぜひ頑張っていたきたいと。



その上で、新病院建設も含めた市立病院の今後のあり方というところについても、私としても議論してまいりたいということを一言述べまして、ちょっと時間余りましたね、私からの質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○西村委員長 志賀勝利委員。

○志賀委員 私からも、市立病院関係のことで質疑をさせていただきます。一般質問で、時間の関係で抜いてしまったものですから、30分をかけて中身の濃い質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに資料No.17、予算特別委員会資料（その2）の別冊、2,312ページですね。ここで、経営改善支援業務委託というところで、1,490万円という契約書があるわけですが、これは令和元年度分ですよ。まず、この予算の中身、委託の中身と、あとは、今年度は、この委託業務があるのかないのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 志賀委員にお答えいたします。

改善支援業務の中身につきまして、まず説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、まず1つ目といたしまして、改善施策の実行支援ということで、改善施策の実行支援となっておりまして、具体的に申しますと、建設基礎調査の中で病棟再編の一定の考え方が出てまいりましたので、それを令和元年度の4月から9月の実施に向けて、きちんと実行を支援していただいたという業務が、まず1点入っております。

それから、2つ目としましては、業務委託関連の検討ということで、引き続きまして、今後の病院のあり方ということも含めまして、例えば、給食の委託のあり方ですとか、さまざまな検査委託のあり方、それから院内の滅菌業務の委託のあり方、こういった全ての委託業務のあり方について、今後、病院の中でどうあるべきかというところについての検討を行っていただいたところが、業務委託関連の検討の業務になってございます。

それから、3つ目といたしましては、やはり医療機器の整備計画、こちらも検討を行っていただいております。特に、大型の放射線関係の機械が耐用年数を超えてきておりますので、こちらの購入について、どうあるべきかというところが1点と。

それから、やはり医事情報システム、今、電子カルテという話もありますが、これの保守の期限も間もなく迎えますので、電子カルテのあり方についての検討というところについても支援をいただいたところでございます。

それから、これら全部総括をしまして、やはり当院の、今の現状の診療の状況、それから近隣の市の状況、これの分析ということを行っていただいたというのが、まず5つの業務でございます。

それから、令和元年度の4月から9月までの契約ということをお願いしております、10月からはないと。それから、令和2年度の予算についても、今のところは、予算は計上していないという状況でございます。

以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。しゃべるとき、もうちょっとゆっくりとしゃべってください。「こちょこちょこちょ」って言われると、ちょっと耳が遠くなってきていますので、聞き取れないので、残念ながら。済みません、勝手なこと言って。だから、もうちょっと要点をきちっと、はっきり言っていただければ。

簡単に言えば、新しい病院を建てるのに、その理由づけを、この会社に頼んだということですよ。じゃあないんですか、どうぞ。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。少しゆっくりとしゃべらせていただきます。

新病院に向けた取り組みということではございませんで、昨年の調査を踏まえまして、今年度の、まずは経営をしっかりとしたいと。その大きな中身が、病床機能の再編でございましたので、それをしっかりとできるような、まず支援をいただいたというところが、大きな目的でございます。

以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 こういったところに、今おっしゃったような中身のことを外部委託するということは、民間では、多分あり得ないと思うんですね。やっぱり自前で、そういうことは、多分検討すると。だって1,400万円も出して、経営規模が30億円程度の会社が外部にコンサルタントをこうやって投げるってことは、民間企業としては、ちょっとあり得ないのかなと思います。ですから、民間の病院ではそういったコンサルタント料というのは、発生してこない。そこに出てくるのは、何かといえば、とにかく経営としての素人集団であるということにウィ

ークポイントがあるのかなと感じているわけですけども。

そこで、予算とひっくるめて質疑をさせていただきますけれども、病床の改定によって収支が改善しましたというお話はいただきました。一応、確認ですが、10月から3月までは9,000万円の収支改善したという認識でよろしいのでしょうか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 令和元年の4月から3月までの見込みの中で、9,000万円の改善と考えてございます。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 令和元年の4月から10月まででの改善ですか。そうすると、病床を変更したことによつての改善というのは、どの程度、改善されたのですか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 失礼いたしました。令和元年4月から3月までの1年間で、9,000万円の改善が図られる見込みと考えてございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 1年間で、ですね。その病床をやったことも含めて、1年間で改善したと。病床は、その6カ月間ではどうだったんですか、実績は。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

具体的には10月からでございますが、単月で、大体2,000万円ぐらい改善した月もございます。ただ、入院患者数の増減がございますので、その効果がしっかりと発揮されるという月とされない月もございますので、そういった見込みも含めまして1年間で9,000万円ほど前年度から上回るのではないかという見込みでございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 だったら、3カ月たてば、おおよその見当出てくるわけですし、その辺のところの数字をやっぱりクリアにしていけないと、結局、予算というのも立たないと思うんですよ。

それで、令和2年度の予算を見ますと、結局、入院費なんかでも前年度が16億5,500万円、新年度の予算も16億5,500万円、入院費は変わっていないと。じゃあ、その9,000万円の数字の改善したのはどこに行ったんだろうかと。ただ、これは外来も含めて医療収入の総計が28億円ですね、前年度が。令和2年度は28億1,000万円と、1,000万円の増になっているだけで、

9,000万円はどこに行ったんでしょうかという疑問が出てくるわけですが、その点どうでしょうか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 令和元年度の9,000万円の増につきましては、あくまでも、平成30年度の入院・外来収益の実績の数字と比較しての9,000万円の増ということでございます。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 平成30年度なんですか、9,000万円は。改善したんだったら、その改善した中身で、また、さらに改善できるんじゃないですか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 失礼いたしました。令和2年度の入院収益16億5,000万円でございますが、こちらについては1日当たりの患者数が病床再編後の単価であれば、130人で16億5,000万円が確保できるという予算組みにしております。平成30年度の入院収益16億5,000万円、こちらにつきましては1日151.3人の入院患者を見なければ確保できないという予算組みでございましたので、患者数が少ない中で前年度と同じ収益が確保できるということが、病棟再編の効果であると考えてございます。

以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、病床の目的・仕様変更によって収益が改善していると、月2,000万円程度ということ。月2,000万円なんですか、本当に。6カ月間で、1億2,000万円になりますよ。そういうことなんですか。今、業務課長は、月2,000万円程度が改善したと答えましたよね。そうしたら、6カ月間で1億2,000万円の改善なんですよ、ベッド再編によって。それでいいんですかって聞いているんです。

○西村委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長兼医事課長 計算上は、1人当たりの診療単価が5,000円ぐらいアップするということで、それに例えばですが、入院患者数、あるいは1月の30日を掛け合わせますと、理論的には、例えば、1,800万円とかという数字が上がりますというのが、試算上の考え方ですが、ただ、これはあくまでも前年度の比較でいきますと、結局は、診療の患者さんというのは上がったか下がったかするものですから、必ずしも毎月2,000万円の収入が上がる

わけではないということでございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 毎月上がらなくても、何カ月かは上がるわけでしょう。その上がった分はどこに、どのように予算の中に反映するんですかって私は聞いているだけ。そうすれば、当然、繰入金も今年度分は減らなきゃおかしいわけ、そのふえる分が。その収入をふやすために、病床の変更をしたわけでしょう。それが、収入は変更しても変わりませんと。じゃあ、何の効果があるんですかということですよ、変更したことが。

だから、そういうおためごかしなことをやってちゃ、結局、いけませんよと。もうちょっと経営っていうのはシビアですよと。その数字に基づいて、やっぱり予算を組み立てていかないと、結局、無難な選択をとって、また同じように繰入金は元年度は4億7,500万円ですね。それで、今年度も一応予算に組み込まれているのが、4億6,000万円が組み込まれている。そうすると、繰入金は1,000万円ちょっとしか減らない。にもかかわらず、収益は9,000万円が改善しましたと、どこかおかしいんじゃないの。ベッド目的を変更したことによって、1万円何がしかの長期療養が3万円台になりますと、稼働すれば、それだけふえるわけですよ、単純に。ふえないんですか。

○西村委員長 本多市立病院事務部長。

○本多市立病院事務部長兼医事課長 予算だけの比較をちょっとしてしまいますと、なかなか難しいと思います。基本的には、予算がありますけれども、実際、今までの平成30年度とか、そういうのは、それに全然満たなかったということでございます。いわゆる16億円云々の予算計上させていただいておりますが、例えばですが、平成30年度であれば14億3,000万円しか収入が確保できなかったということで、ここに2億円の差が出てきたことによりまして、結局、追加の繰り入れをお願いするというようなことが発生していたということでございます。

今年度、平成31年度の見込みでいくと、15億1,000万円ぐらいの入院収入が確保できるということで、ここで前年度と比べて9,000万円近くの金額がアップをしている。これを、要は、ことしは半年間の取り組みでありましたので、来年度は通年でさせていただくことによりまして目標である16億円に近づけていくというのが、今回の予算の中身ということになります。

以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 令和元年度は、例えば、入院費で16億5,000万円、たった半年間しかなくて16億

5,000万円でしょう。1年間やったら、これが17億円何がしかとかという数字で予算を組むのが普通ではないんでしょうかと、ただ、私は問いかけているわけです。そこは見込めないんですよということなんですか。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えさせていただきます。

あくまでも先ほどからふえたと、増収になった部分というのは、決算の数字との比較というふうに捉えてございますので、今年度16億5,000万円の予算を組ませていただく入院収益の中では、130人の1日当たりの患者数で上がった診療単価であれば、16億5,000万円が確保できるということでありまして、9,000万円が、例えば、1年であれば1億8,000万円にふえるということではないと考えてございます。

以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 何か、さっぱり明確な返事になっていないですよ、数字的にね、裏づけとして。

確かに、ベッド数が161床から130床に減りましたというところはあるんでしょう。けれども、その残りの31床はどうやっているんですか、今、市立病院のベッドは。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 161床ございますが、実際は、今120床。それから130床を埋めていくのが、今、市立病院の、なかなか厳しい実情でございます。その中で、今までは151.3人を埋めていかないと、この16億5,000万円が確保できないという非常に高い目標を掲げておりましたが、ある意味、実態の130人であればこの16億5,000万円が埋められると、収益が上げられると新年度予算では考えてございます。

以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 塩竈市立病院新改革プランをずっとやってこられていて、病床の稼働率とか90%以上維持して、にもかかわらず、残念ながら、繰入金をもた追加しなきゃいけなかったという現状もあったわけです。やっぱり、そういった中で、現在は90%をちょっと切っているわけですよ、稼働率がね。それで、確かにそういうことでできないんだという説明なんです、  
「改善して売り上げふえたんだったら、ふえるんじゃないの」という単純な考えです。ということは、そうすると、そういうことでは収益は改善していないよということなんですよ、

売り上げの数字がふえないのであればね。ふえなければ、当然、収益は改善できないですよ。

だから、その改善しているという9,000万円ほどという話があったんで、じゃあ半年で9,000万円の結果が出たなら、1年間で1億8,000万円出るんだらうと、私は単純ですから、そう考えたわけです。ところが、なぜかふえたけれども減りますという、変わりませんという何かマジックを使っているようなお話なので、何かちょっと、私としては理解できないものがあります。

それで、同じようにまた繰り入れということで、結局、考え方として「繰入金ありき」なんですね。民間病院っていうのは、繰入金がありますか。ちょっとお聞かせください。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 民間病院では、ないと考えております。以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 じゃあ、民間病院は繰入金がない中で、どうやって経営を維持しているのでしょうか。

○西村委員長 福原病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 民間病院でも、繰り入れがございます。救急医療とかは、例えば、市から繰り入れが入っている場合があります。これは、各病院によって対応が違うと思うんですけれども。例えば、仙台市の場合ですけれども、救急医療をやっている病院は、たくさんございますよね。仙台市内の中には、民間もあれば、公的な病院もあるし、それから自治体病院もございます。ただし、仙台市立病院が仙台医療圏で発生した全ての救急を見ることはできませんよね。ということで、いろいろな民間に委託しているわけですね。その救急を担当している幾つかの病院には、仙台市が支援していますね。

つまり、そういうことをしないと、医療が担保できないんですね。ですので、民間にも必要経費が入っている場合がございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 仙台市は、何%ぐらい負担しているんですか、医療費の。

ちょっとした事象を捉えて「ああだ、こうだ」って言っているんじゃないで、全体的な総枠を考えていかないと、この赤字解消というのはできないと思います。結局、民間病院は70%黒字だということですよ。それぐらい努力しているわけですよ。人件費比率は50%以下に落と

さないと、経営が成り立たないんだと。市立病院の場合は、72%あるわけです。そこを改革しない限り、公立病院の黒字化っていうのは、あり得ないわけですよ。だから、そのところを、やっぱり、きちんと経営感覚を持って判断をしていかないと、毎回毎回、公立病院の役目を担うんだとはおっしゃいますけれども、じゃあ、例えば、市立病院がなくなったときどうするんですかという、それだって議論しなきゃいけないわけですね。

たまたま、ちょっと私仙台市内の病院の院長さんと関係者の方のお話を聞く機会あったんですけれども、その問題を投げかけました。「この仙台医療圏で、塩竈市立病院なくなったらどうなりますかね」って言ったら、「でも、なくなっても、そんなには支障ないのかな」というお答えでした。あとは、また、そのほかに、今まで連綿と市立病院の赤字分を、例えば、市以外の患者さんが3割ほどいると。その市町の方に補填を求めたらどうですかという問いかけをしても、周りのところは一切応じないということは、結局、周りの市町も公立病院の必要性をさほどに重要視していないというあらわれなのかなと私なんかは感じるわけですね。

そういった中で、今年度は4億6,000万円、これから国から来る交付金がありますから全額ではないにしても、やっぱり3億何がしかのお金が一般会計からでていくことになるかと思えます。

ちょっと、今回の予算の中で子育ての問題、定住人口促進の問題で各委員さんがいろいろ質問をされていました。結局、定住促進を図るためには、他市町村では、まねのできない政策を打ち立てない限り人を呼べない。国の補助金が出たから制度を設けるというのでは、全然、差別化ができないんで、何の役にも立たない。我々、一応、いろいろなところを行政視察で行ってきています。それで、やっぱり独自の財源でそういった子育ての制度を設けているところは、やっぱり人口をふやしていると。

例えば、出産祝金では第1子で10万円、第2子が20万円、第3子は30万円出している、こういうところもあるわけです。それで人口維持、成功しているわけです。単純に計算しますと、例えば、第1子10万円を出して500人産んでもらいました、5,000万円なんですよ、祝金がね。第2子、20万円を出します。200人産んでもらいました、そうすると4,000万円。第3子、30万円を出しました。100人ふえました。3,000万円。トータル800人、年間ふえて、1億2,000万円の財源が必要になるわけです。けれども、例えば、市立病院のこういった繰入金があれば、こういう独自の施策も可能になってくるんじゃないかなと、私は思うわけですね。そこが、他市町村との差別化であると。



例えば、空き家の問題にしても、一応、50万円ということでお話を聞いていますけれども、これだって100万円出せば年間50件で5,000万円。それから、新築移住者には200万円出したら、年間50軒で1億円と。こういった積極的な政策を打ち出すことによって、人口減少の歯どめがかかり、増加に転じる可能性も出てくるというような、長期的に見た場合ですよ。ですから、今回、そういう財源面で塩竈市立病院の建設、これをしっかりと検討していく必要があると。

だから、市立病院は建てたっていいんですよ。ただ建てても、公立だと建てちゃうと建設費が高くなります、どうしてもね、毎回、私は、言いますけれども。それを、指定管理者制度にして指定管理者にお任せすると、建設費が安く上がるということもあるわけです。実際、そういうところもあるわけですから。そういうことも含めて、検討されたいかがですか。私、何回か言っていますよね。ところが、前の市長さんは、一切そういうの聞く耳持たず、「公立公営ありき」というところで決断されているようで、なかなか大変だなと思ったんですが。

ただ、私が一番心配するのは、今のままでは、確実に塩竈市の人口は減っていく。そこで、減ったときに、市立病院が、本当に繰入金で維持できるだけの、塩竈市の財政が維持できるのかということなんです。そこを考えてほしいんですよ。福原病院事業管理者も、あと何年お勤めになるかわかりませんが、あと20年も30年も、多分お勤めにはならないと思うんですね。そのときに、そのつけが残されては、我々市民としては、つらい思いをするわけです。そういうことも勘案していただいて、やはり、この病院建設というものを考えていただけないかなと、あり方を考えていただけないかなと思うわけです。この辺は、いかがでしょうか。

○西村委員長 福原病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 病院の経営形態に関しては、これは、やはり開設者である市長のお考えというのがあるだろうと思います。それから、市立病院がこの地域で必要であるかどうかということですが、先ほども資料で出しましたが、2025年、この地域で1,500床程度の病床が確保されていないと医療の提供はできないということですが、現在は1,047床しかないんですよ。この段階で病床を減らしていくことが、果たして賢い選択なのかどうかということ、やっぱり議論すべきだと思います。

先ほどから出ました病院建設基礎調査事業は、これは「新病院ありき」ではなくて、この地

域で市立病院が医療を提供し続けるための方策を考えたものでありまして、やはり外来・入院機能の両方を持った病院として存続させないと、この地域の医療を提供し続けることは困難であるという結論でございます。

以上です。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。次の質疑にいきたいと思います。

次は、交通事業特別会計なんですが、資料No.10の224ページから225ページまでですね。ここに事業収入、前年度が7,320万円、新年度7,580万円ということで、若干ふえてはいるわけですが、これはどういう目算があつて事業収入をふやしたのか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えをさせていただきます。

これは、昨年10月に消費税改定に伴いまして料金改定させていただきましたので、その分でございます。

以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。

ただ、ふえた金額を見ると、2%以上ないですか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 これは、以前の消費税がえで5%から8%になった時点では、浦戸地区は、まだ復興の途中だということで消費税改定を見送りましたので、改定に伴う料金改定を見送りましたので、今回は5%料金に上乗せさせて改定させていただきましたので、このような形になってございます。

以上でございます。

○西村委員長 志賀委員。

○志賀委員 わかりました。

それで、先ほど村上浦戸振興課長も浦戸人口、定住促進にいろいろと触れられていましたけれども、結局、人口もこの10年の間に減ったというふうに力説されておりましたが、結局、なぜ減ったのかということですよ。そうすると、市営汽船の最終便の6時半というのが最大のネックで、通勤する人も通学する人も浦戸には住めないということが最大の要因で、人

口が減ったんであろうと私は思っているわけですね。

結局、漁業をやっている人は構いませんけれども、いいんですけれどもそれ以外の仕事、外に就職した人は、結局は、生活の実態を考えたら、とてもとても浦戸に住めない。そこは、最終便の6時半というのが一番のネックであると私は認識していて、我々、前の会派で「市営汽船の民営化、民間委託したらどうですか」というお話もさせてもらいました。けれども、やっぱり、それをやっけない限り、金曜日に1便ふやしてもらったっていったって、勤めている人は金曜日しか利用しないわけじゃないでしょう。毎日なければ、何の利用価値もないわけですよ。

そういう目先を、ちょっとごまかしたような政策ではなくて、根本的に浦戸の住民の方が生活に、本当にこれで満足できるというような体制をとらない限り、浦戸の定住人口の増加というのはあり得ない。そのために、何が必要かということになれば、今から民間の方に受けてもらえるかどうかわかりませんが、やはり指定管理者制度、民間に委託して塩竈市の船を民間にお貸しして運営していただくということを考えていかないと。

結局、やりたくないがために彼らに前のときは「船を用船できますか。自分の持っている船を市営汽船の運航に出せますか」と。出せるわけないでしょう、それは絶対「ノー」ですよ。「市営汽船の職員を雇ってもらえますか」と、「給料高過ぎて雇えません」「ノー」ですよ。そういう「ノー」とか答えようのない設問をして、民間の方々から断られたんで、公営でやりますという結論を導き出しているわけですけども。

もう一回言います。そこのところを佐藤市長、もう一回、ぜひ要望、民間事業者の組合のトップの方と懇談していただいて、彼らに今でもそういう意思があるかどうか。そのときは、「今の繰入金の半分ぐらいあったら、我々8時半まで運航できるよ」と言っているんですよ。そういう声も、私は聞いておりますので、ぜひ、そういうものを含めて、もう一回、市営汽船の検討をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○西村委員長 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどとします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○小高副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いをいたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 きょうは、2点お聞かせください。

まず初めに、国民健康保険事業について伺います。

初めに、資料No.16の17ページです。国民健康保険税滞納世帯数をお伺いします。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿税務課長 お答えいたします。

国民健康保険税の滞納世帯数でございますけれども、資料No.16の17ページに記載されているとおり滞納世帯数は691世帯となっております。世帯数からの割合で考えますと、構成割合は9.2%となっております。

以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 これを見ますと、不明を除いて100万円未満、100万円以上200万円未満の世帯は役8割を占めています。短期被保険者証・資格者証の世帯は幾らか、教えてください。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿税務課長 お答えいたします。

資料No.16の18ページをお開きください。18ページには、塩釜地区二市三町の過去5年間の国民健康保険の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況が記載されております。平成31年度、これは10月時の状況でございますけれども、塩竈市の3カ月証は293件、6カ月証は56件、資格証明書は29件となっております。

以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 3カ月の短期被保険者証の方ですが、293件のうち214の世帯の方が市役所に取りにいらしていますが、それ以外の取りに来ていない方への対応は、どのようにされていますか。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿税務課長 293世帯のうち、窓口受領世帯が214世帯ということでございまして、79世帯に関しましては、この時点では税務課の納税推進室に短期保険者証をとめ置いております。なお、我々としては短期被保険者証を交付する前に、一応、短期被保険者証該当者の方に対し

ましてお手紙を出させていただきまして、納税相談に来ていただくよう勧奨しておりますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。

このとめ置きですが、自治体によっては、そういうことはされていないというところもありますが、市長、このとめ置きということはどのようにお考えでしょうか。

○小高副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大変済みません、担当からしっかりと状況を聞かせていただいて、後ほど、私からお答えさせていただきたいと思います。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿税務課長 とめ置きの方々についての対応でございますけれども、我々といたしましてはその方々の生活状況、収入状況、財産状況、そういったもののお話を一度聞かせていただければと考えております。我々といたしましては、そういった相談に来た方に関しましては、まさか来ていただいて保険証を渡さないということは全くございませんので、基本的には、ご説明というか、お話しに来ていただいて、短期被保険者証を交付させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

国民健康保険ですが、そもそも非正規労働者とか自営業の方とか無職の方たちが多く加入している保険です。国民健康保険税は、今でも高過ぎる状況にあります。協会健康保険・組合健康保険・共済などのほかの公的医療保険と比べても、大きな格差があります。協会健康保険と比べれば倍の高さです、国民健康保険税は。貧困化で、国民健康保険税が払えずという方が多いと聞きますが、国が保険負担金を減らし続けてきたために国民健康保険税は高騰しています。

国民健康保険については、全国の知事会など地方団体の均等割の見直しなどを求めています。また、国民健康保険税の負担を軽減するために、独自に減免する自治体がふえています。以前、私は、滋賀県野洲市の市長の紹介の記事を見ました。この市では、税金の滞納は市民のSOSと捉え、生活支援につなげる支援をしています。誰でも、私たちが皆さんも一旦職を

失ったり事故に遭ったりすると、すぐに生活に困窮してしまう実情があります。「個人の責任ではないのに、経済的に苦しい状況に置かれてしまうのは自然災害も社会的な要因も全く同じで、支援が必要と思っている。」とおっしゃっていました。

この市では、市税の督促状と一緒に「借金はありませんか」など書いたチラシを同封するそうです。そして、市役所に来られた方、相談を受けに来た方には弁護士を紹介したり、住まいの悩みには給付金を用意しているそうです。仕事につく相談にも応じているそうです。役所の中に、ハローワークも入っている役所でした。市民が抱えているさまざまな課題に応えるために、自治体は存在します。「その課題が、たとえ1人から出発したものだとしても可能な限り応えて支援して、うまくいったら制度化していけばいい」という市長の話でした。この丁寧な対応があれば、それに応えていろいろ相談してということで、生活を改善して仕事についてという人も出てくると思います。

きのうだったかありました、宮城県地方税滞納整理機構へ塩竈市から1名の方が参加していると聞きました。なので、そういうことではなくて、やはり大変な体制とは聞きますけれども、本当に困っているそういう払えないという方に対しての丁寧な、親切な対応ができるように、そういう宮城県地方税滞納整理機構でいろいろスキルアップできるとか、いろいろな研修あるということは聞きましたが、やはり親身になって相談を受ける、そういう市の体制が必要かと思われまます。

国民健康保険税は税率引き上げ、今年度は変わりはないですか、お尋ねいたします。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

今年度の保険税率に関しましては、平成30年度に税率見直しを行っております。そこから3カ年に関しましては、今現在の税率を引き続きということで市議会からのご承認をいただいている状況でございます。本年度に関しては、昨年と同じ税率で対応を行っております。

以上でございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりました。

変わらないということではありますが、やはり基金の残りとか、そういうのを考えると、再来年あたりは、どのような見通しでしょうか。わかる範囲でよろしいです。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長　お答えさせていただきます。

こちらに関しましては、今後の基金の残高の状況というご質問なのかと思います。こちらに関しましては、民生常任委員協議会にご報告申し上げているところでございます。大体、今後5年間の見通しを立てさせてもらっておりましたが、今後も2億円から3億円ぐらい5年間にわたって単年度、そちらぐらいの基金からの取り崩しを行いながら、現在の税率の維持を行っていきたいと考えてございます。

先日の民生常任委員協議会の中のご意見の中でも、大分、他市町村に比べても低い税率に、今現在なっているという状況でございます。こちらの税率の維持を、なるべく安い利率での維持を継続できるように、国民健康保険会計では努力すべきでないかというご意見をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長　辻畑委員。

○辻畑委員　ありがとうございました。

先ほども言いましたが、国民健康保険に加入している方は、本当に収入が少ない方なので、そういう方への支援というか、そういうことをお考えください。よろしく願いいたします。

次に、介護保険事業についてお伺いいたします。実施計画の24ページ、「高齢者等配食サービス事業」について伺います。

独居高齢者の世帯がふえる中で、この事業はとても喜ばれる内容だと思います。安否確認にもつながります。令和2年度の予算が今年度より倍になっていますが、対象の枠が拡大されたのでしょうか、お伺いいたします。

○小高副委員長　志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長　ただいま高齢者等配食サービス事業について、金額が増額になっていることというご質問についてでございます。

まず、この配食サービス事業ですけれども、こちらは、実施計画24ページに記載のとおりでして、ひとり暮らしなどの高齢者に対しまして、特に調理が困難であるというような方、単身、もしくは双方とも、例えば、高齢の夫婦の方々に対しまして1回から2回、週2回までということで宅配で、その際声がけをして安否確認等もあわせて行いながらという事業でございます。

金額がふえた理由でございますけれども、まず今年度は、特に条件面では、今年度というの

は、令和元年度・平成31年度のことでございますが、条件は全く変えていないんですが、亡くなられたりとか、あるいは施設等に入られるので、利用を中止されたということで急減したという経緯がございました。ただ、この事業につきまして、第7期介護保険事業計画のアンケートでもかなり上位での要望がございますので、事業については、引き続き来年度についても継続と。

金額がふえた事情についてでございますが、1回目と2回目では補助単価が違っておりました、2回目につきましては従来1回だったのを2回にふやした際に、財政上の問題もあったというふうに伺っておりますけれども、2回目の補助額が低かったということがございます。これを1回目と合わせる、同じ水準にするということがございましたので、加えてそういった意味では対象者もふえるであろうということで、このような金額になったという経緯がございまして、よろしくお願いたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 済みません、1回目と2回目同じになるわけですね。済みません。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 来年度の予算につきましては、その方針で今回、予算案を組ませていただいているところでございます。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 具体的には、どのくらいの割引だったのでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 現在の契約といいますか、単価につきまして、1食当たり630円なんですけれども、こちらをご本人負担300円で、残りの330円については、市で補助対象としている。ただ2回目につきましては、こちらの金額100円下がるというか上がるというか、ご本人負担は400円で、市の負担が230円としておりました。これを1回目と同様に統一するという方針で、予算を立てております。よろしくお願いたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。本当に歓迎される事業だと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、資料No.10の318ページお願いたします。「地域支援事業費」について伺います。

今年度の事業費について、昨年とほぼ同様になってはいますが、その中身を教えてください。



○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 ただいまのご質疑は地域支援事業費、介護保険事業特別計画の第5回についての事業でございますけれども、こちらは現在第7期介護保険事業計画の令和元年度は2年目、来年度は3年目ということで、事業については、特段の大きな変更点はございません。ただ、対象となるような事業、もしくは件数がふえているというところがございますので、事業費については、若干ふえているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

同じ資料の320ページの「包括的支援事業費」で、昨年と変更されることはありますか。教えてください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 この点につきましても、大きな変更点はございませんで、第7期介護保険事業計画の2年目と3年目ということになりますので、対象となるような案件がふえるということで、若干の増加部分ありますけれども、基本的には、そういった趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

介護関係は担い手不足が深刻と聞いていますが、塩竈市の場合は、どうなっているか教えてください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 これは本市に限らずでございますけれども、介護従事者の人手不足というのは、これは時折、報道でも見かける内容かと思えます。基本的には、こういった事業については委託をしておりますので、当然、委託先ということになりますけれども、加えて、包括事業に限らず、介護全般としましては、昨年介護報酬の引き上げ、対象事業者の従事者の報酬の引き上げ等を通じまして、人員確保ということで政府で対応しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 済みません、ありがとうございます。

それでは、同じ資料の320ページの「総合相談事業費」が、この間多様な担い手として基準緩和型サービスやボランティア主体等、専門職以外によるいわゆる安上がりのサービスの拡大をするという方向ではないかと思いますが、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 安上がりというふうには、私どもでは捉えておりませんで、サービス選択肢の多様化ということで捉えております。加えて申し上げますと、やはり先ほど、人員不足というお話もありましたけれども、これまでと違いますか、従来はそういった専門職を中心とした介護の担い手によって支えてきたという面もございますけれども、こちら総合相談事業費につきましては、各市民の力といたしますか、任意の団体の方々の自主的活動等を通じまして介護予防の増進を図るという趣旨もございますので、その点について、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 わかりましたといたしますか、ボランティアさんとか、そういう方の協力を得ているということですが、実際、利用されている方でご家族にしても、何か不満とかそういうことはありませんか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 私が先ほど申し上げた内容としましては、例えばですけれども、任意の団体に対しまして、月何回か集まるというような団体に対しまして、例えば、これは通所型サービスBというような内容になりますけれども、こういった団体に対して補助金を通じまして、引き続き活動支援をする中で、地域のつながりとか、あるいは家から出てきてもらって、そういったところでの活動を通じまして介護予防につなげていこうという趣旨でございまして、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

そういうお願いできる団体というのがありますが、なかなかボランティアが集まらないということもほかの自治体でも聞いたことがありますか、塩竈市はいかがでしょう。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 多少、趣旨がずれるかもしれませんが、例えば、本市の場合には介護ボランティア制度というのを、県内に先駆けて実施しているという経緯がござ

います。これは、基本的には無償ではあるんですけども、シルバー人材センターさんに委託をいたしまして、こういった介護施設での活動をしていただいた方にはポイント制度でポイントを付与しまして、例えば、年間で、それを一旦現金化するとか、そういったことを通じまして、ご参加いただいているという側面もございますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今のお話のポイントということですが、そういう希望する方はふえていますか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 制度発足からふえてはいますけれども、私どもとしましては、単純に登録者がふえるだけではなくて、実活動人数を今後ふやしていくと。大体、今、実活動人数といいますのは六、七十人でございますけれども、これを年々増強していくということで今検討しているところでございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では、資料No.16の26ページお願いいたします。先ほど、ほかの委員さんからもご質疑があったと思われませんが、市内の特別養護老人ホームの待機者数ですが、一番下の平成31年度63名が令和2年には46人に減っていますが、その状況といいますか、ほかのところに入所したとか何か、そういう事情というか、状況はおわかりですか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今ご指摘のとおりでございまして、加えて、この表の上について重複者というところがございます。お一人入所しますと、例えば、2カ所・3カ所というような申し込みをしていた方、それが全てゼロになってしまうということになりますので、そういった意味で一番下の部分46人ということですが、去年と比べまして63人から46人に減少している傾向が出ているというところでございます。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

最後にですが、介護保険は2000年にできてからどんどん利用しにくい保険となっています。保険料が上がったりとか、食費や住居費の引き上げとか、特別養護老人ホームは介護度3以上でないと入れないとか、軽度の方の生活援助が外されたりとか、政府はケアマネジャーの利用料金を有料化しようとか、あとは、今は、基本的には利用者は1割の利用で介護サービ

ス受けられますが、それを2割にしようと政府では考えているようです。本当にどんどん使いつらい、そして介護者もまだまだ給料面でも、ほかの業種と比べて大変な状況です。なので、なかなか介護職をやりたいという方もふえていない現実があります。こういう介護についての状況、市として声も上げていただきながら、それでも市独自で何か支援ができればやっていただきたいなと思いました。

これで質疑を終わります。

○小高副委員長 山本 進委員。

○山本委員 それでは、特別会計・企業会計について質疑をさせていただきますけれども、その前に昨日、同じ会派の志賀委員より水産業界の情報をちょっと聞いたものですから、けさ市場周辺・仲卸市場に行ってみりました。まず、市場への漁船の水揚げは、この1週間1隻もなし。もちろん、セリ場には商物は一切ございませんでした。

仲卸市場に行きました。私、塩竈に来て40年近くになるんですけれども、初めて、ああいう閑散とした姿を見ました。お客さんは、お一人もいませんでした。それでお聞きしましたら、この新型コロナウイルスの問題が起きて、2週間前と比較して3割の減、売り上げが。1週間前と比較して、5割の減という状況です。品揃えを見ましたら、もちろん生物は一切置かれておりません。

ということで、昨日、塩竈市が経済団体と景気状況把握のための連絡会議を発足したというニュースを見たわけですが、あした、初会合が予定されておるということでございますけれども、どうか実態を把握し、関係者の皆様方の声を聞いて、今、本市として打てる手があれば、早急に打ち、また、国、あるいは県にかかわるものにつきましては、早急に要望活動を展開されることを要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質疑に入らせていただきます。

まず、資料No.13の水道事業会計についてであります。

今年度の収益・収入予算16億円ということですが、今回の質疑をするに当たりまして施政方針に対する質問のときにも質問させていただきましたけれども、ことし2月に水道部で作成いたしました「塩竈市水道事業経営戦略（素案）」、現在、パブリックコメントを募っておるという状況でありますけれども、この中から今後、令和11年度までの10カ年計画について、まずお尋ねさせていただきます。

まず、将来給水人口ですけれども、5万4,470人としております。これにつきましては、現

在の約10%減ということですが、その根拠をお聞かせください。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 将来の給水人口予測につきましては、塩竈市の「まち・ひと・しごと総合戦略」、あちらの人口推計をもとに作成しております。それを塩竈の人口と、あとは、一部、多賀城の給水人口ありますので、そちらを合算した形で掲載しております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 それで水需要予測、いわゆる「有収水量」につきましては1万7,190立方メートル／1日と推計しておりますが、これは1人当たり幾らということの計算ですか。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 1人1日平均227リットルを乗じてございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 これは、全国的な数値からすれば、ちょっと高めかなという感じはしておりますが、そこで、この人口予測は減少する、社会人口問題研究所によりますと2040年までには塩竈市の場合、約30%減少という数値が出ておりまして、4万人台ということになるので、どちらかという水道部が推計している推計値は、ちょっと高めじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 社会人口問題研究所の推計よりも、若干高めになってございます。こちらのものにつきましては、平成27年の国勢調査をベースにいたしまして、そこに国で目標としている合計特殊出生率、そちらを乗じて出しているという数値になってございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

これをベースにして、先ほど1日1人当たり227リットルということで、全国平均よりは大体5リットルぐらい多い数値なんですけれども、その結果、料金収入は平成30年度1,397万円になっていまして、それが1,200万円ということは100万円ほど下回ると予測していますけれども、その根拠は、今言った人口の推計と、それから1人当たりの有収水量ということのをベースにして計算された数値ですか。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 そのとおりでございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 エンドユーザーである市民にしてみれば料金を値下げすることは非常に嬉しいことですが、これがぬか喜びにならないければいいんですけども、もう一回お願いします。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 料金収入の見通しで、これは100万円単位ですので、13億9,700万円が12億6,900万円に全体として下がるということになります。料金体系としては、現在の料金体系をそのまま維持した場合でのあくまで計算ということになります。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 なぜ、こういうことかと言いますと、公共施設再配置計画でも示されておりますように、水道の施設そのものが法定耐用年数40年ということですが、これが今度、厚生労働省の指導で延長となるようですが、まず40年とした場合、現在の更新率は全体の何%になりますか。

○小高副委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 本市全体の更新率ですが、平成30年の決算の数字で申しますと本市は0.85%となっております。全国的に見ますと、全国平均では0.7%という状況でございます。

以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 大体、全国平均並みということに理解しておりますが、今後、施設の更新については、この水道事業経営戦略（素案）にもありますように243億円必要とされて、これは配管だけですね。これに建物とか計測機器関係入れると、270億円が必要だと言われております。当然、水道料金は総括原価方式ですから、かかる経費は全部、水道料金に入れるということになるわけですが、この辺の、今後必要とされる270億円については、どのように計画的にやっているのかお尋ねします。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 経営戦略の中でもいろいろ計算をしておりますが、まず1つはダウンサイジングというものを、当然していかなくてはならないと。人口規模が少なくなってくれば、それによって必要なくなる施設等も出てくるかと思えます。そういうところ

るでの経費を削減するというのも、1点ございます。また更新につきましては、まずは、この水道事業経営戦略（素案）の中での計画期間10年ということを考えまして、その間に必要になる老朽化して更新寿命を迎えるものが約70億円程度は出るだろうという見込みでありますので、それに対して年平均すれば7億円、全体で10年間で70億円規模の財政投入をしようという計画です。

その中では、まず、今の現行体制でも何とか料金体系は維持できるかとは思いますが、ただもう25年近く料金については検討しておりません。逦増制の問題もございますので、そこは、きちんとこれから検証・研究していきたいと思っております。

以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 本市の水道料金は、県内でも安いほうから3番目ということで、全国平均よりも安く設定されております。その理由というのは、1つには、やはり大倉水系3万トン、それから仙南・仙塩広域水道の3,500トンですかね、契約は。そういった水源に恵まれているということが、大きな理由かなと思います。

現在、塩竈市は、1日どのくらいの総配水量になっていますか。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 今年度で見ますと、大体2万トン前後というところで落ち着いております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 2万トンということですが、今後、人口減少、あるいは省略化ということで、どんどん水量が下がってくる中で、果たしてこれだけの水量確保する必要があるのかと。極端な話、大倉水系の3万トンで十分事足りるのではないかということが1つ。いや、やはり広域の関係もあるので、それはどうしても優先せざるを得ないというのであれば広域だけにして、いわゆる危機対応としてといったことで大倉水系は確保しておく。そういう選択はこの水道事業経営戦略（素案）には載っていませんが、どう考えますか。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 今、山本委員おっしゃられたように、当然、この先、現在2つの水源をメインとして使っている中で、例えば、大倉ダムが、それでは何年この先もつのかという、そういった議論にもなるかと思えます。あと40年たつと、大倉ダムは、恐らく100年ぐ

らの規模になって、コンクリート構造物としては、もう寿命であろうというようなこともあります。

なので、この先の水源のあり方としては、さらに経営というものの以外のもっと大きなものとして、きちんと考えていかななくてはいけない、塩竈の水道の根本の問題として考えていかなくちやいけない問題だと認識しております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 そうした場合に、宮城県で昨年の11月の宮城県議会で可決されたいわゆる「みやぎ型管理運営方式」という問題で、当然、ユーザーとして見れば、その水を買わなきゃいけないということだろうかと思います。私は、基本的には反対だと。やはり人の口に入る、要するに、命にかかわる問題ですから、「安かろう、悪かろう」ということで安易に運営権を譲渡する、しかも30年間もということについては、私は基本的に反対せざるを得ない。

一応、宮城県の説明ではモニタリングをしていくということを行っていますけれども、現在、宮城県企業局から、どの程度まで、導入時期も含めて説明がされていますか。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 宮城県では、最近、月に一度程度、関係市町村を一堂に会して説明をと、ということで、説明はいただいております。現在のところ、この3月の半ば過ぎから、そのみやぎ型管理運営方式の事業者の公募を開始しますということで、アナウンスをされております。それについての説明は、恐らく来週あたりに宮城県企業局から直接各市町に説明が来るということで伺っております。

以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 宮城県の説明では、「将来にわたる負担というものを軽減するために」という大義名分でもってやるわけで、当然、料金は安くなるんでしょうけれども、ただ民間ですから、収益上げなきゃいけない、当然。ですから、それについては赤字は出さないと、損失が出れば何するというのが、これは私企業の基本的な点ですから。当然、将来的には値上げということも覚悟しなきゃいけないなと考えています。

今の水道事業が抱える問題、更新時期も含めてですけれども、1つは技術者不足と。今、宮城県がみやぎ型管理運営方式で民間に30年間運営権を譲渡したと。受けるユーザー側で、品質の面をチェックできないような体制なのか。あるいは、市内にある配水管に破裂とか、事



故が起きた場合にどうするのか。この前の横浜のように、まち中で配水管、導水管ですか破裂した場合の事故、それらに対しては技術者不足、これは全国的な問題ですね。塩竈市だけの問題じゃない。そういったこと、じゃあ、今後どういった形で、そういった危機対応をしようとするか、お聞かせください。

○小高副委員長 大友水道部長。

○大友水道部長 山本委員にお答えいたします。

技術者不足、塩竈市だけではなくて全国的に自治体で発生している状況でございます。導水管・配水管の漏水の状況、みやぎ型管理運営方式のお話いたしますと、この中には、水道管の部分は含んでいないということで、宮城県が責任を持って当然漏水等の修理をするという体制になっています。

塩竈市の部分については、当然職員数減少しておりますが、やっぱり技術者不足というのは否めないと思っておりますので、若い職員に技術の継承をしながら、やっぱり緊急時に耐え得る体制の研修等やって、今そういった不測の事態にも対応できる体制を構築しているところでございます。

以上でございます。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 手元の資料なんか見ますと、平成18年度比で26名職員が減少、技術者については現在5名。土木技師ですか、これが45歳以上。20代・30代いないんですね。あと5年もしたら、もう50歳以上になるわけですよ。例えば市内の施設にトラブルがあった場合に、じゃあ誰が知っているか。どこにどういった管が入っていて、深さがどれぐらいなのか。そういったものが正しく継承されていなければ、大変な事態になるのかなど。一応研修していくと言っていますけれども、なかなか、それは厳しいのではないかと思いますけれども、その点、どのように思いますか。

○小高副委員長 大友水道部長。

○大友水道部長 お答えをいたします。

水道の図面関係という部分については、埋設進路、あとは、管の口径、あとは、そういったマッピングっていうのは、市内の部分で全部データの中にあります。あと、紙ベースでも保管して、すぐ取り出せるようになっています。そういった中で、やはり、先ほどもお話ししたように緊急時に対応できるように、やっぱり研修という部分が最優先になってくるのか

など思っております。ただ、若年層が少ないという部分については、市役所の総務との人事の交流も含めて、やっぱり若い職員を配置できるように、当局として、そういった努力もしていきたいと思っております。

以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 一般論としては、そういうお答えになるのかなと思いますけれども、一応、施設の内容については、地下埋設ですけれども全部データベース化して、どこにどういった管があってどうなっているという。ところが、やっぱり地質っていうのは変動するわけで、例えば、地上から何メートルのところは何ミリの管を埋設したとしても、動いている場合がある。そういった場合については、なかなか、その箇所を掘り出すのは時間がかかる。これ、横浜市がそうだったんですね。そうした場合に、ちょっと考えただけでも大変だなと。だから今、全国的には「IOT」といってコンピューターでやる遠隔操作とか、そういったような人力に頼らない方法での技術革新、そういったものを検討しておるようですけれども。

今後、水道は、とにかく市民の生活で一番、ライフスタイルで一番大事な基本的な事業でありますので、どうか水道職員が一丸となって取り組んでいただきたいし、また、当局の人事にも申し上げますけれども、行財政改革・定数削減、そういう意味では方向性としては、効率的ならばいいんですけれども。今のような技術者、これは水道だけじゃなくて本庁にも言えることですね。それについては、やっぱりきちとした計画的な人事採用というものをしていく必要があるかなと考えております。

続きまして、同じ水ですけれども、下水道事業会計にいきます。

まず、担当課長にお聞きしますけれども、この4月1日から公営企業会計に移行ということで、どのような覚悟で予算を編成されたかお聞かせください。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

覚悟というお尋ねでしたけれども、今回の公営企業会計移行に伴いまして、経営状況、負債と資本と両方わかるという財務諸表等を作成する中で、やはり起債の残高が多いとか、あとは、使用料も高いという事実もあります。その辺を明らかにすることによって、公営企業会計移行後にもっと効率のよい維持管理だったりとか、そういうものをしていかなければならないんだろうなと感じております。

以上です。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 下水道事業の経営原則っていうのは、1つは「独立採算性の原則」ですね。それから、もう1つは「雨水公費・汚水私費の原則」となっていますが、今年度の予算の中でこの「雨水公費・汚水私費」の比率は幾らで、それは守られておりますか。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 雨水・汚水の比率、ちょっと今、手元に資料ないもので、調べた上で回答させていただきたいと思います。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 国土交通省で示したのは、原則6対4ということ。ですから、ことしの予算を見ましたら、6・4の割合で一般会計で負担しているというようになっています、6・4です。なぜ、こんなこと聞くかといいますと、東日本大震災以来、雨水対策ということで市内各所に巨大な雨水貯留施設が建設されました。今後、償還も含め、また、メンテナンスも含め、その辺のところをきちんと押さえておかないと、料金にはね返ってくる。その辺の客観的な基準というものをきちんと明確にして、先月から広報紙でも「公営企業に移行しますよ」というような下水道啓発の記事を書いていますけれども、大変いいことだと思うんです。そこをきちんと押さえないと、「何だ、下水道使用料高いな」と。

今、下水道使用料は高いところから4番目です、高いところでは。高いことについては、前回の定例会で話しました。高い理由があるからです。ただ、なぜ高いかということをも市民の方に知らせなきゃいけないし、一方では、企業会計に変わって、こういった比率でやりますから、これ減しますかねと。「これは一般会計で見ますよ」「これは利用者の皆様が負担してくださいよ」ということでやらないと、わかりませんでは、ちょっとこれ大変なことなんだよ、どうですか。

○小高副委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長 資料で出した分がありますので、そちらをごらんいただきたいなと思います。資料No.17の74ページ、こちらに下水道使用料改定時の計画と実績のデータをちょっと入れさせていただきます。

先ほど、山本委員からのお尋ねの部分につきましては、今年度、予算ベースで料金に占める資本費の算入割合については76.5%となっています。私ども、基本的には、資本算入率につ

いては75%をベースに運用してきております。それに当たって、今回、少し超えているところでもありますけれども、実績の欄を見ていただきたいんですけれども、実は、平成27年から令和元年度までの、この期間70.2%の実績で推移できたというのが一つあります。

もう一つ大きな部分として、令和元年度につきましては、今年度、公営企業会計に移行するために、「打切決算」を行っております。そのために、歳入等の見込みが落ち込みますので、一般会計にお願いをしまして、急遽、繰出金を多くいただいている状況がございます。そのために、令和元年度の見込みの資本費の割合については51.8%という形で、かなり低い水準になっているという状況がありますので、今年度76.5%ということになりますけれども、従来から進めてきております75%というふうな水準を維持しながら、何とか料金について、この水準で推移させていこうというのが一つあります。

それからもう一つ、ご心配いただいております雨水の部分の事業費につきましては、幸い今回、復興交付金を活用した整備でありますとか、あるいは災害復旧もそうなんですけれども、基本的には、その分については国費でもって全部措置していただいているということがありますので、運営に係る経費については、当然、今後、雨水分の負担も生じてくるという状況がありますけれども、金額的に大きな部分では当面はないのかなと思っています。

ただ、汚水については老朽管といいますか、そういったもので少し管路が要するに古くなってきている部分がございますので、そういった点からすると同じ今75%ぐらいの資本費算入ということで推移すると、なかなか現行の料金の維持が難しいかなという部分がありますので、そこはやっぱり経営の健全化というものを少し努力しながら、何とか維持できるようにしていきたいと思っております。

○小高副委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

いずれにしても上水道も下水道も水、市民にとりまして、市民生活の大変重要なものであります。したがって、全て、その情報を見える化して、市民の皆様が納得してお支払いできるようにしていただきたい。

それから、下水道も先ほど上水道で話したように、やっぱり技術者不足というのが、これ大きな一つの将来の課題だということだけ指摘しておきます。

最後に実施計画の25ページ、地域医療介護総合確保事業補助金交付事業ですけれども、これは前の市立病院のところで述べさせていただいた地域包括ケアシステム。過日の新聞報道で、

多賀城市の社会福祉協議会さんが1,000万円の赤字をつくって、介護保険事業から撤退したというちょっとショッキングな記事が記載されておりましたが、その理由は、やはり民間のケアサービス業界が大変多数出て、過当競争になったという表向きの理由ではありますけれども、塩竈市の場合、この市立病院、それから在宅、そして地域包括ケアをしている。うまく連携されているのでしょうか。そして、社会福祉協議会との連携はどうなっているか、お聞かせください。

○小高副委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 多賀城市の社会福祉協議会の状況は、私どもも深刻に受けとめておりまして、私、塩竈の社会福祉協議会の理事を兼ねているんですね。塩竈市の社会福祉協議会も、地域密着型の特別養護老人ホームなどを運営しておりまして、そちらも非常に今苦しい状況でございます。それは、一番大きい原因は何かというと、人材が確保できていないということに、人材さえ確保できていれば、もう少しお客さんを入れられて、そして、この地域にはニーズもありますので、そこで、もっと堅実な運営ができるだろうということは、社会福祉協議会でも非常に大きな、人の確保が一番大きな課題となっております。

民間が参入してきたから、それによって社会福祉協議会が撤退するような経営状態が直ちに発生するかというと、塩竈市では見られないと思います。まず、それよりも深刻なのは、どのような、きちんとした処遇のもと人材を確保できるかということが、一番大きな問題となっております。

以上です。

○小高副委員長 伊勢由典委員。

○伊勢委員 私からも特別会計・企業会計、あとは条例について、質疑をさせていただきます。

議案番号でいうと、議案第22号ということになります。議案資料でいいますと、皆様の手元に配られている資料No.2というところに、条例提案がございます。ページ数でいうと21ページと。もう一つは、資料No.14の、15ページのところに同様の卸売市場についての条例改正、貸借対照表ということで載っております。

そこで、これは総括質疑でもお聞きしましたし、過半、質疑もされておるわけですが、施政方針に対する質問の中ですね。それで、1つはこれまでの卸売市場法でいうと「第三者販売の禁止」「商物一致の原則」、それから「直荷引きの原則禁止」と、いわば法で守られてきたそういったルール化が、今回、法律の上では撤廃されておるというところが、今回、考え

ていく上での一つの筋なのかなと思います。これをしっかり守っていったら、塩竈市の魚市場の公正・公平な価格、さまざまな魚種の価格についての適正な運営というのが、先般、求められております。

そこで、1点だけお聞きしたいのは、こうした新しい法律、2018年かな、6月、あるいは5月の時点で、国会で通過したという経過をたどっておっての今回の改正だと思いますが、関係する方々、前段どのように説明されているのか、危惧されている点もお伺いしていますので、十分そうした条例改正について浸透しているのかどうか。あるいは前段の説明がいつごろされたのか、ちょっと確認させてください。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 それでは、お答えいたします。

委員のご指摘のとおり、法改正そのものは2年前に行われまして、関係者にも各種情報はまず共有なされているというのが1点です。あと、改正者側としましては、去る1月に地方卸売市場運営協議会という審議団体がございます。そちらには卸売機関、買受人さん、問屋さん、議会の代表の皆様等の各層からなる委員で構成されていますので、そちらの運営協議会に法改正の概要、あとは、それに今後の新条例の改正を含めましたスケジュール等を説明して、情報の提供に努めているという状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ところが、それが十分浸透されていないような節もあるんです。ある方が、この問題について明るい方がちょっと関係者に赴いたら、知らなかったと言われたんです。今般、定例会中ですから、なかなか足を向けることは、大変なのかなとは思いますが、例えば、2つの卸売機関、問屋組合、それから買受人組合等と、流通も含めていろいろな話をまず1回やったとはいうものの、しかし今回の条例改正に伴う対応、あるいはその背後にある法律による改正点と、じゃあ、我が市はどうかというところも、やはり十分周知していただいて、安心・安全な魚種類の取り引きができるような市場形成をしっかり図っていくということが今の時点で求められると思うんですが、その辺の関係で前段は一定の説明はしたとは言うものの、現在進行形ですから、そういうことも含めて、どう捉え対処していくのか、その辺だけ確認させてください。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 それでは、お答えします。

私どもの担当の、今後の取り組みの考え方ですけれども、今般、法律あるいは県条例の廃止に伴いまして、それと整合を図る意味で、まず本市の卸売市場条例の一部改正をまずお認めいただきたいという形になります。

その後、新法に基づきまして、今までの許可制の制度だった市場の開設が、今度は認定になりますので、我が魚市場につきましても新法に沿って新たに県知事に認定の申請をするという形になります。その認定の申請には、先ほど伊勢委員からご指摘があった取り引きのルールを定めた業務規則という、これも市の規則で定めるんですが、それを添付しなければいけないという形になります。ですので、その提出までの間に、また先ほどお話し申し上げました卸売機関、あるいは買受人さん等々の関係者の皆様と、膝詰めで望ましい取り引きルールを設定いたしまして、さらに魚市場の運営協議会にもその内容をお示しして、その後、確定させて認定申請に臨むという形ですので、滞りなく情報共有・提供できるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあ、ひとつそういうことでいわば内規的なものもしっかり添えて、市場取り引きが公明正大にできるようなものもきちんと県に上げていくということでとらえてということですね。了解しました。

ひとつ、そういうことで卸売市場についての懸念をやっぱり持っている方はいらっしゃいますので、これはこれでしっかり担当としてはぜひ力を尽くしていただければ幸いだというふうに思います。これは終わります。

そこで、次に先ほどから水問題、下水道、それぞれ随分議論されておまして、大分深掘りが進んでおるので、余り深掘りするとまずい点もあるのかなと思いますが、少しその辺について私的にちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

そこで、1つは下水道使用料が今般企業会計に移行したということで、改めて下水道事業の企業会計について一通りは読ませていただきました。資料No.でいうと11の、議案が第35号ということになります。そうしますと、ここの1ページのところに、それぞれ処理量予定、あるいは収益的支出第3条、あるいは資本的支出ということで一括して書いておりますね。

それで、これを見るとなかなかわかりにくいので、これに該当するページはここですよとい

うのをまず1回示してほしいの。でないと、ちょっとなかなか理解が進まないのかなと思うので、簡略にちょっとご説明ください。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 では、ご説明させていただきます。

まず、1ページの収益的収入及び支出第3条に関しましては、ページおめくりいただいて3ページごらんいただきたいんですが、3ページの一番上に42億7,000万円とございますが、これが1ページの収益的収入の合計ですね、それと一致いたします。

3ページにまたお戻りいただきますと、それぞれの営業収益・営業外収益というのが目の欄にさらに詳しく記載されておりまして、さらに備考欄に下水道使用料であるとか雨水処理等に対する負担金ということで説明を記載しております。

これは、3条・4条とも同じような形式で記載されておりまして、さらに今度17ページおめくりいただきたいんですが、3ページの実施計画に対してその実施計画の明細書ということでさらにちょっと細かく、特に支出の分が委託料であるとか工事費の部分について詳しく備考欄に記載させていただいております。

ちょっと簡単に説明するとなると、以上になります。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その上で、前段、菅原委員からも「起債が減っていますよ」ということで、いろいろ午前中の質疑の中で出されて、それでこれで少し料金が下がるのかなという思いを感じたんですが、残念ながらそうはならなくて、借換債等々まだ反映していない起債の償還のここ5年、6年先かな、10年先の起債の償還だというのは承知をしました。

これは繰り返しませんので、そこでそういうことも含めるならば、じゃあもう一回この下水道事業会計について立ち戻っていくとするならば、先ほど説明をいただいたところでこの資料No.11のところの、先ほど市債について3ページから触れられました。そうしますと、一般会計からの繰り入れですね、一般会計から下水道事業会計に14億3,630万円繰り入れられているわけですね。そうすると、今回の企業会計に移ったところの他会計の繰り入れの項目というのは、この3ページ以降でどことどことどこなのかお示ししていただければと思います。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

資料No.11の3ページ以降の表でいいますと、まず第1款下水道事業収益第1項営業収益第2



目に他会計負担金ということで9億503万7,000円ということで、備考欄に雨水処理等に対する負担金、これが一般会計の繰入金になります。

引き続き、その下ですが第1款下水道事業収益第2項営業外収益第2目他会計補助金ということで3億8,449万1,000円、これは汚水に関する繰入金になります。

それと、その表の一番下に第1款第3項第2目ということで、その他特別利益ということで707万4,000円、こちらも一般会計の繰入金でございまして、これは今回の公営企業会計以降に係る委託費の中の一部の繰入金でございます。

さらに、1枚おめくりいただきまして資本的収入及び支出の部分の収入の欄、4ページの一番下になりますが、第1款資本的収入第3項補助金第2目他会計補助金ということで1億3,970万7,000円、合計いたしますと14億7,230万9,000円となります。

以上でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 もう一回確認ね。9億503万円、3億8,449万円、707万円、そして1億3,970万円、これで14億円ということでよろしいですか、一般会計の繰り入れ。間違いないね。

そうしますと、起債償還の関係は、先ほどの議論から避けますが、もう一つお聞きしたいのは、そのうち、これは去年の9月定例会の決算の中で示してもらいましたが、例えば、一般会計からいうと繰り出し、下水道事業会計からいうと繰り入れ14億3,630万9,000円というわけですが、そうすると昨年度決算では、例えば、復旧・復興分を差し引く、17億円のうちですね。これは平成30年度です。差し引いて、そして普通交付税算定が11億1,002万円で、その当時の決算でいうと1億3,698万円が実際上の塩竈市の一般会計からの持ち出しとなったんですよね、計算上はね。

そうすると、今般、2月定例会の補正はあったようです、1億35万5,000円と。こういうものも加味すると、そういうものを差し引いて現時点で、これ出納閉鎖しないと、恐らく決算上は出てこないかもしれないけれども、概算で今言ったようなものも基準財政需要額も差し引いた中で、どのくらいの、実際上の持ち出しになるのか、そこだけ確認させてください。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

令和元年度の、今のところの決算見込みということでお答えさせていただきます。まず、一般会計からの繰入金総額が21億7,300万円、そのうち復旧・復興事業に係る分が7億200万円

を予定しております。それを差し引きますと14億7,000万円ほどになるんですが、そこから普通交付税の分を計算しますと11億4,300万円ほどになります。それを差し引きますと、3億2,700万円ぐらいになると見込んでおります。

以上です。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、去年の若干倍にはなるものの、一般会計からの持ち出しというのは基準財政需要額や復興などの充当分を除けば、そのぐらいの大体金額だろうということですよ。そうすると、確かに起債償還は、これはこれで、今回も資料No.11の3ページ、下水道事業会計予算実施計画を見ると起債償還等々、借換債で一定十数億円だったかな、発行せざるを得ないという状況にはあると思います。これは前段の議論があるので、老朽管、その他もろもろありますが、こういうものも含めて、やっぱり、この予算上の関係からいうと、市民的には、やっぱり引き下げはしてほしいなど。そうはなかなかならないのかもしれませんが、やはり、そういった財務状況をよくよく勘案していただいて下水道事業会計の中での引き下げ、市民の暮らしの引き下げ等々について十分検討していただければと思います。

そうしますと、結局、一般会計からの繰り入れが一つの鍵かなと思うんですね。起債はいっぱいあるは、償還はあるは、じゃあ一般会計でここまで、いろいろ考えるとそれしか手がないのかなと思います。これは下水道課長にそれを求めても、あくまでも政策的な議論になっちゃいますので、そういうことも含めた今回の予算措置ということで確認させていただきたいと思います。今般の予算については、そういうことです。

もう一つ、令和元年台風第19号がありました。大変、塩竈でも被災があって、やはり冠水対策等々が求められておったと思います。今般の予算措置の中で、投資的経費というかな、いわば水害対策等々の、この下水道事業会計の中でどういうところに、それが触れられているのか、概略だけお知らせください。ページ数も示していただいて、よろしくお願いします。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 では、お答えいたします。

まず、資料No.11の中で一番最後の28ページ、こちら工事の箇所図になりますが、28ページをお開き願います。今回、台風第19号の冠水箇所等への対策といたしましては、こちらの箇所図の青で示してある部分になります。こちらちょっと字見えづらくて、着色部分も見えづらんですが、新浜町大通線より北側、新浜町保育所などがある地区になります。こちらに、

今、マンホールポンプで排水をしている状況なんですけど、そのポンプの排水先を変えたらどうなるかとか、あとポンプの増強などを今検討しているという状況であります。

1ページお戻りいただいて、令和2年度下水道建設改良事業についてごらんいただきたいんですが、こちらに書いてある1番公共下水道事業の②についてが、今説明させていただいた工事でありまして、一応管渠250メートルを4,000万円ぐらい工事予定しております。あとほかの工事につきましては、災害復旧事業で北浜地区の残りの工事となっております。

以上です。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

市内一円の中で、今、述べられた27ページのところの市内一円の浸水対策、宅内貯留ですよ、これね。宅内貯留ね。これも台風被害等の対策、それに応じた宅内貯留施設として捉えていいのかな。その辺、ちょっと示してください。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 大変失礼いたしました。市内一円となっておりますが、やはり台風第19号で冠水した地区の上流部分を優先して整備していくように考えております。ただ、なかなか希望される方と地区が一致するかというところもありますので、今、その辺については選定中ということですが、基本的には、そういう考えで整備したいと思っております。

以上です。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大体、およそどの辺の地域と捉えればいいのかな。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それも選定中なんですけど、今年度台風第19号の後は、梅の宮地区であったり、あとは、国道45号線も一部冠水した部分もあったということで、その上流の白萩町を、令和元年度としては施工しております。その辺、来年度分は、まだ箇所決まってはいいんですが、冠水があった部分の上流部で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今期、そういうところでの工事3カ所と、これも本当は、もうちょっとふやしていただいて、3基だと、まだまだ不足なのかなと思いますが、今般しようがないですね。

決算・予算ということで、実施計画上に載っていますので、ひとつ、ぜひ上流域の抑制対策については講じていただいて、市民の安全・安心ということでのまちづくりに、ぜひ下水道課としても寄与していただければ、なお幸いだと考えております。

次に、水道についてに移らせていただきます。下水道から水道、こういうふうには水の流れのように質疑をさせていただきたいと思います。

それで、私も改めて水道事業会計のところをちょっと読ませていただきました。資料No.13です。ここに、1ページのところに水道事業の今年度の予算が載っております。受水・給水量とか、もろもろありますが、そこで、この関係で議案を見ていて何点かだけ確認させてください。

1つは、2ページのところに企業債第6条、第7次配水管整備事業費、ないし第2次老朽管更新事業費、もろもろあります。それで、これは老朽管の更新という諸課題が控えているので、その事業だと思いますが、今般進めていく上で1つはどのぐらいの今進捗なのかね。市内一円の中での割合、確認させてください。実際上の工事で進んでいる状況だけ、今回の予算も含めて。

○小高副委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 こちら水道では、今、管路事業としまして第7次配水管整備事業費、こちらは単独の起債の事業となっています。あとは、第2次老朽管更新事業費ということでこちらは交付金事業、交付率3分の1の事業、あとは災害復旧事業費と、3つの管路の整備でやっております。おのこの事業の進捗度合いが違いまして、第7次配水管整備事業は令和元年度から始まった事業ということで、まだ進捗は元年度分だけですので14%ほどですね。令和元年度から令和6年度までの事業ですので、これは14.5%ほど。

第2次老朽管更新事業、こちら令和元年度から始まっている事業で、これは令和5年度まで。今現在、第2次老朽管更新事業につきましては、前倒しで6月補正で令和元年度から始めておりますので、こちらは進捗は6%ほど。

最後に災害復旧事業でございますけれども、こちらは残る部分が浦戸の2路線と新浜町の1路線、あとは八幡築港線の部分となっております。平成30年度末でいきますと67%というふうには、おのこの進捗度合いが違っているという状況でございます。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。かなりエンドレス的な事業になるのかなと思わざるを得ないですね。

どうしても市内360キロメートルだったかね、配水管があるようにちょっと私の記憶の中ではあったと思います。そうしますとかなりの事業、一定の期間かかる事業なのかなと思うんですね。

そこで実施計画の33ページだったかな。先ほど山本委員からの質疑もございましたが、実施計画の33ページのところに次期水道事業基本計画策定というのが載っております。前段の議論もありましたが、これは令和3年から令和13年までの10カ年の計画なのかな。ということで、今般、実施計画上で見ると62万1,000円、令和3年が55万円と、このように一応実施計画上載っております。

これは、結論から言っていれば、もっとわかりやすいと思うんですが、この次期水道事業計画策定の主な理由、そこだけちょっと確認させてください。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道事業基本計画につきましては、国の水道ビジョンを受けて、各事業体で作成しているものになります。これが、ちょうど前回作成したものが令和2年度、来年度で計画期間が満了となりますので、その次の計画として令和2年度で策定をするというものでございます。

以上です。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、私も一応、勉強はしたと思いますが、過半1月31日の日付で産業建設常任協議会に示されたもの、これでよろしいのでしょうか。ページ数で言うと、27ページ。これがそうなのかどうか、ちょっとその辺の確認だけさせてください。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 そちら、経営戦略ではなかったかと思います。済みません、今、私の手元に資料なかったので、記憶なんですけど、1月はたしか経営戦略の話で、11月あたりにもしかするといろいろな事業のご報告をしながら、基本計画策定に取り組みますというようなお話を差し上げていたような記憶がございます。

以上です。

○小高副委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 済みません、ちょっと捉え方が不足でした。それで、基本計画は基本計画で、これは国のビジョンも示しながらということで理解するところです。

それで、先ほど言った水道事業経営戦略策定というところをちょっと見ますと、結論から言うに要するに収支計画が最後に、ページ数で30ページに載っていて、これを見るとこれまでずっと管渠の入れかえ等々、かなり多額になりますよということですが、その辺の捉え方、見方だけ、ちょっと簡潔に説明してください。時間も、あと1分30秒しかございませんので。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 経営戦略なので、済みません、お手元にない方がたくさんいらっしゃるかと思います。

経営戦略の中では、財務の状況としまして、最後のまとめとして、収支計画の中で今後10年間に係る更新需要というのを70億円と見込んでございますので、そこに対して建設改良費として財源をつぎ込んでいくというような書き方で書かせていただいています。その中では、現在の収支状況と、あと内部留保資金の今のたまりぐあいを考えまして、何とか70億円規模であればもたせられるのではないかというようなことで、書かせていただいております。

ただ、それが料金の現在の体系がいいのかということとは、また別なので、そこについては全く別に、先ほど鎌田委員からもご指摘いただきました逡増制の問題でございますので、そういったところをきちんと整理して、研究していくというのが必要です。

以上です。

○小高副委員長 志子田吉晃委員。

○志子田委員 私からも特別会計・企業会計、何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、資料No.12の塩竈市立病院事業会計予算、議案第36号ということで。かなり市立病院の質疑を皆さんが積極的にやられて、中で詳しくやられたので、私も何となくは、大体、理解できたんですけども、改めて、全体的に、今回の予算、方針、「この辺のところこういう方向で、こういう結論になる1年になります」、その辺のことだけ大ざっぱに聞かせていただければと思うので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 志子田委員にお答えいたします。

今年度の予算につきましては、繰り返しになりますが、病棟再編によりまして入院については1日平均130人、その中で新改革プランに掲げました入院収益16億5,000万円を確保していくという予算組みになっております。そういった中で、外来につきましては新改革プランの外来の患者数というところで、病棟再編の入院患者数を合わせまして収支を整えていくとい

うような予算組みと考えてございます。

以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。この資料No.12、予算書の1ページの説明のところで、大体の予想は見えてくるんです。それで、順調にいけばいいなと思って期待しております。

それと、お金の計算は資料No.12の14ページの損益計算書等というところで見れば、結論的には、当年度純利益が200万円ほど出るように運営していくということかなと思うんですが、その辺のところの説明、金額的にお願いしたいと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今、委員がおっしゃいました資料No.12の14ページにつきましては、令和元年度の決算の中での予定の損益計算書でございますので、こちらは元年度の中では205万9,000円の純利益を計上すると今見込んでおります。

一方、令和2年度につきましては、資料番号12の6ページになります。6ページには、令和2年度のキャッシュフロー計算書がございます。ここの1のところの業務活動によるキャッシュフローの、その下のところに当年度の純利益213万7,000円とございますが、こちらの数字が令和2年度の純利益と見てございます。

以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうも失礼いたしました。こっちの残高かな、こっちかなと思ったんですけども。

ということで、順調に予定どおりになるように、期待したいと思います。詳しいいろいろな事項については、各委員さんもいろいろ質疑をされたので、今回はこのような形でいくということですから頑張ってくださいなと、期待込めてお聞きしました。

国民健康保険税のことについてもお尋ねしたいんですが、資料No.16の17ページですか。先ほど辻畑委員も聞かれたので私がかぶるのかなと思うんですけども、17ページ、それから18ページ、19ページにかけて国民健康保険関係の滞納世帯、それからそういう関係が出ています。

それで、国民健康保険のことについては、私、毎回同じようなことを聞くんですけども、この辺の一覧表を見ると、塩竈市の国民健康保険では納税世帯が毎年減ってきている、そう

いう表になっている。19ページでいいますと、国民健康保険税の過去5年間の納税世帯の滞納額と滞納世帯ということで、平成26年度から平成30年度かな、うんと頑張っているなと思うんですね。毎回毎回、毎年毎年減らしていただいております。

そのおかげで、18ページの過去5年間の短期被保険者証・資格証明書の発行状況も毎年毎年毎年少なくなって、平成31年度においてはもう多賀城市さんの数よりも塩竈市が合計で少なくなっており、それだけ収納の努力を相当なされてきたのだなということ、私この表から評価したいと思うんですけれども。その辺の、収納率向上のために今までやられたことについて、ことしもどのようになされるのかお願いしたいと思います。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿税務課長 答えいたします。

ことしの国民健康保険の、収納の方向性というご質問だと思います。昨年度の国民健康保険税の現年度の収納率が94.6%ほどというようなことになりまして、宮城県内でも15番以内に入ったということになっております。なぜ収納率が上がったのかということなんですけれども、まずやったことというのが、皆さんに滞納額をお教えするということから、私、まず始めまして、要は催告書、お手紙ですね。それをねばり強く送ったら、皆さん頑張って、ご納付していただいたというのが、一番の成果だったのかなと思っています。

あと、来年度のことなんですけれども、さらに精進を重ねまして、できれば県内で10番以内ぐらいに入らせていただきまして、ほかの自治体様、徴収率の高い自治体様のやり方なども勉強させていただきながら、さらに催告書・お知らせも送らせていただければなと思っています。

以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。本当に頑張っておられます。最初、黄色い封筒で行って、それから赤い封筒でということですが、私もちゃんと確認しております。

それで、催告書なんですけれども、そういうことで、きっちりお知らせしてやっていただいて、数字とか「何月分ですよ」と文章だけじゃなくて出してもらえると、なおどこの分なのか。ということは、毎月納めていたつもりなんだけれども、何カ月か前の分を忘れていているという場合もあるわけですね。例えば、7月と8月忘れていて、9月から以降2月まで払ったんだけれども、そうしたら3月に、まだ前のやつがおくれているからという、最初から



赤い封筒で来ると。そういうことになるとその文章が、催告書だからいいんですけれども。

やっぱり市民も納税者ですから、納税者ということは、商売で言ったらお客さんなわけですよ、お客さん。そうすると、お客さんに出す手紙の文章としては何か取り立てが、すごいサラリーマン金融の取り立て以上のような強制的な文章になっていると、それはちょっともらったほうはすごいショックがある。だから、効果があるということはあるんでしょうけれども。その辺のところ少し分けて、本当に保険者のお客さんの中でも善良な方と、あとそうでなく何ぼやってもだめだという人の文章とは分けて、その辺のところもう少しただ忘れたというような方については、それなりの柔らかい文章で「何月分の、何ぼですよ」と、これからそのようにご指導願いたい。ちょっと二通り文案を考えていただきたいと思うんですけれどもね。その辺のところ、いかがでしょうか。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿税務課長 お答えいたします。

文章につきましては、委員がおっしゃるとおり、ちょっときつ目の文章だったかなということもございませう。その点も、私どもも反省させていただきまして、ちょっと変えてみたいなと思っております。

ちなみになんですけれども、今、委員が言った黄色や赤の封筒の催告書の文面の金額につきましては、あれは、国民健康保険税の現年度分の残っている分をお知らせしているというようなことです。実を言うと二、三年前からなんですけれども、一応、10月・12月・2月・3月・4月と5カ月間最初にやってみたところ、かなり効果が催告書を送らせていただいたら上がったものですから、もう少しバラエティーに富んだ色で送ったらどうなのかなっていうことで、みんなで考えて送ったところ、非常に我々にとっては、お客様なんですけれども、非常に収納率が上がったものですから、そのようなことをさせていただいた次第です。

あと、ちょっと言いますけれども、文章面につきましては、もちろん忘れている方もいらっしゃるということですので、そこら辺のところは、私のほうでちょっと改善させていただければなというふうに思っています。

以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。やっぱりお客様にも、商売で言うと、例えば、スーパーで言えば、来た人みんながお客さんなんですけれども、中には、店にとって都合のわるい人

もいるわけだから、やっぱり文章は二通り、全部の人を悪人扱いしたような文章一通りではやっぱりだめだと思うので、その辺のところ、改善をよろしく願います。それから、収納率は収納率で、今までのように色分けでやられて、収納を上げていただければ結構だと思います。そして、いっぱい収納を上げて、結果的には、保険者の方の料金が平均して下がっていく、それが理想的なことだと思いますので、よろしく願いたいと思います。

それで、今の17ページに戻りまして、結局、滞納世帯、これも、私、この表が出るたびにずっと何年間も聞いているんですけども、なるべく滞納世帯の人の割合を少なくすれば収納率が上がる。だから、どういうところに原因があるのかなという表だと思っていますよ。それで、私が言わんとすることは毎回同じことなんですけれども、総計で滞納の構成割合は9.2%ですが、その中で100万円から200万円未満の方が10%、200万円以上300万円未満の方が8.3%、400万円から500万円のところが7.2%、上位3つの高いところはだから中間所得者層ということで、低所得者ではない。

ですから、この辺のところ、料金体系が、実際に負担割合としてかかってきて、なかなか苦しくてやりくりしないと払えないところが出てくるというところだと思うので、この表がこういうふうに出てくる間は毎回この辺のところの中間所得者層の負担割合のところを、どうやったら割合がふえないようにするかというための研究をお願いしたいと思います。

この表を見て、何かお気づきのことがありましたら、ご返答お願いしたいと思います。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

国民健康保険税、こちらの税の持ち方、考え方でございます。平成30年のときに大幅な税率の見直しを行いまして、11.04%平均で下げたところでございます。委員のご指摘のところでもございましたが、こちらの中間所得層、こちらの、例えば、均等割部分、あるいは応能の所得割部分、そういった部分のあり方に関しても、単純に国民健康保険の会計のあり方、これまで検討してきた部分だけではなくて、収納のところの委員からご指摘あったようなそういう観点も含めながら、今後の料金・税の見直しに関しては検討させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いろいろ検討して、いい制度にして、なるべく安

くなるように頑張っていたきたいと思えます。

資料No.16の29ページに、国民健康保険の保険税率を書いてありますけれども、この表だけ見ると、塩竈市は、大分、結構、安く見える表になっていると思えます。仙台市、石巻市、塩竈市、それから多賀城市と比べてみると、医療分としては、相当、塩竈市は他市町村と比べて、結構、安いんじゃないかなと思うんですけれども、順位は書いていないからどのような状況と捉えたらいいのか、この辺のところの解説をお願いしたいと思えます。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 資料番号16の29ページでございます。こちら、保険料・保険税の所得割・均等割部分の、それぞれ県内市町村の一覧をお示しさせてもらってございます。こちらに関しましては、宮城県で発行しております国民健康保険の概要というまとめている冊子がございます。そちらの中で1人当たりの保険税、調定ベースでございますが、こちらの金額、あるいは順位が示されてございます。平成29年度に関しましては、県内で高いほうから順位をつけた場合に29位、平成30年度に関しては、こちら速報値でございましたが26位ということで、上から数えると平成30年度は9番目に安い自治体なのかなという状況かと思えます。

以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いろいろ制度を変えていただいて、料金体系を変えていただいて、そのように平均よりも、塩竈市は、国民健康保険では高いというまちではなくなった、そのように私も認識しております。

それから、資料No.17の9ページ、こちらには、各種基金残高の推移というものが書いてあります。ここの中に、国民健康保険事業財政調整基金というのが、平成元年度残高見込み13億円ほど、それから介護保険の財政調整基金3億円という流れ、平成22年からの残高見込みの一覧表があります。この基金残高は、大体、国民健康保険、幾らぐらいあったらいいのか、足りないのか多いのか。それから、介護保険事業の財政調整基金では、このぐらいが妥当なところなのか、多いのか少ないのか、その辺のところのご解説をよろしく願いいたします。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えいたします。

国民健康保険税財政調整基金でございます。令和元年度の見込みでございますが、13億385

万3,000円と示させてもらってございます。こちらに関しましては、当然、財政調整基金でございまして、あればあつただけ、確かに不測の事態に対応することができるということで、こちらはよろしいかと思うんですが、国で示されている一般的な基準といたしましては、医療費のかかりぐあい、こちら民生常任委員協議会等でお示しさせてもらっておりましたが、国民健康保険事業特別会計の収支見通しをお示しさせてもらっております。この中で保険給付費、一般にかかる医療費でございまして、こちらの3カ年平均の大体5%以上ということで目安が示されておりますが、こちらに関しましては、県内の市町村でございまして、大分、ばらばらな取り扱いなのかなと。全国の市町村に関しましては、それぞれ保有のパーセントに関しましては、大分ばらつきがあるという状況でございまして。

以上でございます。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 介護保険事業の基金の残高の考え方についてですが、介護保険につきましても、法令で3年に一度、介護保険の事業計画をローリングするという形になっております。適切な水準についてですが、おおむね1月分の歳出額程度と私としては捉えておりますので、約3億円から4億円程度が妥当な線ではないかと捉えています。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。介護保険事業は、ちょうどいいくらいかなということで、認識させていただきました。ありがとうございます。それを聞くと、一応、安心するので。

それから別なことをちょっと、最近の新型コロナウイルスの関係で特別予算で聞けるところあるかなと思って、実施計画の21ページには「疾病予防費」というのがあるんですが、これ人間ドックって書いてあるんですけども、疾病予防、こういうときは、特別会計の関係では、コロナ対策にかかわってくる場所は、健康的にございませんか。

○小高副委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 お答えさせていただきます。

こちらの疾病予防費でございましたが、こちらに関しましては、令和2年度は377万4,000円計上してございます。こちらに関しましては、人間ドックを中心にした成人病予防の受診を行いながらそれぞれの疾病の早期予防、こちらの適正化を図るものということで、特段、新

たな今回の新型コロナウイルスみたいなものに対して予定をしているものではない状況でございます。

以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ほかの一般会計でもいろいろ対策、なったらどうするか、医療体制とかそういうところをやっていただければと思います。

そうすると、実施計画の23ページで介護保険事業会計の「介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）」ということがございまして、総合的に、そういうものに対する病気にならないための活動のための1,759万円入っていますが、こういうところでも健康対策としていろいろコロナにかからないための対策とか、この事業には、そういう中身も含まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 こちらの一般介護予防事業は、あくまで要介護にならないようにという趣旨でございますので、疾病の予防とは、またちょっと趣旨が違う部分でございます。ただ、介護にかからないというということは、基本的には健康体であるということですので、遠回しではありますがそういった新型コロナウイルスに限らずインフルエンザも含めてそういったものを含めてですが、より健康な形で持続いただければという趣旨で実施しておりますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 志子田です、済みません。あと6分しかないなと思ったので。健康のことは、いろいろ総合的に新型コロナウイルスの対策もやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

別なことを聞きます。水道事業の関係で、実施計画の32ページに「梅の宮浄水場排水処理施設及び電気計装類更新事業」というのが、令和2年度は6億8,200万円という大きな事業費ついています。それと、令和3年度まで10億円の予想も立てているということで、これから大がかりな浄水場の施設を計画していく、これから来るんだということの事業だと思うんですけども、水道事業に占めるそういうこれからの施設の改善計画みたいな、これからこういう流れになりますよというようなところをお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

○小高副委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 まずは、実施計画32ページの梅の宮浄水場排水処理施設及び電気計装類更新事業ということでございます。こちらの梅の宮浄水場なんですけれども、昭和38年に完成して、今現在も使っているという施設でございます。こちらの中の、この事業につきましては、電気設備と計装設備、浄水の排水コントロールとかを行う計装関係、こちらの設備を更新するという事業でございます。

電気につきましては、昭和56年に稼働していると。計装については、平成4年に1回更新はしているものの、27年以上たっているということでございまして、こちらの電気計装関係を実施計画では、ちょっとないんですけれども、平成28年から令和3年度まで約19億円の事業でございます。こちらで最終年度令和3年度には、一応機器が完成しますので、一番費用がかかっている、令和2年度は6億8,200万円ほどということになっています。

あと、施設の全体ですけれども管路を含め施設、配水池関係でございます。先ほど答弁しましたとおり、今、塩竈市水道事業経営戦略（素案）のパブリックコメントを実施して、終わっていますけれども、取りまとめながら経営戦略を取りまとめ、さらに水道基本計画をつくりながらその中で今後の更新、需要に見合った更新計画を立てていくということになっています。

以上でございます。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

いろいろこれからもかかるし、安定的に料金、今、国民健康保険のこととか介護保険のこととか水道とか聞きましたけれども、なるべくそういう料金にかかわるものは安くしてほしいと、そういう意味合いを込めてこれから値上げがあるのかないのか、なるべく値上げしないで全部やってほしいと。税金にかかわるようなことはなるべく変わらないで、市民の生活防衛成り立つようお願いしたいという気持ちを込めて聞いています。

そういうことでこういう計画順次やっても、水道料金を、結局、上げないために計画的にやっていると私は理解しているんですけれども、しばらく値上げしないで済むということによってよろしいのでしょうか。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 今、経営戦略という中で取りまとめているもの、全体ですとこう

いった更新事業に対してその期間を長くとっても350億円とか、そういう金額かかります。それを40年間でやると、本当は8億5,000万円ずつ投資しなくちゃいけないです。それを8億5,000万円投資しますと、恐らく5年で今の水道会計は破綻するようになるというのが、今の現状です。ただ、まず当面のところ必要になる70億円という計算にそこを切りかえて考えた場合は、何とか持ちこたえられるだろうというのが今の見込みで、今、そのところで経営戦略というのを取りまとめております。

ただ当然、その先々、水道やめるわけにはいきませんので、そこを考えたときに必ず水道料金の体系というのを変えていく必要があるということがございますので、そこについてはオープンな議論でこれからきちっと市民の皆様にもご説明しながら、どういう形がよりよい形なのかというのを研究させていただきたいと考えております。

以上です。

○小高副委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。頑張って低料金を維持していただきたいと思います。

下水道のことについても聞きます。実施計画の41ページ、ここに、「仙塩流域下水道事業建設負担金」、少し令和2年度から2,000万円と高くなっているんですけども、こういうものは、この説明と、料金にかかわりあることじゃないということをお聞きしたいと思います。

○小高副委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

こちらの仙塩流域下水道事業の建設負担金につきましては、昨年度もたしか2,000万円を計上させていただいて、あとは、県と協議の結果、構成市町村等の比率で割って1,100万円ほどになっていますので、まだ決まっていはいないんですが、2,000万円まではかからないと見込んでおります。こちらなんですが、資料番号11の5ページに書いておまして、こちらの建設改良費の中に入っておまして、直接料金に反映されるものではありません。

以上です。

○小高副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時53分 休憩

---

午後3時10分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

阿部かほる委員。

○阿部（か）委員 それでは、休憩前に引き続きまして質問させていただきます。

資料番号11の3ページをお開きいただきたいと思います。下水道事業からお尋ねいたします。

下水道においては、公営企業法適用移行事業としてお聞きしようと思ったんですが、大変丁寧なご答弁をこれまでお聞きいたしました。何人かの委員の皆さんから質問が出たようですので、省きたいと思います。公営企業法になって、メリットとしては減価償却ができるようになったり、あるいは効率的に運営ができるということで、大変明確化してくるということで、結構だというふうに思っております。

それで、資料No.11のページ3なんですけど、ここの営業外収益というところで4番目に長期前受金戻入という、大変私もちょっとわからなかったんですが、償却資産取得に伴う補助金等の資産減価償却費相当額の収益化ということで、大変大きな金額が載っているんですが、この辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

これまでポンプ場や管渠など、かなりの予算を使用してつくってきた資産、それが740億円ほどありますが、それがやっぱり毎年価値が年数たてば下がってくるんですが、その下がってきた分を建設したときの補助金とかが入った分の財源を収益化するというか、価値下がった分収益に入れてやるというようなことが、この長期前受金の戻入ということになっております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

ちょっと減になるのかなと思ったら、それはやっぱりプラスに収益化することですね。わかりました。ちょっと何か難しい部分があるかと思えます。

それでは、同じく資料No.11の10ページをお願いいたします。10ページです。

ここに、債務負担行為に関する調書というところで、「水洗便所改造資金損失補償及び利子補給金」ということで債務負担行為の中に入っているんですが、令和2年での状況なんです



が、今済みません塩竈市の水洗化というのはたしか98%ぐらい行っていますか。その辺、ちょっと教えてください。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

まず、下水道の普及率と言われる部分は99.3%まで来ておりまして、その中で99.3のうち水洗化している方の率、水洗化率は最新の数値で98%前後、委員おっしゃるとおりだと思います。今おっしゃられた債務負担行為に関する調書の改造資金等に関しては、水洗化ができるようになってからご自宅の水回りを改造した場合に、市としても水洗化率を上げたいものですから、工事費はもちろん市民の方にお支払いいただくんですが、銀行から借りたときの利子を市でお支払いするというので、それを債務負担行為に計上しているということがございます。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ああ、そういう制度があるとは知りませんでした。結構、件数としてはあるんでしょうか。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 現在は、ほぼ整備している部分がありませんので、ご利用されている方は1件だったと記憶しております。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

水洗化に対しては、非常に難しいのではないかなという部分が、もう今残されている部分ですか、家の近くにもありますけれども、やっぱり古い貸家になっていてもう大家さんが手をつけないと。その方がいる間はそこにいてもらうけれども、あとはもうその方がお出になれば取り壊しというような状況ですと、なかなか水洗化はされないということで、やっぱりそういう状況が塩竈市の場合に残っている部分にあるような気がするんですけども、その辺の状況はいかがでしょうか。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

実際、水洗化できますよというエリアでも、くみ取りですとか浄化槽というのは今でもやっぱりあります。数は下水道課では把握していないんですが、水洗化率への分母からいきますと1,000件弱ぐらいはあるのかなと思っております。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

それでは、次に同じく資料No.11の25ページをお開きいただきたいと思います。

ここに述べられているのは、重要な会計方針ということで出ているんですが、25ページの予定貸借対照表と関連というところで、企業債償還に係る他会計の負担ということで、貸借対照表に計上されている企業債のうち他会計の負担ということで、貸借対照表に計上されている企業債のうち他会計から負担すると見込まれる額は非常に大きな金額ですね。127億6,412万2,000円ということですがけれども、これはこれから先こういう負担金がかかってくるという予想なんでしょうか、お聞きします。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 ちょっと金額今確認しますが、これ他会計からのということで、雨水に係る一般会計からの負担金を使用しての企業債の償還ということでございます。

以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。いろいろと下水管渠は大変ですがけれども、しっかりとやっただけだと思います。

それでは、介護保険事業に移らせていただきます。資料番号10の327ページ。

ここに、第18節のところの負担金・補助金というところで、「住宅改修支援助成金」というところで、9万円という予算が計上されております。これは、住宅の手すりをつけるとか、お風呂場を改装するとか、そういったことに今まで市では補助金を出してはいたはずですがけれども、それとは違いますでしょうか。お尋ねします。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 こちらについて、今ご説明いただきました住宅改修に係る書類の作成をした場合の費用の補填ということになっております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。

それで、次のところなんですけれども、同じく327ページの「配食サービス事業委託料」の件でちょっとお尋ねいたします。計上されている394万7,000円ですか、これは対象の人数っていうのはどのぐらいに見積もっていらっしゃるんですか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 配食サービス事業の対象人数についてでございます。こちらについては、先ほど少し触れさせていただきましたが、助成額もふやした上でということで、対象人数もふえるということで、基本配食は週2回としておりますが、1回目は最大120人、2回目はこれまでの実績から多少少なくても110人と見積もっております。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。見守りも兼ねてということで、この部分は大変これからふえていく可能性がありますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、同じく資料No.10の342ページをお開きいただきたいと思ひます。申しわけありません、ここは第1款サービス収入ということで、ここに出ているのは「居宅支援サービス計画費収入」ということで、これ収入なんですけど51万6,000円という、これはどういう計画費としての収入なのか教えていただきたい。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 まず、この会計につきましては、介護保険法施行令でこういった地域包括支援センター、これ市で直営でしております。こちらを分離するというので、この会計になっております。今ご指摘の部分につきましては、これはケアプランの作成料ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部（か）委員 ありがとうございます。ケアプランの作成料ですね、承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、次に魚市場に移らせていただきます。同じく資料No.10の283ページ、お願ひいたします。

第2項のところですが、ここに漁船対策費と、それから水揚げ漁船誘致対策事業として400万円とか出ております。これは、仙台港からの輸送補助1,000分の1というような形でお聞き

いたしました。実は、船が入るための手段といたしまして、震災後、ちょうど燃油の高騰時期とぶつかりましたけれども、これまで10年近い、この間2回ほど水揚げ奨励金として塩竈市に船が入ったときに水揚げ量に応じてたしか1,000分の1奨励金を出すという形でやっていただきました。私は、ここで何度もそれをお願いして、取り入れていただいたんですけども。そのときやはり水揚げ量がふえて、非常に金額も上がっているんですね。

私は、船が入ることでこの奨励金に使ったお金は必ず戻ってくると正直申し上げて、地域経済が豊かになると同時にお水を買ってもらう、燃料を買ってもらう、食料を買ってもらう。それだけじゃなくて地域経済が回っていくので、そういったお金っていうのは、決してゼロに償却するわけじゃないということを定例会でもお話ししまして取り入れていただいて、結果はきちっと出ているはずでございます。

なぜなら、塩釜港っていうのは非常にリスクがあって、入り口が狭くて、普通、漁船の方もそうですけれども、船を持っている方が入りにくい港なんですね、ここは。気仙沼や石巻は、太平洋から直接入れるんです。結局港奥部になりますので燃料費っていうものもある程度、入り口からも距離ありますし、台風のとかなんか非常にいい良港なんですね、風等を遮るには。でも一方では、普段は大変入りにくい港であることは、確かに地理的に本当にそこはちょっと残念ですけれども、そういう負の部分があるということです。それに対しての、やっぱりコストの低減というもので、水揚げ奨励金の創設をお願いしてきた経緯がありますけれども、入港漁船に対してコストの削減といったそういったものに対する支援というもの、やっぱりこれはあつてしかるべきかなと思います。

特に、気仙沼港は三陸自動車道も開通しまして、非常に便利になりました。港から直接中央に車も走りますしね、そういったいろいろな利便性が変わってきているということで、もうちょっとほかとの差別化といいますかね、そういったこともきちっと踏まえて、経済効果プラス、やはり入港船の利便性、そういったことも考慮してこういった手当をしたらいかがかというふうに思いますが、お考えがあれば聞かせてください。

○西村委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 それでは、お答えいたします。

委員のご指摘のように、現在、水揚げの奨励金として現存しておりますのは、遠洋底引網漁業の仙台港からの横持費用の1,000分の1という形になります。一方、これまでの取り組みとしましては、こちらも委員のご指摘のとおり、かつて新魚市場の建設の際に入港の漁船の皆

様にご迷惑をおかけするとともに、それでお客離れというんですかね、それを防ぐために1,000分の1の水揚げ奨励金を、平成29年度までの実施だったと思いますが、そういった経過もございます。

一方、先ほどお話ありましたが、今、産地魚市場がパイの奪い合いのような状況になっておりまして、そういった入港に係るインセンティブっていうんですかね、そういうのも必要だと思っています。ただ、先ほどの鎌田委員のお話でもございませぬが、今現状、魚市場会計に一定程度の余裕もなく、それをまた基準外で一般会計の繰り出しでお願いするというのも、これも余り好ましくないという形ですので、総合的に関係者とも協議しながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

今、私がお話ししましたけれども、地域経済をおこすためには、ある程度、投資が必要。その投資も、ぐるっと回って返ってきたときに、きちっと投資した分が回収されれば、それはもう、とてもいいことで、まして船が入ることで経済効果っていうのが非常にあるわけですね。1隻で何百万円かの経済効果はあるはずですので、そこに投入したのっていうのは必ず返ってくるものですから、決してこれは投資してそのままというような性質のものではないということです。

ですから、ここに使う経費っていうのは戻ってきますよということなので、ぜひこれは実施していただきたい。今、ちょっと船が入らない状況もあって、非常に見過ごすことのできない大事な時期だと受け取っておりますので、ぜひその辺はご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、水道事業に移らせていただきます。資料No.13ですね、13ページです。

ちょっとお聞きしたいんですが、水道事業の窓口、それからある一部分ですね、民間委託のような形で委託事業になりました。これで、総合的にざっとでいいんですけれども、今まで直営でやっていた部分と委託してからの部分では、コスト減になっているかどうか。その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道部で大きな部分で委託しているものとしましては、浄水場の

運転管理業務、あとは料金等の窓口の業務の委託をさせていただきます。どちらも、今この現状においては何期目かの委託事業になりますので、現状においてはもう差はないんですけども、当初やったときの効果としましては、浄水場で平成27年から平成28年の部分で1,600万円ぐらい、窓口業務で平成25年から平成27年やったときで3,700万円ぐらいの運営コストの削減を図れたというところで考えております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 ありがとうございます。

やはり、委託するという意味はいろいろありますけれども、技術的なこともあるでしょうし、それから人件費やいろいろな経費の面もあるでしょうし、ただ幾らかでもコスト削減になって、それがプラスになるようであれば大変結構だと思っております。

水道料金について、いろいろ出ました。最終的に今非常に厳しい状況にありまして、大口利用者の方の復興への支援として一時減免をやっていただいて、大変喜ばれたという状況もあるんですけども、今水産加工関係の方たちの中には非常に厳しくて、廃業する方も出てきておるということを私たち聞いております。

まず、事業をやっている方が一番最初に考えるのはコスト削減ですね。そういったときに、市としてどんなことの支援ができるだろうか。そうしたときには、水道料金の減免なんていうのは非常に公平な支援という、使った部分から引いてあげるということで、これ新型コロナウイルスによる観光客の減ということも今降りかかってきておりますけれども、大変大きな意味合いがあるのかなと思うんですが、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○小高副委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道事業として前回、平成27年から平成29年、平成30年までですかね、3年間大口の減免をして、結果的に減免金額としては1億3,000万円程度水道事業としては減収になっております。こちら、やはりこういったものが一定程度の効果があったとは思いますが、水道事業としては、そこの検証までというのはちょっとできていない状況です。また、こういったものを政策的にやるときに、果たして水道事業という企業会計で負担すべきものなのかというのは、前回この減免をしたときもございましたので、そこは塩竈市としての経済支援としての政策として考えていただきたいと考えております。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部(か)委員 わかりました。企業会計になると、なかなか難しい部分が出てくるというこ

とで。

ただ、現状を考えると、こういったところで幾ら幾らではないんですけども、減免という措置をとってあげるということも、公平に皆さんに支援してあげるという部分では非常に効果的なのかなというふうに思いますので、もしできれば検討していただきたいと思っております。

以上をもって質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西村委員長 浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも質疑をさせていただきます。

まず、介護保険事業についてお聞きしたいと思います。実施計画書の23ページ。

「介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）」といたしまして1,759万円、この具体的な事業内容と、こういった一般の方の介護予防の参加人数、ざっくりで結構ですのでお教えてください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 こちらにあります介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）についてでございますけれども、こちらの主な内容ですけれども、これは社会福祉協議会さんに委託しております。こちらの委託料とか、あるいは「いきいきシルバー号」の運行、これも委託会社にお任せしまして、参加費は事実上燃料代とかそういった実費だけということで参加いただけますけれども、こちらの運行事業。それと、先ほど少し触れましたが介護のボランティア事業関係もこちらでの対応となっております。

以上が主な内容でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。高齢の方が元気に活動できるのは、大変よろしいかと思っております。人数的には、後でお聞かせください。

それで、実は亘理町でも先日新聞報道にありましたけれども、社会福祉協議会の協力を得て、またシルバー人材センターの協力を得て、私たちはシルバー人材センターで介護ボランティア制度を今行っているのですが、やはり喫茶店とかカフェなんですね。「認知症カフェ」とかってよく聞きますけれども、やはり「認知症」って名称がつくとなかなか足が遠のいてしまうといえますか、自然に高齢者の方が集まってそこで気楽にお茶を飲んだり、それからここではただの喫茶だけでなく午前中に入浴もできるというような、施設的なも

の準備も必要だと思いますが、やはり高齢者の方たちで今ダンベルだったり、さっきのボランティアだったり、体を動かして何かをすることには意識の高い方たちは参加していただいていますけれども、もっと気楽にただお茶飲みに集まりたいという高齢者の方が家に閉じこもっているんじゃないかなと思います。

こういった点の今後の対応、高齢者福祉のいろいろ計画をしていると思いますが、その辺の対応についてのお考えをお聞きいたします。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 気楽にご参加いただけるような介護予防事業とか、あるいは介護予防と聞きますとちょっと固い形になりますけれども、そういった事業についてというご質問でございます。

この趣旨につきましては、本市としても総合事業で、例えばの話ですけれども、通所型サービスのBということで、これは任意のいわゆるお茶飲みではないんですけれども、こういった任意の団体に対しまして一定の基準、例えば、参加回数、介護については月1回ではちょっと少ないんですけれども、多頻度でそういったお集まりになる団体さんにつきましてはそういった活動を支援しながら、そういった気軽に参加できるものがないかということで、今、実施しています。今、対象団体は2団体、去年から変わりました1団体ふえまして現在2団体となっておりますけれども、そういったところで実施しているというところでございます。

それと、あと先ほど答弁漏れありました地域介護予防支援事業の参加人員についてのご質問でございましたけれども、まず老人福祉センターの事業につきましては、延べ活動人数は昨年度は3,442名の方にご参加いただいております。また、外出支援の先ほどの「いきいきシルバー号」に関しましては利用人数は1,738名、またボランティアにつきましては登録者数は138名でございますけれども、実動としては先ほど少し触れさせていただきましたが、60から70名程度が実動の人数という状況になっております。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

延べ人数ですので、同じ方が何回も利用していると思いますので、実人数とはちょっと違うと思いますが。そのように、集まる場所と言ってもなかなか任意団体も2つしかないという部分で、やはり町内会の皆さんとかそういった意識の高い方たちのご協力をいただきながら



の今の事業だと思っておりますので、亘理町のことを言うわけではありませんが、いわば一定程度、そういった福祉事業を行っているところと、また市では人材とかあとほかの部分でも企業団体でも結構ですのでぜひそういった横の連携をしながら、本市における高齢者の方が気楽に集まれる場所をどういったところに設けていって、どういったサービスができるかということ一度研究していただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。そのご回答、ちょっとお願いいたします。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今、ご指摘並びに提案いただきました事業につきまして、既存事業とさらに拡充する、あるいは新規も含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

そのとき1点、一番気になりますのは、高齢者の中でも女性は比較的外出をする機会が多いんですが、男性の場合はなかなか「俺はいいわ」って言って家の中に閉じこもって、1日テレビを見て過ごすという、だんだんとそれこそ認知症も及ぼしてきますしということで、この間質問させていただいたように虚弱体質といいますかね、筋肉も落ちてくるという部分もありますので、こういった高齢の男性の方たちにこういったアプローチをして表に出すかというか、そういったところに参加させるかということで何かお考えがありましたらお聞かせください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今のご指摘は、私も着任しましてそういった、例えば、先ほどのサークル関係につきましても男性の参加者がほとんど少ない、全く同感でございます。それで、過日、健康増進事業の一環ということで山形市に視察に行ったんですけれども、その際に男性の参加割合が非常に高い健康増進事業というのがありまして、これはなぜかということでちょっと山形さんも今、分析中なんですというのがあるんですが、まず現役世代の段階でそういった事業に対して地元の会社とかに声かけをして参加する。そうすると、女性より現役世代の男性の参加率が逆に高かったりする場合も、企業さんですからそういった場合があると。なお、それが退職した後の60代でも男性の割合が4割程度であったりするところもありましたので、これは現在も山形市さんで「なぜか」と伺いましたら、「今分析中である」

ということでございます。

そういった先進事例、並びに男性の参加率が高いという事業も、これは必ずしも介護予防ではないんですけれども、そういった事業もございましたので、それらを分析しまして私どもとしても活用できればと考えております。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変心強い先進事例があるというのを、今お聞きしました。それで、総合的なそういった事業、これからもすそ野を広げていただくようなそういったさまざまな事業を展開していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、実施計画の24ページ、先ほど来、地域包括支援センターの運営についてご質問がありました。私からもお聞きしたいと思いますが、重立った事業といいますのは先ほどもお聞きしました。社会福祉士の方、また介護士の方も専門分野の方がいらして、高齢者のさまざまなご相談にも応じるというお話でしたし、私もいろいろ皆様にご相談に乗っていただいたという経験もございます。

そこで、最近の相談の中で大変多いなと感じていますのは、実は、権利擁護の相談でございます。なかなか、高齢になってきてひとり暮らしだったり、またご家族とのトラブルが発生して思うように自分の権利が守られないという方が、ただそういったことはなかなか声を上げにくい相談でもありますので、そういったことに対する本市の取り組みはどのようになっていますか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 権利擁護に対します取り組みでございます。こちらにつきましては、今、ご指摘のとおり地域包括支援センターで対応しているところでございまして、その内容としましては、例えば、虐待とか権利擁護の相談・支援ということで対応しているところでございます。件数につきましては、ちょっと年によって振れ方がありまして、例えばですけれども、平成29年度ですと289件なんです、平成30年度には221件ということになっております。ただ、今年度につきましては12月末現在で既に207件ということで、これはその年によって振れ方ありますけれども、やはり内容からすると今後もふえていく傾向にあるのかなと思っておりますので、なおこの点について引き続き継続して事業展開してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。深刻化にならないうちに、いろいろな手を打っていただきたいと思っています。

それで、もう1点お聞きしたいんですが、実は広域の区分で問題が発生するというのもままあると思います。実際、私も先日相談を受けた方は、所在地というか住民票を置いているのは多賀城市さん、しかし本人は今こっちの施設でお世話になっているということで、本人は塩竈市に住んでいるんですが、その方のご相談をいただいたときに住民票のあるところの多賀城市さんの対応ということで、私もそちらに行ってお話しさせていただいたんですが、逆のバージョンもあるということで、こういった部分で二市三町はおろか、やっぱり広域的に仙台とかにもそういった事例はいろいろあると思うんですね。

その中で、ここではっきりしていただきたいのは、住民票があるところで相談を受けるのか、それとも現在本人がいるところでご相談をいただけるのか、その辺をちょっと明確にさせていただきたいと思っています。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 今お話しのことにつきましては、個々の事例によりますので、なかなか基準というものをびったり設けた上で対応というのは逆に不手際といいますか、相手の方の今後のことを考えると難しい面がございます。ただ、私どもとしては相談をお受けした場合には、それに対応するという体制は現段階でも整えているというふうに私どもとしては考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小高副委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 今、長寿社会課長お答えしたところでございますが、例えばお預かりいただいている施設での虐待とか、そういったものであればその施設が塩竈市だけの施設であれば塩竈市にご相談いただくということになるかと思えます。それから、市がまたがって多賀城にもある、仙台にもあるよという施設であれば、あるいは県になる。あと、権利擁護の関係であれば、そのほかに例えば成年後見人のご相談だとか、それから認知の問題でさまざまな経済的な虐待だとか、そういったこともあろうかと思えます。

住民票のある市町村がすべきことなのか、それから今現実本人がいらっしゃる所在地でやるべきなのか、それちょっとやっぱりケースによって多々違って来るかと思えますので、個別にご相談に乗らせていただきたいと思います。以上です。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 そのとき、どちらが対応するかは、もちろんケース・バイ・ケースだと思うんですが、大事なことは両方にまたがる場合の情報共有だと思うんですね。やはり個人のプライバシーにかかわる部分もあって、対応するところは1カ所だけになる場合もあると思います。ただ、その部分で情報共有していただいたり、その後の経過について両方で支援できるのであればということも考えられるかなと思いますので、ぜひその辺のことは何か広域的な部分での話し合いがあったときに、そういったところも一度明確な感じで、それぞれの自治体での共有課題だったり共有の「これからこういったこともあり得るね」ということでの問題意識を持っていただければなと思っていますので、その辺よろしく願いいたします。

それでは、次に25ページの「包括的支援事業」についてお聞きしたいと思います。

認知症施策の総合推進事業ということで、一番最下段であります。1,489万6,000円、この事業内容をまず教えてください。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 こちらの事業につきましては、事業内容にありますとおり各包括支援センターにも認知症の地域支援推進員を配置しまして、こういった関連機関と連携もとりまして、相談支援体制をとらせていただくという内容になっています。加えましてですけども、このほかにも具体的な連携の部分、これは市立病院と連携という部分になりますけれども、認知症初期集中支援チームというものを市立病院に委託しまして、医療機関・介護にかかっていない方でどうもちょっとご相談受けると。「そういった関係があるんじゃないか」というご相談を受けた場合には、早期に発見しまして対応するという体制を整えておりまして、これにつきましては市立病院に委託しまして、加えてこのメンバーには長寿社会課の保健師も参加しまして、これについて対応しているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変心強いなと思っております。

私の周辺にも、やはり最近ちょっと認知症気味でないかなと思われる方もふえておりまして、ご家族の方たちの対応がおくれてしまう場合もあり、なかなかご本人もそうですが家族の方も病院に行って確認することをちょっと恐れるというんじゃないですけども、先延ばししてしまうような状況もあると思うんですね。

それで、認知症サポーターもかなり塩竈市に誕生していると思いますが、こういったまだ病院にもかかっていない、また家族の中でもちょっと最近物忘れだけかなという不安を持っているようなご家族へのアプローチの仕方というのは、どのようになっていますでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 市役所側からの直接のアプローチというよりは、ちょっと現段階では受け身的なところがございますけれども、例えばですけれども、先ほどの認知症初期集中支援チームのことにしましては、ご自身、もしくは家族がそういったご不安があるというようなことがある場合には、まず地域包括支援センターにご連絡をいただきまして、相談いただいた内容に応じましては、例えば、医療機関にかかっていない、介護保険も利活用していない、でもちょっと心配だというような方につきましてはこの認知症初期集中支援チームの対象となりますので、そういった面ですまずは各地域・地区の包括支援センターにご相談いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。やはり、こういった部分の早期発見のためにも、地域包括支援センターがフル活動していただくというのが、一番地域にとっても心強いかなと思っております。

それで、オレンジチームという方々がいらっしゃいます。そういった方々は、例えば、さまざまな事例があると思っておりますけれども、活動報告じゃないですけれども、意見交換会とかそういった横の連絡、あと各地域の包括支援センターで受けているご相談もさまざまな事例があって対応方が違ったり、また同じだったりすることもあると思っておりますが、参考になる部分を共有するということでは、そういった会議とかは設けていらっしゃるのでしょうか。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 少し、ちょっとお答えがずれるかもしれませんが、こういった対応につきましては「認知症カフェ」ということで、相談者も含めましてのお話し合いといいますか、「お気軽に参加してください」ということで現在対応しているというところもございますので、ご理解いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 今の「認知症カフェ」なんですけど、具体的にどういったところであって、どういった方たちが参加しているのか。その辺も、市民に知っていただきたいと思っております。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 「認知症カフェ」につきましては、具体的な店舗名はちょっと避けましても、例えば、壺番館の1階とか、あるいは大規模商業施設があったところの敷地にドラッグストアございますけれども、こちらの中でとか開催をして、実際そういったご家族の方にご参加いただいたりとかしながら、情報共有図ったりしている。参加料は、もちろん無料で対応しているということでございますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、「認知症カフェ」の中身についてお聞きいたしました。それと同時に、先ほど私がお話ししたかったのはそれこそ認知症にサポーターの方がたくさん出ていらっしゃいます。そういった中での活動もあると思いますね。そういった方たちが登録されているのかどうかもちょっとわかりませんが、そういった方たちの活動を報告するような場があれば、それをお聞かせいただきたいなと思っております。

○小高副委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 各地域包括支援センターで、今、委員がおっしゃったような介護中の家族であるとか、介護経験者がお互いに情報交換するような交流図ったりするのは、毎月第3水曜日に「認知症家族とのふれあい広場」というものを各包括に設けておまして、そちらでさまざまな情報共有であったり、それぞれの癒しであったり、そういう場になっているというふうなことでございます。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

いろいろ幾層にもそういった方たちを支えてくださる、そういった仕組みが広く市民の方にもわかっただけだと、それぞれの安心感が違う野かなと思っております。ぜひそういった状況的なものを、さまざまな形で広報もしていただきたいなと思っております。

それから、なかなか認知症は家族の対応が難しいということで、最近は認知症の方を対象としたグループホームもふえていると思いますが、そういったところになかなかうまく入れないとか、待機者の方々がたくさんいらっしゃるという声も聞いておりますが、そういった意味で本市における認知症の方の介護施設への入所について、具体的なことを教えていた

だきたいと思っております。

○小高副委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 認知症の方に対します、そういった施設関係についてのご質疑でございますが、本市につきましては、現在5カ所にそういった認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームというのを設けております。加えまして、現在もう1カ所建設に向けて今、第7期介護保険事業計画、来年度中までの完成・開所を目指して、今、本市としても支援をしているところでございます。よろしく願いいたします。

ちなみに、この新しくできる施設につきましては、定員が18名のグループホームでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

年々認知症の方がふえていらっしゃるということでございますので、本当に施設面もそうですし、一般の介護施設は要介護3以上でなきゃ入れないというわけで、この認知症の方は要介護3という認定を受けておりますが、たださまざまな理由で一般の介護施設ではなかなか受け入れ切れないという現実もございますので、ぜひ路頭に迷うというか介護難民にならないような対応を、丁寧をお願いしたいと思っております。

それでは、最後にちょっと市立病院のことについてお聞きしたいと思っております。

資料No.12の1ページ目が、今回の病床数が全部で161床一般病床になって、その中で包括ケア病床をふやしたということで、経営的にも少しよくなってきているというご報告を先ほど受けておりますが、そこでお聞きしたいんですが、今回の包括ケア病床、資料ほかの17でも今後の流れの中でそういった意味での必要性をうたっておりましたが、今現在この包括ケア病床の今日の状況を具体的にお聞かせください。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 浅野委員にお答えいたします。

今現在、161床の中で包括ケア病棟は90床、一般病床が71床という内訳になってございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

それで、重篤だった急性期型から今度は受け入れるという部分で、多くの方からも市立病院に入れなかないかというような声も聞くところでありますけれども、そういった意味で病院と病

院の連携室っていうのがございますけれども、それがどのように機能されているのかお聞かせください。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 市立病院では、地域医療福祉部の中に地域医療連携室を設けてございます。その中には、看護師・事務スタッフということでおまして、転院を希望さる患者さん、その方については相手先の病院からこちらの連携室にいただいて、連絡を受けた後受け入れているという体制をとってございます。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

介護がこのように大分進んできまして、地域でも包括ケア的な介護の状況、自宅で住みなれたところで長くそこで老後を過ごすというか、また昔のように必ずしも全て介護施設に入るというわけではない。こうやって家族と長く一緒にいられるという部分も、今国を初め進められておまして、それに対しては、塩竈市立病院も在宅の医療もみていただいたり、また施設に入っている方のところにも訪問をしていただいていると聞いていますが、その状況についてもお聞かせください。

○西村委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 在宅医療の件数についてお答えさせていただきます。

平成30年度でございますが訪問診療、これはご自宅なり施設に行く件数も含まれておりますが、実績としまして1,689件になってございます。それから訪問看護、こちらにつきましては2,294件。それから訪問リハビリテーション、こちらにつきましては平成30年度の実績で3,282件という実績でございます。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

本当に住みなれた我が家で、家族と一緒にいながら、そして看護師さんなりお医者さんなり、またこのリハビリの方に来ていただいて自宅でそれが受けられるというのは、ある意味これからの高齢化社会の中におきまして望むところであるという考えが、今ふえていると思いま



す。当然、容体が悪くなって、これまででしたら救急車でいち早くどこかの病院に運ばなきゃならない、そして最期は病院で心臓マッサージを受けて「お亡くなりになりました」ということが、まあまあこれまでの終末の医療だったと思うんですが、最近は「自宅で家族にみとられながら亡くなりたい」、また先ほどお話ししましたグループホームでも一部そういった「きょうか、あすか」というご家族に対して、おじいちゃんとかおばあちゃんに対して家族の方が別室で休まれて、最期に立ち会うことができるというような施設も今できております。

そういった意味では、塩竈市立病院の今後のこの地域での病院のあり方・必要性というものに対して、今先取りをしているという言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういった意味で行っているのではないかと思われませんが、市立病院事業管理者のご意見をお聞かせください。

○西村委員長 福原病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 お答えします。

今、地域包括ケアシステムの中で、やはり病院に求められるものが、多分、医療だけではなくなくなってきているんだと思うんですね。地域住民の健康を守るためには、やはり医療とそれから介護も連携していかないといけないような時代になってきたということだと思います。それが、この地域の医療が守られるということと直結するのではないかなと考えておりました、そこの連携の中心となって我々の病院は働かせていただこうと考えている次第です。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

私、大崎市の古川病院に以前おられた先生が、「穂波の里」という古民家風の建物、新しい建物なんですけれども古民家風に、農家の民家のような建物の中で医療をやっているところに私たち公明党で視察に行ったことがありましたけれども、そこのケースワーカーの方が24時間首から携帯をぶら下げていて、在宅にいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃんの容体が変わるとご家族の方が24時間お電話をいただいて、その状況を聞いて先生にお伝えして、すぐ行かなきゃならないか、それとももう少し様子を見たほうがいいのかというご判断をされて、最終的に家族の方にみとられて、亡くなる時もその方の尊厳死といえますか、その方の人間としての最期をすごく温かく見守られたと。人間としてという言い方は変だと思いま

すけれども、そういったご本人の人生最期を尊厳的に地域の医療、そして家族に見守られて亡くなったということで、残された遺族の方は病院に対してもすごい感謝の思いをしていたのを、今でも覚えているんですが。

私も、そのとき定例会で質問したときに、島もあって、そういった地域もあるこの高齢化率の高い塩竈市において、在宅医療また在宅みとりというのは必要ではないかということも定例会で質問させていただいたんですが、これはまさに塩竈市立病院がそういった形に今なりつつあるのかなって思っておりますが、その辺についてのお考えをお聞かせいただけますか。

○西村委員長 福原病院事業管理者。

○福原病院事業管理者 まさに、委員がおっしゃるとおりだと思います。やはり「在宅医療支援病院」という指定を受けてから、我々の病院は、やっぱり患者さんの最期をみとる上でも、ご家族やもちろんご本人の意向というのも十分ご意見をお聞きしまして、在宅みとりを希望される方にはその医療を提供しようというふうに考えていますし、もちろん最終的にやっぱり急性期医療を希望される方にはそのような対応しようということで、事前に意向を聞いて対応する、そういう体制をとっております。

以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ぜひ地域住民の方の生命、そして安心を担保するために今後とも頑張ってください。ありがとうございました。

○西村委員長 土見大介委員。

○土見委員 私からも、交通事業会計について簡単に何点か質問させていただきます。資料No.10の226ページからいきます。

交通事業特別会計、離島航路の安定的な運営というのは、浦戸の方々初め、観光客の皆さん、そして工事業者とかさまざま関係する方々の行き来に大変重要なものであるため、安定的な航路の運営というのは必要だと思っております。その中で、ただ単に航路を運営すればいいという話ではなくて、やはり安定的に運営するためには財源的なものもしっかり確保していかなくちゃいけない。そのためには、ある程度の乗降者数を確保し続けなければいけないというところから、利用者の増加にも働きかけを行っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

その中で、何点か質問させていただきたいんですけども、まず最初にちょっと細かいとこ

る何点か質問させていただきます。

けさの午前中の答弁の中でも、課長からお話しあったんですけれども、「離島航路は道路です」というような旨のお話があったと思います。そこでちょっと市長にお伺いしたいんですけれども、この「離島航路は道路である」と前の市長からずっと僕も聞いてきた話なんですけれども、このことに対してどういう認識なのか、維持管理費の費用面のことも含めてお伺いしたいと思います。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前の市長さんから「離島航路は道路である」という、航路という概念を考えたときに国にとっても道であるという意味だと思います。その維持管理については、当然私どもとしては島民の皆様方の足を確保するという、そういった意味合いから当然どんな状況になっても、あれだけ人口が1,300人から現状では三百十数名、実数はどうなんだと言ったら多分200名前後だろうというふうに認識しておりますが、高齢化もどんどん進んで船の料金で維持するのはもはや不可能である。それで、国・県または市から財源を担保して、何とか離島航路を維持しているというのが今の現状だと認識しておりますので。

ただ、どんな状況になっても、私どもとしては島民の皆様方の命を守る、生活の道としても重要な路線だと認識していますので、船にとっても道であるというのが、そういう表現で言葉でもされていると思いますので、そういう認識でおります。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この「離島航路は道路である」というところが、これまでに私も何回か浦戸のことについて質問していく中で、どうしてもネックになった部分があったので、今の市長の考えをお伺いした次第でございます。これをベースに、細かいところを何点か質問させていただきたいと思います。

まず、資料No.10の226ページ、先ほどご提示したページからなんですけれども、雑入のところ広告費だと思うんですが、前年度44万8,000円あったものが、今回3万6,000円ということになっています。この減の理由をお聞かせください。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えさせていただきます。

昨年度までですとタラップ、各棧橋、塩釜港から始まりまして桂島、野々島、石浜、寒風沢、そういったところにタラップを設置してございましたけれども、それに対する補助金が40万

円ほど出ておりました。令和2年度に関しましては、タラップの整備が終了しましたので、その分の補助を申請する予定はないということで、ここには計上してございません。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。タラップの補助費用ということでした。

続きまして、市営汽船の第4便、通常11時便なんですけれども、運用が始まってからしばらくたつんですが、この11時便を運用したことによる効果というものをどのように検証しているか、お教え願いたいと思います。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 それでは、お答えさせていただきます。

11時便に関しましては、委員もご存知のとおり、島民の皆様からの強い要望によりまして、運行を開始させていただきました。ただ、我々、当初島民の皆様のご意見から多く出されたのは、11便は下り4便なんですけれども、それがないと下り5便・13時便で島に帰ることになると。この2時間を、塩竈市内で過ごすのが非常にもったいないと。なので、11時便を運行してほしいというご意見でしたので、11時便を運営することによって下り5便・13時便は大幅に減るのではないかというのを我々危惧してございました。

そしてまた、その減った部分しか下り4便はふえないのではないかという思いでおったんですが、今までの平均でいきますと下り5便・11時便に関しましては25名程度、これが前年度は32名でございますので、7名程度の減になってございました。下り4便・11時便に関しましては、これは大体23名程度乗ってございますので、島民以外のご利用の方も大分乗っておるのかなど。当然、我々の目標とする数値といいますと、先ほども言いましたけれども損益分岐点の60名には届いておりませんが、我々が想定する10名前後の利用ではないかなというところよりは、一般の観光客の方々もご利用していただいているのかなと思っております。

我々、繁忙期には、券売機の前でお客様に対しての券の購入の仕方等をご案内しますけれども、その中でも観光客と思われる方々が「11時便があるのであれば、ちょっと島に行ってみようか」と。今までですと9時半、その次が13時でございましたので、そういった形で乗っていただく方も多々ございましたので、そういった効果もあるのかなと思っております。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

予測していた数よりも、多くの方が乗られているということで、非常にうれしいなと思うんですけども、下り3便はこの下り4便導入によってふえたのか減ったのか、その点についてもお伺いしたいと思います。というのは、島民の方々というのはやはり数に限りがございますので、乗ってくる方ももちろん限りはあるということで、この下り4便には5便だけでなく、3便の影響も入ってくると思うんですけども、その点はいかがですか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 下り4便の影響ということですけども、下り3便に関しては前年度が42名、今年度は49名ということで、逆にふえてございました。これは、もしかすると工事が大詰めを迎えておるということで、そういった作業員の方々が多く乗っているという影響もあるかもしれませんが、直接的に減少しているということは我々の統計では見られておりません。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それでは本題といたしますか、一番聞きたかったところに入っていきたいと思います。

今回一般会計になりますけれども、「浦戸再生プロジェクト推進事業」というのがありまして、今後、浦戸振興にてこ入れをしていくという市長の意思のあらわれだというふうに感じております。その際、この離島航路についても必ず話題に上るというふうに考えておりまして、その話題として上ってきたときに、ちゃんと会議の中で皆様に情報提供できるだけのデータというものを今現状として持っていないと話にならないよねというところが、今回質問したいところの趣旨になります。

その点で聞きたいんですけども、まずこの浦戸の離島航路に関してどのような統計情報なのか、もしくはアンケートなのかわかりませんが、どのような情報を常に収集しているものなのか。その点をお伺いしたいと思います。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 我々独自のといたしますか、我々は、毎年毎年、国に対して補助申請をいたしますので、その中では年間の運航便数であるとか、各便ごとの乗客者数であり

ますとか、そういった情報といいますかデータは必ず提出することになってございますので、そういったものは、我々の中にストックされているというふうに感じております。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

その提出するデータというのが、どの程度細かいものなのかちょっとわからないのであれなんですが、各便ごとの乗降者数というのがあるという話でしたが、各島ごとに、例えば、1便の方が、各島ごとにどれだけ乗り降りしたかというデータもお持ちなのでしょうか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 まことに申しわけございません。今その各島ごとの云々というのに関しまして、ちょっとデータがあるかどうか私の手元では見つけれませんので、わかり次第ご返答申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

それお聞きした理由としましては、何便で各島で何人降りて、乗ってというものがわかり、かつ渡船の利用者数がわかれば、大体島の中に入った方々の動向というのが見えてきます。そのため、このデータというのは非常に、今後離島振興を考えるときに大きなデータであり、浦戸に行くほぼ唯一、島の元気な方々は別としてほぼ唯一の移動手段である浦戸のこの航路で、そこをしっかりと押さえておくというのは非常に大切なことだと考えておりますので、ぜひそこはデータなかったらとるような形をとっていただきたいなと思います。

その上でお伺いしたいんですけれども、現在の離島航路を観光的な面から考えた場合、離島航路にはどのような課題、改善点が見られると思いますか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 離島航路は、我々、先ほどもお話ししましたけれども島民のための航路でございますので、観光客の皆様に対する利便性というのは、やはり若干落ちるのかなと。例えば、朝7時15分の船が出ますと、その次が9時30分、9時30分の次は11時、11時の次は先ほど言いました13時ということで、観光客の皆様にとって島に渡るのには、朝7時15分というのはちょっと早い時間でございますので、島に行くためには9時半か11時と、その2本しかないということになります。そういったことでは、観光客の皆様にとっては若

干利便性は落ちるのかなというふうに、我々としては感じております。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

観光客といっても、島でどのようなことをするかによるかと思うんですけども、ある程度、プログラムを決めてしまえば、9時か11時かで乗らせるということも比較的簡単にできるのかなというふうに思っています。

ちなみに、今現状としては、観光客の方は9時と11時、どちらが多いんですか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 済みません、全体での観光客の乗船者数はわかるんですが、便ごとの観光客数というのはちょっと手元にはございません。これももしあれば、後でお答えさせていただきますけれども、今、手元にはないので、申しわけございませんけれどもよろしく願いいたします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今後、交流人口をふやしましょうという話になったときに、効果検証するには、絶対に必要なデータになると思いますので、もしとっていなかった場合はぜひとるようにお願いしたいなと思います。

続きまして、移住・定住ということ考えた際、この離島航路の観点からすると何が一番課題として挙げられると思いますか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 これも、何度か私どもでもお答えをさせていただいておりますけれども、やはり桂島・野々島・寒風沢・朴島の4つの島、そちらにお住まいになって、市内に通うということであれば、朝の時間は、大体、朴島発6時・6時40分という2本の便がございますけれども、こちらから浦戸諸島に戻るときの最終が18時15分という形になってございますので、それ以降であれば毎週金曜日のウィークエンド特別便以外は島に戻るすべがないということがございますので、島外に仕事を求める方々に対してはちょっと厳しいダイヤかなと感じております。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちなみに、その厳しいデータかなと感じているという、今、浦戸振興課長のお話があったんですけども、これは何かアンケートをとったりして得られた結果なのか。それとも、あくまで課長が経験の中から紡ぎ出されたものなのか、お伺いしたいと思います。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 統計とかアンケートというものは、特段、我々としては、便数というか、夜間の運行便に関してのデータはとっておりませんが、島民との懇談の中では、島民の利用ですから18時15分で十分だというお話は多々あるんですけども、移住・定住ということを考えれば私の主観として不足しているのではないかなということで、ご答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

よく、さまざま意見を聞くというときに、アンケートという手法が用いられると思います。もしくは、ワークショップなり何なりで意見を聞くという場所もあるとは思んですけども、そういう場所での意見というのはどうしても大きな声が強くなってしまったりとか、あとは聞いた人によって意見に偏りが出してしまうというものがあるので、ぜひそういう人為的な情報の改編というとおかしな話ですけども、人為的に変更されることがないような統計的なデータというのもしっかりとった上で、議論をしたいなと思うので、そこら辺のデータの収集もお願いしたいなと思っています。

特に、今後、市長のお考えになっている浦戸再生プロジェクト推進事業を進めていく中で、どうしても厳しい言い方をしてしまうと、今住んでいる年配の方々とそれからこれから浦戸に住んで浦戸を盛り上げてほしい若い人たちの意見というところの間には、若干乖離が生まれてきてしまうのではないかと考えています。それはなぜかといえば、今の年配の方々の生活と、浦戸に新しく住むこれからの浦戸の島民の方々の生活の間には、やはりスタイルも含めて働き方も含めて違いがあるだろうということからであります。

そうしたときに、それぞれの意見をもちろん聞いて、それぞれにとって利便性の高い市営汽船なら市営汽船の話をするのはもちろんなんですけれども、なかなかどうしても両立するの



って難しくなってくる場合もあると思うんですね。そのときに、しっかりと人為的なアンケートとかヒアリングだけじゃなくて、ちゃんとした統計的なデータというものも入ることによって、少し客観的に物事を見ながら冷静に判断していけるのかと考えておりますので、その点はぜひお願いしたいと思います。

最期に、質疑をさせていただきます。先ほどから統計的なデータ、データという話ばかりをしていたんですけれども、現在、ちょっと先ほど「わかりません」という話だったんですけれども、各港ごとにデータがあるかないかということをお伺いいたしました。このデータというのは非常に大切なんですけれども、もう一つ加えて定期券をお持ちの方というのが、それぞれの島で何人乗り降りされているかということはチェックされていますでしょうか。

○西村委員長 村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 定期券全体はわかっておりますけれども、各島ごとにとりますとちょっとお時間をいただくことになるかと思えます。済みません、よろしくお願いたします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 少々細かい話を続けてしまったところもあるんですけれども、こういう情報をしっかりとることによって、浦戸の方々、もしくは浦戸に入られた方々がどういう行動をとって出ていくのかということがしっかりわかって、今後の浦戸振興につながると思えますので、その点しっかりとデータの収集というところをよろしくお願いたします。

市長もことし1年で、さまざま全体像の把握とか検証というものを訴えていらっしゃいました。やはりその点についても、大きく寄与するような内容になるだろうと思えますので、データの収集というのは意識してやっていかれることをお願して、私の時間を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 1つだけ、土見委員にお伝えをしておきたいことがあります。

正直に申し上げますと、確かにデータをとるということは、一方でいろいろなことがわかる反面、現実を直視しなければいけない部分も相当出てきます。ですから、当然それをわかった上で今おっしゃっていただいていると思えますので、私どもとしてもその現実をどのように受けとめて、維持するためにどうしなければいけないのか、じゃあ維持をするためには何をしなければいけないのかということも、一方でその数字を見ることによって突きつけられ

る部分があります。そういったこともぜひ踏まえた上で、いろいろな今後ともご指導をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西村委員長 ちよつとお待ちください。

村上浦戸振興課長。

○村上産業環境部浦戸振興課長 済みません、先ほど答弁漏れした部分でございますけれども、各島ごとの乗船客数、それから推定観光客数のデータについてご説明をさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、平成31年度4月からでございますけれども、塩竈・桂島が3,492名、うち推定観光客数が1,289名。また、全体のうちの島民の定期券利用者数は600名という形になってございます。そういった形で、各島ごとの月々の推定観光客、定期券利用者、それから乗船者数等の統計は出ておりますけれども、これ全部言ったほうがよろしいでしょうか、いいですか。

といった形で、私ども毎年毎年統計はとってございました。申しわけございませんでした。

○西村委員長 今野恭一委員。

○今野委員 それでは資料No.11、3ページに載っています他会計負担金で、これら雨水処理等に対する負担金とありますが、これは具体的に、どういう雨水処理のための予算なのか、お知らせください。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

これは、雨水のポンプ場の燃料だったり電気代など、維持管理等に使われるものが入っております。

以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 なるほど、わかりました。

その維持管理が9億503万7,000円かかっているようですが、これ単なる電気料とかポンプの使用料というだけではなさそうに見えるんですが、もうちよつと具体的にお願ひします。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

9億円他会計から負担金いただきまして、管渠及びポンプ場の電気代のほか、あと4ページの第1款第2項の営業外費用の利息及び企業債取扱商品等です。そちらに使用しておるとい

うことでございます。

以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 ちょっと理解に苦しんでおります。その辺、あと追って、詳しく、また教えていただきます。よろしくをお願いします。

そこで、資料No.10に移ります。153ページ、下水道費が載っています。下水道といいますと水洗化工事、塩竈市は相当水洗化が進んでいると私は認識しておりますが、現在の水洗化率はどのぐらい進んでいますでしょうか。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

まず、普及率が99.3%、あとそのうち下水道が使える区域の中で水洗化率というのは98%程度というふうに思っております。

以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 最初の99.3%は、本管を入れていつでも水洗化工事できますよというふうになっている宅地のパーセンテージだよ。わかりました。その本管の入っている、つまり取付管が入っている宅地の中で98%がもう水洗化工事終わっていると、こういうふうに解釈しいいですね。わかりました。

さて、そこで、水洗化については大体それでよろしいかと思いますが、宅内貯留というのがあるはずですが、これはどこに載っていますかね。下水道の中で、どこに載っているか教えてください。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

資料11番号の17ページから実施計画の明細書というのございますが、その中の22ページ、その資本的収入及び支出の中の支出という欄に第1款第1項第1目の中に工事費ということで、ここで公共下水道事業で5,900万円というふうに記載されております。それで、今度27ページごらんいただいて、こちらの建設改良事業ということで工事の中身が載っているんですが、公共下水道の中の②番の下の横棒のところで「市内一円浸水対策工事」ということで「貯留浸透施設3カ所」というふうに掲載しております。

以上です。

資料番号11番でございます。その中の22ページの中に資本的収入及び支出の中の支出の第1款第1項第1目管渠建設改良費の中の工事費に5,900万円と記載がございまして、これが宅内貯留となっております。以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 ざっとわかりました。ということは、宅内貯留の予算としては5,900万円取っているということですね。であれば、年間の工事件数はどの程度予定していますか。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 大変失礼いたしました。今、資料番号11の22ページで5,900万円あるうち、今度は、27ページごらんいただきたいんですが、同じ資料27ページですが、その1番公共下水道事業これが5,900万円とございますが、その中の②番の下の市内一円と記載してある部分が宅内貯留施設なんです、こちらは金額の表示はされていないんですが900万円を予定しております。（「900万円」の声あり）箇所数につきましては、3カ所を予定しています。

以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 900万円を3カ所を予定しているというふうにお答えをいただきましたので、さよう理解しておきます。

それで、この宅内貯留というのは、流水抑制としての雨水対策として非常に効果的と言われてきた工事であるんですが、昨年の台風第19号で浸水した箇所はどこどこで、何カ所ぐらいありましたか教えてください。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 お答えいたします。

ちょっと、箇所数ということではお答えしにくいんですけども、建物に被害を及ぼした件数は230件を超えるような冠水というか、床下浸水等を確認してございます。

以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 地域はどの辺ですか。

○小高副委員長 木皿税務課長。

○木皿税務課長 お答えいたします。

主な浸水地域ですけれども、新浜二丁目、藤倉二丁目、南町、あと宮町、本町、牛生町などでございます。

以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 危機管理監、危機管理監はそういった地域を回って見ていましたか。

○西村委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 申しわけございません。各家屋という意味では見ておりませんが、道路の通行どめ箇所とか冠水箇所というのは確認しております。

以上でございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 それを言ってほしかったんだよ。それがどこどこなんだかね、そういうのを的確にやっぱり答弁いただかないと、次に進まないんです。

先ほど下水道課長から、「この辺の高いところから水が流れてくるんです」という話がありましたよね。そういった箇所、ちょっと教えてください。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 先ほどご答弁させていただいたのは、台風第19号の後に宅内貯留を整備したエリアということで、梅の宮と、あとは、白萩町と説明させていただいたと思っております。

以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 実に、この宅内貯留、一時は相当数進んでいたのが、なぜ今、年間3カ所で900万円程度の事業しかできないのか、非常に不思議であります。そもそも、この事業、始まったのはいつごろだか、ご存知だったら教えてください。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

「宅内貯留施設整備事業」につきましては、平成6年に始まった事業でございます。東日本大震災の前までは年間5,000万円とか、一番ピーク時では1億円を超える予算をかけて整備をしていたというふうに思っております。

ただ東日本大震災以降は、災害復旧であるとか、復興事業を、まず優先させるということで、

規模を縮小して900万円というふうにして、平成23年度からは、ずっと続いてきております。災害復旧とか復興交付金がまた落ちてきましたら、その辺はこの前の台風第19号ですか、その被害と効果とかを見きわめながら、事業は今後どうしていくかということを検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 ただいま予算のお話がありまして、5,000万円と1億円とかやっていたということではありますが、東日本大震災を理由に挙げていましたけれども、それはちょっと見方が違ってきますよね。本当はなぜなのか、言ってみてください。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 予算900万円になった、縮小したということの経緯に関しては、東日本大震災の後に災害復旧や復興交付金事業をまず優先させようということで、900万円に事業を圧縮したということでございます。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 知らないようですから、教えてあげましょう。これは平成6年に始まったころ、実は、その前は水洗化工事で、その業者さん方は水洗化工事でどんどん仕事をやっています、そして水洗化工事が大分進んで、このとおり水洗化率がどんどん上がってきました。結果、いずれ、このままいったら水洗化工事はなくなるだろうと。ちょうど平成2年の大洪水のときがありましたから、その大洪水の平成2年は翌年、平成3年春に市長選挙と市議会の選挙がありまして、統一地方選挙ですね。そのときに、三升市長が初めて当選なされたんですよ。

三升市長は、この洪水を何とか改善して、そして市民を洪水から守らなければならないということで、三升市長は、この宅内貯留ということを「進めるぞ」という方針を打ち立てました。結果、管工事業界の人たちは水洗化工事が少なくなったと同時に、この「雨水対策をこれから進めてくれ」というふうな市当局の要望があつて、宅内貯留の申込書・一件書類何枚かありますね。これの書き方を教わって、会議室でそれを教わって、「このように書いて提出してください」と。お客様からは、「指定業者として業者名を必ず書いて出してください」こう言われていましたから、当時の業者たちはそれぞれ水洗化工事で忙しく追われている会社は別として、宅内貯留の工事に着手しました。この申し込みを提出した業者は、随意

契約で必ずお客様のところに工事に行ける、そのようなシステムができ上がっていたんです。

それがあるとき、市民総務部長、そっち向かないでちょっと見て。契約の形態が変わりました。あるときか、指名制度が出たんですね、指名競争。そして、どういうことかという、例えばA社が申し込みを受け付けたものを、提出をした。そうすると、それを指名競争だといってA・B・C・D・Eと5社から6社指名されて、そしてみんな顔を見合せながら入札をしたと聞いています。そして、やがて最近になったら、その申込一件書類を提出したにもかかわらず、そのA社は指名を受けられないと、そういうことがここ何年前からありました。

したがって、業者は「もうこんなんだったら、宅内貯留なんかやってられない」という意見が、私のところにも随分寄せられました。そして、組合の会議などがあるたびに、そういう「何とかこれは改良できないのか」という話も受けておりましたが、なぜそうなったのか部長、教えてください。

○西村委員長 小山市市民総務部長

○小山市市民総務部長 部長ということで、私のことをご指名いただいたということによろしいですか。

済みません、今の話ですね、正直、私、初めてお伺いしました。そういった経過、初めてお伺いしました。そういった経過・いきさつがあつて、雨水対策事業は、当時、非常に大事だということでしたので、宅内貯留施設ということで、かなり全国に先駆けてやったということでの記憶がございますけれども、そういったことで行わなくなってきたって、今、初めて勉強させていただきました。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 そうですね、部長になってから減ったわけでないからね。その前からがくんと減ったのが、如実にさっき関下水道課長がおっしゃっていた震災後というお話ありましたけれども、震災関係ないんです。要は震災じゃなくて、その契約のやり方が変わったんです。だから、誰も自分が申込書を、お客様に営業して申し込みをいただいても、自分のところもらえるかどうかわからない仕事、こんなばかばかしい営業なんかしてられないよと、こういうのが各業者の声です。よく覚えていてください。

ですから、やっぱりこれを、今、ポンプ場幾つかあります。そういう大きなポンプ場に、何億円・何十億円かけても、それでもやっぱり上から流れてくる水は防げないんですよ。です

から、あちこちにあふれて冠水をしているというような状況があるわけですから、これは、部長が知らないということは、市長ももちろん知るよしもないわけですから、市長にはこれをしっかり聞きとめておいていただいて、これからこの宅内貯留にぜひ力を入れていただいて、市内の冠水・大雨対策、これをひとつやっていただきたいと思います。

さっき、小山市民総務部長も言っていましたように、全国に先駆けてやったという、これは、やっぱり、非常に、塩竈としては、大変な大事業だったと思います。いわゆる「先駆者」といいますかね、沖縄に行って視察したり、あるいは、あちこち視察をしながら、雨水対策ということを私どもも大変、勉強させていただきました。そして今日になったら、もう900万円の予算で3カ所しかない。これでは、大雨来たらまた冠水しますよね、関下水道課長。

○西村委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今年の台風第19号、あのぐらい雨が降ったというのは、かなり久しぶりではあったんですが、やっぱり、あれぐらいの雨が降ると冠水とかあったものですから、その上流を調査して、今、委員がおっしゃったとおり、効果のある箇所の選定はこれからも検討して行って、ぜひ実施していきたいと思います。

以上です。

○西村委員長 今野委員。

○今野委員 実に、あの大雨が降って、それがそのまま川下に流れていく、あるいは坂道を下っていく。そういう雨水を一旦地下に、宅地の中に掘ったところに一旦ためて、そして小さな穴から「ちょろちょろ」と雨がやんでも時間差で流れていく。そうすることによって、下流側の冠水を防ぐというそういうことで進めてきた事業でありますから、佐藤市長におかれましては、これをぜひ復活させていただいて、この塩竈から冠水をなくしていただけるようお願いをして、一言いただいて私の質疑は終わります。

○西村委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、今野委員のお話はなつかしく思い出しておりました。当時、県会議員の秘書をさせていただいておまして、3回続けて水害が起きて、水害対策を中心に唱えられた三升市長が誕生したと。

当時の記憶ですと、当然、今まで沢だったところが、団地として造成をされて、水の貯留の滞留時間っていうんですかね、「保水機能」というんでしょうかね、そういうのがアスファルトになったことで、高台から低いところに流れて行って、それが水害をかもし出していた



と、そういう認識がございます。それを解消するために、「宅内貯留」という新たな方式を生み出して補助金を出してという記憶がございます。

ですから、私どもとしても、塩竈の地形を考えていただくと、これは、今野委員は十二分におわかりだと思いますが、特に新浜町周辺については、やはり地盤沈下も相当かかわっていて、その地盤沈下による冠水というものも、この間の台風も全て現場見ておりますので、そういった理由もあるだろうと。その一方で、やはり上から流れてくるものについて、特に赤坂のマンション周辺ですね、そういったところの水処理をどうしていくか、そういったことも丁寧に考えさせていただきながら。

ただ、我々の予想以上に、1時間当たりの側溝とか、ポンプ場の処理能力の44点たしか五、六ミリで側溝整備してきた、それが、この間みたいに1時間当たり50数ミリですね、降ってしまった。そういったところの、大変厳しい自然環境の変化というものも、どのように我々は、限られた予算の中で対応していくかということは、これからも永遠に多分続くテーマなんだらうなど。

ただ、皆様方に安心して住んでいただける地域をつくるために努力をし続ける、このことだけは、しっかりとお約束をさせていただきたいと思います。

○今野委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ただいま関下水道課長より、阿部かほる委員に対する答弁漏れに関し、発言したい申し出がありましたので、これを許可します。

関下水道課長。

○関建設部下水道課長 先ほど阿部かほる委員のご質疑で、お答えできなかった部分について答弁させていただきます。

資料番号11番の25ページのローマ数字のⅢの予定貸借対照表と関連という部分の127億6,400万円について、答弁させていただいた部分なんですけど、ちょっと先ほど全て雨水というお話をさせていただいたんですけど、127億円のうち116億円が雨水でございまして、その他は流域下水道の建設とあと漁業集落排水とか汚水の部分も入っての127億円でございました。

大変失礼いたしました。

○西村委員長 暫時休憩いたします。

委員会室において、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午後4時49分 休憩

---

午後5時15分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第15号ないし第25号、第27号、第29号及び第30号、第33号ないし第37号についてお諮りいたします。

議案第15号ないし第25号、第27号、第29号及び第30号、第33号ないし第37号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立全員であります。よって、議案第15号ないし第25号、第27号、第29号及び第30号、第33号ないし第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、第28号、第31号及び第32号について採決いたします。

議案第26号、第28号、第31号及び第32号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立多数であります。よって、議案第26号、第28号、第31号及び第32号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました各議案のうち、議案第20号について附帯決議の提案の申し出があり

ますので、これを許可いたします。

議案第20号に対する附帯決議について、趣旨の説明を求めます。小高 洋委員。

○小高委員 それでは、ただいま議題に供されました議案第20号に対する附帯決議案につきまして、お手元に既にご配付させていただきました資料を朗読させていただきます。提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

#### 議案第20号に対する附帯決議（案）

議案第20号「塩竈市保育所条例の一部を改正する条例」は、建物の老朽化、また、津波浸水区域に近接している新浜町保育所の廃止と本市の待機児童の状況や市内中心部の利便性等を踏まえ、海岸通地区に「うみまち保育所」を設置するものである。

一方で、新浜町保育所の廃止により杉の入小学校区から一定規模の保育施設がなくなることに対し、市民・保護者から同学区内に保育施設を求める多くの署名が寄せられた。

人手不足が深刻な問題となっている水産業・水産加工業の集積地である新浜町地区を含む同学区に、保育施設を整備することでの就労促進の観点、また、地域全体で子供を育てるまちづくりの観点等から、以下の決議を付すものである。

#### 記

1、保育施設の安定的な運営と維持管理を行うため、保育施設の運営及び設置、維持管理等に係る国庫補助制度の拡充を国に対して強く求めること。

1、塩竈市立、あるいは保育の事業実績の豊富かつ優良な事業者等も含めて、杉の入小学校区内に保育施設を設置できるよう検討し、取り組むこと。

以上決議する。

以上、趣旨説明でございます。皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○西村委員長 これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号に対して附帯決議を付することについて、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立多数であります。よって、議案第20号に対しては付帯決議を付することに決しました。

以上で全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和2年度予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時29分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年3月3日

令和2年度予算特別委員会委員長 西村 勝 男

令和2年度予算特別委員会副委員長 小 高 洋